

島根原子力発電所第2号機 審査資料	
資料番号	NS2-補-014 改 08
提出年月日	2023年5月24日

工事計画に係る補足説明資料

(その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備)

2023年5月

中国電力株式会社

本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。

1. 工事計画添付書類に係る補足説明資料  
 添付書類の記載内容を補足するための資料を以下に示す。

資料 No.	補足説明資料 (内容)	備考
	1-1 原子炉の安全停止に必要な機能を達成するための系統	
	1-2 火災区域の配置を明示した図面	
	1-3 内部火災に関する工事計画変更認可後の変更申請対象項目の抽出について	
	2-1 潤滑油及び燃料油の引火点, 室内温度及び機器運転時の温度について	
	2-2 保温材の使用状況について	
	2-3 建物内装材の使用状況について	
	2-4 難燃ケーブルの使用について	
	2-5 水素ガスの蓄積防止について	
	3-1 全域ガス消火設備について	
	3-2 ケーブルトレイ消火設備について	
1	3-3 消火用の照明器具の配置図	今回提出範囲
	3-4 消火栓及びガス系消火設備の必要容量について	
	3-5 煙の発生が抑制される火災区域又は火災区画についての可燃物管理	
	3-6 新燃料貯蔵庫未臨界性評価について	
	3-7 火災感知器の種類及び配置を明示した図面	
	3-8 設計基準事故対処設備及び重大事故等対処施設の消火設備の位置的分散に応じた独立性を備えた設計について	
	3-9 火災感知設備の電源確保について	
	3-10 火災感知器の種類の詳細について	
	4-1 火災の影響軽減のための系統分離対策について	
	4-2 中央制御室及び補助盤室制御盤の火災の影響軽減対策について	

資料 No.	補足説明資料（内容）	備考
1	4-3 火災を起因とした「運転時の異常な過渡変化」及び「設計基準事故」発生時の単一故障を考慮した原子炉停止について	今回提出範囲
	4-4 中央制御室制御盤の火災を想定した場合の対応について	
	4-5 火災区域（区画）特性表について	
	4-6 原子炉格納容器内火災を想定した場合の対応について	
	4-7 影響軽減対策における火災耐久試験結果の詳細について	
	5-1 火災防護に関する説明書に記載する火災防護計画書に定め管理する事項について	

別紙 工認添付書類と設置許可まとめ資料との関係

工認添付書類と設置許可まとめ資料との関係  
(工事計画に係る説明資料 (発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書))

工認添付資料	設置許可まとめ資料			引用内容
発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書	DB	第 8 条	火災による損傷の防止	資料の一部を引用
	SA	第 41 条	火災による損傷の防止	資料の一部を引用

発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書  
に係る補足説明資料

補足説明資料 3-7  
火災感知器の種類及び配置を明示した図面

## 1. 目的

本資料は、VI-1-1-8 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書 5.1.2(1)項及び 5.1.2(2)項に示す火災感知器の種類及び配置を示すために、補足説明資料として添付するものである。

## 2. 内容

火災感知器の選定においては、設置場所に対応する適切な火災感知器の種類を火災防護に関する説明書 5.1.2(1)b. 項に示すとおり、消防法に準じて選定する設計とする。

火災感知器の取付方法や設置個数については、消防法施行規則第 23 条第 4 項に基づき設置する設計とする。

火災感知器の種類や設置に関する技術的な部分については消防法施行規則に則り設置する設計とする。

また、火災感知器の設置にあたっては消防設備士によって確認を行う。

なお、施工にあたっては消防法施行規則に則り設置する。

また、消防法に定められる型式適合検定に合格したもの（以下「検定品」という。）でない機器（以下「感知器と同等の機能を有する機器」という。）を採用する場合、消防法（火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和 56 年 6 月 20 日自治省令第 17 号））に定められる火災感知器の感知性能が同等以上を有していることを確認している。

以下 3. 項においては、火災感知器の種類、仕様及び感知原理等を示す。

以下 4. 項においては、火災感知器の選定及び設置検討における考え方を示す。

以下 5. 項においては、各火災感知器の具体的な設置条件及び、消防法に準じて火災感知器を設置した具体例を示す。

以下 6. 項においては、火災感知器の配置図を示す。

以下 7. 項においては、火災受信機盤の機能を示す。

### 3. 火災感知器の種類, 仕様及び感知原理

#### (1) 検定品の火災感知器

##### a. アナログ式の煙感知器

##### (a) アナログ式の煙感知器の概要

アナログ式の煙感知器の概要を図1に示す。動作原理は、感知器内部の検煙部には、発光素子と受光素子が配置されており、検煙部に流入した煙の粒子に発光素子から発せられた光が反射し、受光素子に届く散乱光の受光量から煙濃度を判定する。判定した煙濃度を電気信号に変換し受信機に送信し、設定値以上の煙濃度になれば火災警報が発信される。

##### (b) 消防法に定められる型式適合検定について

アナログ式の煙感知器は、検定品であり、消防法（火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年6月20日自治省令第17号）第17条の5（光電アナログ式スポット型感知器の公称感知濃度範囲、連続応答性及び感度））に定められる感知性能を満足している。

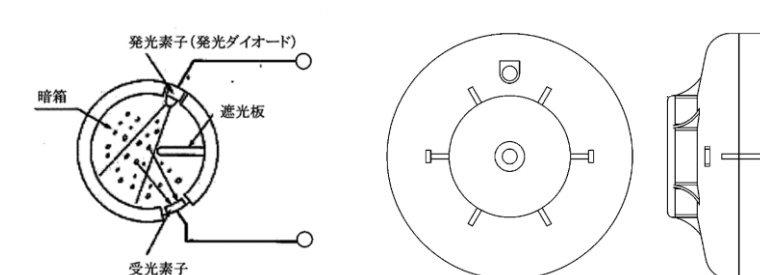


図1 アナログ式の煙感知器の概要



b. アナログ式の熱感知器

(a) アナログ式の熱感知器の概要

アナログ式の熱感知器の概要を図2に示す。動作原理は、感知器内部の検出部に感熱素子であるサーミスタが配置されている。サーミスタは温度変化により抵抗値が変化する素子であり、火災により感知器の周囲温度が上昇するとサーミスタの抵抗値が減少することから、抵抗値から周囲温度を判定する。判定した温度を電気信号に変換し受信機に送信し、設定値以上の温度になれば火災警報が発信される。

(b) 消防法に定められる型式適合検定について

アナログ式の熱感知器は、検定品であり、消防法（火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年6月20日自治省令第17号）第15条の3（熱アナログ式スポット型感知器の公称感知温度範囲、連続応答性及び感度））に定められる感知性能を満足している。

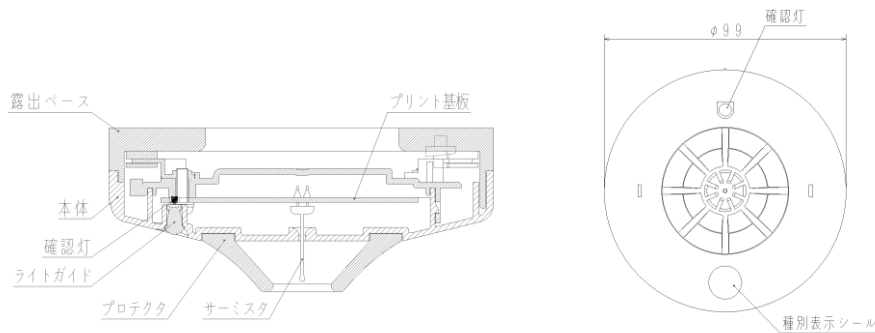


図2 アナログ式の熱感知器の概要

c. 非アナログ式の防爆型煙感知器

(a) 非アナログ式の防爆型煙感知器の概要

非アナログ式の防爆型煙感知器の概要を図3に示す。動作原理は、発光回路で一定時間ごとにLED（発光素子）に対して電流を流し発光させ、発光した光は、レンズを通して防爆容器外部へ照射される。その光を、煙がチャンバー内に流入すると、煙に反射して散乱光を生じる。この散乱光を、レンズを通して受光素子が検知し、電気信号に変換し、受光回路でこれを検出する。受光回路で検出した信号は、マイコンで測定され、一定のレベルを越えると火災信号を受信機へ送信する。

非アナログ式の防爆型煙感知器は、全閉構造であり可燃性ガス又は引火性の蒸気が感知器内部に侵入して爆発を生じた場合に、当該感知器が爆発圧力に耐え、かつ、爆発による火炎が当該火災感知器の外部のガス又は蒸気に点火しない構造となっていることから、防爆性能（耐压防爆構造\*）を有する。

(b) 消防法に定められる型式適合検定について

非アナログ式の防爆型煙感知器は、検定品であり、消防法（火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年6月20日自治省令第17号）第17条（光電式スポット型感知器の公称蓄積時間の区分及び感度））に定められる感知性能を満足している。

注記\*：耐压防爆構造（「電気機械器具防爆構造規格」労働省告示第16号）全閉構造であつて、可燃性のガス（以下「ガス」という。）又は引火性の物の蒸気（以下「蒸気」という。）が容器の内部に侵入して爆発を生じた場合に、当該容器が爆発圧力に耐え、かつ、爆発による火炎が当該容器の外部のガス又は蒸気に点火しないようにしたものという。

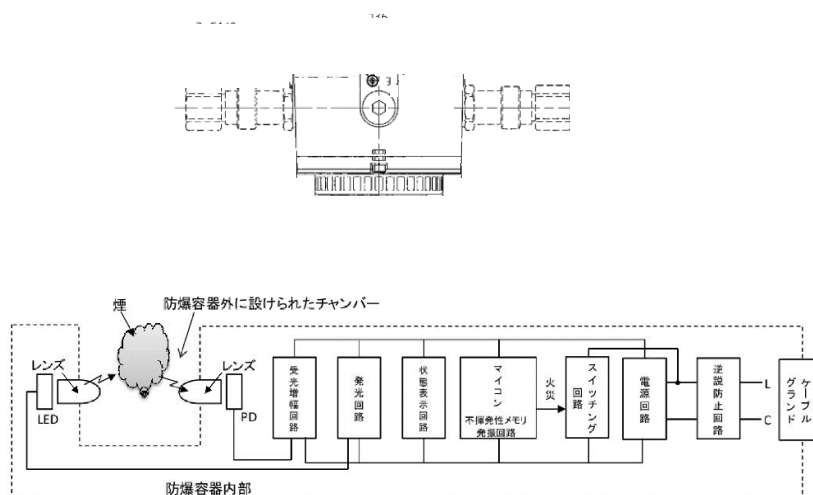


図3 非アナログ式の防爆型煙感知器の概要

d. 非アナログ式の防爆型熱感知器及び防爆型熱感知器（屋外仕様）

(a) 非アナログ式の防爆型熱感知器及び防爆型熱感知器（屋外仕様）の概要

非アナログ式の防爆型熱感知器及び防爆型熱感知器（屋外仕様）の概要を図4に示す。非アナログ式の防爆型熱感知器及び防爆型熱感知器（屋外仕様）は、感熱素子サーミスタを用いて熱を検出し、周囲温度が一定値以上になったときに受信機に火災信号を発する。サーミスタは温度変化により抵抗値が変化する素子で、一定周期で電流を流してサーミスタの両端にかかる電圧を測定し、温度検出回路にて変換した電圧値を内部制御回路に送り、制御回路にて一定時間内での温度上昇値を測定し、温度上昇率が設定値を超えた場合に火災と判断し、受信機に火災信号を発する。

非アナログ式の防爆型熱感知器及び防爆型熱感知器（屋外仕様）は、全閉構造であり可燃性ガス又は引火性の蒸気が感知器内部に侵入して爆発を生じた場合に、当該感知器が爆発圧力に耐え、かつ、爆発による火炎が当該火災感知器の外部のガス又は蒸気に点火しない構造となっていることから、防爆性能（耐圧防爆構造\*）を有する。

(b) 消防法に定められる型式適合検定について

非アナログ式の防爆型熱感知器及び防爆型熱感知器（屋外仕様）は、検定品であり、消防法（火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年6月20日自治省令第17号）第14条（定温式感知器の公称作動温度の区分及び感度））に定められる感知性能を満足している。

注記\*：耐圧防爆構造（「電気機械器具防爆構造規格」労働省告示第16号）全閉構造であつて、可燃性のガス（以下「ガス」という。）又は引火性の物の蒸気（以下「蒸気」という。）が容器の内部に侵入して爆発を生じた場合に、当該容器が爆発圧力に耐え、かつ、爆発による火炎が当該容器の外部のガス又は蒸気に点火しないようにしたものという。

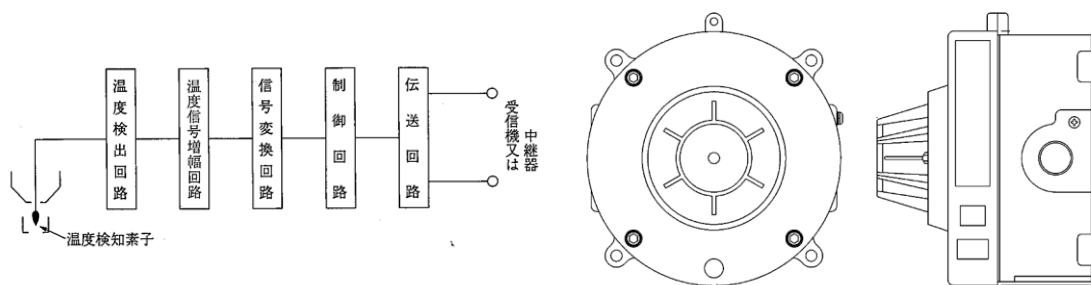


図4 非アナログ式の防爆型熱感知器及び防爆型熱感知器（屋外仕様）の概要

e. アナログ式の熱感知器（屋外仕様）

(a) アナログ式の熱感知器（屋外仕様）の概要

アナログ式の熱感知器（屋外仕様）の概要を図5に示す。動作原理は、感知器内部の検出部に感熱素子であるサーミスタが配置されている。サーミスタは温度変化により抵抗値が変化する素子であり、火災により感知器の周囲温度が上昇するとサーミスタの抵抗値が減少することから、抵抗値から周囲温度を判定する。判定した温度を電気信号に変換し受信機に送信し、設定値以上の温度になれば火災警報が発信される。また、端子部分がコーキングされているため、屋外でも使用可能である。

(b) 消防法に定められる型式適合検定について

アナログ式の熱感知器（屋外仕様）は、検定品であり、消防法（火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年6月20日自治省令第17号）第15条の3（熱アナログ式スポット型感知器の公称感知温度範囲、連続応答性及び感度））に定められる感知性能を満足している。

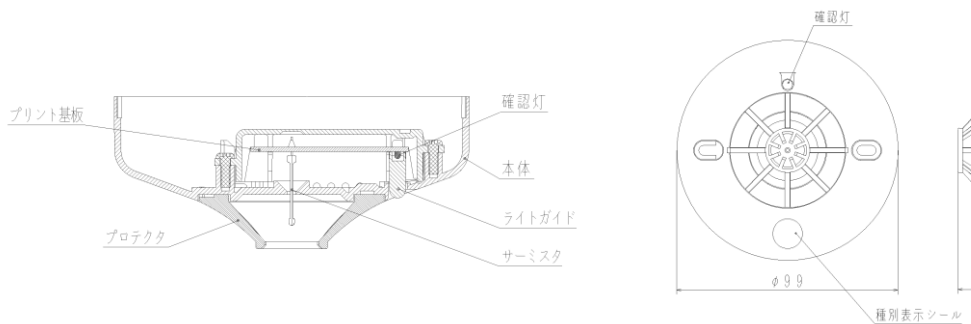


図5 アナログ式の熱感知器（屋外仕様）の概要

f. 非アナログ式の熱感知器（接点式）

(a) 非アナログ式の熱感知器（接点式）の概要

非アナログ式の熱感知器（接点式）の概要を図6に示す。動作原理は、バイメタルが受熱により反転して接点が閉じることで火災を検知し、火災信号を受信機へ送信する。また、炎が生じ、温度上昇した場合にも火災として検知し、火災信号を受信機へ送信する。

(b) 消防法に定められる型式適合検定について

非アナログ式の熱感知器（接点式）は、検定品であり、消防法（火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年6月20日自治省令第17号）第14条（定温式感知器の公称作動温度の区分及び感度））に定められる感知性能を満足している。

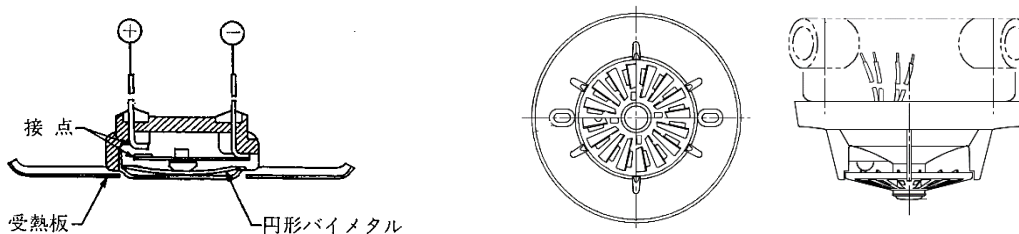


図6 非アナログ式の熱感知器（接点式）の概要

g. アナログ式の光電分離型煙感知器

(a) アナログ式の光電分離型煙感知器の概要

原子炉建物オペレーティングフロアに設置するアナログ式の光電分離型煙感知器の概要を図7に示す。アナログ式の光電分離型煙感知器は、光を発する送光部とそれを受ける受光部を5m～100mの距離に対向設置し、この光路上を煙が遮ったときの受光量の変化で火災を検出する。そのため、大空間での広く拡散した煙を検知することができる。アナログ式の光電分離型煙感知器の取付概要を図8に示す。消防法施行規則第23条（自動火災報知設備の感知器等）より、感知器の光軸の高さが80パーセント以上となるように設置する。

(b) 消防法に定められる型式適合検定について

アナログ式の光電分離型煙感知器は、検定品であり、消防法（火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年6月20日自治省令第17号）第17条の6（光電アナログ式分離型感知器の公称監視距離の区分、公称感知濃度範囲、連続応答性及び感度））に定められる感知性能を満足している。

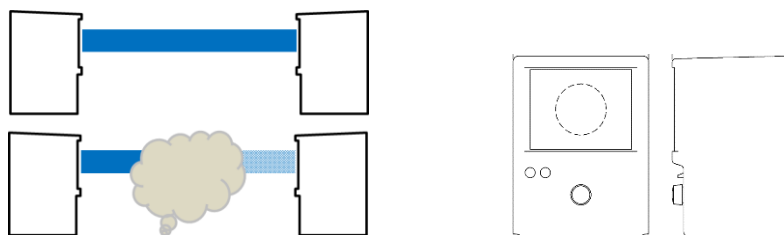


図7 アナログ式の光電分離型煙感知器の概要

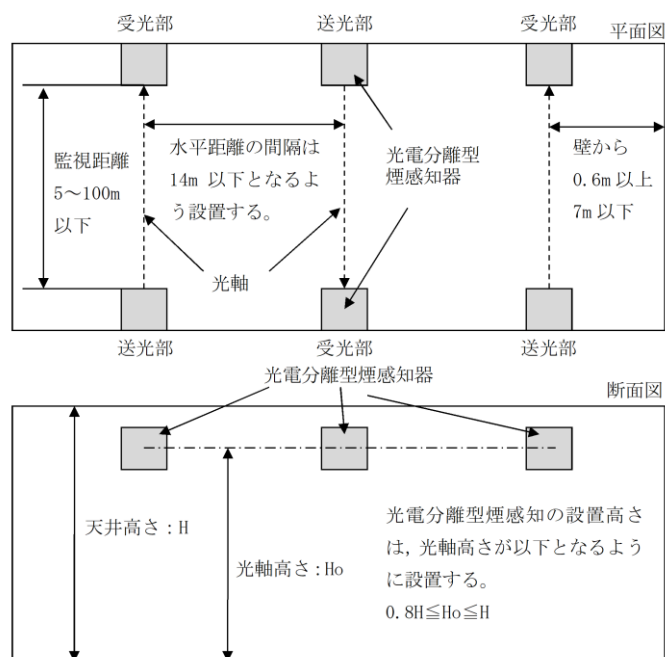


図8 アナログ式の光電分離型煙感知器の取付概要

## h. 非アナログ式の炎感知器

### (a) 非アナログ式の炎感知器の概要

原子炉建物オペレーティングフロアに設置する非アナログ式の炎感知器の概要を図9に示す。非アナログ式の炎感知器は感知原理に「赤外線3波長式」（物質の燃焼時に発生する特有な放射エネルギーの波長帯を3つ検出した場合にのみ発報する）を採用し、誤作動防止を図る。さらに、外光が当たらず、高温物体が近傍にない箇所に設置することで誤作動を防止する設計とする。

検知素子から出力される信号は連続的ではあるが、非アナログ式の炎感知器においては、この信号を連続的に処理することが可能なシステムが開発されていないため、非アナログ式である。

しかし、平常時から炎の波長の有無を連続監視し、火災現象（急激な環境変化）を把握できることから、アナログ式と同等の機能を有する。

### (b) 消防法に定められる型式適合検定について

非アナログ式の炎感知器は、検定品であり、消防法（火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年6月20日自治省令第17号）第17条の8（炎感知器の公称監視距離の区分、感度及び視野角））に定められる感知性能を満足している。

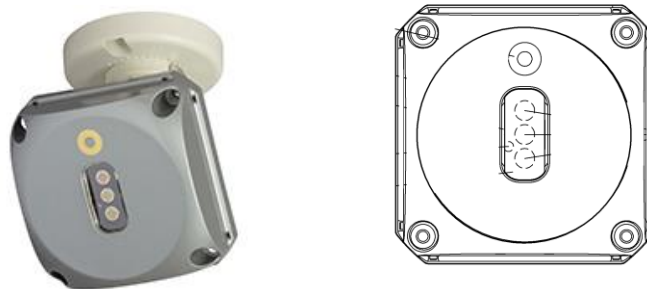


図9 非アナログ式の炎感知器の概要

i. 非アナログ式の炎感知器（屋外仕様）

(a) 非アナログ式の炎感知器（屋外仕様）の概要

屋外に設置する非アナログ式の炎感知器の概要を図 10 に示す。非アナログ式の炎感知器は感知原理に「赤外線 3 波長式」（物質の燃焼時に発生する特有な放射エネルギーの波長帯を 3 つ検出した場合のみ発報する）を採用し、誤作動防止を図る。さらに、外光からの影響を考慮し、遮光カバーを設けることにより、誤作動を防止する設計とする。

検知素子から出力される信号は連続的ではあるが、非アナログ式の炎感知器においては、この信号を連続的に処理することが可能なシステムが開発されていないため、非アナログ式である。

しかし、平常時から炎の波長の有無を連続監視し、火災現象（急激な環境変化）を把握できることから、アナログ式と同等の機能を有する。

(b) 消防法に定められる型式適合検定について

非アナログ式の炎感知器（屋外仕様）は、検定品であり、消防法（火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和 56 年 6 月 20 日自治省令第 17 号）第 17 条の 8（炎感知器の公称監視距離の区分、感度及び視野角））に定められる感知性能を満足している。

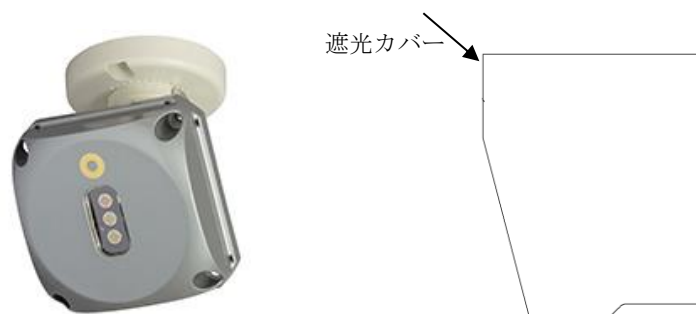


図 10 非アナログ式の炎感知器（屋外仕様）の概要



(2) 感知器と同等の機能を有する機器

a. 非アナログ式の防爆型炎検出設備（屋外仕様）

(a) 非アナログ式の防爆型炎検出設備（屋外仕様）の概要

非アナログ式の防爆型炎検出設備（屋外仕様）の概要を図 11 に示す。非アナログ式の防爆型炎検出設備（屋外仕様）は感知原理に「赤外線 3 波長式」（物質の燃焼時に発生する特有な放射エネルギーの波長帯を 3 つ検出した場合にのみ発報する）を採用し、誤作動防止を図る。さらに、外光が当たらず、高温物体が近傍にない箇所に設置することで誤作動を防止する設計とする。

検知素子から出力される信号は連続的ではあるが、非アナログ式の防爆型炎検出設備（屋外仕様）においては、この信号を連続的に処理することが可能なシステムが開発されていないため、非アナログ式である。

しかし、平常時から炎の波長の有無を連続監視し、火災現象（急激な環境変化）を把握できることから、アナログ式と同等の機能を有する。

非アナログ式の防爆型炎検出設備（屋外仕様）は、全閉構造であり可燃性ガス又は引火性の蒸気が検出設備内部に侵入して爆発を生じた場合に、当該検出設備が爆発圧力に耐え、かつ、爆発による火炎が当該検出設備の外部のガス又は蒸気に点火しない構造となっていることから、防爆性能（耐压防爆構造\*）を有する。

(b) 消防法に定められる型式適合検定について

非アナログ式の防爆型炎検出設備（屋外仕様）は、検定品ではないが、消防法（火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和 56 年 6 月 20 日自治省令第 17 号）第 17 条の 8（炎感知器の公称監視距離の区分、感度及び視野角））に定められる炎感知器の感度及び視野角の感知性能が同等以上を有していることを確認している。

注記\*：耐压防爆構造（「電気機械器具防爆構造規格」労働省告示第 16 号）全閉構造であつて、可燃性のガス（以下「ガス」という。）又は引火性の物の蒸気（以下「蒸気」という。）が容器の内部に侵入して爆発を生じた場合に、当該容器が爆発圧力に耐え、かつ、爆発による火炎が当該容器の外部のガス又は蒸気に点火しないようにしたものという。

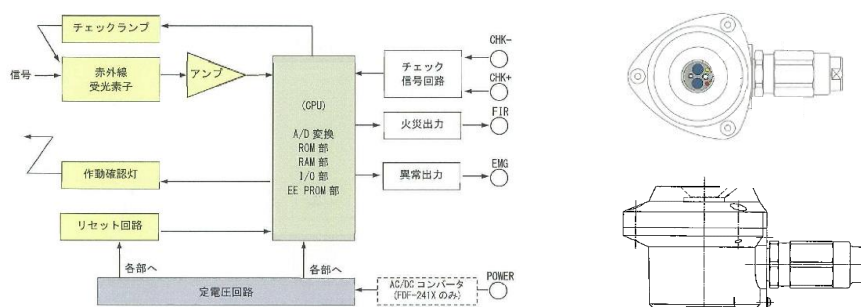


図 11 非アナログ式の防爆型炎検出設備（屋外仕様）の概要

## b. アナログ式の煙吸引式検出設備

### (a) アナログ式の煙吸引式検出設備の概要

高線量区域である主蒸気管室に設置するアナログ式の煙吸引式検出設備の概要を図12に示す。アナログ式の煙吸引式検出設備の感知原理は、一般的なアナログ式煙感知器と同様に、光による散乱光方式を用いて火災感知する。高線量区域にて発生する火災の煙を、内蔵ファンにてアナログ式の煙吸引式検出設備に取り込む。感知器内部の発光素子の光が、火災の煙流入により散乱することで煙を感知する。

アナログ式の煙吸引式検出設備は、アナログ式煙感知器と吸引装置を組み合わせた構成となっているため、平常時の状況(煙の濃度)を監視し、火災現象(急激な煙の濃度上昇)を把握することが可能であり、設定した煙の濃度にて警報を発する設計とする。

アナログ式の煙吸引式検出設備の故障時は、中央制御室に異常の警報を発する設計とする。また、煙吸引配管については、損傷等していないことを定期的に保守管理することを定め、アナログ式の煙吸引式検出設備を監視エリアの近傍に設置することで、監視エリア外における煙吸引配管の損傷リスクを可能な限り低減する設計とする。

高線量区域で使用するアナログ式の煙吸引式検出設備の仕様を表1に示す。

### (b) 消防法に定められる型式適合検定について

アナログ式の煙吸引式検出設備は、検定品ではないが、消防法(火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令(昭和56年6月20日自治省令第17号)第17条の5(光電アナログ式スポット型感知器の公称感知濃度範囲、連続応答性及び感度))に定められる光電アナログ式スポット型感知器と同等の感知性能を有していることを確認している。

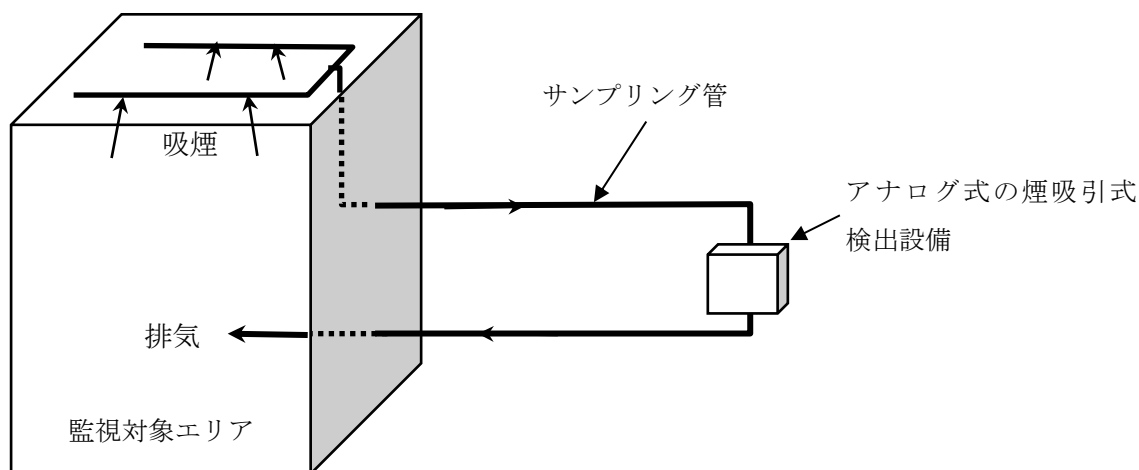


図12 アナログ式の煙吸引式検出設備の概要

表1 アナログ式の煙吸引式検出設備の仕様

項目	仕様
検知可能ライン数	1ライン
火災警報設定値	10%/m(光電アナログ式スポット型感知器2種相当)
煙濃度表示	0~20%/m バーグラフ表示
煙検知濃度	減光率 0.001~20%/m
検知時間	吸煙口からアナログ式の煙吸引式検出設備までの煙の検知時間に遅れがないよう、1分以内に早期に火災を検知する設計
フィルター	フィルター内蔵
吸煙配管サイズ	20A
吸煙配管長さ	最大1ライン 50m以内
吸煙口	孔径 2mm以上/孔ピッチ 500m以内
煙検知原理	エアースAMPLINGによる散乱光方式
ファンユニット	ファン内蔵
吐出配管サイズ	20A
警報	火災警報, 異常警報
電源盤	直流電源装置内蔵
安全対策	加振試験を行い, 正常な監視状態を継続出来る設計とする。

(c) アナログ式の煙吸引式検出設備の感知性能確認試験

主蒸気管室に設置するアナログ式の煙吸引式検出設備について、検定品である光電アナログ式スポット型煙感知器（1種）と同等の性能を有することの確認として煙検出性能の比較試験を実施した。

イ. 試験条件

主蒸気管室の一部を再現した部屋にて煙を発生させ、各機器の感知性能の比較を行うこととし、再現する個所として、火災時の発煙挙動に影響を与えることが予想される高さ 600mm 以上の梁を含めた区画を想定した試験を行った。

ロ. 試験方法

(イ) 火源

発煙材として、安定した燃焼性状と定量的な煙濃度が得られる発煙片を選定した。また、発煙片のみでは熱量が足りない可能性を考慮し、15cm 角火皿にアルコールを入れ、ともに燃焼させた。

(ロ) アナログ式の煙吸引式検出設備及び光電アナログ式スポット型煙感知器の設置

配置図を図 11 に示す。設置個数は、消防法施行規則第 23 条第 4 項第 7 号の煙感知器に対する設置個数の考え方を踏まえ、アナログ式の煙吸引式検出設備及び光電アナログ式スポット型煙感知器ともに 3 台ずつとした。

(ハ) 火点

火点位置を図 13 に示す。各煙感知器の直下、各煙感知器から見た最遠地点及び部屋中央の①～⑧の計 8 ケースとした。

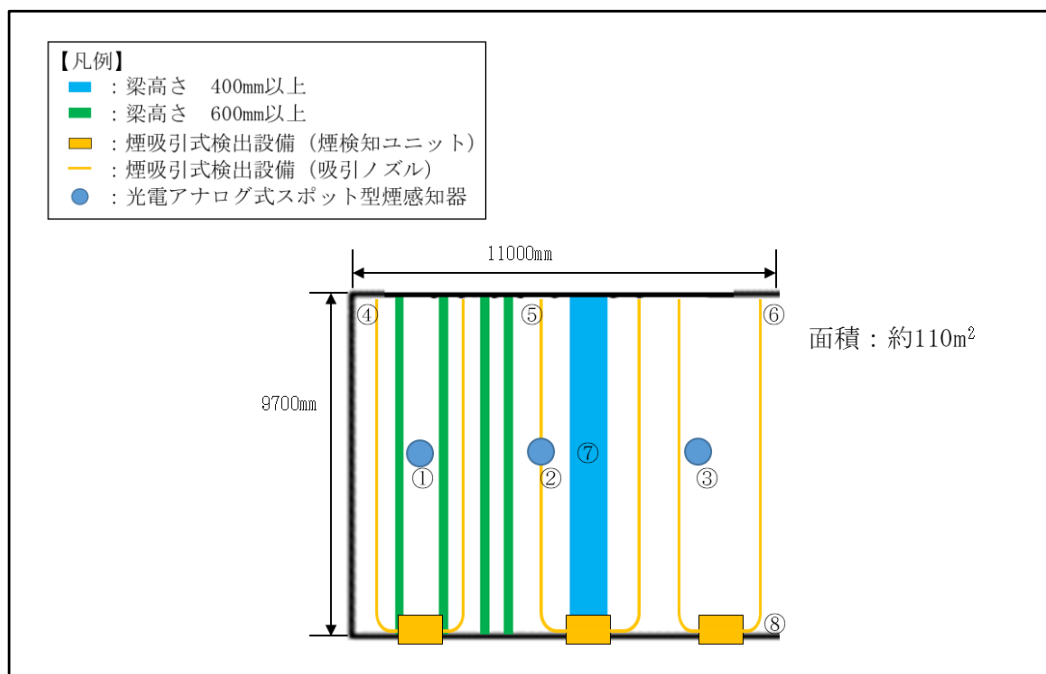


図 13 試験概要図

#### ハ. 試験結果

試験結果を表2に示す。アナログ式の煙吸引式検出設備は全てのケースで煙濃度が5%/mに到達し、安定的に煙を検知できた。また、光電アナログ式スポット型煙感知器の煙濃度が5%/m（煙感知器1種相当の検知濃度）に達しないケースがあったものの、煙検知時間には大きな差は見られなかった。

表2 試験結果

試験ケース		試験結果（各機器のうち最速値）	
		光電アナログ式スポット型 煙感知器 5%/m 到達時間[s]	アナログ式の煙吸引式検 出設備 5%/m 到達時間[s]
①	左側煙感知器直下	32	45
②	中央煙感知器直下	36	48
③	右側煙感知器直下	30	35
④	左側煙感知器最遠	68	45
⑤	中央煙感知器最遠	42	48
⑥	右側煙感知器最遠	—*	45
⑦	部屋中央	42	38
⑧	右側煙感知器最遠	—*	37

\*：感知器の煙濃度が5%/m（煙感知器1種相当の検知濃度）に到達せず

c. アナログ式の熱感知カメラ\*

(a) アナログ式の熱感知カメラの概要

屋外に設置するアナログ式の熱感知カメラの画像と外観を図 14 に示す。アナログ式の熱感知カメラは、物体から発する赤外線波長の温度信号として捕え、赤外線は温度が高くなるほど強くなる特徴を利用し、強さを色別して温度マップとして画像に映すことにより、一定の温度に達すると警報を発する火災感知設備である。

(b) 消防法に定められる型式適合検定について

アナログ式の熱感知カメラは、検定品ではないが、赤外線感知機能により死角となる場所がないように熱感知カメラを適切に設置する。

\*：平常時の状況(温度)を監視し、火災現象を把握することが可能であり、設定した温度にて警報を発する設計の熱感知カメラ

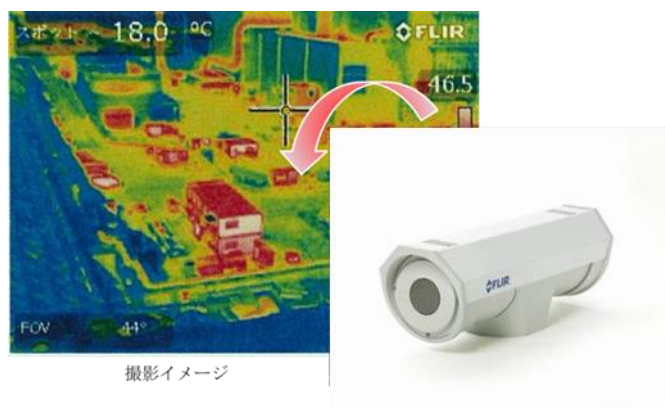


図 14 アナログ式の熱感知カメラの画像及び外観

#### 4. 火災感知器の選定及び設置に係る設計方針

本資料では、各火災区域・区画の特性に応じた火災感知器の選定及び設置方法の考え方について説明する。

なお、発火源となる可燃物がなく可燃物管理により可燃物を持ち込まない運用とする火災区画又は内部が水で満たされており火災が発生するおそれがない場所は、火災感知器を設置しない設計とする。

##### 4.1. 火災感知器の選定及び設置の流れ

火災感知器の選定にあたっては、平常時の状況（温度、煙濃度）を監視し、火災現象（急激な温度や煙濃度の上昇）を把握することができるアナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器又は非アナログ式の炎感知器から、異なる感知方式の感知器を組み合わせ選定することを基本とし、個々の火災感知器の設置場所ごとに予想される火災の性質（急激な温度変化、煙の濃度の上昇、赤外線量の上昇）及び環境条件（放射線の影響、引火性気体の滞留のおそれ、風雨の影響）を考慮し、アナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器又は非アナログ式の炎感知器を選定することが適さない場合は、故障・誤作動等を考慮し、同一環境条件ごとに適切な火災感知器を選定する。ただし、火災により安全機能へ影響を及ぼすおそれがない火災区域は、消防法に基づき1種類の火災感知器を選定する。

火災感知器の設置にあたっては、消防法施行規則第23条第4項の適用対象である場所については、消防法施行規則第23条第4項に従い設置することとし、消防法施行規則第23条第4項の適用対象ではない場所については、環境条件に応じて個別に設計する。

なお、火災防護審査基準に定められた方法で火災感知器を設置できない若しくは設置することが適切ではない場所については、設計基準を準用し火災感知器を設置する。

火災感知器に係る要件を踏まえた各火災区域又は火災区画の特性に応じた火災感知器の選定及び設置の流れについて図15に示す。

図15に基づき、火災感知器を設置しない、消防法施行規則第23条第4項の適用対象ではない、又は火災防護審査基準に定められた方法で火災感知器を設置できない若しくは設置することが適切ではない場所を表3に示す。

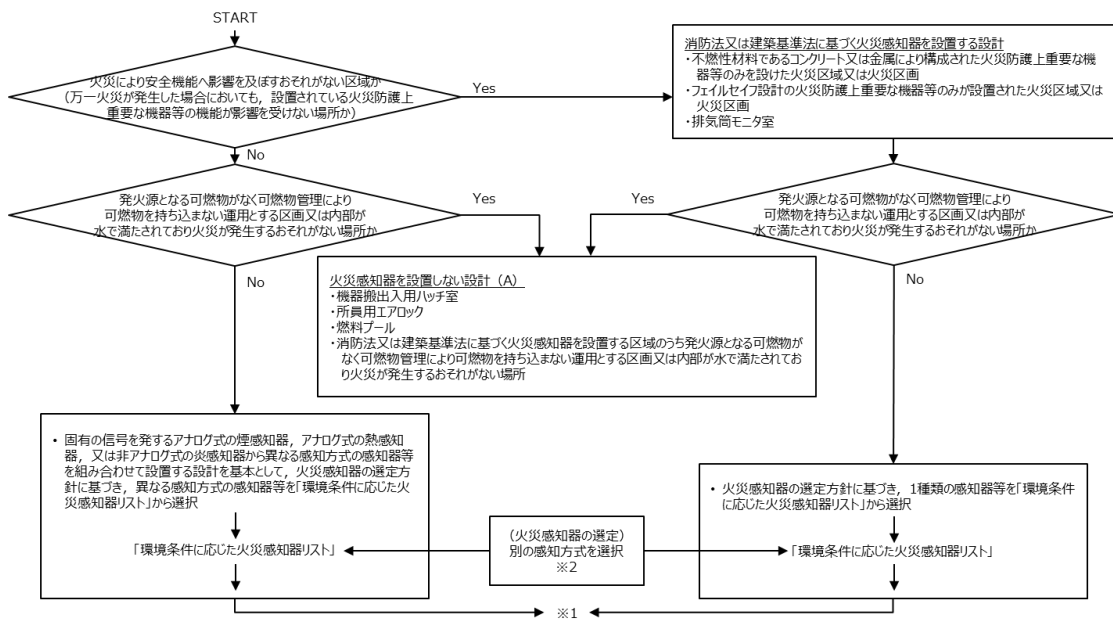


図 15 火災感知器の選定及び設置の流れ (1/2)

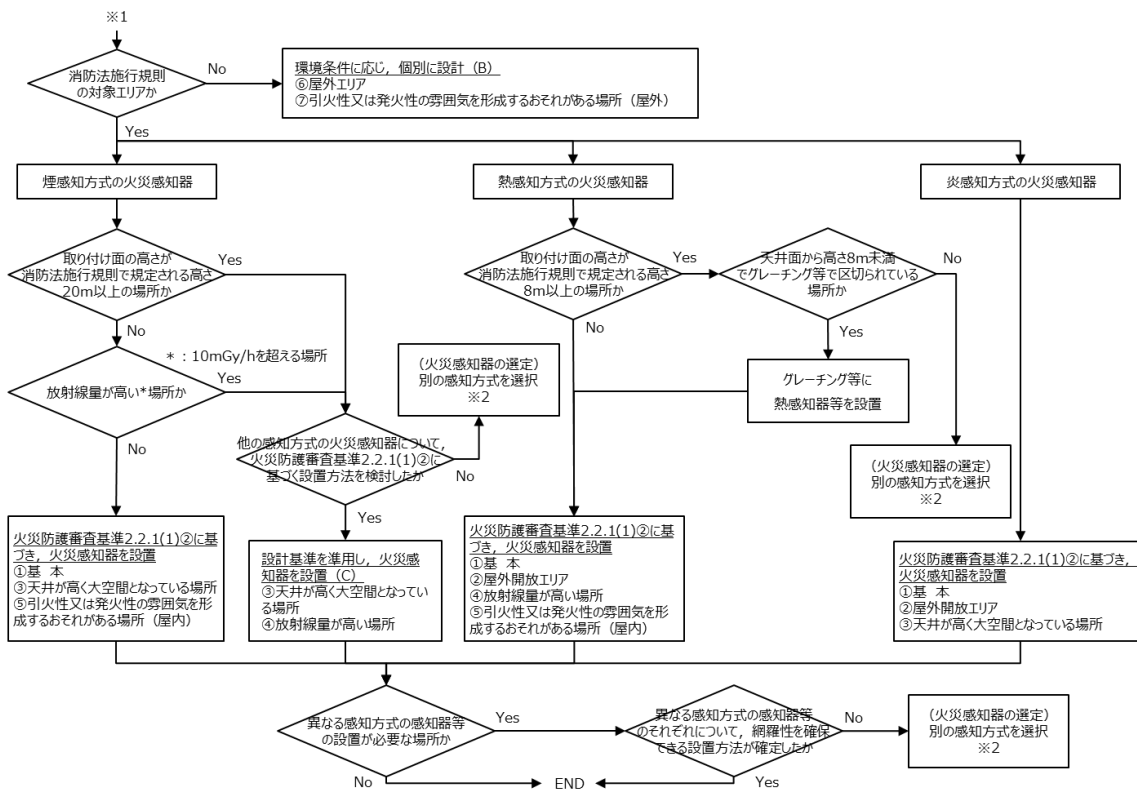


図 15 火災感知器の選定及び設置の流れ (2/2)



表3 火災感知器を設置しない場所等のリスト

	考慮する 環境条件等	火災感知器 の設置	該当場所	火災区画 番号	
A	発火源となる可燃物がなく可燃物管理により可燃物を持ち込まない運用とする場所又は内部が水で満たされており火災が発生するおそれがない場所	火災が発生するおそれはないことから、火災感知器を設置しない	所員用エアロック	—	
			燃料プール	—	
			機器搬出入用 ハッチ室	配管ダクト	RX-B1F-A
				CUW 脱塩器室	RX-M2F-A
				CUW ろ過脱塩器室・FPC ろ過脱塩器室	RX-M2F-B
				キャスク除染ピット	RX-3F-A
			消防法又は建築基準法に基づく火災感知器を設置する区域のうち発火源となる可燃物がなく可燃物管理により可燃物を持ち込まない運用とする区画又は内部が水で満たされており火災が発生するおそれがない場所	濃縮廃液タンク室・ダクトシャフト・化学廃液濃縮器室	RWB-B2F-A
				原子炉浄化スラッジ貯蔵タンク室	RWB-B2F-B
				原子炉浄化樹脂貯蔵タンク室	RWB-B1F-A
				西側配管室・原子炉建物連絡配管室	RWB-B1F-B
				A-床ドレン濃縮器室	RWB-2F-A
				B-床ドレン濃縮器室	RWB-2F-B
				機器ドレンろ過脱塩器室・凝縮ろ過脱塩器室・機器ドレン脱塩器室・凝縮水脱塩器室	RWB-2F-C
				復水ろ過脱塩器室	TB-B1F-A
				RW 系配管室	TB-B1F-B
排ガス処理系配管室	TB-1F-A				
キャスク除染ピット	SB-2F-A				
ろ過脱塩器室	SB-2F-B				
B	消防法施行規則第23条第4項の適用対象ではない場所*	個別の環境条件等に応じた火災感知器設計を行う	海水ポンプエリア	—	
			重大事故等対処設備用ケーブル布設エリア	—	
			ガスタービン発電機用軽油タンク設置区域	—	
			A-非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプエリア	—	
			高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプエリア	—	
			ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク設置区域	—	
			緊急時対策所用燃料地下タンク設置区域	—	
C	火災防護審査基準に定められた方法で火災感知器を設置できない又は設置することが適切ではない*				
イ	取付面の高さが消防法施行規則第23条第4項で規定される高さ以上の場所	火災感知器を適切な場所に設置することにより、設置場所において発生する火災をもれなく確実に感知できることとする。	原子炉建物オペレーティングフロア	—	
ロ	放射線量が高い場所		主蒸気管室	—	

\*:消防法に基づき1種類の感知器等を設置する場所については適用なし

## 4.2. 火災感知器の選定方針

### 4.2.1. 異なる感知方式の感知器等を組み合わせて設置する場合

感知器等の組合せは、設置場所ごとに予想される火災の性質（急激な温度変化、煙の濃度の上昇、赤外線量の上昇）及び環境条件（放射線の影響、引火性気体の滞留のおそれ、風雨の影響）を考慮し、火災を早期に感知できるよう、以下の考え方にに基づき、固有の信号を発する異なる感知方式の感知器等を表4から選択する。

- ・無炎火災と有炎火災を考慮し、火災を早期に感知できるよう、感知器等は煙感知方式を優先し、異なる感知方式として、熱感知方式、炎感知方式の優先順で組合せを選択する。
- ・設置場所の環境条件に適応する感知器等の中から、以下の優先順で選択する。
  - ①感知器（検定品）を検出設備より優先する。
  - ②誤作動防止のため、アナログ式の感知器を優先する。（誤作動防止の設計による）

### 4.2.2. 消防法に基づき1種類の感知器等を設置する場合

設置場所ごとに予想される火災の性質（急激な温度変化、煙の濃度の上昇、赤外線量の上昇）及び環境条件（放射線の影響、引火性気体の滞留のおそれ、風雨の影響）を考慮し、火災を早期に感知できるよう、以下の考え方にに基づき表4から選択する。

- ・無炎火災と有炎火災を考慮し、火災を早期に感知できるよう、煙感知方式を優先し選択する。煙感知方式の設置が適さない場所（水蒸気や粉じん等が多量に滞留する場所及び正常時において煙が滞留する場所等）については、熱感知方式、炎感知方式の優先順で選択する。
- ・設置場所の環境条件に適応する感知器等の中から、以下の優先順で選択する。
  - ①感知器（検定品）を検出設備より優先する。
  - ②誤作動防止のため、アナログ式の感知器を優先する。（誤作動防止の設計による）

表4 環境条件に応じた火災感知器リスト

火災感知器の選定で考慮が必要な環境条件	感知器（検定品）			感知器と同等の機能を有する機器（検定外品）		
	煙感知方式	熱感知方式	炎感知方式	煙感知方式	熱感知方式	炎感知方式
①基本	アナログ式の煙感知器	アナログ式の熱感知器	非アナログ式の炎感知器	-	-	-
②屋外開放エリア	-	アナログ式の熱感知器（屋外仕様）	非アナログ式の炎感知器（屋外仕様）	-	-	-
③天井が高く大空間となっている場所	アナログ式の光電分離型煙感知器	-	非アナログ式の炎感知器	-	-	-
④放射線量が高い場所	-	非アナログ式の熱感知器（接点式）	-	アナログ式の煙吸引式検出設備	-	-
⑤引火性又は発火性の雰囲気形成するおそれがある場所	非アナログ式の防爆型煙感知器	非アナログ式の防爆型熱感知器	-	-	-	-
⑥屋外エリア	-	-	非アナログ式の炎感知器（屋外仕様）	-	アナログ式の屋外仕様熱感知カメラ（赤外線）	-
⑦引火性又は発火性の雰囲気形成するおそれがある場所	-	非アナログ式の防爆型熱感知器（屋外仕様）	-	-	-	非アナログ式の防爆型炎検出設備（屋外仕様）

### 4.3. 火災感知器の設置場所ごとの環境条件を踏まえた感知器の選定方針

個々の火災感知器の設置場所ごとの環境条件を踏まえた感知器の選定方針を表5に示す。

表5 火災感知器の設置場所ごとの環境条件を踏まえた感知器の選定方針 (1/2)

設置対象区域 又は区画		島根原子力発電所2号炉における火災感知器の基本設置方針		
周囲の環境条件と 火災感知器の選定方針		種類	アナログ式/ 非アナログ式	設置環境を踏まえた火災感知器の誤作動防止対策
① 基本	—	煙感知器	アナログ式*1, 3	—
		熱感知器	アナログ式*2, 3	
	炎感知器	非アナログ式	<ul style="list-style-type: none"> <li>感知原理に「赤外線3波長式」(物質の燃焼時に発生する特有な放射エネルギーの波長帯を3つ検知した場合にのみ発報する)を採用し誤作動防止を図る</li> <li>建物内に設置していることから、外光があたり、高温物体が近傍にない箇所に設置することにより、誤作動防止を図る</li> </ul>	
② 屋外開放エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外開放であるため、エリア全体の火災を感知する必要があるが、火災による煙が周囲に拡散し煙感知方式による火災感知は困難</li> <li>エリア全体の火災を感知するために、アナログ式の熱感知器及び非アナログ式の炎感知器を設置</li> </ul>	熱感知器 (屋外仕様)	アナログ式*2	—
		炎感知器 (屋外仕様)	非アナログ式	<ul style="list-style-type: none"> <li>感知原理に「赤外線3波長式」(物質の燃焼時に発生する特有な放射エネルギーの波長帯を3つ検知した場合にのみ発報する)を採用し誤作動防止を図る</li> <li>外光(日光)からの影響を考慮し、遮光カバーを設けることにより、誤作動防止を図る</li> </ul>
③ 天井が高く大空間 となっている場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>天井が高く(取り付け面の高さが8m以上)大空間であり熱が周囲に拡散することから熱感知方式による感知は困難</li> <li>炎感知器は非アナログ式であるが、炎が発する赤外線を感知するため、炎が生じた時点で感知することができ、火災の早期感知に優位性がある</li> </ul>	光電分離型 煙感知器	アナログ式*1	—
		炎感知器	非アナログ式	<ul style="list-style-type: none"> <li>感知原理に「赤外線3波長式」(物質の燃焼時に発生する特有な放射エネルギーの波長帯を3つ検知した場合にのみ発報する)を採用し誤作動防止を図る</li> <li>建物内に設置していることから、外光があたり、高温物体が近傍にない箇所に設置することにより、誤作動防止を図る</li> </ul>

\*1: 平常時の状況(煙の濃度)を監視し、かつ、火災現象(煙の濃度の上昇)を把握することができる機能を持つもの

\*2: 平常時の状況(温度)を監視し、かつ、火災現象(急激な温度の上昇)を把握することができる機能を持つもの

\*3: 原子炉格納容器に設置する火災感知器は、運転中は信号を除外する設定とし、プラント停止後に取替を行う

表5 火災感知器の設置場所ごとの環境条件を踏まえた感知器の選定方針 (2/2)

設置対象区域 又は区画		島根原子力発電所2号炉における火災感知器の基本設置方針		
周囲の環境条件と 火災感知器の選定方針		種類	アナログ式/ 非アナログ式	設置環境を踏まえた火災感知器の誤作動防止対策
屋内	④ 放射線量が高い場所	煙吸引式 検出設備	アナログ式*1	—
	⑤ 引火性又は発火性の 雰囲気形成するお それがある場所	熱感知器 (接点式)	非アナログ式	<ul style="list-style-type: none"> <li>主蒸気管室は換気空調設備により安定した室内環境を維持していることから、通常の熱感知器と同様、周囲温度を考慮した作動温度を設定することによって誤作動防止を図る</li> <li>誤作動を誘発する蒸気等が発生する設備がなく、換気空調設備により安定した室内環境を維持していることから、蒸気等が充満するおそれはなく、誤作動する可能性は低い</li> <li>換気空調設備により安定した室温を維持していることから、火災感知器の作動値を室温より高めめの温度に一意に設定する非アナログ式の熱感知器であっても誤作動する可能性は低い</li> </ul>
屋外	⑥ 屋外エリア	屋外仕様 熱感知カメラ (赤外線)	アナログ式*2	—
	⑦ 引火性又は発火性の 雰囲気形成するお それがある場所	炎感知器 (屋外仕様)	非アナログ式	<ul style="list-style-type: none"> <li>感知原理に「赤外線3波長式」(物質の燃焼時に発生する特有な放射エネルギーの波長帯を3つ検知した場合にのみ発報する)を採用し誤作動防止を図る</li> <li>外光(日光)からの影響を考慮し、遮光カバーを設けることにより、誤作動防止を図る</li> </ul>
屋外	⑦ 引火性又は発火性の 雰囲気形成するお それがある場所	防爆型 熱感知器 (屋外仕様)	非アナログ式	<ul style="list-style-type: none"> <li>周囲温度を考慮した作動温度を設定することによって誤作動防止を図る</li> </ul>
		防爆型 炎検出設備 (屋外仕様)	非アナログ式	<ul style="list-style-type: none"> <li>感知原理に「赤外線3波長式」(物質の燃焼時に発生する特有な放射エネルギーの波長帯を3つ検知した場合にのみ発報する)を採用し誤作動防止を図る</li> <li>外光(日光)からの影響を考慮し、遮光カバーを設けることにより、誤作動防止を図る</li> </ul>

\*1: 平常時の状況(煙の濃度)を監視し、かつ、火災現象(煙の濃度の上昇)を把握することができる機能を持つもの

\*2: 平常時の状況(温度)を監視し、かつ、火災現象を把握することができる機能を持つもの

5. 各火災感知器の設置条件及び具体例

5.1. 各火災感知器の設置条件

5.1.1. 火災感知器の種類と設置個数の考え方

各火災感知器の設置条件を表6に示す。

表6 火災感知器の種類と設置個数の考え方

火災感知器の種類			火災感知器の設置個数の考え方		消防法 施行規則
			取付面高さ	設置個数 当たりの 床面積	
煙 感 知 器	光電アナログ式スポット型 及び 光電式スポット型 (防爆型含む)	1種	4m未満	150m <sup>2</sup>	第23条 第4項 第7号
			4m以上20m未満	75m <sup>2</sup>	
		2種	4m未満	150m <sup>2</sup>	
	4m以上15m未満		75m <sup>2</sup>		
	3種	4m未満	50m <sup>2</sup>		
光電アナログ式分離型	—	20m未満*2	— (光軸の水平距離が14m以下)	第23条 第4項 第7の3号	
煙吸引式検出設備	—	センサ1台あたり100m <sup>2</sup> 以内*3		消防法に適用されない	
熱 感 知 器	熱アナログ式スポット型	—	4m未満	70m <sup>2</sup> *1	第23条 第4項 第3号
			4m以上8m未満	35m <sup>2</sup> *1	
	定温式スポット型 (屋外仕様, 防爆型含む)	特種	4m未満	70m <sup>2</sup> *1	
			4m以上8m未満	35m <sup>2</sup> *1	
		1種	4m未満	60m <sup>2</sup> *1	
			4m以上8m未満	30m <sup>2</sup> *1	
2種	4m未満	20m <sup>2</sup> *1			
	4m以上8m未満	—			
炎 感 知 器	赤外線3波長式	公式監視 距離最大 45m以内	床面から1.2mの監視空間		第23条 第4項 第7の4号
	赤外線3波長式 (屋外仕様) (防爆型含む)	最大60m 以内	監視範囲に死角がないように設置		消防法に適用されない
熱 感 知 カ メ ラ	赤外線式	最大100m 以内	監視範囲に死角がないように設置		消防法に適用されない

注：上記に記載のない事項については、消防法施行規則等に基づく、火災感知器の設置方法に従う。

注記\*1：主要構造部を耐火構造とした防火対象物又はその部分における設置個数当たりの床面積を示す。

\*2：原子炉建物オペレーティングフロア（天井等の高さ20.5m）については、天井等の高さ20m以上の場所であり、消防法施行規則第23条第4項の適用対象外となるが、火災の早期感知の観点から消防法施行規則に準じて設置する。

\*3：設置対象となる主蒸気管室での火災を模擬した試験結果に基づく監視面積として設定した。

### 5.1.2. 煙感知器の設置条件

消防法施行規則第 23 条第 4 項第 7 号ハの規定により，梁等が天井より 0.6m 以上突出している場合は個別の区画とし，それぞれの床面積から煙感知器の必要個数を求める。(図 16 参照)

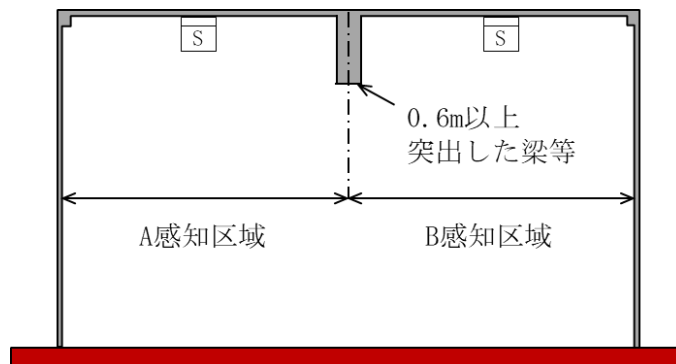


図 16 梁等が天井より 0.6m 以上突出している場合の解説図

消防法施行規則第 23 条第 4 項第 7 号ホの規定により，天井高さから，それぞれの床面積に必要な煙感知器の設置個数を算出し設置する設計とする。(表 7 参照)

表 7 天井高さから必要な煙感知器の設置個数を算出する場合の床面積

感知器の種別		取付面の高さ		
		4m 未満	4m 以上 15m 未満	15m 以上 20m 未満
煙感知器	1 種	150m <sup>2</sup>	75m <sup>2</sup>	75m <sup>2</sup>
	2 種	150m <sup>2</sup>	75m <sup>2</sup>	—
	3 種	50m <sup>2</sup>	—	—

消防法施行規則第 23 条第 4 項第 7 号ヘの規定により，煙感知器を廊下及び通路に設ける場合は，歩行距離 30m につき 1 個以上の個数を，階段及び傾斜路にあつては垂直距離 15m につき 1 個以上の個数を設置する設計とする。

屋根、柱および壁等で構成される一般的な鉄筋コンクリート造の建築物（以下「一般建物」という。）である島根原子力発電所2号機は、消防関係法令の適用を技術的に補完する日本火災報知機工業会 自動火災報知設備工事基準書により、梁等の深さが0.6m以上1m未満で火災区画が連続する場合、下記図及び表で定める範囲の隣接する感知区域を当該部分を含めて1つの感知区域と見なすことができる。（表8、図17参照）

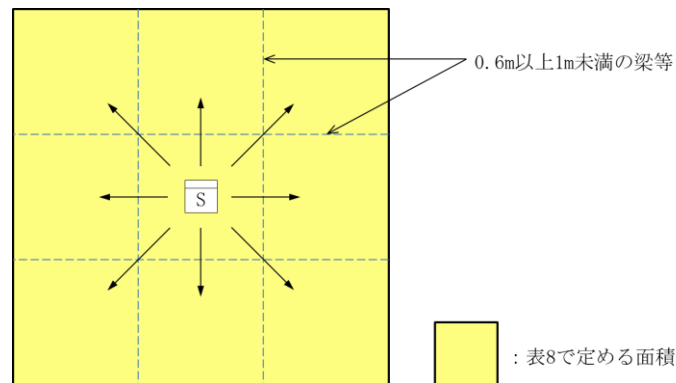


図17 煙感知器における1つの感知区域と見なすことができる解説図（1）

表8 煙感知器における1つの感知区域と見なすことができる面積

感知器の種別	感知面積の合計			
	4m 未満	4m 以上 8m 未満	8m 以上 15m 未満	15m 以上 20m 未満
1種	60m <sup>2</sup>	60m <sup>2</sup>	40m <sup>2</sup>	40m <sup>2</sup>
2種	60m <sup>2</sup>	60m <sup>2</sup>	40m <sup>2</sup>	—
3種	20m <sup>2</sup>	—	—	—

一般建物である島根原子力発電所2号機は、消防関係法令の適用を技術的に補完する日本火災報知機工業会 自動火災報知設備工事基準書により、小区画が隣接している場合、梁等の深さが0.6m以上1m未満で区画された10m<sup>2</sup>以下の小区画が1つ隣接している場合は、当該部分を含めて1つの感知区域とすることができる。（図18参照）

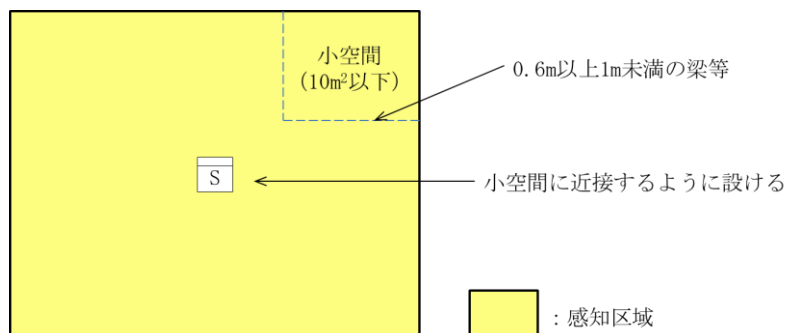


図18 煙感知器における1つの感知区域と見なすことができる解説図（2）

### 5.1.3. 熱感知器の設置条件

消防法施行規則第23条第4項第3号ロの規定により、梁等が天井より0.4m以上突出している場合は個別の区画とし、それぞれの床面積から熱感知器の必要個数を求める。(図19参照)

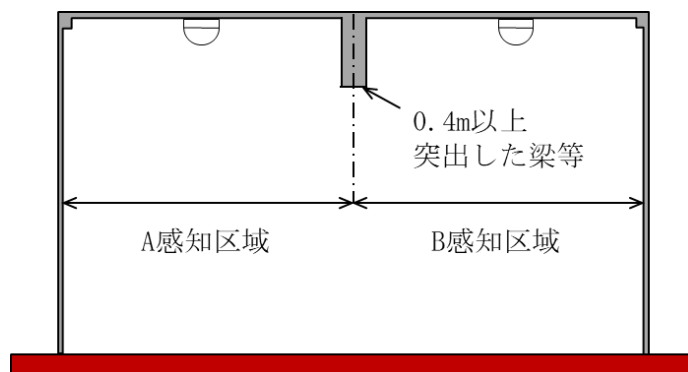


図19 梁等が天井より0.4m以上突出している場合の区画の解説図

消防法施行規則第23条第4項第3号ロの規定により、天井高さから、それぞれの床面積に必要な熱感知器の設置個数を算出する設計とする。(表9参照)

表9 天井高さから必要な熱感知器の設置個数を算出する場合の床面積

感知器の種別		取付面の高さ		4m未満		4m以上8m未満	
		建築物の構造		耐火	非耐火	耐火	非耐火
差動式スポット型	1種		90m <sup>2</sup>	50m <sup>2</sup>	45m <sup>2</sup>	30m <sup>2</sup>	
補償式スポット型	2種		70m <sup>2</sup>	40m <sup>2</sup>	35m <sup>2</sup>	25m <sup>2</sup>	
定温式スポット型	特種		70m <sup>2</sup>	40m <sup>2</sup>	35m <sup>2</sup>	25m <sup>2</sup>	
	1種		60m <sup>2</sup>	30m <sup>2</sup>	30m <sup>2</sup>	15m <sup>2</sup>	
	2種		20m <sup>2</sup>	15m <sup>2</sup>	—	—	
熱アナログ式スポット型			70m <sup>2</sup>	40m <sup>2</sup>	35m <sup>2</sup>	25m <sup>2</sup>	

一般建物である島根原子力発電所2号機は、消防関係法令の適用を技術的に補完する日本火災報知機工業会 自動火災報知設備工事基準書により、定温式スポット型熱感知器(特種)は、短辺が3m未満の細長い居室等に熱感知器を設置する場合は、歩行距離が13mにつき1個以上の個数を設置する設計とする。



一般建物である島根原子力発電所2号機は、**消防関係法令の適用を技術的に補完する**日本火災報知機工業会 自動火災報知設備工事基準書により、梁等の深さが0.4m以上1m未満で火災区画が連続する場合、下記図及び表で定める範囲の隣接する感知区域を当該部分を含めて1つの感知区域と見なすことができる。(表10、図20参照)

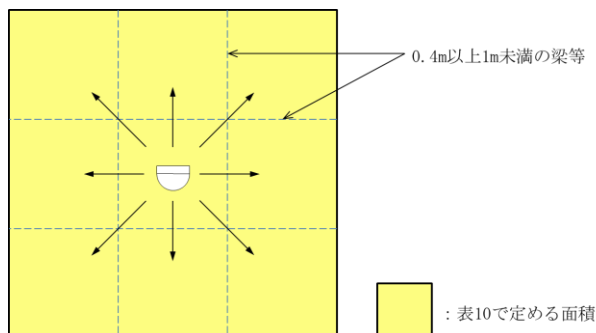


図20 熱感知器における1つの感知区域と見なすことができる解説図(1)

表10 熱感知器における1つの感知区域と見なすことができる面積

感知区域 建築物の構造		合計面積	
		耐火	非耐火
感知器の種別			
差動式スポット型	1種	20m <sup>2</sup>	15m <sup>2</sup>
補償式スポット型	2種	15m <sup>2</sup>	10m <sup>2</sup>
定温式スポット型	特種	15m <sup>2</sup>	10m <sup>2</sup>
	1種	13m <sup>2</sup>	8m <sup>2</sup>
熱アナログ式スポット型		15m <sup>2</sup>	10m <sup>2</sup>

一般建物である島根原子力発電所2号機は、**消防関係法令の適用を技術的に補完する**日本火災報知機工業会 自動火災報知設備工事基準書により、小区画が隣接している場合、梁等の深さが0.4m以上1m未満で区画された5m<sup>2</sup>以下の小区画が1つ隣接している場合は、当該部分を含めて1つの感知区域とすることができる。(図21参照)

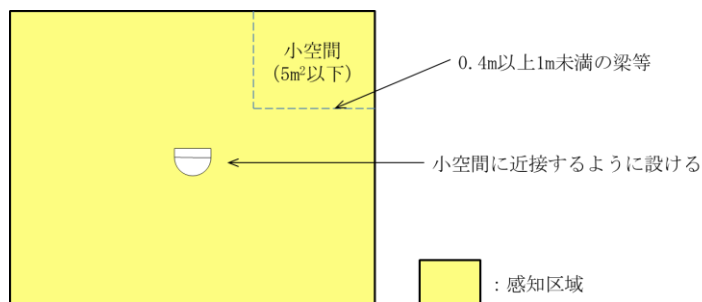


図21 熱感知器における1つの感知区域と見なすことができる解説図(2)

## 5.2. 火災感知器を設置した具体例

### 5.2.1. 消防法に準じて煙感知器，熱感知器及び炎感知器を設置した具体例

消防法施行規則第23条第4項に基づき，建物等に設置する熱感知器，煙感知器及び炎感知器について，各建物等の火災区域毎に整理した一覧表と配置図を別紙1に示す。

なお，消防法施行規則第23条第4項第8号の規定による火災感知器は，換気口等の空気吹出し口から1.5m以上の離隔距離を満足する設計とする。

### 5.2.2. その他エリアの火災感知器を設置した具体例

その他エリアとして，屋外に設置する屋外仕様炎感知器及び熱感知カメラ，主蒸気管室に設置する煙吸引式検出設備，原子炉建物オペレーティングフロアに設置する光電分離型煙感知器並びにディーゼル発電機燃料貯蔵タンク設置区域，緊急時対策所用燃料地下タンク設置区域及びディーゼル発電機燃料移送ポンプエリアに設置する防爆型熱感知器（屋外仕様）及び防爆型炎検出設備（屋外仕様）について，配置図を別紙2に示す。

### 5.3. 火災感知器を設置しないエリアの具体例

火災感知器を設置しないエリアについて，概要及び配置図を別紙3に示す。

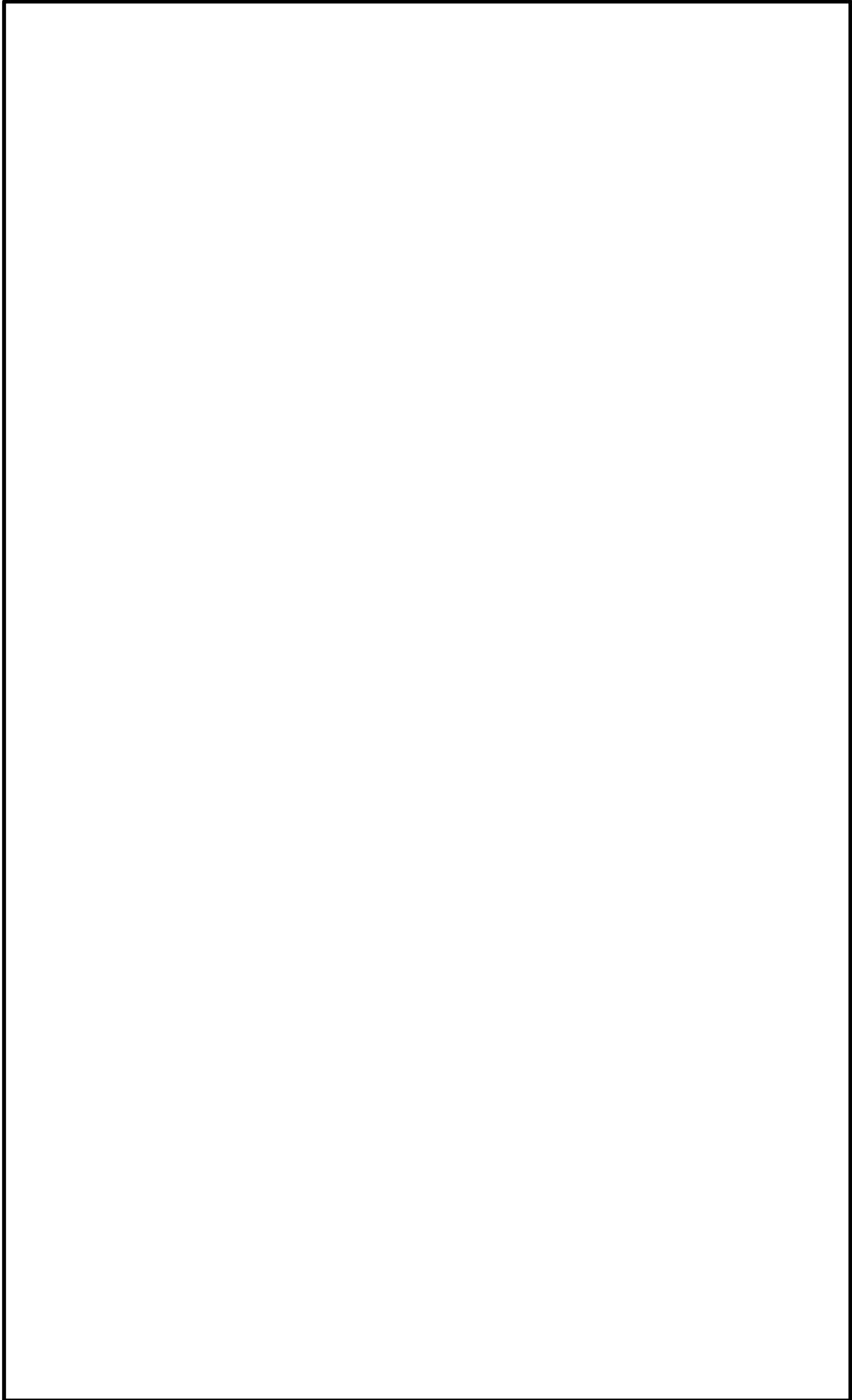
6. 各火災感知器の配置図

各火災感知器の配置図を次頁以降に示す。



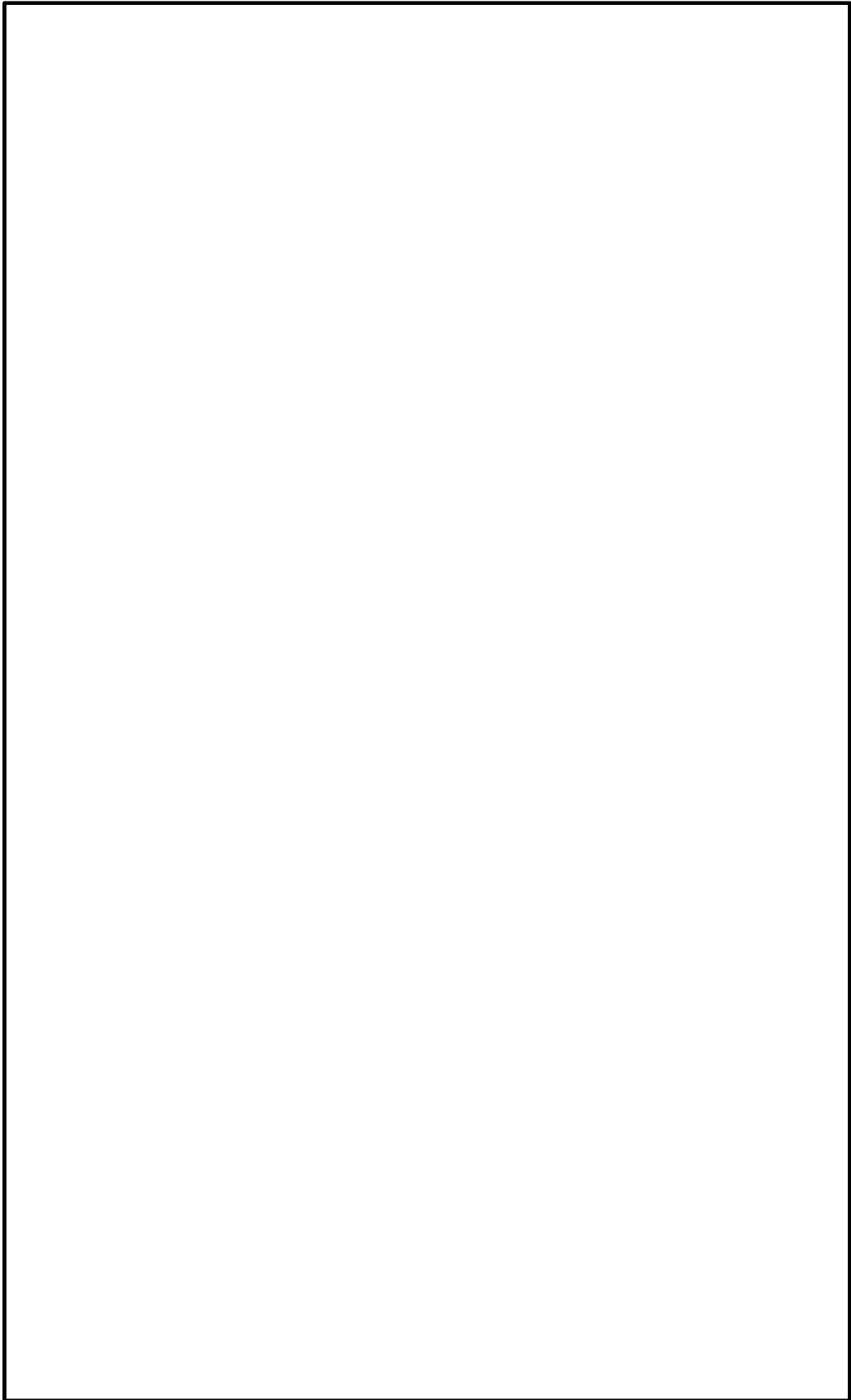




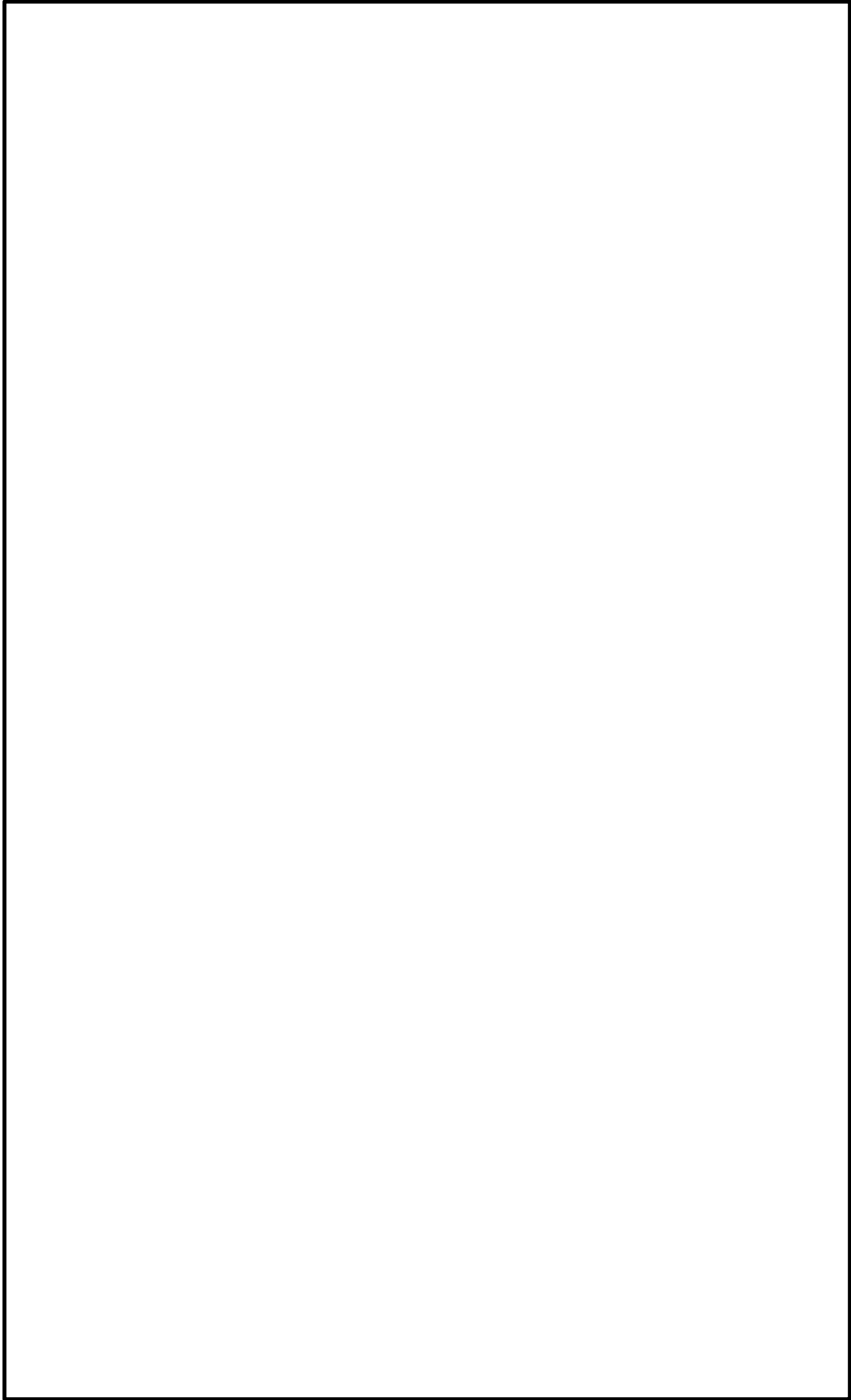




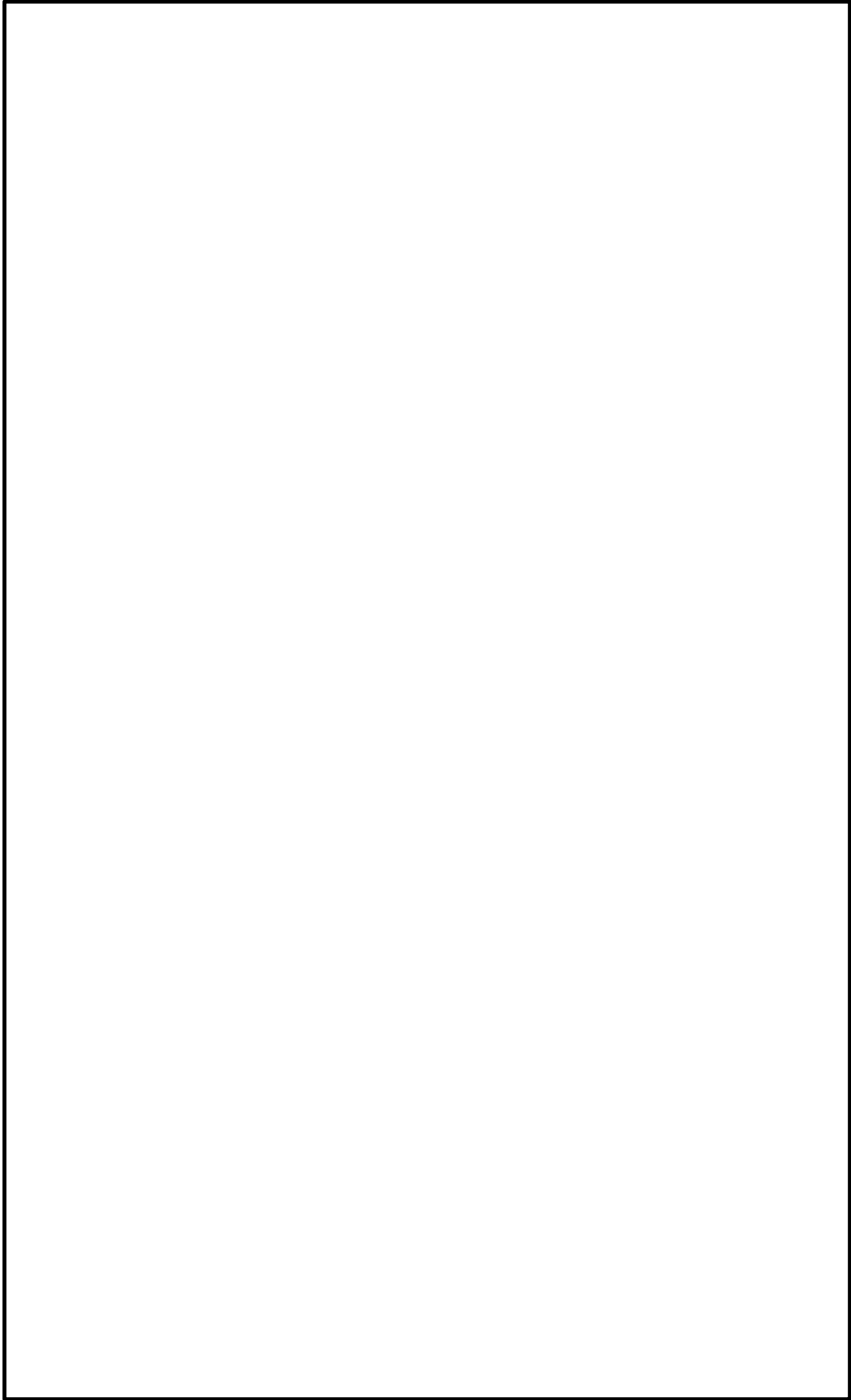










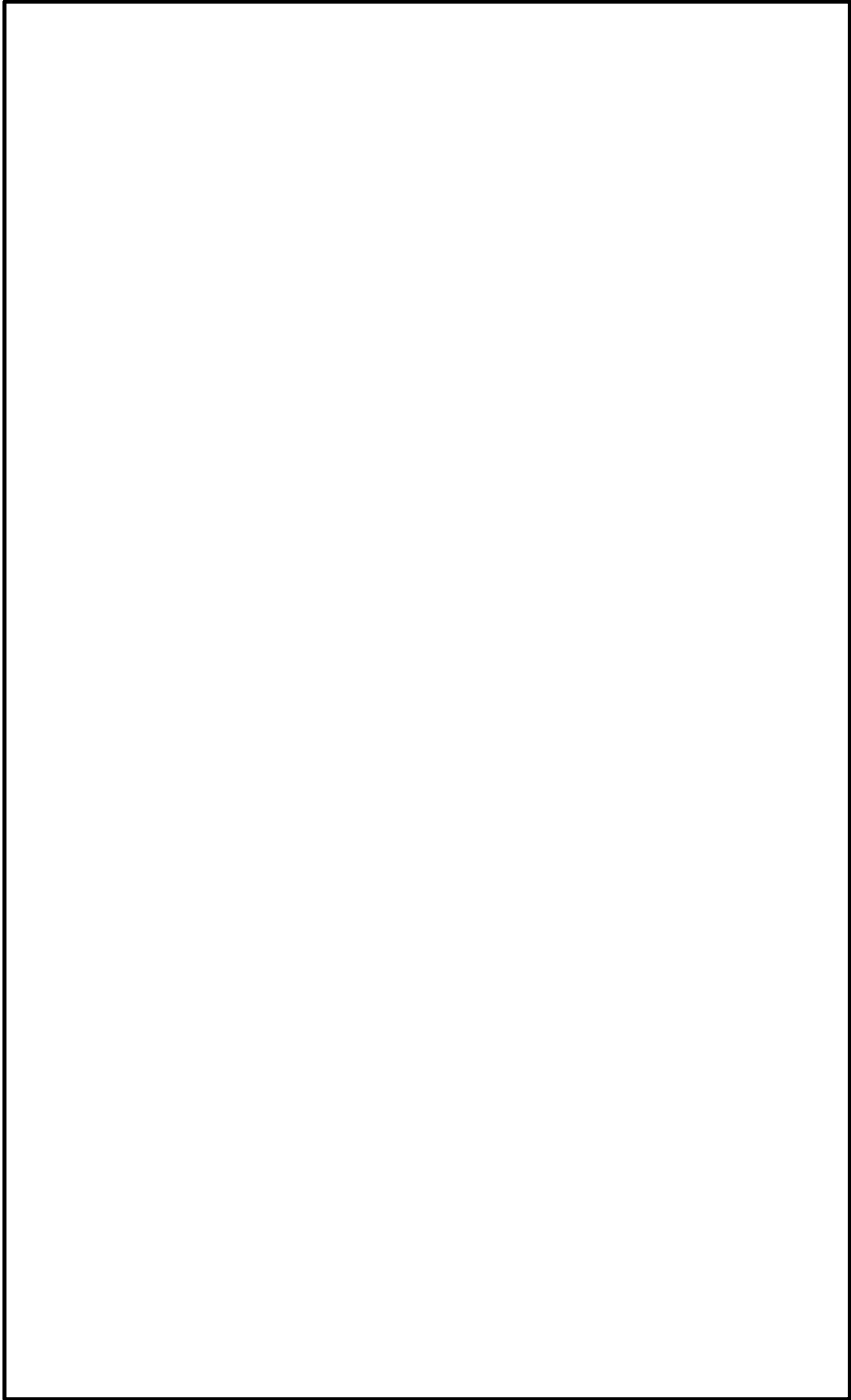














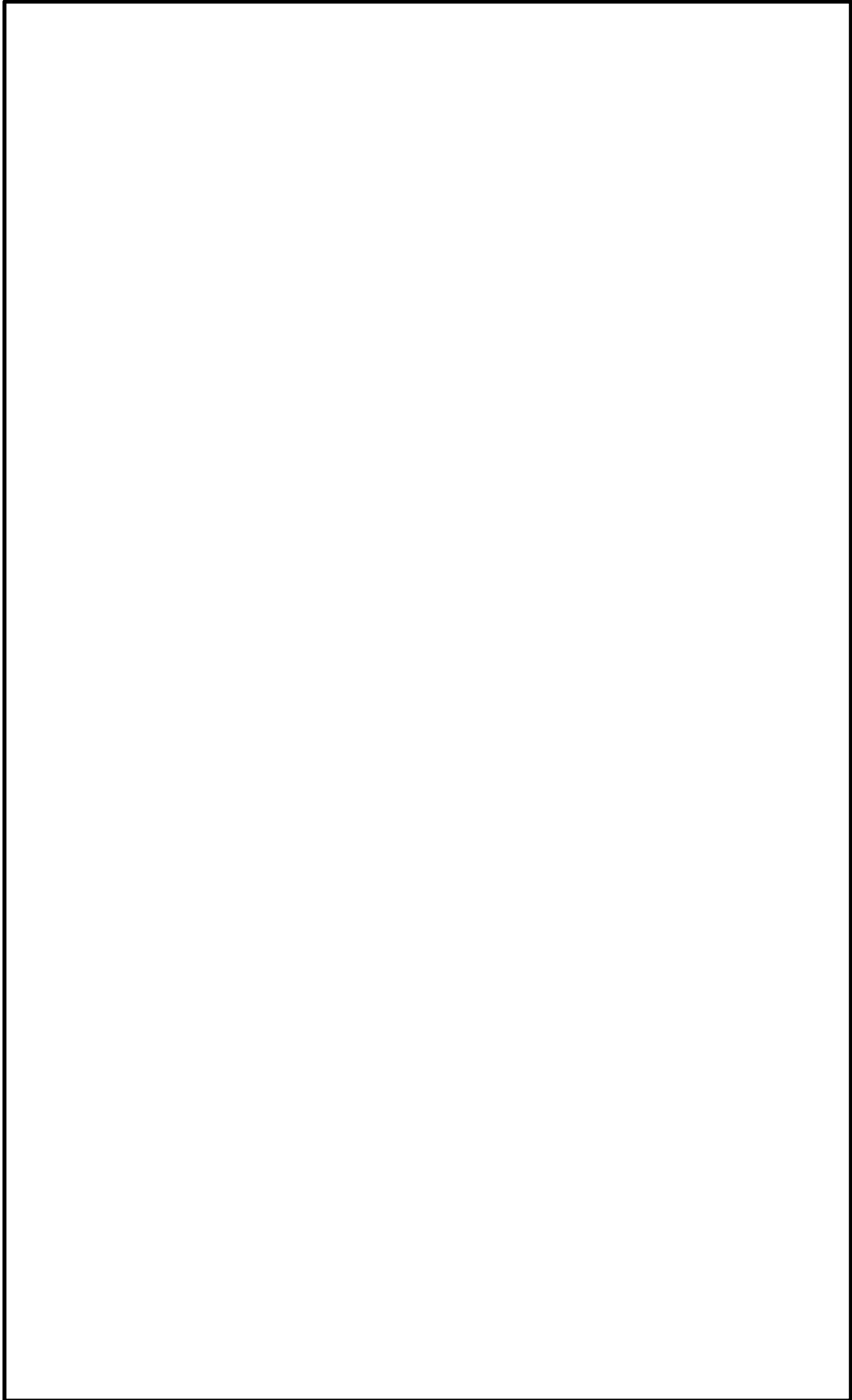




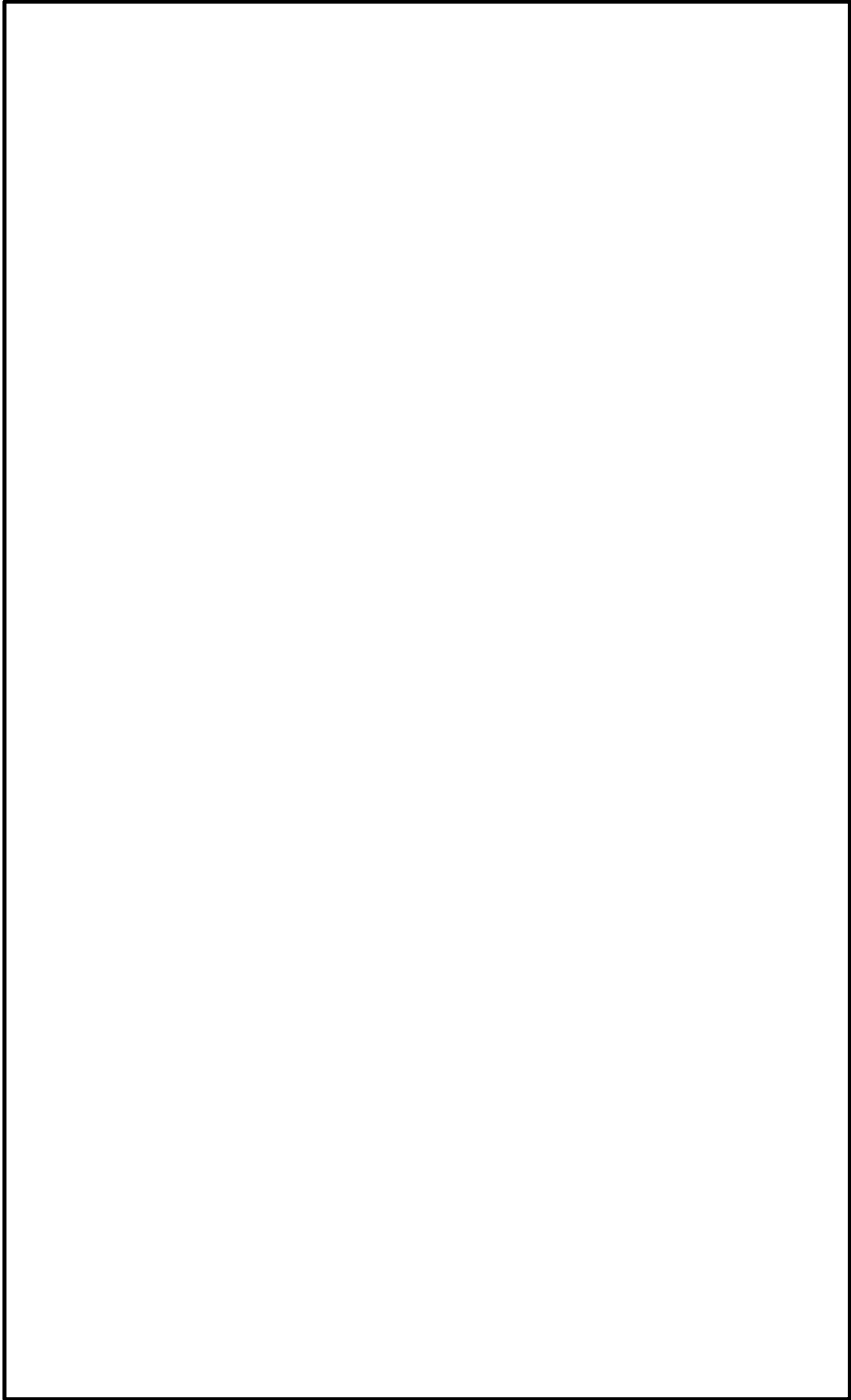


















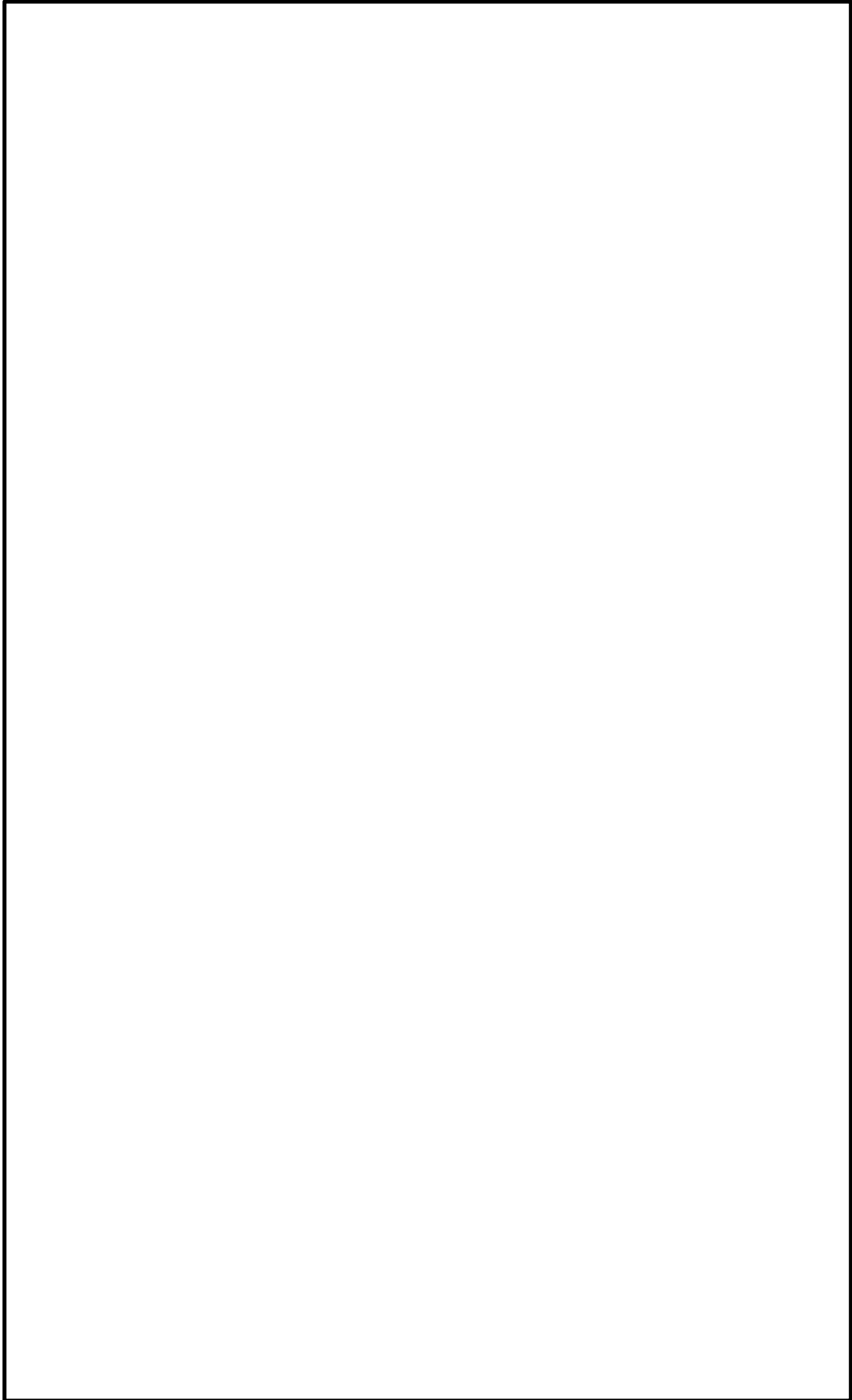












## 7. 火災受信機盤の機能について

火災感知設備のうち火災受信機盤（副防災盤）は中央制御室に設置し、火災報知設備の作動状況を常時監視できる設計とする。原子炉建物、廃棄物処理建物、制御室建物、タービン建物、取水エリア、ディーゼル発電機燃料貯蔵タンクエリア及び格納槽（以下「本館建物」という。）は補助盤室に設置する総合操作盤を介して、また、本館建物以外のサイトバンカ建物及び緊急時対策所等は、それぞれの建物内に設置している受信機盤で受信する火災感知器のアナログ情報等を補助盤室に設置する総合操作盤を介して火災受信機盤へ伝送することで、中央制御室内で各建物のアナログ情報等を監視する設計とする。

なお、熱感知カメラの画像については、熱感知カメラ専用モニタにより中央制御室で確認可能である。

火災受信機盤の概略系統図を図 22 に示す。

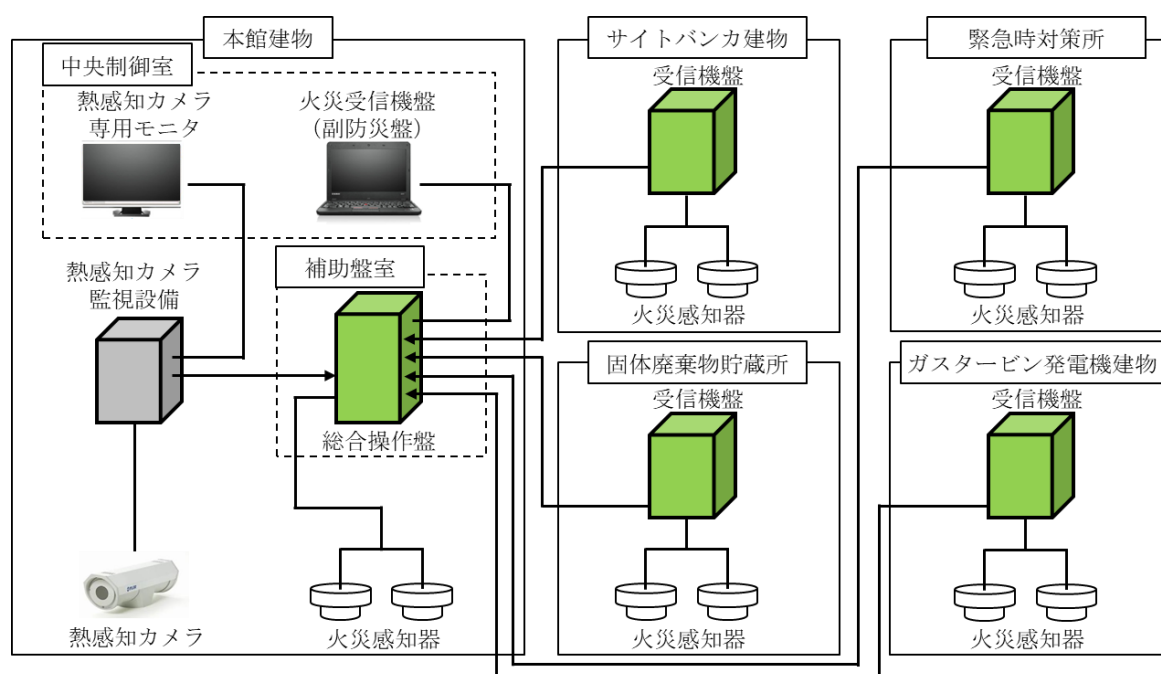


図 22 火災受信機盤の概略系統図

別紙 1  
消防法施行規則第 23 条第 4 項に従い設置された  
火災感知器の設置状況について

火災感知器について、建物等毎に火災感知器の配置を示した一覧表と火災感知器の配置図について以下に示す。なお、建物毎に代表 1 箇所の断面図を示す。

消防法に準拠した火災感知器の配置を示した一覧表 (対象：消防法施行規則 第23条第4項に該当する火災感知器)

設置番号	設置名称	設置位置											設置位置																
		区域	面積 (㎡)	取付高さ	取付位置	取付位置	取付位置	取付位置	取付位置	取付位置	取付位置	取付位置	取付位置	取付位置	取付位置	取付位置	取付位置	取付位置	取付位置	取付位置	取付位置	取付位置	取付位置	取付位置	取付位置				
R-BZF-01	RCIC付之室	1	O	O	23.8	1																							
		2	O	O	37.2	2																							
		3	O	O	37.2	2																							
		4	O	O	34.7	1																							
R-BZF-02	A-RH付之室	1	O	O	33.4	1	O																						
		2	O	O	21.7	1	O																						
		3	O	O	37.6	2	O																						
		4	O	O	36.4	2	O																						
R-BZF-03	C-RH付之室	1	O	O	39.0	1	O																						
		2	O	O	32.5	1	O																						
		3	O	O	43.0	1	O																						
		4	O	O	10.3	1	O																						
R-BZF-04	A-非常用DG室	1	O	O	17.8	1	O																						
		2	O	O	15.4	1	O																						
		3	O	O	14.1	1	O																						
		4	O	O	17.0	1	O																						
		5	O	O	22.5	1	O																						
		6	O	O	20.8	1	O																						
		7	O	O	15.2	1	O																						
		8	O	O	14.2	1	O																						
R-BZF-05	A-非常用DG電室	1	O	O	17.9	1	O																						
		2	O	O	38.7	1	O																						
		3	O	O	19.4	1	O																						
		4	O	O	18.0	1	O																						
		5	O	O	28.2	1	O																						
		6	O	O	19.4	1	O																						
R-BZF-06	B-非常用DG室	1	O	O	18.3	1	O																						
		2	O	O	18.3	1	O																						
		3	O	O	18.3	1	O																						
		4	O	O	17.9	1	O																						
		5	O	O	23.8	1	O																						
		6	O	O	18.3	1	O																						





消防法に準拠した火災感知器の配置を示した一覧表（対象：消防法施行規則 第23条第4項に該当する火災感知器）

66	※※1	66	--	0	--	1.7	0	--	0	--	0	1.7	1	0	0	--	1	1	0
67	※※1	67	--	0	--	6.2	0	--	0	--	0	6.2	1	0	0	--	1	1	0
68	※※1	68	--	0	--	6.9	0	--	0	--	0	6.9	1	0	0	--	1	1	0
69	※※1	69	--	0	--	7.5	1	0	--	0	--	7.5	1	0	0	--	1	0	0
70	※※1	70	--	0	--	8.2	1	0	--	0	--	8.2	1	0	0	--	1	0	0
71	※※1	71	--	0	--	8.2	1	0	--	0	--	8.2	1	0	0	--	1	0	0
72	※※3	72	0	--	0	--	9.5	1	0	--	0	9.5	1	0	0	--	1	0	0
73	※※3	73	0	--	0	--	11.1	0	--	0	--	11.1	1	0	0	--	1	0	0
74	※※3	74	0	--	0	--	11.1	1	0	--	0	11.1	1	0	0	--	1	0	0
75	※※3	75	--	0	--	1.7	0	--	0	--	0	1.7	1	0	0	--	1	0	0
76	※※3	76	--	0	--	6.2	0	--	0	--	0	6.2	1	0	0	--	1	0	0
77	※※3	77	--	0	--	7.5	0	--	0	--	0	7.5	1	0	0	--	1	0	0
78	※※3	78	--	0	--	8.2	1	0	--	0	--	8.2	1	0	0	--	1	0	0
79	※※3	79	--	0	--	8.8	0	--	0	--	0	8.8	1	0	0	--	1	0	0
80	※※3	80	--	0	--	9.5	0	--	0	--	0	9.5	1	0	0	--	1	0	0
81	※※3	81	--	0	--	5.5	1	0	--	0	--	5.5	1	0	0	--	1	0	0
82	※※3	82	--	0	--	6.2	0	--	0	--	0	6.2	1	0	0	--	1	0	0
83	※※3	83	--	0	--	6.2	0	--	0	--	0	6.2	1	0	0	--	1	0	0
84	※※3	84	--	0	--	6.9	0	--	0	--	0	6.9	1	0	0	--	1	0	0
85	※※3	85	--	0	--	7.5	0	--	0	--	0	7.5	1	0	0	--	1	0	0
86	※※3	86	--	0	--	8.2	1	0	--	0	--	8.2	1	0	0	--	1	0	0
87	※※3	87	--	0	--	8.8	1	0	--	0	--	8.8	1	0	0	--	1	0	0
88	※※3	88	--	0	--	11.1	0	--	0	--	0	11.1	1	0	0	--	1	0	0
89	※※3	89	0	--	0	--	16.2	0	--	0	--	16.2	1	0	0	--	1	0	0
90	※※3	90	0	--	0	--	7.0	1	0	--	0	7.0	1	0	0	--	1	0	0
91	※※3	91	--	0	--	8.0	0	--	0	--	0	8.0	1	0	0	--	1	0	0
92	※※3	92	--	0	--	8.0	0	--	0	--	0	8.0	1	0	0	--	1	0	0
93	※※3	93	--	0	--	9.0	0	--	0	--	0	9.0	1	0	0	--	1	0	0
94	※※3	94	--	0	--	9.0	0	--	0	--	0	9.0	1	0	0	--	1	0	0
95	※※3	95	0	--	0	--	2.0	1	0	--	0	2.0	1	0	0	--	1	0	0
96	※※4	96	--	0	--	10.3	1	0	--	0	--	10.3	1	0	0	--	1	1	0
97	※※4	97	--	0	--	10.3	1	0	--	0	--	10.3	1	0	0	--	1	1	0
98	※※4	98	--	0	--	10.3	1	0	--	0	--	10.3	1	0	0	--	1	1	0
99	※※4	99	--	0	--	10.3	1	0	--	0	--	10.3	1	0	0	--	1	1	0
100	※※4	100	--	0	--	10.3	1	0	--	0	--	10.3	1	0	0	--	1	1	0
101	※※4	101	--	0	--	7.2	0	--	0	--	0	7.2	1	0	0	--	1	1	0
102	※※4	102	--	0	--	16.2	0	--	0	--	0	16.2	1	0	0	--	1	1	0
103	※※4	103	0	--	0	--	7.0	1	0	--	0	7.0	1	0	0	--	1	1	0
104	※※4	104	0	--	0	--	8.0	1	0	--	0	8.0	1	0	0	--	1	1	0
105	※※4	105	0	--	0	--	8.0	1	0	--	0	8.0	1	0	0	--	1	1	0
106	※※4	106	0	--	0	--	8.0	1	0	--	0	8.0	1	0	0	--	1	1	0
107	※※4	107	0	--	0	--	12.1	0	--	0	--	12.1	1	0	0	--	1	1	0
108	※※4	108	0	--	0	--	1.7	0	--	0	--	1.7	1	0	0	--	1	0	0
109	※※4	109	0	--	0	--	6.2	0	--	0	--	6.2	1	0	0	--	1	1	0
110	※※4	110	0	--	0	--	6.7	0	--	0	--	6.7	1	0	0	--	2	1	0
111	※※4	111	0	--	0	--	2.3	0	--	0	--	2.3	1	0	0	--	2	0	0
112	※※4	112	0	--	0	--	2.3	0	--	0	--	2.3	1	0	0	--	2	0	0
113	※※4	113	0	--	0	--	8.2	1	0	--	0	8.2	1	0	0	--	1	1	0
114	※※4	114	0	--	0	--	8.8	0	--	0	--	8.8	1	0	0	--	1	1	0
115	※※4	115	0	--	0	--	9.5	0	--	0	--	9.5	1	0	0	--	1	1	0
116	※※4	116	0	--	0	--	11.2	0	--	0	--	11.2	1	0	0	--	1	1	0
117	※※4	117	0	--	0	--	7.4	1	0	--	0	7.4	1	0	0	--	1	1	0
118	※※4	118	0	--	0	--	7.4	1	0	--	0	7.4	1	0	0	--	1	1	0
119	※※4	119	0	--	0	--	8.2	1	0	--	0	8.2	1	0	0	--	1	1	0
120	※※4	120	0	--	0	--	9.2	1	0	--	0	9.2	1	0	0	--	1	1	0
121	※※4	121	0	--	0	--	10.2	1	0	--	0	10.2	1	0	0	--	1	1	0
122	※※4	122	0	--	0	--	10.8	1	0	--	0	10.8	1	0	0	--	1	1	0
123	※※4	123	0	--	0	--	10.8	1	0	--	0	10.8	1	0	0	--	1	1	0
124	※※4	124	0	--	0	--	12.1	1	0	--	0	12.1	1	0	0	--	1	1	0
125	※※6	125	0	--	0	--	1.7	0	--	0	--	1.7	1	0	0	--	0	0	0
126	※※6	126	0	--	0	--	5.8	1	0	--	0	5.8	1	0	0	--	0	0	0
127	※※6	127	0	--	0	--	5.4	1	0	--	0	5.4	1	0	0	--	0	0	0
128	※※6	128	0	--	0	--	5.4	1	0	--	0	5.4	1	0	0	--	0	0	0
129	※※6	129	0	--	0	--	5.4	1	0	--	0	5.4	1	0	0	--	0	0	0
130	※※6	130	0	--	0	--	5.1	1	0	--	0	5.1	1	0	0	--	0	0	0
131	※※6	131	0	--	0	--	5.4	0	--	0	--	5.4	1	0	0	--	0	0	0
132	※※6	132	0	--	0	--	4.7	1	0	--	0	4.7	1	0	0	--	1	1	0
133	※※6	133	0	--	0	--	4.6	1	0	--	0	4.6	1	0	0	--	1	1	0
134	※※6	134	0	--	0	--	6.7	1	0	--	0	6.7	1	0	0	--	1	1	0
135	※※6	135	0	--	0	--	6.7	1	0	--	0	6.7	1	0	0	--	1	1	0
136	※※7	136	0	--	0	--	7.5	1	0	--	0	7.5	1	0	0	--	1	1	0
137	※※7	137	0	--	0	--	8.7	1	0	--	0	8.7	1	0	0	--	1	1	0
138	※※7	138	0	--	0	--	13.7	1	0	--	0	13.7	1	0	0	--	1	1	0
139	※※7	139	0	--	0	--	3.0	1	0	--	0	3.0	1	0	0	--	1	1	0

R-207-31  
11-173理

※※1 66-69階-1層廊下～7階廊下 廊下 ※※2 72,73階-1層廊下7階廊下 ※※3 95,96階-1層廊下95-96階廊下 ※※4 117,118階-1層廊下117～119階廊下 ※※5 125～135階-1層廊下横断廊下 ※※6 137～139階-1層廊下136～139階廊下





防火法に準拠した火災感知器の配置を示した一覧表 (対象：消防法施行規則 第23条第4項に該当する火災感知器)

装置番号	装置名称	設置位置			検知範囲			検知距離			検知率			合計	備考
		設置位置	検知範囲	検知距離	設置位置	検知範囲	検知距離	設置位置	検知範囲	検知距離	設置位置	検知範囲	検知距離		
R-BIF-01	CBG天井型	天井	2.0m以上	4m未満	0.4m以上	4m未満	4m未満	0.4m以上	4m未満	4m未満	0.4m以上	4m未満	1		
R-BIF-02	天井付天井型	天井	0.4m以上	4m未満	0.4m以上	4m未満	4m未満	0.4m以上	4m未満	4m未満	0.4m以上	4m未満	2		
R-BIF-03	天井付天井型	天井	0.4m以上	4m未満	0.4m以上	4m未満	4m未満	0.4m以上	4m未満	4m未満	0.4m以上	4m未満	4		
R-BIF-04	天井付天井型	天井	0.4m以上	4m未満	0.4m以上	4m未満	4m未満	0.4m以上	4m未満	4m未満	0.4m以上	4m未満	5		
R-BIF-05	天井付天井型	天井	0.4m以上	4m未満	0.4m以上	4m未満	4m未満	0.4m以上	4m未満	4m未満	0.4m以上	4m未満	6		
R-BIF-06	天井付天井型	天井	0.4m以上	4m未満	0.4m以上	4m未満	4m未満	0.4m以上	4m未満	4m未満	0.4m以上	4m未満	7		
R-BIF-07	天井付天井型	天井	0.4m以上	4m未満	0.4m以上	4m未満	4m未満	0.4m以上	4m未満	4m未満	0.4m以上	4m未満	9		
R-BIF-08	天井付天井型	天井	0.4m以上	4m未満	0.4m以上	4m未満	4m未満	0.4m以上	4m未満	4m未満	0.4m以上	4m未満	10		
R-BIF-09	天井付天井型	天井	0.4m以上	4m未満	0.4m以上	4m未満	4m未満	0.4m以上	4m未満	4m未満	0.4m以上	4m未満	11		
R-BIF-10	天井付天井型	天井	0.4m以上	4m未満	0.4m以上	4m未満	4m未満	0.4m以上	4m未満	4m未満	0.4m以上	4m未満	12		





消防法に準拠した火災感知器の配置を示した一覧表 (対象：消防法施行規則 第23条第4項に該当する火災感知器)

部署番号	部署名称	備註事項											設備数	設置率 (%)	設備数	備考					
		設置	面積	天井高	天井構造	天井形状	天井開口	天井開口形状	天井開口面積	天井開口率	天井開口形状	天井開口面積									
R-1F-01 A-事務用フロア/管理 B-IT用フロア	配電盤室	1	1	10.0	1	3.0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	100	1	3	
		2	1	10.0	1	3.0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	100	1	3	
		3	1	10.0	1	3.0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	100	1	3	
		4	1	10.0	1	3.0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	100	1	3	
		5	1	10.0	1	3.0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	100	1	3	
		6	1	10.0	1	3.0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	100	1	3	
		7	1	10.0	1	3.0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	100	1	3	
		8	1	10.0	1	3.0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	100	1	3	
		9	1	10.0	1	3.0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	100	1	3	
		10	1	10.0	1	3.0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	100	1	3	
		11	1	10.0	1	3.0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	100	1	3	
		12	1	10.0	1	3.0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	100	1	3	
		R-1F-02 B-配電盤室	1	1	10.0	1	3.0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	100	1	3
2	1		10.0	1	3.0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	100	1	3		
3	1		10.0	1	3.0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	100	1	3		
4	1		10.0	1	3.0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	100	1	3		
5	1		10.0	1	3.0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	100	1	3		
6	1		10.0	1	3.0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	100	1	3		
7	1		10.0	1	3.0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	100	1	3		
8	1		10.0	1	3.0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	100	1	3		
9	1		10.0	1	3.0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	100	1	3		
10	1		10.0	1	3.0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	100	1	3		
11	1		10.0	1	3.0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	100	1	3		
12	1		10.0	1	3.0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	100	1	3		
R-1F-03 B-1F/6F/7F/管理 R-1F-04 B-1F/6F/7F/管理 R-1F-05 B-1F/6F/7F/管理 R-1F-06 IT管理	1		1	10.0	1	3.0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	100	1	3	
	2	1	10.0	1	3.0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	100	1	3		
	3	1	10.0	1	3.0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	100	1	3		
	4	1	10.0	1	3.0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	100	1	3		
	5	1	10.0	1	3.0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	100	1	3		
	6	1	10.0	1	3.0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	100	1	3		
	7	1	10.0	1	3.0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	100	1	3		
	8	1	10.0	1	3.0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	100	1	3		
	9	1	10.0	1	3.0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	100	1	3		
	10	1	10.0	1	3.0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	100	1	3		
	11	1	10.0	1	3.0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	100	1	3		
	12	1	10.0	1	3.0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	100	1	3		

消防法に準拠した火災感知器の配置を示した一覧表（対象：消防法施行規則 第23条第4項に該当する火災感知器）

R-F-07	1階廊下等内のレシーバ装置	階層別										合計	備考	設置位置	設置数	設置条件	設置場所	設置高さ	設置時期	設置位置	設置数	設置条件	設置場所	設置高さ	設置時期						
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10															11					

消防法に準拠した火災感知器の配置を示した一覧表（対象：消防法施行規則 第23条第4項に該当する火災感知器）

階	R-1F-22		R-1F-24		R-1F-24+1		R-1F-24+2		R-1F-25		R-1F-29		R-1F-30		R-1F-31		R-1F-34	
	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2
R-1F-22	1	35.9	1	1	35.9	1	1	35.9	1	1	35.9	1	1	35.9	1	1	35.9	1
	2	11.4	1	1	11.4	1	1	11.4	1	1	11.4	1	1	11.4	1	1	11.4	1
	3	33.2	1	0	33.2	1	0	33.2	1	0	33.2	1	0	33.2	1	0	33.2	1
	4	10.8	1	0	10.8	1	0	10.8	1	0	10.8	1	0	10.8	1	0	10.8	1
	5	10.8	1	0	10.8	1	0	10.8	1	0	10.8	1	0	10.8	1	0	10.8	1
	6	12.5	1	0	12.5	1	0	12.5	1	0	12.5	1	0	12.5	1	0	12.5	1
	7	12.1	1	0	12.1	1	0	12.1	1	0	12.1	1	0	12.1	1	0	12.1	1
	8	33.2	1	0	33.2	1	0	33.2	1	0	33.2	1	0	33.2	1	0	33.2	1
	9	23.2	1	0	23.2	1	0	23.2	1	0	23.2	1	0	23.2	1	0	23.2	1
	10	29.1	1	1	29.1	1	1	29.1	1	1	29.1	1	1	29.1	1	1	29.1	1
	11	32.2	1	1	32.2	1	1	32.2	1	1	32.2	1	1	32.2	1	1	32.2	1
	12	35.9	1	1	35.9	1	1	35.9	1	1	35.9	1	1	35.9	1	1	35.9	1
	13	26.4	1	0	26.4	1	0	26.4	1	0	26.4	1	0	26.4	1	0	26.4	1
	14	26.4	1	0	26.4	1	0	26.4	1	0	26.4	1	0	26.4	1	0	26.4	1
	15	20.6	1	0	20.6	1	0	20.6	1	0	20.6	1	0	20.6	1	0	20.6	1
	16	10.1	1	0	10.1	1	0	10.1	1	0	10.1	1	0	10.1	1	0	10.1	1
	17	45.7	1	1	45.7	1	1	45.7	1	1	45.7	1	1	45.7	1	1	45.7	1
	18	27.5	1	1	27.5	1	1	27.5	1	1	27.5	1	1	27.5	1	1	27.5	1
	19	24.8	1	1	24.8	1	1	24.8	1	1	24.8	1	1	24.8	1	1	24.8	1
	20	7.7	0	0	7.7	0	0	7.7	0	0	7.7	0	0	7.7	0	0	7.7	0
	21	9.3	1	1	9.3	1	1	9.3	1	1	9.3	1	1	9.3	1	1	9.3	1
	22	38.4	1	1	38.4	1	1	38.4	1	1	38.4	1	1	38.4	1	1	38.4	1
	23	24.8	1	1	24.8	1	1	24.8	1	1	24.8	1	1	24.8	1	1	24.8	1
	24	26.8	1	1	26.8	1	1	26.8	1	1	26.8	1	1	26.8	1	1	26.8	1
	25	3.5	1	1	3.5	1	1	3.5	1	1	3.5	1	1	3.5	1	1	3.5	1
	26	32.3	1	1	32.3	1	1	32.3	1	1	32.3	1	1	32.3	1	1	32.3	1
	27	33.2	1	1	33.2	1	1	33.2	1	1	33.2	1	1	33.2	1	1	33.2	1
	28	15.2	1	1	15.2	1	1	15.2	1	1	15.2	1	1	15.2	1	1	15.2	1
	29	30.2	1	1	30.2	1	1	30.2	1	1	30.2	1	1	30.2	1	1	30.2	1
	30	30.3	1	1	30.3	1	1	30.3	1	1	30.3	1	1	30.3	1	1	30.3	1
	31	38.4	1	1	38.4	1	1	38.4	1	1	38.4	1	1	38.4	1	1	38.4	1
	32	36.8	1	1	36.8	1	1	36.8	1	1	36.8	1	1	36.8	1	1	36.8	1
	33	10.6	1	1	10.6	1	1	10.6	1	1	10.6	1	1	10.6	1	1	10.6	1
	34	13.3	1	1	13.3	1	1	13.3	1	1	13.3	1	1	13.3	1	1	13.3	1
35	5.4	1	1	5.4	1	1	5.4	1	1	5.4	1	1	5.4	1	1	5.4	1	
36	10.9	1	1	10.9	1	1	10.9	1	1	10.9	1	1	10.9	1	1	10.9	1	
37	8.6	1	1	8.6	1	1	8.6	1	1	8.6	1	1	8.6	1	1	8.6	1	
38	15.2	1	1	15.2	1	1	15.2	1	1	15.2	1	1	15.2	1	1	15.2	1	
39	26.4	1	1	26.4	1	1	26.4	1	1	26.4	1	1	26.4	1	1	26.4	1	
40	7.0	1	1	7.0	1	1	7.0	1	1	7.0	1	1	7.0	1	1	7.0	1	
41	17.8	1	0	17.8	1	0	17.8	1	0	17.8	1	0	17.8	1	0	17.8	1	
42	37.5	1	1	37.5	1	1	37.5	1	1	37.5	1	1	37.5	1	1	37.5	1	
43	5.7	1	1	5.7	1	1	5.7	1	1	5.7	1	1	5.7	1	1	5.7	1	
44	37.0	1	1	37.0	1	1	37.0	1	1	37.0	1	1	37.0	1	1	37.0	1	
45	26.4	2	1	26.4	2	1	26.4	2	1	26.4	2	1	26.4	2	1	26.4	2	

消防法に準拠した火災感知器の配置を示した一覧表（対象：消防法施行規則 第23条第4項に該当する火災感知器）

設置番号	設置名称	設置説明										検出説明											
		設置区画	設置高さ	設置間隔	設置面積	設置形状	設置数	合計	設置区画	設置高さ	設置間隔	設置面積	設置形状	設置数	合計	設置区画	設置高さ	設置間隔	設置面積	設置形状	設置数	合計	
R-2F-01	中央制御室内停止装置	1	4m未満	15m未満	10m <sup>2</sup> 以上	10m <sup>2</sup> 未満	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	4.5	100	1	100	1	1	0
		2	4m以上～8m未満	15m未満	10m <sup>2</sup> 以上	10m <sup>2</sup> 未満	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	4.5	100	1	100	1	1	0
		3	8m以上～20m未満	15m未満	10m <sup>2</sup> 以上	10m <sup>2</sup> 未満	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	4.5	100	1	100	1	1	0
R-2F-02	A-非常用電気室	1	4m未満	15m未満	10m <sup>2</sup> 以上	10m <sup>2</sup> 未満	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	4.5	100	1	100	1	1	0
		2	4m以上～8m未満	15m未満	10m <sup>2</sup> 以上	10m <sup>2</sup> 未満	1	1	0	0	0	0	0	0	1	4.5	100	1	100	1	1	0	
		3	8m以上～20m未満	15m未満	10m <sup>2</sup> 以上	10m <sup>2</sup> 未満	1	1	0	0	0	0	0	0	1	4.5	100	1	100	1	1	0	
R-2F-03	電子制御装置	1	4m未満	15m未満	10m <sup>2</sup> 以上	10m <sup>2</sup> 未満	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	4.5	100	1	100	1	1	0
		2	4m以上～8m未満	15m未満	10m <sup>2</sup> 以上	10m <sup>2</sup> 未満	1	1	0	0	0	0	0	0	1	4.5	100	1	100	1	1	0	
		3	8m以上～20m未満	15m未満	10m <sup>2</sup> 以上	10m <sup>2</sup> 未満	1	1	0	0	0	0	0	0	1	4.5	100	1	100	1	1	0	
R-2F-04	A-非常用電気室	1	4m未満	15m未満	10m <sup>2</sup> 以上	10m <sup>2</sup> 未満	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	4.5	100	1	100	1	1	0
		2	4m以上～8m未満	15m未満	10m <sup>2</sup> 以上	10m <sup>2</sup> 未満	1	1	0	0	0	0	0	0	1	4.5	100	1	100	1	1	0	
		3	8m以上～20m未満	15m未満	10m <sup>2</sup> 以上	10m <sup>2</sup> 未満	1	1	0	0	0	0	0	0	1	4.5	100	1	100	1	1	0	
		4	20m以上	15m未満	10m <sup>2</sup> 以上	10m <sup>2</sup> 未満	1	1	0	0	0	0	0	0	1	4.5	100	1	100	1	1	0	
		5	4m未満	15m未満	10m <sup>2</sup> 以上	10m <sup>2</sup> 未満	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	4.5	100	1	100	1	1	0
		6	4m以上～8m未満	15m未満	10m <sup>2</sup> 以上	10m <sup>2</sup> 未満	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	4.5	100	1	100	1	1	0
		7	8m以上～20m未満	15m未満	10m <sup>2</sup> 以上	10m <sup>2</sup> 未満	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	4.5	100	1	100	1	1	0
		8	20m以上	15m未満	10m <sup>2</sup> 以上	10m <sup>2</sup> 未満	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	4.5	100	1	100	1	1	0
		9	4m未満	15m未満	10m <sup>2</sup> 以上	10m <sup>2</sup> 未満	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	4.5	100	1	100	1	1	0
		10	4m以上～8m未満	15m未満	10m <sup>2</sup> 以上	10m <sup>2</sup> 未満	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	4.5	100	1	100	1	1	0
		11	8m以上～20m未満	15m未満	10m <sup>2</sup> 以上	10m <sup>2</sup> 未満	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	4.5	100	1	100	1	1	0
R-2F-05	B-非常用電気室	1	4m未満	15m未満	10m <sup>2</sup> 以上	10m <sup>2</sup> 未満	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	4.5	100	1	100	1	1	0
		2	4m以上～8m未満	15m未満	10m <sup>2</sup> 以上	10m <sup>2</sup> 未満	1	1	0	0	0	0	0	0	1	4.5	100	1	100	1	1	0	
		3	8m以上～20m未満	15m未満	10m <sup>2</sup> 以上	10m <sup>2</sup> 未満	1	1	0	0	0	0	0	0	1	4.5	100	1	100	1	1	0	
		4	20m以上	15m未満	10m <sup>2</sup> 以上	10m <sup>2</sup> 未満	1	1	0	0	0	0	0	0	1	4.5	100	1	100	1	1	0	
		5	4m未満	15m未満	10m <sup>2</sup> 以上	10m <sup>2</sup> 未満	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	4.5	100	1	100	1	1	0
		6	4m以上～8m未満	15m未満	10m <sup>2</sup> 以上	10m <sup>2</sup> 未満	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	4.5	100	1	100	1	1	0
		7	8m以上～20m未満	15m未満	10m <sup>2</sup> 以上	10m <sup>2</sup> 未満	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	4.5	100	1	100	1	1	0
		8	20m以上	15m未満	10m <sup>2</sup> 以上	10m <sup>2</sup> 未満	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	4.5	100	1	100	1	1	0
		9	4m未満	15m未満	10m <sup>2</sup> 以上	10m <sup>2</sup> 未満	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	4.5	100	1	100	1	1	0
		10	4m以上～8m未満	15m未満	10m <sup>2</sup> 以上	10m <sup>2</sup> 未満	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	4.5	100	1	100	1	1	0
		R-2F-06	A-非常用HDC装置用電室	1	4m未満	15m未満	10m <sup>2</sup> 以上	10m <sup>2</sup> 未満	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	4.5	100	1	100	1
2	4m以上～8m未満			15m未満	10m <sup>2</sup> 以上	10m <sup>2</sup> 未満	1	1	0	0	0	0	0	0	1	4.5	100	1	100	1	1	0	
R-2F-07	B-非常用HDC装置用電室	1	4m未満	15m未満	10m <sup>2</sup> 以上	10m <sup>2</sup> 未満	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	4.5	100	1	100	1	1	0
		2	4m以上～8m未満	15m未満	10m <sup>2</sup> 以上	10m <sup>2</sup> 未満	1	1	0	0	0	0	0	0	1	4.5	100	1	100	1	1	0	









消防法に準拠した火災感知器の配置を示した一覧表（対象：消防法施行規則 第23条第4項に該当する火災感知器）

R-42F-14 R-42F-15 R-42F-16 R-42F-17	A:CDV字頭型煙感器 B:PC字頭型煙感器 C:PC字頭型煙感器 D:PC字頭型煙感器	1. 小字付での、感知器の設置に準拠しない場所かつ2. 感知器の集積がない場所		3. 小字付での、感知器の設置に準拠しない場所かつ2. 感知器の集積がない場所		5. 小字付での、感知器の設置に準拠しない場所かつ2. 感知器の集積がない場所		7. 小字付での、感知器の設置に準拠しない場所かつ2. 感知器の集積がない場所		0		
		1	2	3	4	5	6	7	8			
R-42F-18 PC字付ホストユニットタイプ	A:CDV字頭型煙感器 B:PC字頭型煙感器 C:PC字頭型煙感器 D:PC字頭型煙感器	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R-42F-19 PC字付専用設置	A:CDV字頭型煙感器 B:PC字頭型煙感器 C:PC字頭型煙感器 D:PC字頭型煙感器	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R-42F-20	A:CDV字頭型煙感器 B:PC字頭型煙感器 C:PC字頭型煙感器 D:PC字頭型煙感器	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
R-42F-21	A:CDV字頭型煙感器 B:PC字頭型煙感器 C:PC字頭型煙感器 D:PC字頭型煙感器	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
R-42F-22	A:CDV字頭型煙感器 B:PC字頭型煙感器 C:PC字頭型煙感器 D:PC字頭型煙感器	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
R-42F-23	A:CDV字頭型煙感器 B:PC字頭型煙感器 C:PC字頭型煙感器 D:PC字頭型煙感器	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
R-42F-24	A:CDV字頭型煙感器 B:PC字頭型煙感器 C:PC字頭型煙感器 D:PC字頭型煙感器	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
R-42F-25	A:CDV字頭型煙感器 B:PC字頭型煙感器 C:PC字頭型煙感器 D:PC字頭型煙感器	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
R-42F-26	A:CDV字頭型煙感器 B:PC字頭型煙感器 C:PC字頭型煙感器 D:PC字頭型煙感器	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
R-42F-27	A:CDV字頭型煙感器 B:PC字頭型煙感器 C:PC字頭型煙感器 D:PC字頭型煙感器	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
R-42F-28	A:CDV字頭型煙感器 B:PC字頭型煙感器 C:PC字頭型煙感器 D:PC字頭型煙感器	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	











消防法に準拠した火災感知器の配置を示した一覧表 (対象：消防法施行規則 第23条第4項に該当する火災感知器)

装置番号	装置名称	設置位置			設置数量			検出率 (%)	検出距離 (m)	設置数	備考
		1	2	3	合計	合計					
T-BIF-01	煙検知器	1	0	0	0	0	0	1	1		
T-BIF-02	煙検知器	2	0	0	0	0	0	2	2		
T-BIF-03	煙検知器	3	0	0	0	0	0	3	3		
T-BIF-04	煙検知器	4	0	0	0	0	0	4	4		
T-BIF-05	煙検知器	5	0	0	0	0	0	5	5		
T-BIF-06	煙検知器	6	0	0	0	0	0	6	6		
T-BIF-07	煙検知器	7	0	0	0	0	0	7	7		
T-BIF-08	煙検知器	8	0	0	0	0	0	8	8		
T-BIF-09	煙検知器	9	0	0	0	0	0	9	9		
T-BIF-10	煙検知器	10	0	0	0	0	0	10	10		
T-BIF-11	煙検知器	11	0	0	0	0	0	11	11		
T-BIF-12	煙検知器	12	0	0	0	0	0	12	12		
T-BIF-13	煙検知器	13	0	0	0	0	0	13	13		
T-BIF-14	煙検知器	14	0	0	0	0	0	14	14		
T-BIF-15	煙検知器	15	0	0	0	0	0	15	15		
T-BIF-16	煙検知器	16	0	0	0	0	0	16	16		
T-BIF-17	煙検知器	17	0	0	0	0	0	17	17		
T-BIF-18	煙検知器	18	0	0	0	0	0	18	18		
T-BIF-19	煙検知器	19	0	0	0	0	0	19	19		
T-BIF-20	煙検知器	20	0	0	0	0	0	20	20		
T-BIF-21	煙検知器	21	0	0	0	0	0	21	21		
T-BIF-22	煙検知器	22	0	0	0	0	0	22	22		
T-BIF-23	煙検知器	23	0	0	0	0	0	23	23		
T-BIF-24	煙検知器	24	0	0	0	0	0	24	24		
T-BIF-25	煙検知器	25	0	0	0	0	0	25	25		
T-BIF-26	煙検知器	26	0	0	0	0	0	26	26		
T-BIF-27	煙検知器	27	0	0	0	0	0	27	27		
T-BIF-28	煙検知器	28	0	0	0	0	0	28	28		
T-BIF-29	煙検知器	29	0	0	0	0	0	29	29		
T-BIF-30	煙検知器	30	0	0	0	0	0	30	30		
T-BIF-31	煙検知器	31	0	0	0	0	0	31	31		
T-BIF-32	煙検知器	32	0	0	0	0	0	32	32		
T-BIF-33	煙検知器	33	0	0	0	0	0	33	33		
T-BIF-34	煙検知器	34	0	0	0	0	0	34	34		
T-BIF-35	煙検知器	35	0	0	0	0	0	35	35		
T-BIF-36	煙検知器	36	0	0	0	0	0	36	36		
T-BIF-37	煙検知器	37	0	0	0	0	0	37	37		
T-BIF-38	煙検知器	38	0	0	0	0	0	38	38		
T-BIF-39	煙検知器	39	0	0	0	0	0	39	39		
T-BIF-40	煙検知器	40	0	0	0	0	0	40	40		
T-BIF-41	煙検知器	41	0	0	0	0	0	41	41		
T-BIF-42	煙検知器	42	0	0	0	0	0	42	42		
T-BIF-43	煙検知器	43	0	0	0	0	0	43	43		
T-BIF-44	煙検知器	44	0	0	0	0	0	44	44		
T-BIF-45	煙検知器	45	0	0	0	0	0	45	45		
T-BIF-46	煙検知器	46	0	0	0	0	0	46	46		
T-BIF-47	煙検知器	47	0	0	0	0	0	47	47		
T-BIF-48	煙検知器	48	0	0	0	0	0	48	48		
T-BIF-49	煙検知器	49	0	0	0	0	0	49	49		
T-BIF-50	煙検知器	50	0	0	0	0	0	50	50		
T-BIF-51	煙検知器	51	0	0	0	0	0	51	51		
T-BIF-52	煙検知器	52	0	0	0	0	0	52	52		
T-BIF-53	煙検知器	53	0	0	0	0	0	53	53		
T-BIF-54	煙検知器	54	0	0	0	0	0	54	54		
T-BIF-55	煙検知器	55	0	0	0	0	0	55	55		
T-BIF-56	煙検知器	56	0	0	0	0	0	56	56		
T-BIF-57	煙検知器	57	0	0	0	0	0	57	57		
T-BIF-58	煙検知器	58	0	0	0	0	0	58	58		
T-BIF-59	煙検知器	59	0	0	0	0	0	59	59		
T-BIF-60	煙検知器	60	0	0	0	0	0	60	60		
T-BIF-61	煙検知器	61	0	0	0	0	0	61	61		
T-BIF-62	煙検知器	62	0	0	0	0	0	62	62		
T-BIF-63	煙検知器	63	0	0	0	0	0	63	63		
T-BIF-64	煙検知器	64	0	0	0	0	0	64	64		
T-BIF-65	煙検知器	65	0	0	0	0	0	65	65		
T-BIF-66	煙検知器	66	0	0	0	0	0	66	66		
T-BIF-67	煙検知器	67	0	0	0	0	0	67	67		
T-BIF-68	煙検知器	68	0	0	0	0	0	68	68		
T-BIF-69	煙検知器	69	0	0	0	0	0	69	69		
T-BIF-70	煙検知器	70	0	0	0	0	0	70	70		
T-BIF-71	煙検知器	71	0	0	0	0	0	71	71		
T-BIF-72	煙検知器	72	0	0	0	0	0	72	72		
T-BIF-73	煙検知器	73	0	0	0	0	0	73	73		
T-BIF-74	煙検知器	74	0	0	0	0	0	74	74		
T-BIF-75	煙検知器	75	0	0	0	0	0	75	75		
T-BIF-76	煙検知器	76	0	0	0	0	0	76	76		
T-BIF-77	煙検知器	77	0	0	0	0	0	77	77		
T-BIF-78	煙検知器	78	0	0	0	0	0	78	78		
T-BIF-79	煙検知器	79	0	0	0	0	0	79	79		
T-BIF-80	煙検知器	80	0	0	0	0	0	80	80		
T-BIF-81	煙検知器	81	0	0	0	0	0	81	81		
T-BIF-82	煙検知器	82	0	0	0	0	0	82	82		
T-BIF-83	煙検知器	83	0	0	0	0	0	83	83		
T-BIF-84	煙検知器	84	0	0	0	0	0	84	84		
T-BIF-85	煙検知器	85	0	0	0	0	0	85	85		
T-BIF-86	煙検知器	86	0	0	0	0	0	86	86		
T-BIF-87	煙検知器	87	0	0	0	0	0	87	87		
T-BIF-88	煙検知器	88	0	0	0	0	0	88	88		
T-BIF-89	煙検知器	89	0	0	0	0	0	89	89		
T-BIF-90	煙検知器	90	0	0	0	0	0	90	90		
T-BIF-91	煙検知器	91	0	0	0	0	0	91	91		
T-BIF-92	煙検知器	92	0	0	0	0	0	92	92		
T-BIF-93	煙検知器	93	0	0	0	0	0	93	93		
T-BIF-94	煙検知器	94	0	0	0	0	0	94	94		
T-BIF-95	煙検知器	95	0	0	0	0	0	95	95		
T-BIF-96	煙検知器	96	0	0	0	0	0	96	96		
T-BIF-97	煙検知器	97	0	0	0	0	0	97	97		
T-BIF-98	煙検知器	98	0	0	0	0	0	98	98		
T-BIF-99	煙検知器	99	0	0	0	0	0	99	99		
T-BIF-100	煙検知器	100	0	0	0	0	0	100	100		



















消防法に準拠した火災感知器の配置を示した一覧表 (対象：消防法施行規則 第23条第4項に該当する火災感知器)

火災感知器の種類	48	49	50	51	52	53	48	49	50	51	52	53	48	49	50	51	52	53
T-F-02 中心室	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
T-F-03 階内電気室又は機械室	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
T-F-04 F/機械用機室	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
T-F-05 A-17/印刷又は複製機室	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
T-F-06 B-17/印刷又は複製機室	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
T-F-07 C-17/印刷又は複製機室	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
T-F-08 F/印刷用機室	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
T-F-09 F/印刷/ネット/写真	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
T-F-10 工場	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
T-F-11 中心室	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
T-F-12 工場	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
T-F-13 工場	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

消防法に準拠した火災感知器の配置を示した一覧表 (対象：消防法施行規則 第23条第4項に該当する火災感知器)

設備番号	設備名称	警報区域				感知区域												設置計画					
		設置 区画	取付高さ※2 4m以上 6m未満	設置面積 (㎡)	設置数	設置 区画	取付高さ※2 4m以上 6m未満	設置面積 (㎡)	設置数	設置 区画	取付高さ※2 4m以上 6m未満	設置面積 (㎡)	設置数	設置 区画	取付高さ※2 4m以上 6m未満	設置面積 (㎡)	設置数	設置 区画	取付高さ※2 4m以上 6m未満	設置面積 (㎡)	設置数		
T-4F-01	1/消防制御室	1	○	77.4	2	○	77.4	2	○	77.4	2	○	77.4	2	○	77.4	2	○	77.4	2	○	77.4	2
		2	○	71.6	1	○	71.6	1	○	71.6	1	○	71.6	1	○	71.6	1	○	71.6	1	○	71.6	1
		3	○	24.2	0	○	24.2	0	○	24.2	0	○	24.2	0	○	24.2	0	○	24.2	0	○	24.2	0
		4	○	16.4	0	○	16.4	0	○	16.4	0	○	16.4	0	○	16.4	0	○	16.4	0	○	16.4	0
		5	○	23.1	1	○	23.1	1	○	23.1	1	○	23.1	1	○	23.1	1	○	23.1	1	○	23.1	1
		6	○	16.4	1	○	16.4	1	○	16.4	1	○	16.4	1	○	16.4	1	○	16.4	1	○	16.4	1
T-4F-02	1/消防制御室	1	○	70.9	1	○	70.9	1	○	70.9	1	○	70.9	1	○	70.9	1	○	70.9	1	○	70.9	1
		2	○	25.0	0	○	25.0	0	○	25.0	0	○	25.0	0	○	25.0	0	○	25.0	0	○	25.0	0
		3	○	29.9	1	○	29.9	1	○	29.9	1	○	29.9	1	○	29.9	1	○	29.9	1	○	29.9	1
		4	○	17.2	0	○	17.2	0	○	17.2	0	○	17.2	0	○	17.2	0	○	17.2	0	○	17.2	0
		5	○	17.2	2	○	17.2	2	○	17.2	2	○	17.2	2	○	17.2	2	○	17.2	2	○	17.2	2
		6	○	22.8	1	○	22.8	1	○	22.8	1	○	22.8	1	○	22.8	1	○	22.8	1	○	22.8	1
T-4F-04	1/消防控室	7	○	17.0	0	○	17.0	0	○	17.0	0	○	17.0	0	○	17.0	0	○	17.0	0	○	17.0	0
		8	○	17.0	2	○	17.0	2	○	17.0	2	○	17.0	2	○	17.0	2	○	17.0	2	○	17.0	2
		9	○	26.9	0	○	26.9	0	○	26.9	0	○	26.9	0	○	26.9	0	○	26.9	0	○	26.9	0
		10	○	26.9	0	○	26.9	0	○	26.9	0	○	26.9	0	○	26.9	0	○	26.9	0	○	26.9	0
		11	○	23.6	0	○	23.6	0	○	23.6	0	○	23.6	0	○	23.6	0	○	23.6	0	○	23.6	0
		12	○	23.9	0	○	23.9	0	○	23.9	0	○	23.9	0	○	23.9	0	○	23.9	0	○	23.9	0
		13	○	26.9	0	○	26.9	0	○	26.9	0	○	26.9	0	○	26.9	0	○	26.9	0	○	26.9	0
		14	○	23.6	0	○	23.6	0	○	23.6	0	○	23.6	0	○	23.6	0	○	23.6	0	○	23.6	0
		15	○	19.4	1	○	19.4	1	○	19.4	1	○	19.4	1	○	19.4	1	○	19.4	1	○	19.4	1
		16	○	12.9	0	○	12.9	0	○	12.9	0	○	12.9	0	○	12.9	0	○	12.9	0	○	12.9	0
T-4F-05	1/7-消防器具庫	17	○	17.8	1	○	17.8	1	○	17.8	1	○	17.8	1	○	17.8	1	○	17.8	1	○	17.8	1
		18	○	17.5	1	○	17.5	1	○	17.5	1	○	17.5	1	○	17.5	1	○	17.5	1	○	17.5	1
		19	○	17.5	1	○	17.5	1	○	17.5	1	○	17.5	1	○	17.5	1	○	17.5	1	○	17.5	1
		20	○	22.5	0	○	22.5	0	○	22.5	0	○	22.5	0	○	22.5	0	○	22.5	0	○	22.5	0
		21	○	17.0	0	○	17.0	0	○	17.0	0	○	17.0	0	○	17.0	0	○	17.0	0	○	17.0	0
		22	○	17.0	0	○	17.0	0	○	17.0	0	○	17.0	0	○	17.0	0	○	17.0	0	○	17.0	0
		1	○	27.9	0	○	27.9	0	○	27.9	0	○	27.9	0	○	27.9	0	○	27.9	0	○	27.9	0
		2	○	26.9	2	○	26.9	2	○	26.9	2	○	26.9	2	○	26.9	2	○	26.9	2	○	26.9	2
		3	○	26.9	1	○	26.9	1	○	26.9	1	○	26.9	1	○	26.9	1	○	26.9	1	○	26.9	1
		4	○	26.9	0	○	26.9	0	○	26.9	0	○	26.9	0	○	26.9	0	○	26.9	0	○	26.9	0
		5	○	20.8	0	○	20.8	0	○	20.8	0	○	20.8	0	○	20.8	0	○	20.8	0	○	20.8	0
		6	○	20.6	0	○	20.6	0	○	20.6	0	○	20.6	0	○	20.6	0	○	20.6	0	○	20.6	0









消防法に準拠した火災感知器の配置を示した一覧表 (対象：消防法施行規則 第23条第4項に該当する火災感知器)

装置番号	装置名称	有感知器												有感知器											
		有感知器						有感知器						有感知器						有感知器					
		区分	面積 (㎡)	高さ (m)	検出率 (%)	検出率 (%)	検出率 (%)	区分	面積 (㎡)	高さ (m)	検出率 (%)	検出率 (%)	検出率 (%)	区分	面積 (㎡)	高さ (m)	検出率 (%)	検出率 (%)	検出率 (%)	区分	面積 (㎡)	高さ (m)	検出率 (%)	検出率 (%)	検出率 (%)
RW-MB1F-01	A-ターノ火災警報器	1	25.7	1	O	-	-	1	O	-	-	-	1	O	-	-	-	-	1	O	-	-	-	-	
		2	25.7	1	O	-	-	1	O	-	-	-	1	O	-	-	-	-	1	O	-	-	-	-	
		3	25.7	1	O	-	-	0	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	
		4	25.4	1	O	-	-	1	O	-	-	-	1	O	-	-	-	-	1	O	-	-	-	-	
		5	54.8	1	O	-	-	4	O	-	-	-	4	O	-	-	-	-	4	O	-	-	-	-	
		6	40.1	1	O	-	-	4	O	-	-	-	4	O	-	-	-	-	4	O	-	-	-	-	
		7	40.1	1	O	-	-	4	O	-	-	-	4	O	-	-	-	-	4	O	-	-	-	-	
		8	11.7	1	O	-	-	2	O	-	-	-	2	O	-	-	-	-	2	O	-	-	-	-	
		9	25.2	1	O	-	-	2	O	-	-	-	2	O	-	-	-	-	2	O	-	-	-	-	
		10	5.5	1	O	-	-	1	O	-	-	-	1	O	-	-	-	-	1	O	-	-	-	-	
		11	5.5	1	O	-	-	2	O	-	-	-	2	O	-	-	-	-	2	O	-	-	-	-	
		12	18	1	O	-	-	1	O	-	-	-	1	O	-	-	-	-	1	O	-	-	-	-	
1	20.1	1	O	-	-	1	O	-	-	-	1	O	-	-	-	-	1	O	-	-	-	-			
2	25.7	1	O	-	-	1	O	-	-	-	1	O	-	-	-	-	1	O	-	-	-	-			
3	25.7	1	O	-	-	1	O	-	-	-	1	O	-	-	-	-	1	O	-	-	-	-			
4	18.8	1	O	-	-	1	O	-	-	-	1	O	-	-	-	-	1	O	-	-	-	-			
5	40.9	1	O	-	-	3	O	-	-	-	3	O	-	-	-	-	3	O	-	-	-	-			
6	29.9	1	O	-	-	3	O	-	-	-	3	O	-	-	-	-	3	O	-	-	-	-			
7	24.8	1	O	-	-	3	O	-	-	-	3	O	-	-	-	-	3	O	-	-	-	-			
8	24.8	1	O	-	-	3	O	-	-	-	3	O	-	-	-	-	3	O	-	-	-	-			
9	20.7	1	O	-	-	1	O	-	-	-	1	O	-	-	-	-	1	O	-	-	-	-			
10	20.7	1	O	-	-	1	O	-	-	-	1	O	-	-	-	-	1	O	-	-	-	-			
1	7.5	1	O	-	-	1	O	-	-	-	1	O	-	-	-	-	1	O	-	-	-	-			
2	22.8	0	-	-	-	0	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-			
1	31.7	1	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-			
2	25.4	1	O	-	-	1	O	-	-	-	1	O	-	-	-	-	1	O	-	-	-	-			
3	9.1	1	O	-	-	1	O	-	-	-	1	O	-	-	-	-	1	O	-	-	-	-			
4	14.8	1	O	-	-	1	O	-	-	-	1	O	-	-	-	-	1	O	-	-	-	-			
5	29.7	1	O	-	-	1	O	-	-	-	1	O	-	-	-	-	1	O	-	-	-	-			
6	34.6	1	O	-	-	1	O	-	-	-	1	O	-	-	-	-	1	O	-	-	-	-			
7	30.8	1	O	-	-	1	O	-	-	-	1	O	-	-	-	-	1	O	-	-	-	-			
8	33.2	1	O	-	-	1	O	-	-	-	1	O	-	-	-	-	1	O	-	-	-	-			
1	9.7	1	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-			
2	17.7	1	O	-	-	1	O	-	-	-	1	O	-	-	-	-	1	O	-	-	-	-			
3	14.3	1	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-			
4	15.1	1	O	-	-	1	O	-	-	-	1	O	-	-	-	-	1	O	-	-	-	-			
5	22.8	1	O	-	-	1	O	-	-	-	1	O	-	-	-	-	1	O	-	-	-	-			
6	6.9	1	O	-	-	3	O	-	-	-	3	O	-	-	-	-	3	O	-	-	-	-			
1	6.3	1	O	-	-	3	O	-	-	-	3	O	-	-	-	-	3	O	-	-	-	-			
2	11.9	1	O	-	-	3	O	-	-	-	3	O	-	-	-	-	3	O	-	-	-	-			
3	1.9	1	O	-	-	3	O	-	-	-	3	O	-	-	-	-	3	O	-	-	-	-			
4	12.5	1	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-			
1	60.0	1	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-			



消防法に準拠した火災感知器の配置を示した一覧表 (対象：消防法施行規則 第23条第4項に該当する火災感知器)

装置番号	装置名称	設置場所															
		区域	面積 (㎡)	高さ (m)	検出 範囲 (㎡)	検出 高さ (m)	検出 範囲 (㎡)	検出 高さ (m)	検出 範囲 (㎡)	検出 高さ (m)	検出 範囲 (㎡)	検出 高さ (m)	検出 範囲 (㎡)	検出 高さ (m)	検出 範囲 (㎡)	検出 高さ (m)	
RW-1F-01	煙感検知器	1	29.8	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
RW-1F-02	煙感検知器	2	14.3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
RW-1F-03	手動装置	1	17.3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
RW-1F-04	余剰装置	1	15.0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		2	33.9	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		3	25.4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		4	32.9	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		5	49.3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
RW-1F-05	補助装置	6	29.3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		7	35.8	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		8	37.7	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		9	27.7	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		10	31.0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		11	9.3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
RW-1F-06	中央制御装置	階段															
		1	19.6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		2	32.6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
RW-1F-08	RW制御盤	4	32.7	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
RW-1F-09	二六引線装置	1	65.9	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
RW-1F-10	水栓検知装置	1	66.7	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
RW-1F-11	Ac-7の装置	2	32.0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		3	62.5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
RW-1F-12	化学検知器	1	29.8	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		2	15.6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
RW-1F-13	濃煙検知器	3	34.8	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		4	3.6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
RW-1F-14	濃煙検知器	1	11.8	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
RW-1F-15	臭気化学分析装置	1	29.5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
RW-1F-16	圧力圧巻機	2	32.7	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		3	63.6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
RW-1F-17	煙検知器	2	24.8	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		3	17.6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		4	15.4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		5	15.4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		6	38.2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		7	46.2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		8	47.0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		9	39.5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		10	21.3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	





消防法に準拠した火災感知器の配置を示した一覧表（対象：消防法施行規則 第23条第4項に該当する火災感知器）

感知器	二酸化炭素不要箇所	感知器	二酸化炭素不要箇所	感知器	二酸化炭素不要箇所	感知器	二酸化炭素不要箇所
RW-2F-20	1 1	24.0	1	1	1	1	1
	2 1	30.3	1	2	2	2	2
	3 1	36.6	1	3	3	3	3
	4 1	43.0	1	4	4	4	4
RW-2F-21	1 1	7.0	1	1	1	1	1
RW-2F-22	1 1	13.0	1	1	1	1	1
RW-2F-23	1 1	19.5	1	1	1	1	1
	2 1	26.0	1	2	2	2	2
	3 1	32.5	1	3	3	3	3
	4 1	39.0	1	4	4	4	4
RW-2F-24	1 1	19.5	1	1	1	1	1
	2 1	26.0	1	2	2	2	2
	3 1	32.5	1	3	3	3	3
	4 1	39.0	1	4	4	4	4
RW-2F-25	1 1	19.5	1	1	1	1	1
	2 1	26.0	1	2	2	2	2
	3 1	32.5	1	3	3	3	3
	4 1	39.0	1	4	4	4	4
RW-2F-26	1 1	19.5	1	1	1	1	1
	2 1	26.0	1	2	2	2	2
	3 1	32.5	1	3	3	3	3
	4 1	39.0	1	4	4	4	4
RW-2F-29	1 1	32.1	1	1	1	1	1
	2 1	33.1	1	2	2	2	2
	3 1	34.1	1	3	3	3	3
	4 1	35.1	1	4	4	4	4
	5 1	36.1	1	5	5	5	5
RW-2F-30	1 1	8.9	1	1	1	1	1
	2 1	17.8	1	2	2	2	2
	3 1	26.7	1	3	3	3	3
	4 1	35.6	1	4	4	4	4
	5 1	44.5	1	5	5	5	5
RW-2F-31	1 1	17.4	1	1	1	1	1
	2 1	34.8	1	2	2	2	2
	3 1	52.2	1	3	3	3	3
	4 1	69.6	1	4	4	4	4
	5 1	87.0	1	5	5	5	5
RW-2F-32	1 1	10.5	1	1	1	1	1
	2 1	21.0	1	2	2	2	2
	3 1	31.5	1	3	3	3	3
	4 1	42.0	1	4	4	4	4
	5 1	52.5	1	5	5	5	5
RW-2F-33	1 1	8.7	1	1	1	1	1
	2 1	17.4	1	2	2	2	2
	3 1	26.1	1	3	3	3	3
	4 1	34.8	1	4	4	4	4
	5 1	43.5	1	5	5	5	5
RW-2F-35	1 1	10.1	1	1	1	1	1
	2 1	20.2	1	2	2	2	2
	3 1	30.3	1	3	3	3	3
	4 1	40.4	1	4	4	4	4
	5 1	50.5	1	5	5	5	5
RW-2F-36	1 1	11.0	1	1	1	1	1
	2 1	22.0	1	2	2	2	2
	3 1	33.0	1	3	3	3	3
	4 1	44.0	1	4	4	4	4
	5 1	55.0	1	5	5	5	5

消防法に準拠した火災感知器の配置を示した一覧表 (対象：消防法施行規則 第23条第4項に該当する火災感知器)

装置番号	装置名称	設置位置		設置条件										設置数		合計	備考		
		高さ 0.1m	取付高さ	取付高さ1 4m未満	取付高さ2 4m以上8m未満	取付高さ3 8m以上20m未満	取付高さ4 20m以上	設置面積 10㎡以上	設置面積 10㎡未満	設置面積 10㎡未満	設置面積 10㎡未満	設置面積 10㎡未満	設置面積 10㎡未満	設置面積 10㎡未満	設置面積 10㎡未満			設置面積 10㎡未満	設置面積 10㎡未満
RW-3-F-01	甲種ビル外柱上に2ヶ所/1棟	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
RW-3-F-02	甲種ビル外柱上に2ヶ所/1棟	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
RW-3-F-03	居室	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
RW-3-F-04	廊下	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
RW-3-F-05	避難階段	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
RW-3-F-06	B-RW/B外トビ字型	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
RW-3-F-07	心臓検査装置	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
RW-3-F-08	放射線治療装置	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
RW-3-F-09	放射線治療装置	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
RW-3-F-10	放射線治療装置	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
RW-3-F-11	放射線治療装置	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
RW-3-F-12	放射線治療装置	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
RW-3-F-13	放射線治療装置	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
RW-3-F-14	放射線治療装置	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
RW-3-F-15	床下の埋設型感知器	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
RW-3-F-16	天井からの吊り下げ型感知器	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
RW-3-F-17	天井からの吊り下げ型感知器	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
RW-3-F-18	天井からの吊り下げ型感知器	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
RW-3-F-19	天井からの吊り下げ型感知器	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
RW-3-F-20	天井からの吊り下げ型感知器	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
RW-3-F-21	天井からの吊り下げ型感知器	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
RW-3-F-22	天井からの吊り下げ型感知器	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0





消防法に準拠した火災感知器の配置を示した一覧表（対象：消防法施行規則 第23条第4項に該当する火災感知器）

感知器番号	設置場所	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25												
RW-4F-06-2 感煙探知器	二階化学実験所	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22															
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22															
		RW-4F-07 感煙探知器	二階化学実験所	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22													
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22													
				RW-4F-08 感煙探知器	二階化学実験所	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22											
						1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22											
						RW-4F-09 感煙探知器	二階化学実験所	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22									
								1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22									
								RW-4F-10 感煙探知器	二階化学実験所	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22							
										1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22							
										RW-4F-14 感煙探知器	二階化学実験所	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22					
												1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22					
		RW-4F-15 感煙探知器	二階化学実験所									1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22					
												1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22					



消防法に準拠した火災感知器の配置を示した一覧表（対象：消防法施行規則 第23条第4項に該当する火災感知器）

設置番号	設置名称	設置位置		設置位置		設置位置		設置位置		設置位置		設置位置		監視範囲 (m)	視野角 (°)	設置数	合計	備考
		設置位置	設置位置	設置位置	設置位置	設置位置	設置位置	設置位置	設置位置	設置位置	設置位置	設置位置	設置位置					
RW-5F-01	A.B.変換機出線用スライダ	1	○	1	○	1	○	1	○	1	○	1	○	1		1		
RW-5F-02	排ガス処理系付排ガス	2	○	1	○	1	○	1	○	1	○	1	○	1		1		
RW-5F-03	エレベーター機械室	3	○	1	○	1	○	1	○	1	○	1	○	1		1		
		4	○	1	○	1	○	1	○	1	○	1	○	1		1		
		5	○	1	○	1	○	1	○	1	○	1	○	1		1		
		6	○	1	○	1	○	1	○	1	○	1	○	1		1		
		7	○	1	○	1	○	1	○	1	○	1	○	1		1		
		8	○	1	○	1	○	1	○	1	○	1	○	1		1		
		9	○	1	○	1	○	1	○	1	○	1	○	1		1		
		10	○	1	○	1	○	1	○	1	○	1	○	1		1		
		11	○	1	○	1	○	1	○	1	○	1	○	1		1		
		12	○	1	○	1	○	1	○	1	○	1	○	1		1		
		13	○	1	○	1	○	1	○	1	○	1	○	1		1		
		14	○	1	○	1	○	1	○	1	○	1	○	1		1		
		15	○	1	○	1	○	1	○	1	○	1	○	1		1		
		16	○	1	○	1	○	1	○	1	○	1	○	1		1		
		17	○	1	○	1	○	1	○	1	○	1	○	1		1		
		18	○	1	○	1	○	1	○	1	○	1	○	1		1		
RW-5F-06	廊下	1	○	1	○	1	○	1	○	1	○	1	○	1		1		
RW-5F-07	エレベーター	1	○	1	○	1	○	1	○	1	○	1	○	1		1		









消防法に準拠した火災感知器の配置を示した一覧表（対象：消防法施行規則 第23条第4項に該当する火災感知器）

装置番号	装置名称	設置位置												検知距離								伝達距離													
		設置位置	検出高	検出径	検出高	検出径	検出高	検出径	検出高	検出径	検出高	検出径	検出高	検出径	検出高	検出径	検出高	検出径	検出高	検出径	検出高	検出径	検出高	検出径	検出高	検出径	検出高	検出径							
SB-IF-01	1号火災感知器	1	0.5m以上	15m未満	15.4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1							
		2	0.5m以上	15m未満	7.3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1						
		3	0.5m以上	15m未満	33.6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1					
		4	0.5m以上	15m未満	29.3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1					
SB-IF-02	2号火災感知器	1	0.5m以上	15m未満	8.4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1						
		2	0.5m以上	15m未満	12.1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1					
		3	0.5m以上	15m未満	4.7	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				
		4	0.5m以上	15m未満	18.8	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				
SB-IF-03	3号火災感知器	1	0.5m以上	15m未満	23.3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1					
		2	0.5m以上	15m未満	19.6	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				
		3	0.5m以上	15m未満	7.6	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
		4	0.5m以上	15m未満	24.3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
SB-IF-04	4号火災感知器	1	0.5m以上	15m未満	26.5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				
		2	0.5m以上	15m未満	24.6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
		3	0.5m以上	15m未満	4.5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
		4	0.5m以上	15m未満	8.3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
SB-IF-05	5号火災感知器	1	0.5m以上	15m未満	9.2	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				
		2	0.5m以上	15m未満	10.9	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
		3	0.5m以上	15m未満	13.9	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
		4	0.5m以上	15m未満	39.5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
SB-IF-06	6号火災感知器	1	0.5m以上	15m未満	39.5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
		2	0.5m以上	15m未満	13.2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
		3	0.5m以上	15m未満	3.9	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
		4	0.5m以上	15m未満	19.7	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
SB-IF-07	7号火災感知器	1	0.5m以上	15m未満	8.6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
		2	0.5m以上	15m未満	17.3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
		3	0.5m以上	15m未満	18.4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		4	0.5m以上	15m未満	39.9	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
SB-IF-08	8号火災感知器	1	0.5m以上	15m未満	8.6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
		2	0.5m以上	15m未満	8.3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
		3	0.5m以上	15m未満	24.0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		4	0.5m以上	15m未満	4.5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
SB-IF-09	9号火災感知器	1	0.5m以上	15m未満	65.4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
		2	0.5m以上	15m未満	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
		3	0.5m以上	15m未満	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		4	0.5m以上	15m未満	26.9	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

※1. 1. 検出距離: SB-IF-05以外の装置 ※2. SB-IF-01, 23以外の装置 ※3. 1. 検出距離: SB-IF-05以外の装置 ※4. 1. 検出距離: SB-IF-05以外の装置

消防法に準拠した火災感知器の配置を示した一覧表（対象：消防法施行規則 第23条第4項に該当する火災感知器）

品名	設置場所	設置数	設置高さ	設置条件	設置位置	設置方法	設置位置	設置高さ	設置条件	設置位置	設置方法	設置位置	設置高さ	設置条件	設置位置	設置方法	設置位置	設置高さ	設置条件	設置位置	設置方法			
SB-1F-12 工芸系	工場	1	31.3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
SB-1F-16 化学産業	化学工場	1	12.4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
SB-1F-17 化学産業	化学工場	1	13.1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
SB-1F-19 排気機室	排気機室	2	10.1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
SB-1F-20 排気機室	排気機室	3	38.5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
SB-1F-21 排気機室	排気機室	4	41.0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
SB-1F-22 排気機室	排気機室	5	38.5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
SB-1F-23 排気機室	排気機室	7	38.6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
SB-1F-25 排気機室	排気機室	8	39.2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
SB-1F-26 排気機室	排気機室	9	45.4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
SB-1F-27 排気機室	排気機室	1	9.9	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
SB-1F-28 排気機室	排気機室	1	9.9	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
SB-1F-29 排気機室	排気機室	1	9.9	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
SB-1F-31 排気機室	排気機室	1	45.2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
SB-1F-33 排気機室	排気機室	1	9.1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
SB-1F-34 排気機室	排気機室	3	23.2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
SB-1F-35 排気機室	排気機室	2	6.1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
SB-1F-36 排気機室	排気機室	2	44.1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
SB-1F-37 排気機室	排気機室	3	3.7	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
SB-1F-01 排気機室	排気機室	5	32.7	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
SB-1F-02 排気機室	排気機室	1	32.7	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
SB-1F-03 排気機室	排気機室	1	37.1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
SB-1F-04 排気機室	排気機室	1	38.3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
SB-1F-05 排気機室	排気機室	2	18.2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
SB-1F-06 排気機室	排気機室	2	18.2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

※8.1 SB-2F-1はC監視





消防法に準拠した火災感知器の配置を示した一覧表 (対象：消防法施行規則 第23条第4項に該当する火災感知器)

SP-2-11 消火器設置	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234	235	236	237	238	239	240	241	242	243	244	245	246	247	248	249	250	251	252	253	254	255	256	257	258	259	260	261	262	263	264	265	266	267	268	269	270	271	272	273	274	275	276	277	278	279	280	281	282	283	284	285	286	287	288	289	290	291	292	293	294	295	296	297	298	299	300	301	302	303	304	305	306	307	308	309	310	311	312	313	314	315	316	317	318	319	320	321	322	323	324	325	326	327	328	329	330	331	332	333	334	335	336	337	338	339	340	341	342	343	344	345	346	347	348	349	350	351	352	353	354	355	356	357	358	359	360	361	362	363	364	365	366	367	368	369	370	371	372	373	374	375	376	377	378	379	380	381	382	383	384	385	386	387	388	389	390	391	392	393	394	395	396	397	398	399	400	401	402	403	404	405	406	407	408	409	410	411	412	413	414	415	416	417	418	419	420	421	422	423	424	425	426	427	428	429	430	431	432	433	434	435	436	437	438	439	440	441	442	443	444	445	446	447	448	449	450	451	452	453	454	455	456	457	458	459	460	461	462	463	464	465	466	467	468	469	470	471	472	473	474	475	476	477	478	479	480	481	482	483	484	485	486	487	488	489	490	491	492	493	494	495	496	497	498	499	500	501	502	503	504	505	506	507	508	509	510	511	512	513	514	515	516	517	518	519	520	521	522	523	524	525	526	527	528	529	530	531	532	533	534	535	536	537	538	539	540	541	542	543	544	545	546	547	548	549	550	551	552	553	554	555	556	557	558	559	560	561	562	563	564	565	566	567	568	569	570	571	572	573	574	575	576	577	578	579	580	581	582	583	584	585	586	587	588	589	590	591	592	593	594	595	596	597	598	599	600	601	602	603	604	605	606	607	608	609	610	611	612	613	614	615	616	617	618	619	620	621	622	623	624	625	626	627	628	629	630	631	632	633	634	635	636	637	638	639	640	641	642	643	644	645	646	647	648	649	650	651	652	653	654	655	656	657	658	659	660	661	662	663	664	665	666	667	668	669	670	671	672	673	674	675	676	677	678	679	680	681	682	683	684	685	686	687	688	689	690	691	692	693	694	695	696	697	698	699	700	701	702	703	704	705	706	707	708	709	710	711	712	713	714	715	716	717	718	719	720	721	722	723	724	725	726	727	728	729	730	731	732	733	734	735	736	737	738	739	740	741	742	743	744	745	746	747	748	749	750	751	752	753	754	755	756	757	758	759	760	761	762	763	764	765	766	767	768	769	770	771	772	773	774	775	776	777	778	779	780	781	782	783	784	785	786	787	788	789	790	791	792	793	794	795	796	797	798	799	800	801	802	803	804	805	806	807	808	809	810	811	812	813	814	815	816	817	818	819	820	821	822	823	824	825	826	827	828	829	830	831	832	833	834	835	836	837	838	839	840	841	842	843	844	845	846	847	848	849	850	851	852	853	854	855	856	857	858	859	860	861	862	863	864	865	866	867	868	869	870	871	872	873	874	875	876	877	878	879	880	881	882	883	884	885	886	887	888	889	890	891	892	893	894	895	896	897	898	899	900	901	902	903	904	905	906	907	908	909	910	911	912	913	914	915	916	917	918	919	920	921	922	923	924	925	926	927	928	929	930	931	932	933	934	935	936	937	938	939	940	941	942	943	944	945	946	947	948	949	950	951	952	953	954	955	956	957	958	959	960	961	962	963	964	965	966	967	968	969	970	971	972	973	974	975	976	977	978	979	980	981	982	983	984	985	986	987	988	989	990	991	992	993	994	995	996	997	998	999	1000





消防法に準拠した火災感知器の配置を示した一覧表 (対象：消防法施行規則 第 23 条第 4 項に該当する火災感知器)

設置番号	設置名称	設置位置											備考	設置数	合計	設置数	設置角 (°)	監視範囲 (m)	区域	備考	設置数	合計														
		設置位置																																		
SB-RE-1	浴室換気乾燥装置	<p>〇23条第4項 七 煙感知器 (有感煙検知器)は、次に掲げる場所に設置するものとする。</p> <p>八 感知器の取付高さ(取付部分の下部)は、次に掲げる高さとする。</p> <p>※1 取付部分の高さは、0.6m以上0.9m以下に設置するものとする。</p> <p>有 感知器は、天井、床裏、扉裏及び換気口等の開口部から、感知器の検知範囲に設置するものとする。</p> <p>※2 取付部分の高さは、</p> <p>取付部分の高さ 150cm 4m以上、20m未満 75cm 4m未満</p> <p>【備考】浴室換気乾燥装置の取付部分の高さは、次に掲げる高さとする。</p> <p>※3 取付部分の高さは、0.6m以上0.9m以下に設置する場合は、15m以下かつ同一感知器区域の同一感知器の取付部分の高さは、0.6m以上0.9m以下に設置するものとする。</p> <p>※4 感知器の取付部分の高さは、0.6m以上0.9m以下に設置する場合は、当該感知器区域の同一感知器の取付部分の高さは、0.6m以上0.9m以下に設置するものとする。</p> <p>※5 感知器の取付部分の高さは、0.6m以上0.9m以下に設置する場合は、当該感知器区域の同一感知器の取付部分の高さは、0.6m以上0.9m以下に設置するものとする。</p>											1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1											
SB-RE-2	換気扇	<p>〇23条第4項 三 煙感知器 (有感煙検知器)は、次に掲げる場所に設置するものとする。</p> <p>四 感知器の取付高さ(取付部分の下部)は、次に掲げる高さとする。</p> <p>※1 取付部分の高さは、0.6m以上0.9m以下に設置するものとする。</p> <p>有 感知器は、天井、床裏、扉裏及び換気口等の開口部から、感知器の検知範囲に設置するものとする。</p> <p>※2 取付部分の高さは、</p> <p>取付部分の高さ 150cm 4m以上、20m未満 75cm 4m未満</p> <p>【備考】浴室換気乾燥装置の取付部分の高さは、次に掲げる高さとする。</p> <p>※3 取付部分の高さは、0.6m以上0.9m以下に設置する場合は、15m以下かつ同一感知器区域の同一感知器の取付部分の高さは、0.6m以上0.9m以下に設置するものとする。</p> <p>※4 感知器の取付部分の高さは、0.6m以上0.9m以下に設置する場合は、当該感知器区域の同一感知器の取付部分の高さは、0.6m以上0.9m以下に設置するものとする。</p> <p>※5 感知器の取付部分の高さは、0.6m以上0.9m以下に設置する場合は、当該感知器区域の同一感知器の取付部分の高さは、0.6m以上0.9m以下に設置するものとする。</p>											1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1										
SB-RE-3	RCU排水口蓋	<p>〇23条第4項 七 煙感知器 (有感煙検知器)は、次に掲げる場所に設置するものとする。</p> <p>八 感知器の取付高さ(取付部分の下部)は、次に掲げる高さとする。</p> <p>※1 取付部分の高さは、0.6m以上0.9m以下に設置するものとする。</p> <p>有 感知器は、天井、床裏、扉裏及び換気口等の開口部から、感知器の検知範囲に設置するものとする。</p> <p>※2 取付部分の高さは、</p> <p>取付部分の高さ 150cm 4m以上、20m未満 75cm 4m未満</p> <p>【備考】浴室換気乾燥装置の取付部分の高さは、次に掲げる高さとする。</p> <p>※3 取付部分の高さは、0.6m以上0.9m以下に設置する場合は、15m以下かつ同一感知器区域の同一感知器の取付部分の高さは、0.6m以上0.9m以下に設置するものとする。</p> <p>※4 感知器の取付部分の高さは、0.6m以上0.9m以下に設置する場合は、当該感知器区域の同一感知器の取付部分の高さは、0.6m以上0.9m以下に設置するものとする。</p> <p>※5 感知器の取付部分の高さは、0.6m以上0.9m以下に設置する場合は、当該感知器区域の同一感知器の取付部分の高さは、0.6m以上0.9m以下に設置するものとする。</p>											1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1									

消防法に準拠した火災感知器の配置を示した一覧表（対象：消防法施行規則 第23条第4項に該当する火災感知器）

部署番号	部署名称	区画	天井高さ 20m未満	物件付着面 天井高さ× 0.8m	設置条件		消防法設置数	合計	備考
					感知器前面と 側面の間の距離 ≦1.0m	光線と並行する壁 との距離 0.5~7.0m			
SB-1F-06	第1階-6	1	○	○	○	○	2	—	SB-3F-05Uで監視
SB-3F-05	サテライト3階-5	2	○	○	○	○	3	3	
							5	5	8

○23条第4項 七の三、光線並行型感知器は、次に定めることによらなければならない。

一、感知器設置する区画の天井（天井の厚みに基づき天井の厚みを除く）は、感知器の設置位置から、以下四（一）の距離が二十メートル以上の場所以外の場所に設けらるる。

二、感知器の光線が天井の裏面の八センチメートル以上あることとなること。

三、感知器は、壁によって区画された区画ごとに、当該区画の各部分からの光線での水平距離が七メートル以下であることとなること。



















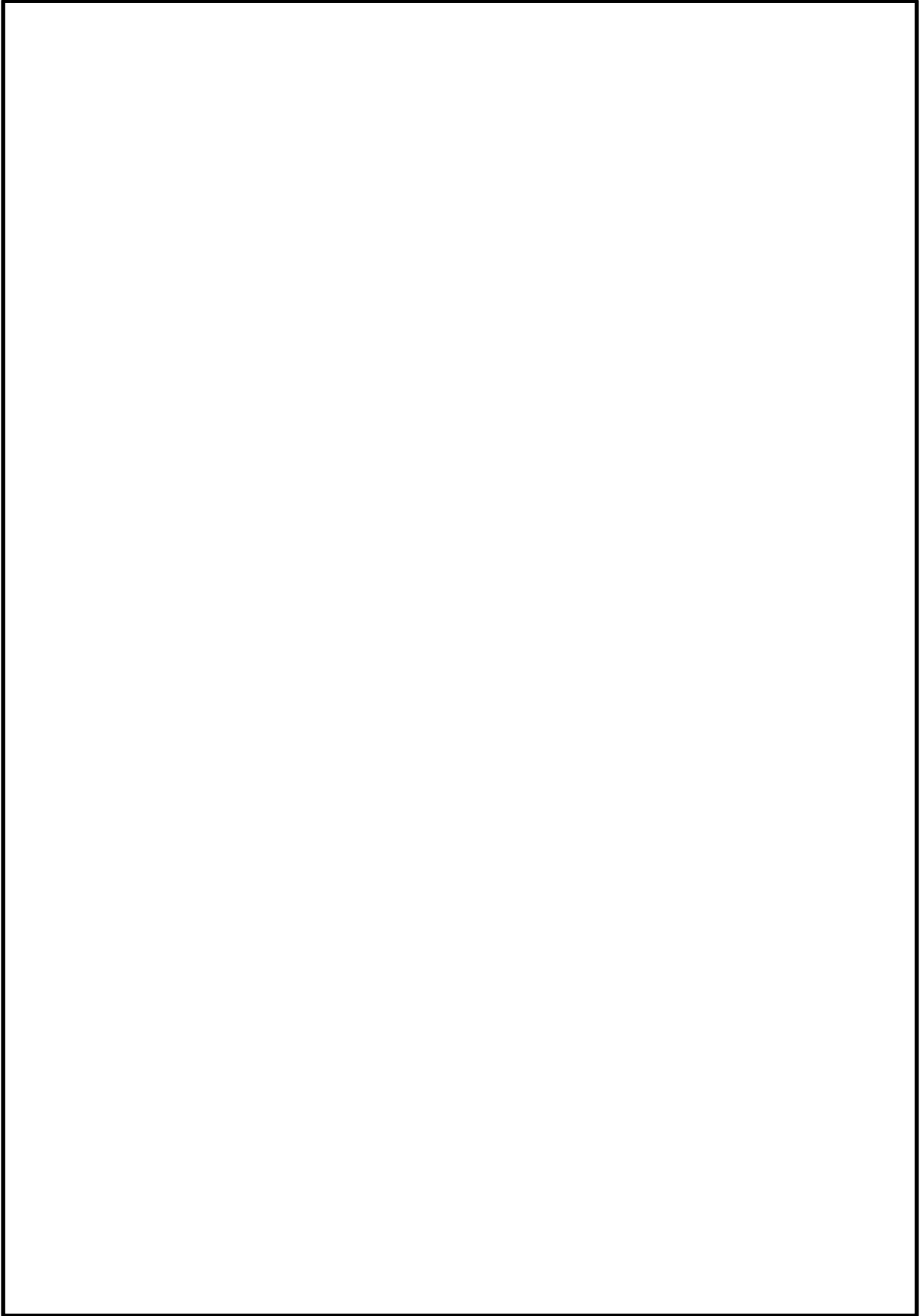
消防法に準拠した火災感知器の配置を示した一覧表 (対象：消防法施行規則 第23条第4項に該当する火災感知器)

設置箇所	設置名称	設置位置	設置高さ	設置間隔	設置数	合計	設置位置		設置数	合計	備考
							設置位置	設置数			
G-F-001	天井・心臓部 (2)	天井	4m以下	15m以下	1	1	天井	1	1	1	天井
		心臓部	4m以下	15m以下	1	1	心臓部	1	1	1	心臓部
		天井	4m以下	15m以下	1	1	天井	1	1	1	天井
		心臓部	4m以下	15m以下	1	1	心臓部	1	1	1	心臓部
		天井	4m以下	15m以下	1	1	天井	1	1	1	天井
		心臓部	4m以下	15m以下	1	1	心臓部	1	1	1	心臓部
		天井	4m以下	15m以下	1	1	天井	1	1	1	天井
		心臓部	4m以下	15m以下	1	1	心臓部	1	1	1	心臓部
		天井	4m以下	15m以下	1	1	天井	1	1	1	天井
		心臓部	4m以下	15m以下	1	1	心臓部	1	1	1	心臓部
G-F-002	天井・心臓部 (2)	天井	4m以下	15m以下	1	1	天井	1	1	1	天井
		心臓部	4m以下	15m以下	1	1	心臓部	1	1	1	心臓部
		天井	4m以下	15m以下	1	1	天井	1	1	1	天井
		心臓部	4m以下	15m以下	1	1	心臓部	1	1	1	心臓部
		天井	4m以下	15m以下	1	1	天井	1	1	1	天井
		心臓部	4m以下	15m以下	1	1	心臓部	1	1	1	心臓部
		天井	4m以下	15m以下	1	1	天井	1	1	1	天井
		心臓部	4m以下	15m以下	1	1	心臓部	1	1	1	心臓部
		天井	4m以下	15m以下	1	1	天井	1	1	1	天井
		心臓部	4m以下	15m以下	1	1	心臓部	1	1	1	心臓部
G-F-003	天井 (2)	天井	4m以下	15m以下	1	1	天井	1	1	1	天井
		天井	4m以下	15m以下	1	1	天井	1	1	1	天井
G-F-004	天井 (2)	天井	4m以下	15m以下	1	1	天井	1	1	1	天井
		天井	4m以下	15m以下	1	1	天井	1	1	1	天井
G-F-005	天井 (2)	天井	4m以下	15m以下	1	1	天井	1	1	1	天井
		天井	4m以下	15m以下	1	1	天井	1	1	1	天井
G-F-006	天井 (2)	天井	4m以下	15m以下	1	1	天井	1	1	1	天井
		天井	4m以下	15m以下	1	1	天井	1	1	1	天井
G-F-007	天井 (2)	天井	4m以下	15m以下	1	1	天井	1	1	1	天井
		天井	4m以下	15m以下	1	1	天井	1	1	1	天井

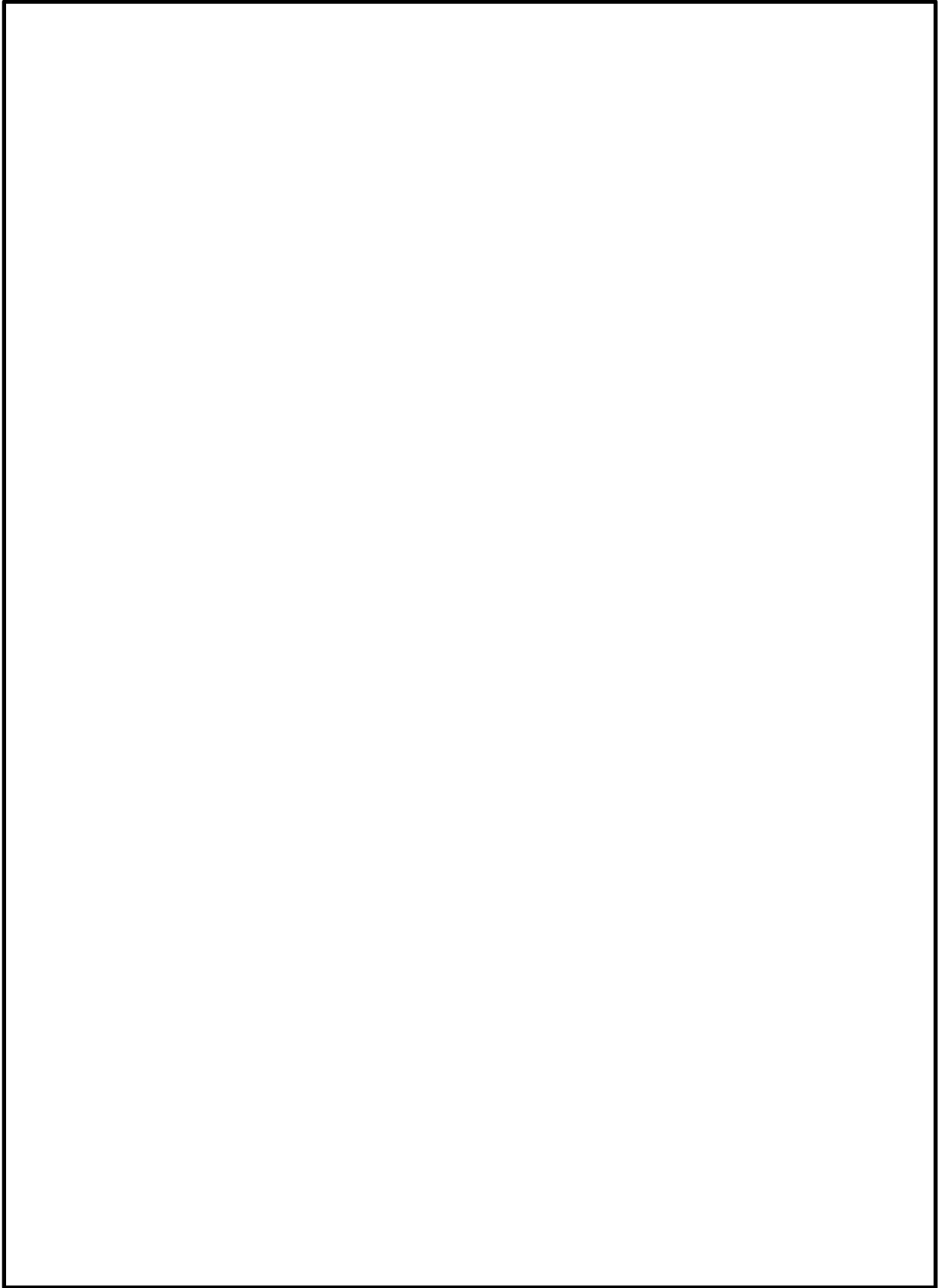
消防法に準拠した火災感知器の配置を示した一覧表（対象：消防法施行規則 第23条第4項に該当する火災感知器）

感知器の種類	設置位置		設置高さ		設置間隔		設置数		設置条件		設置位置		設置高さ		設置間隔		設置数		設置条件		
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	
G-F-201 天井・壁面設置型 (1)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	7	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	8	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	9	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
G-F-202 天井・壁面設置型 (1)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	7	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	8	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	9	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
G-F-203 天井・壁面設置型 (1-2) G-F-204 天井・壁面設置型 (1-1)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	7	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	8	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	9	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
G-F-206 天井・壁面設置型 (1-2) G-F-207 天井・壁面設置型 (1-1)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	7	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	8	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	9	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
G-F-208 天井・壁面設置型 (2)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	7	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	8	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	9	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	

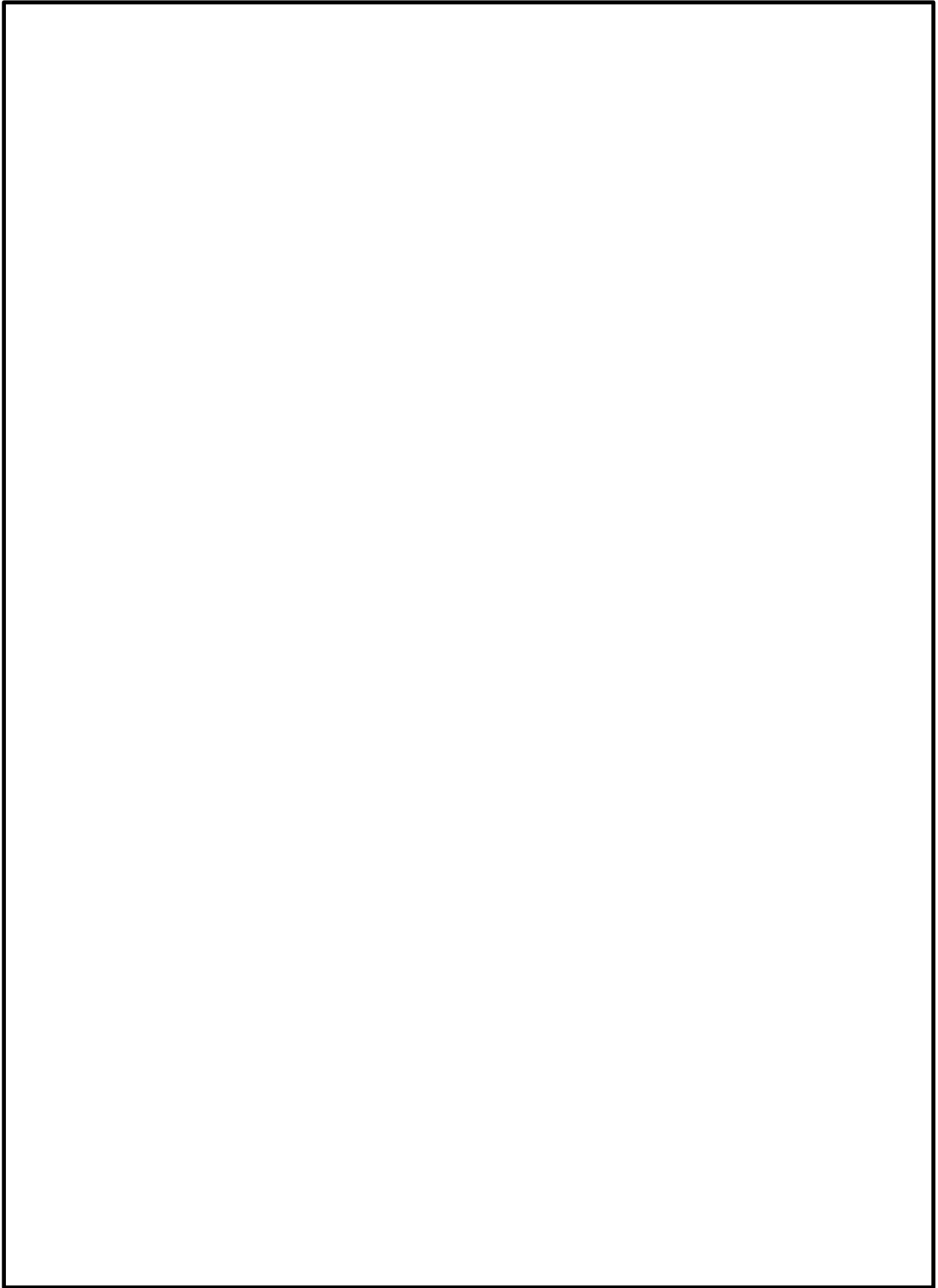




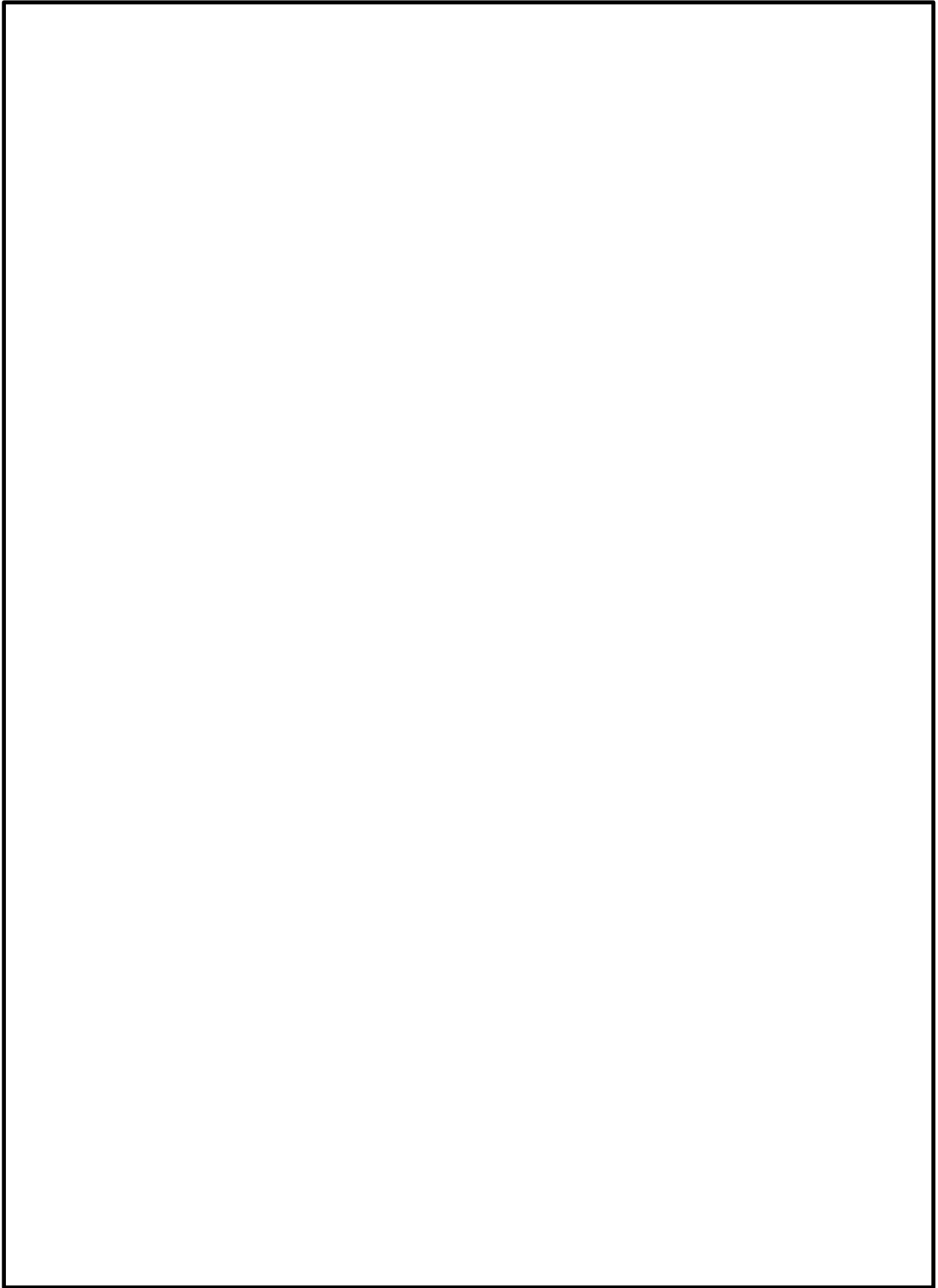


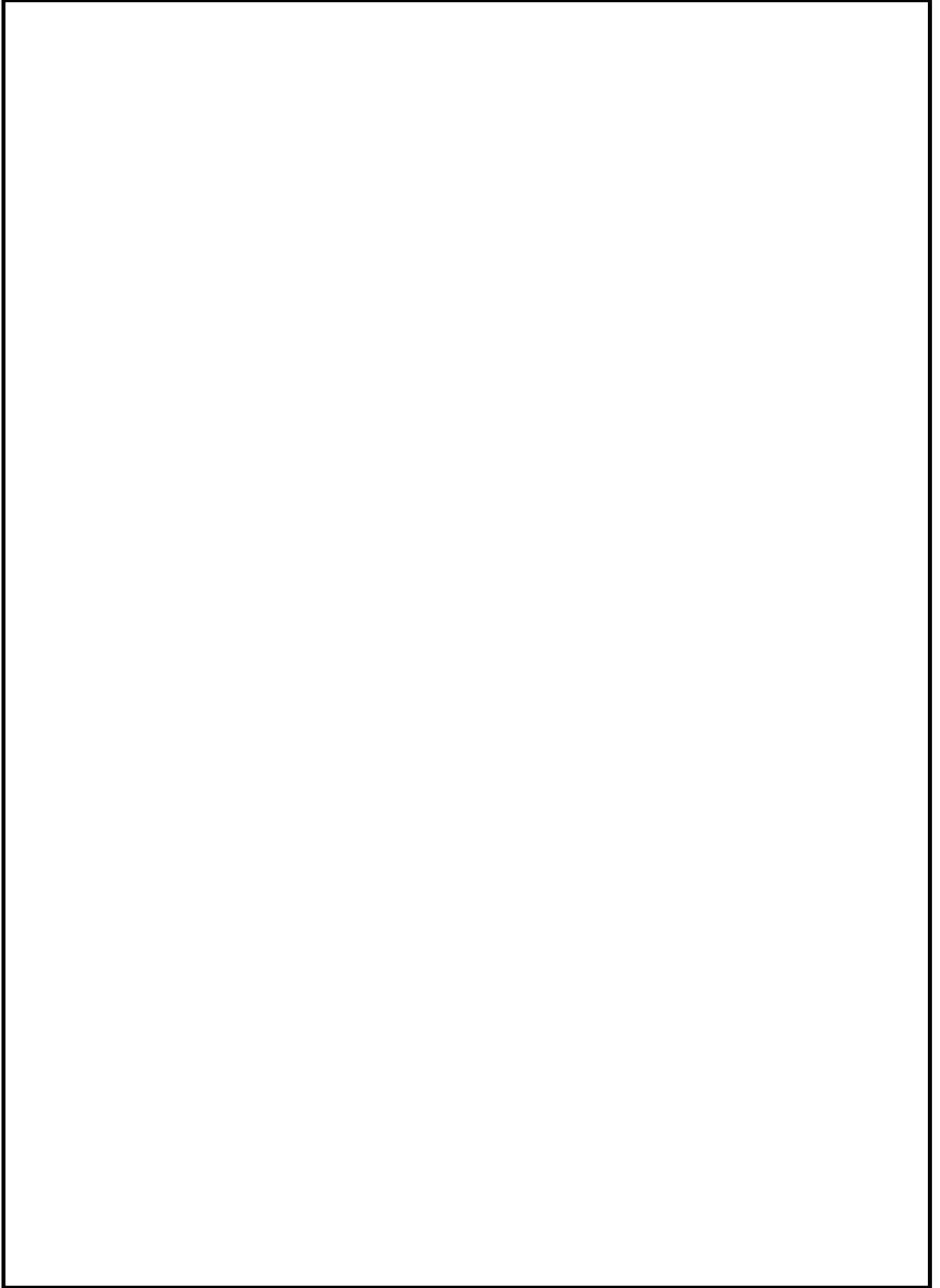


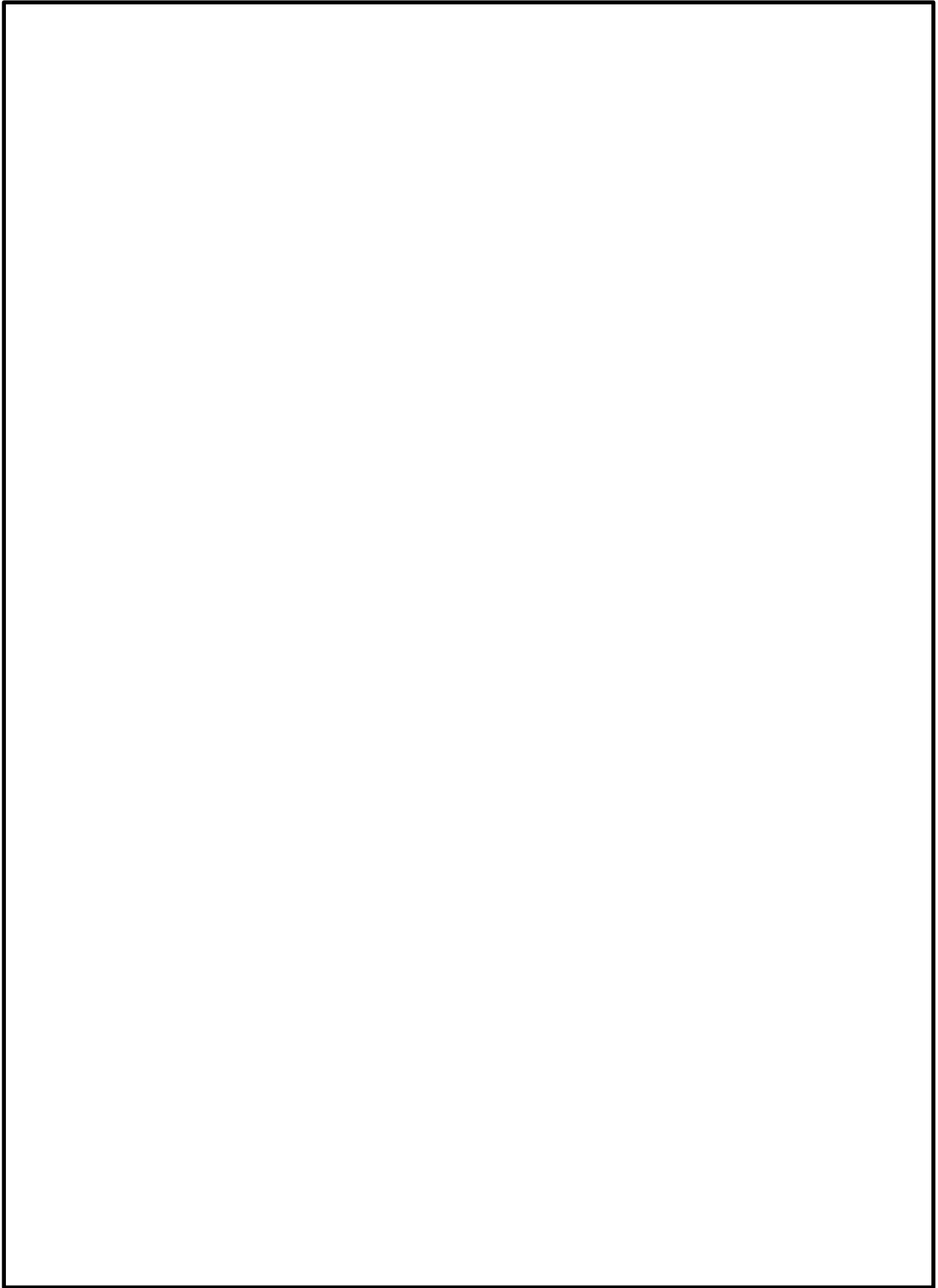


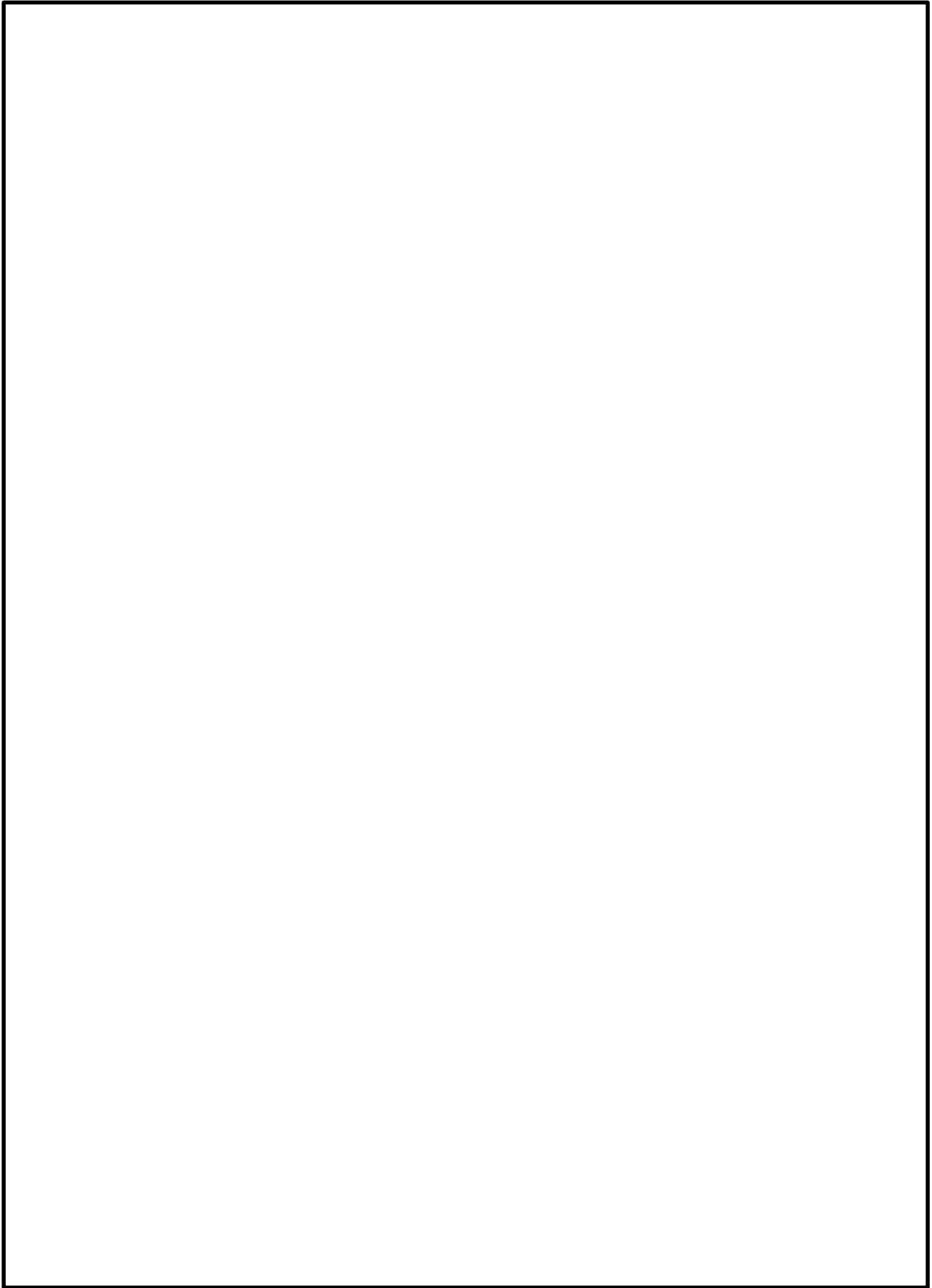




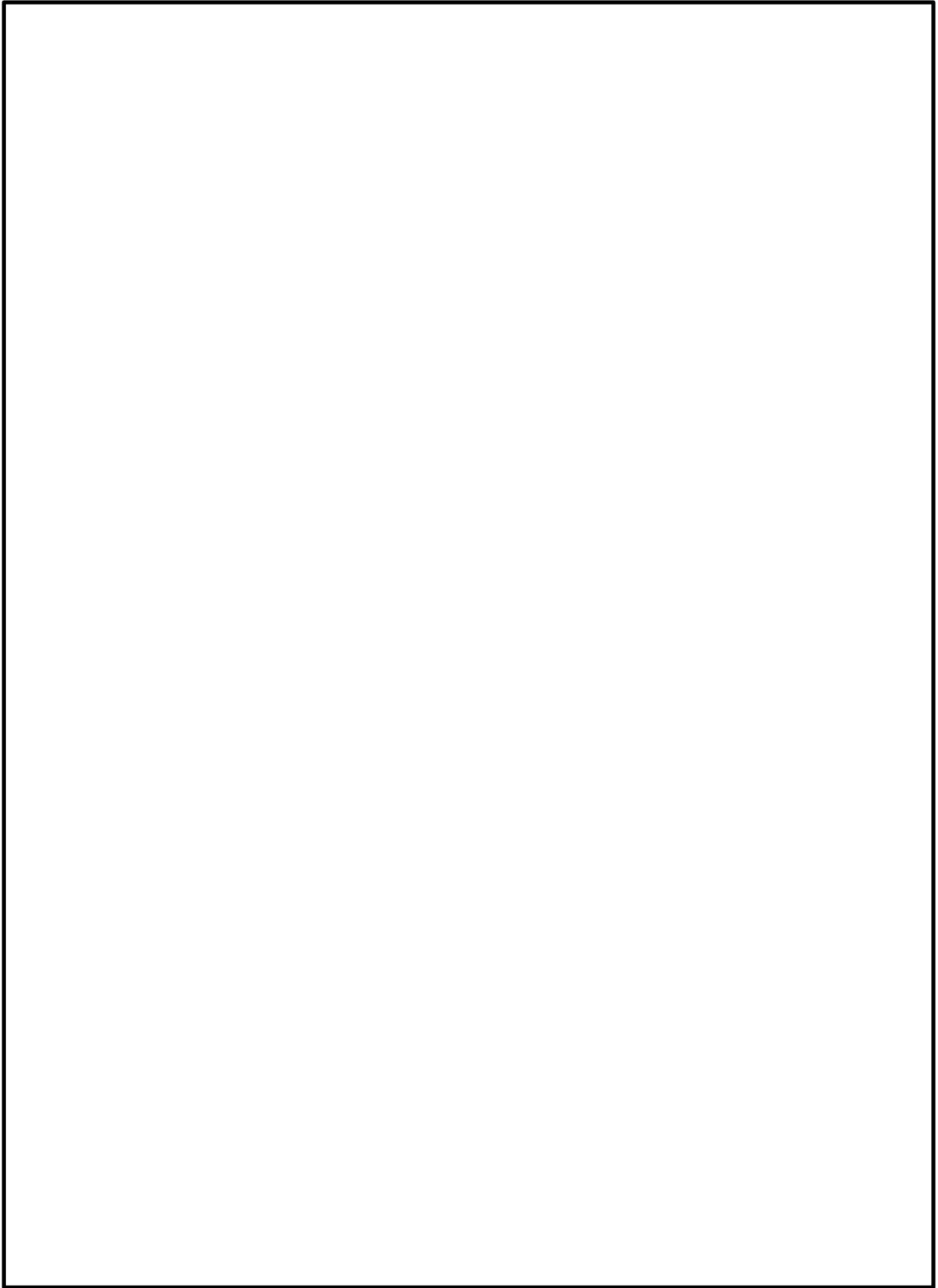




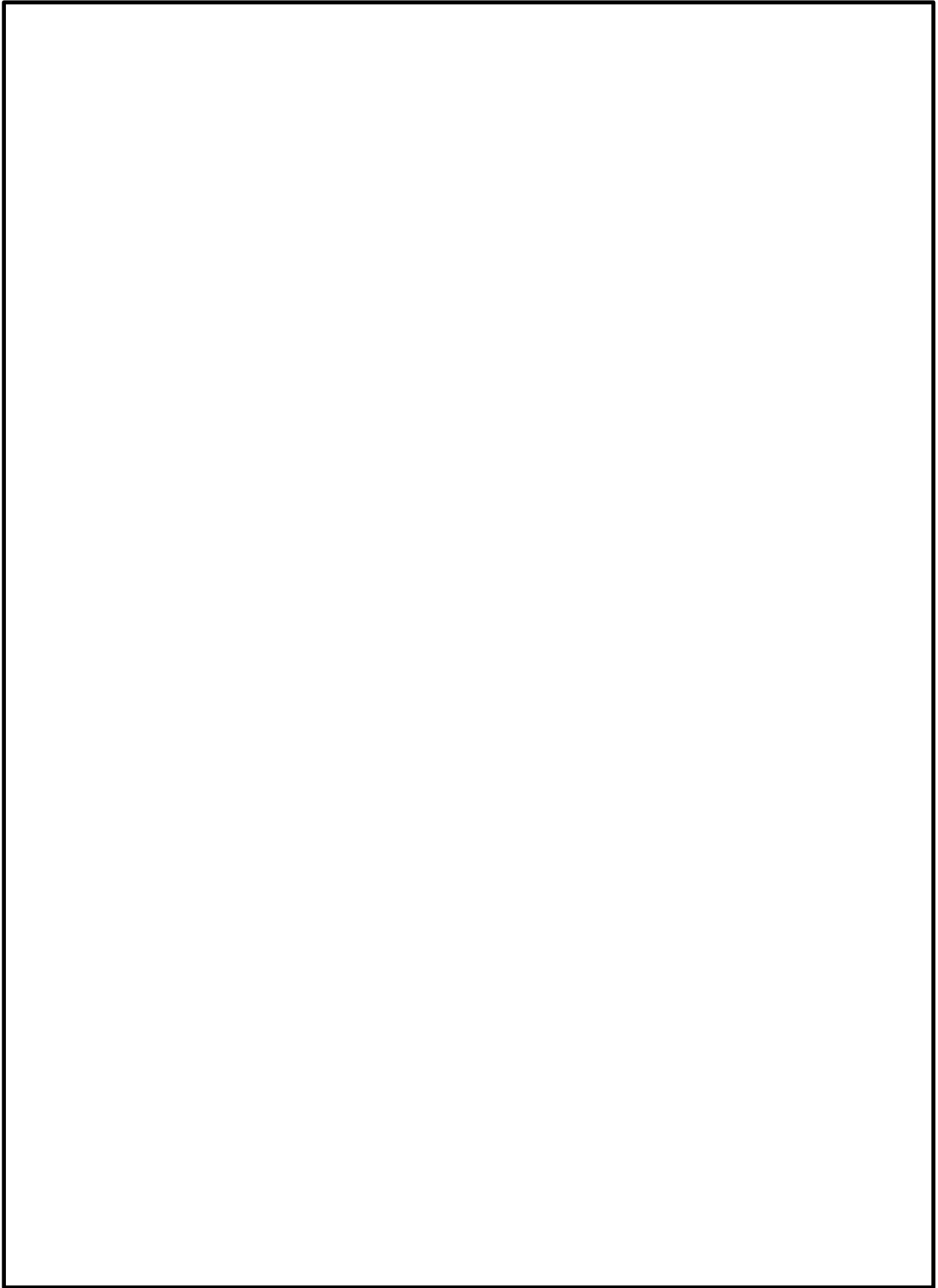




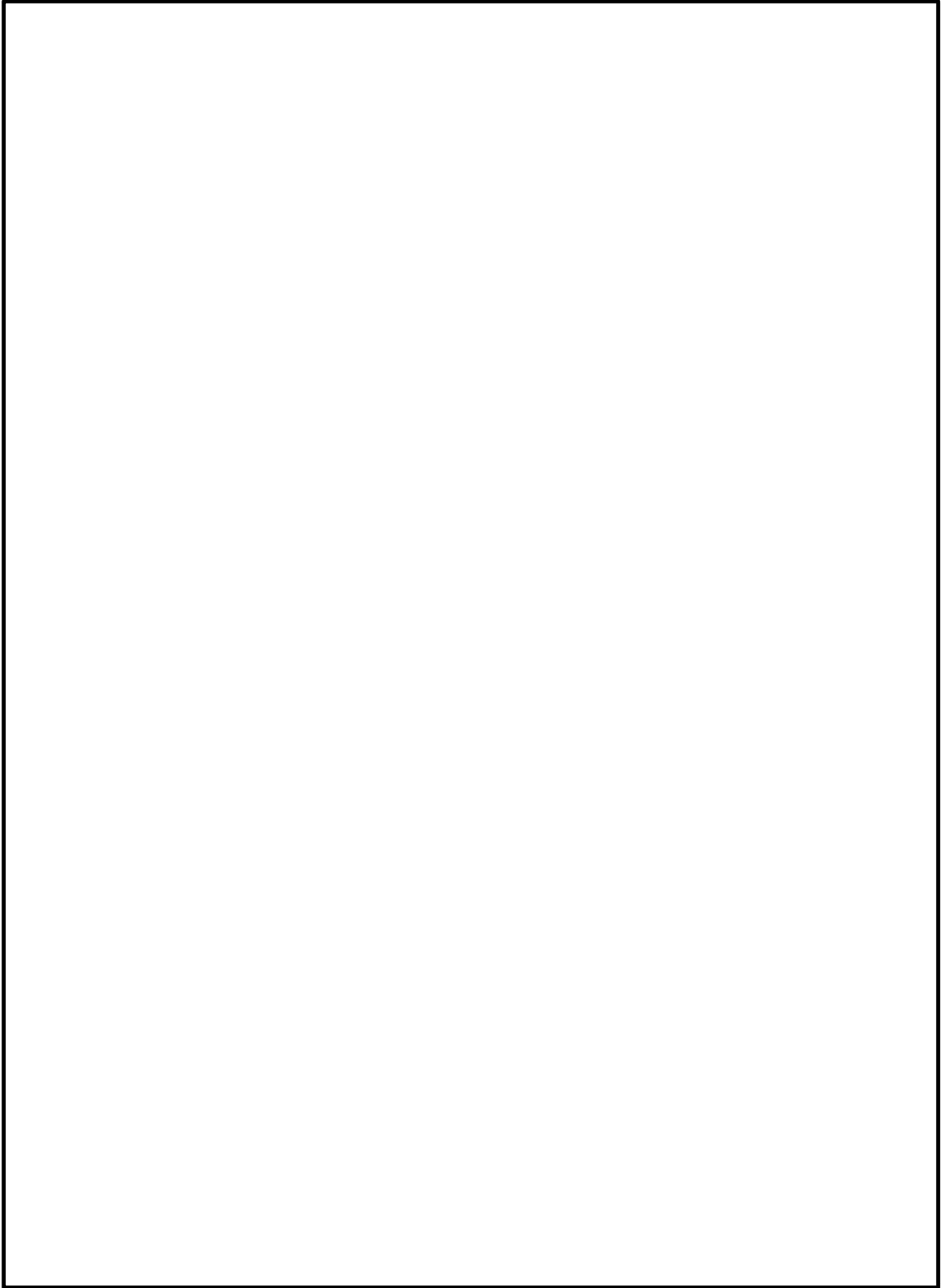


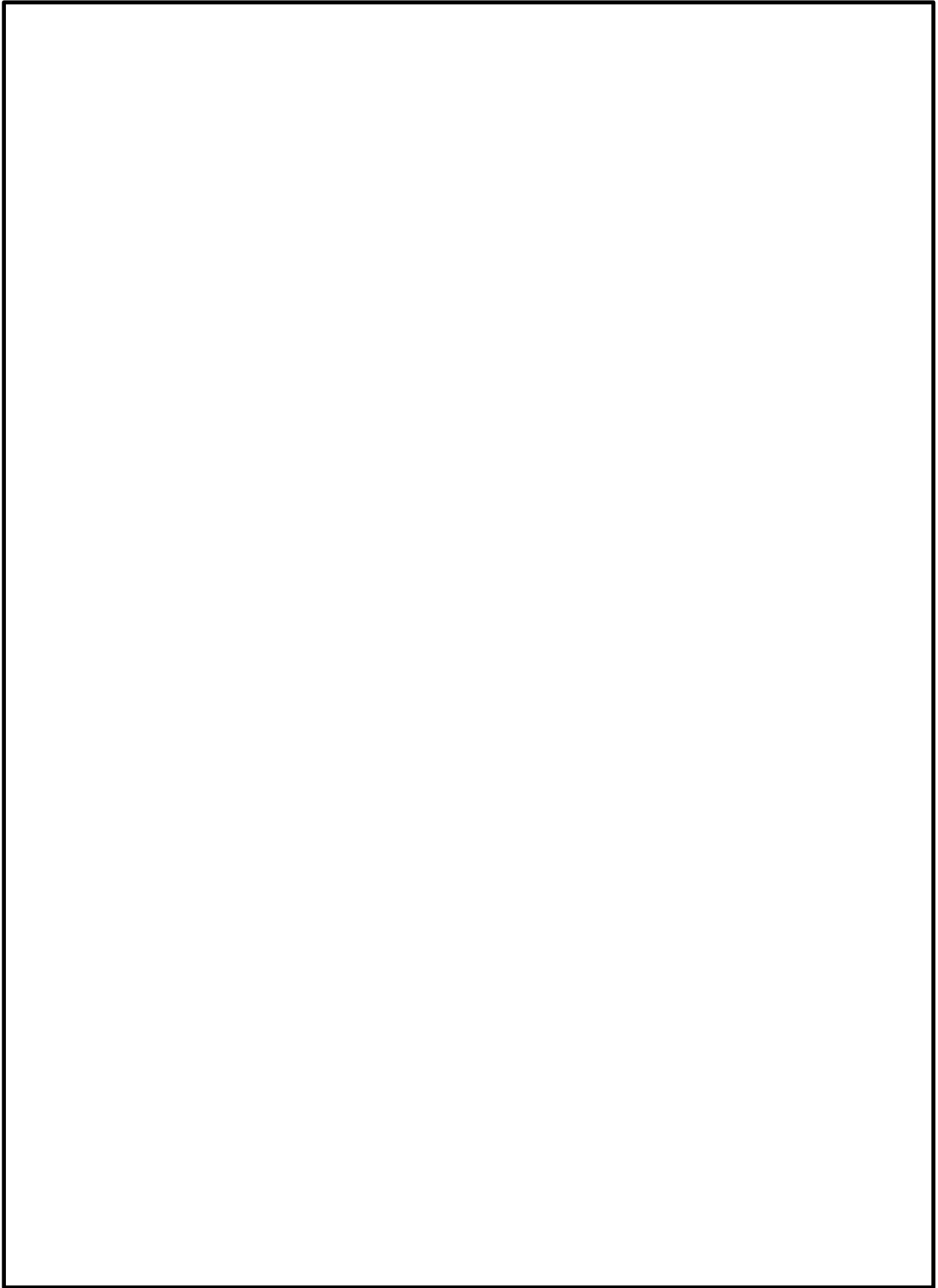


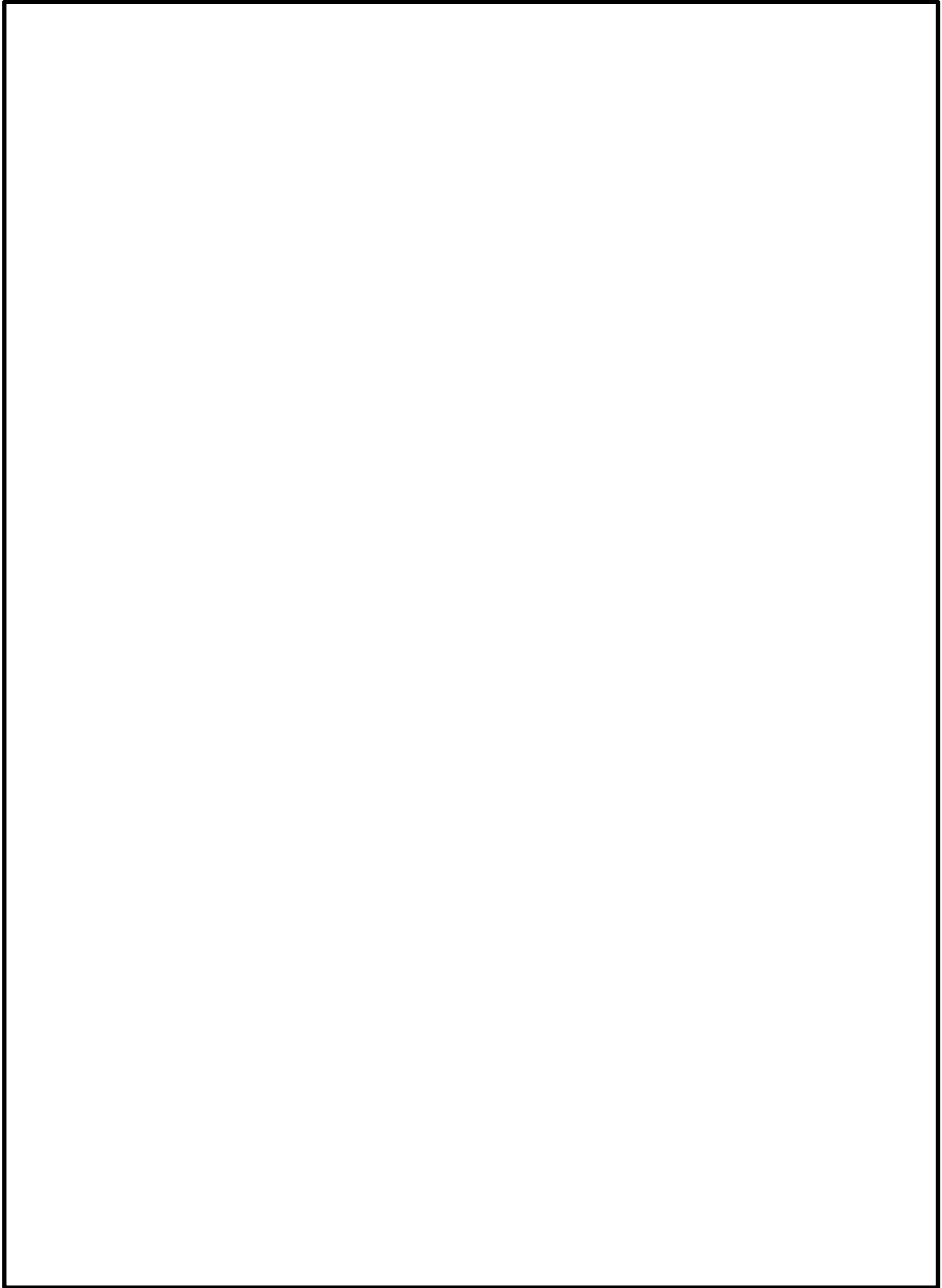


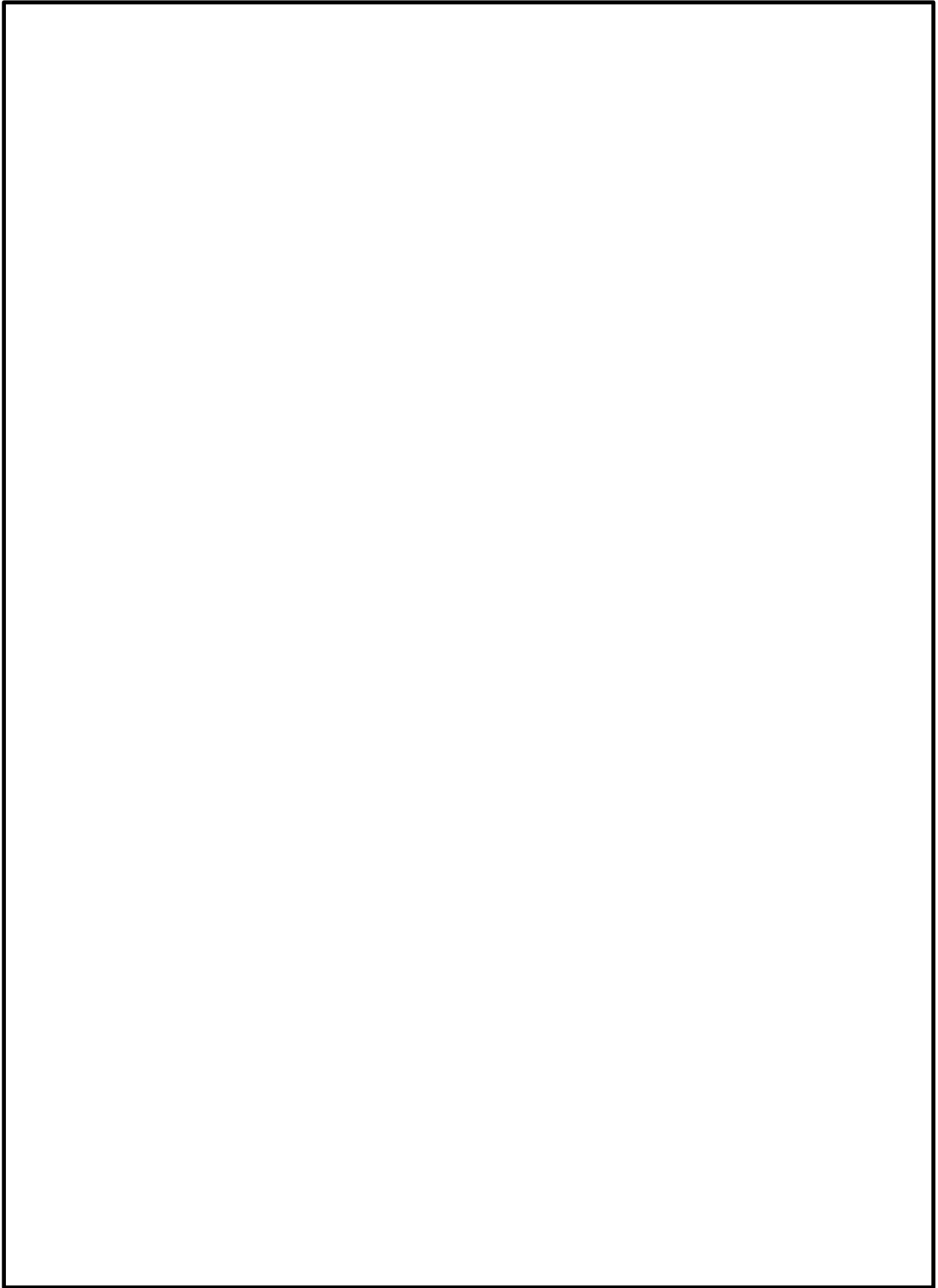




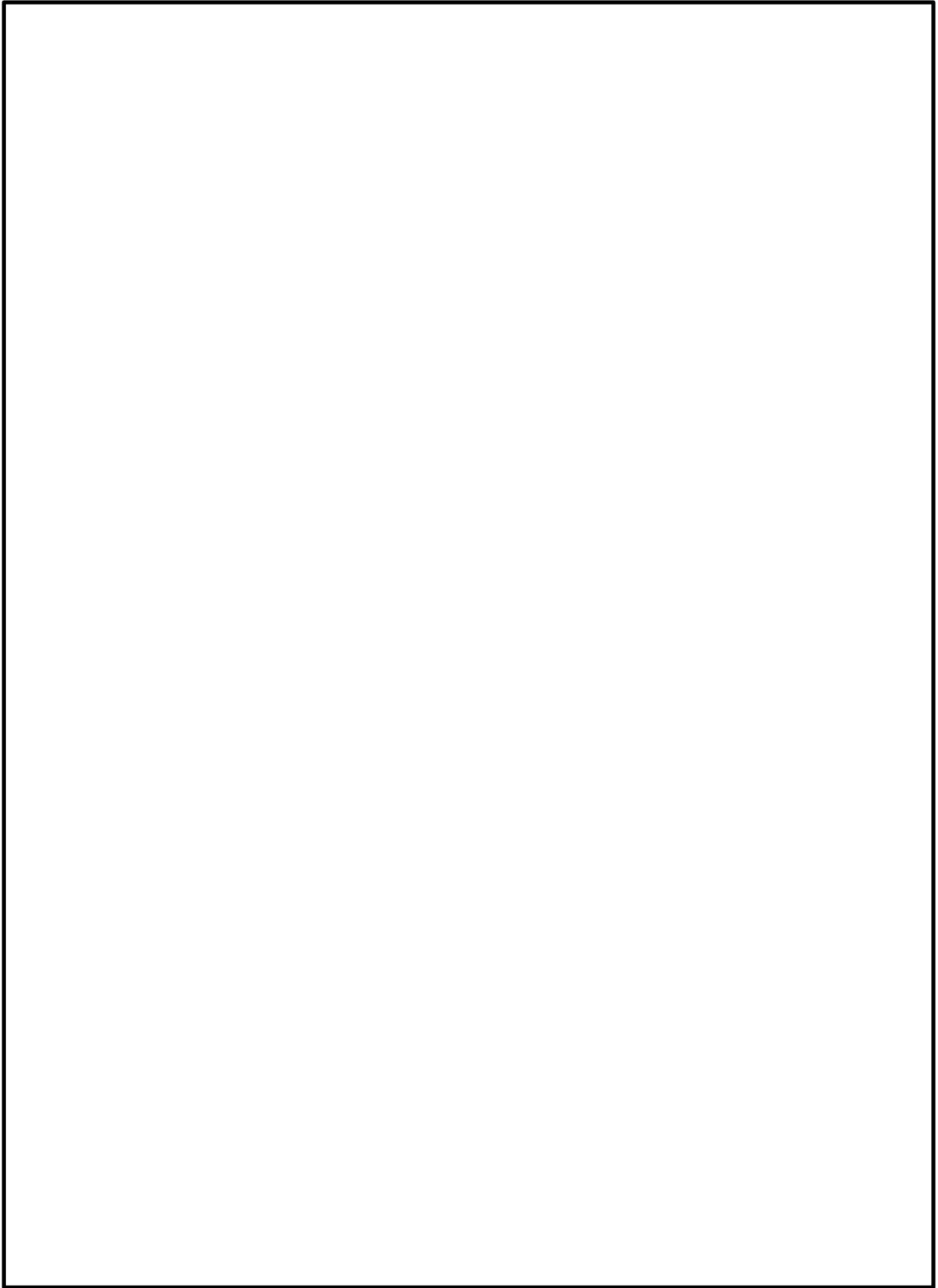




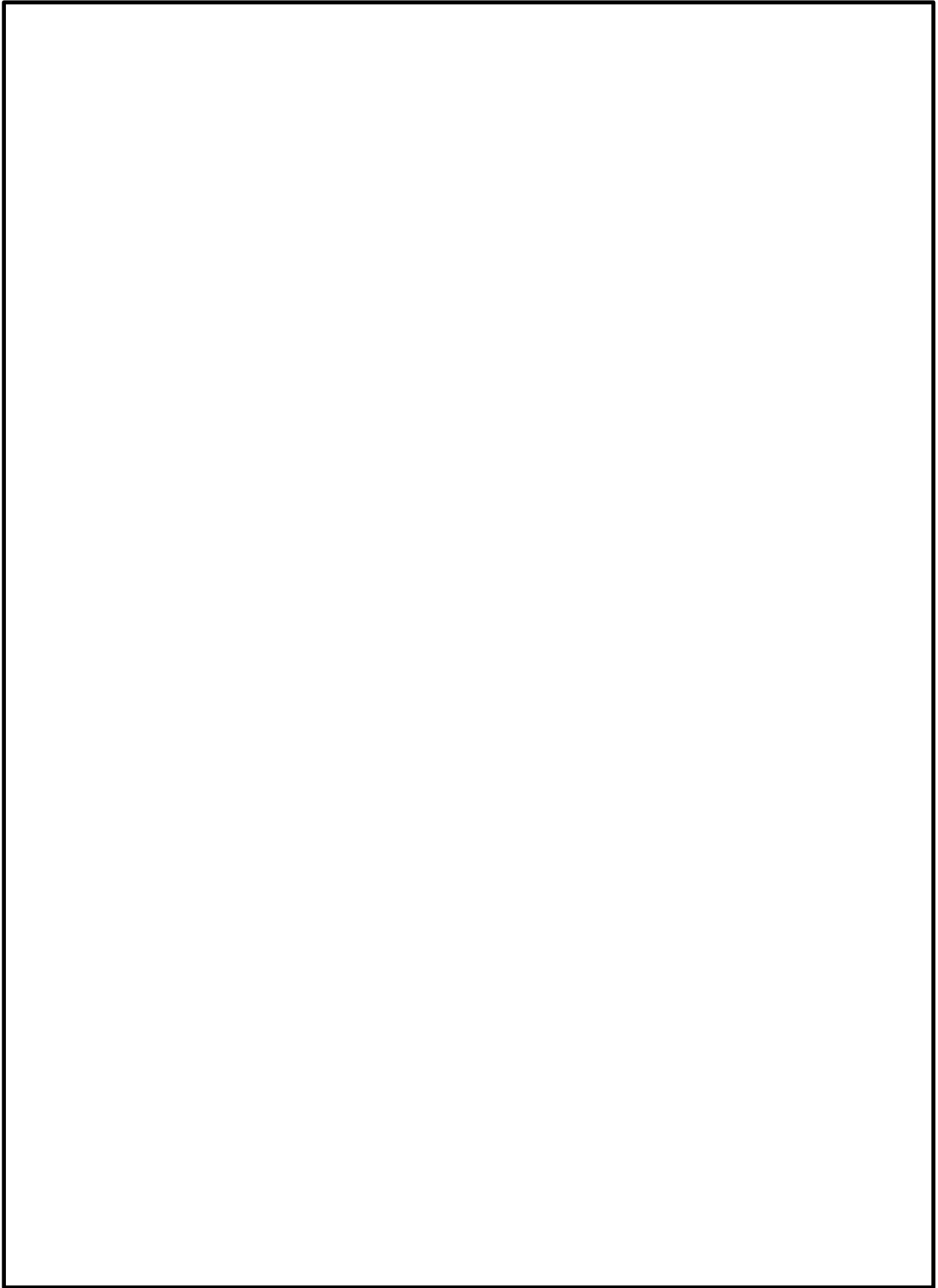




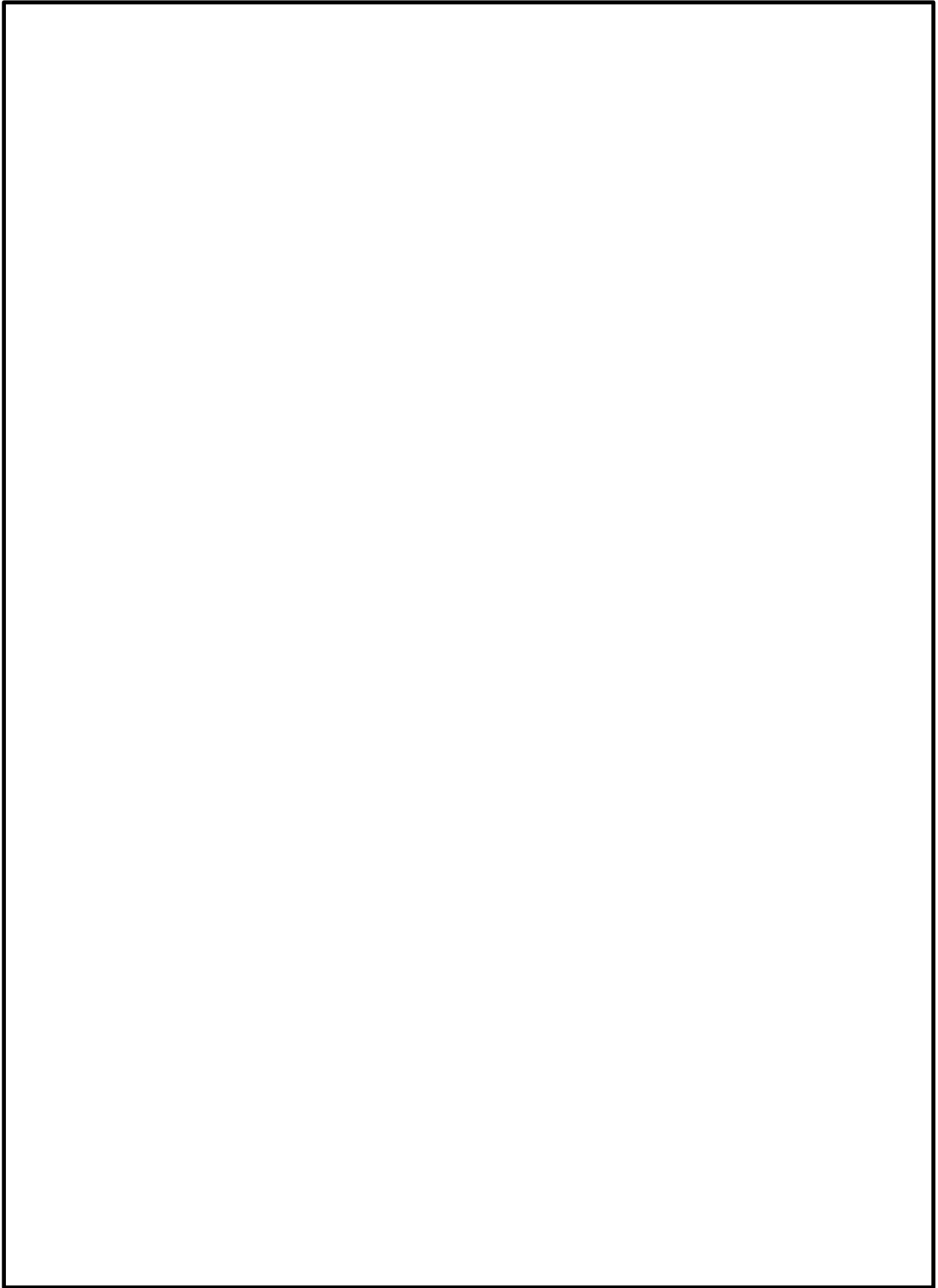


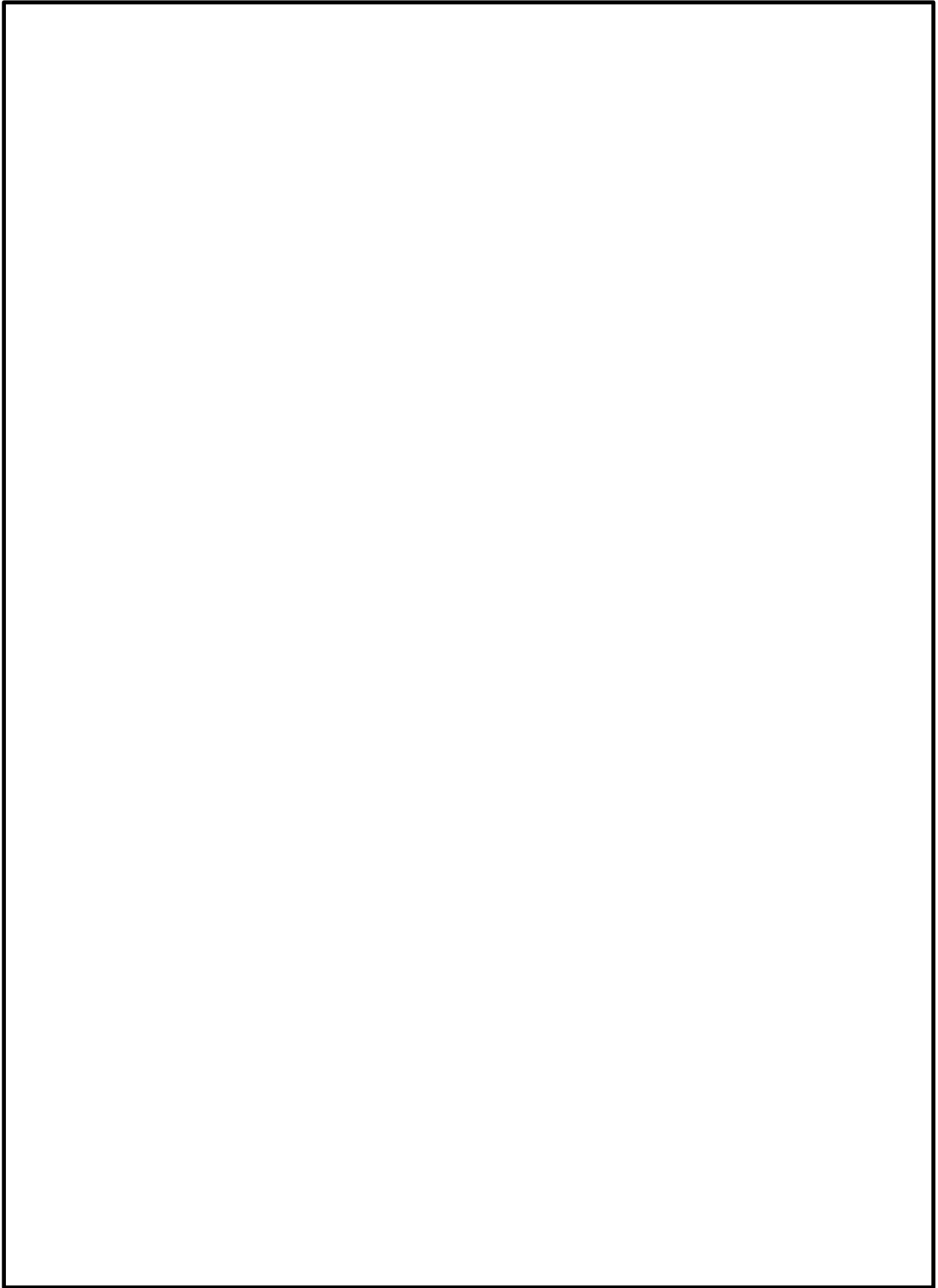


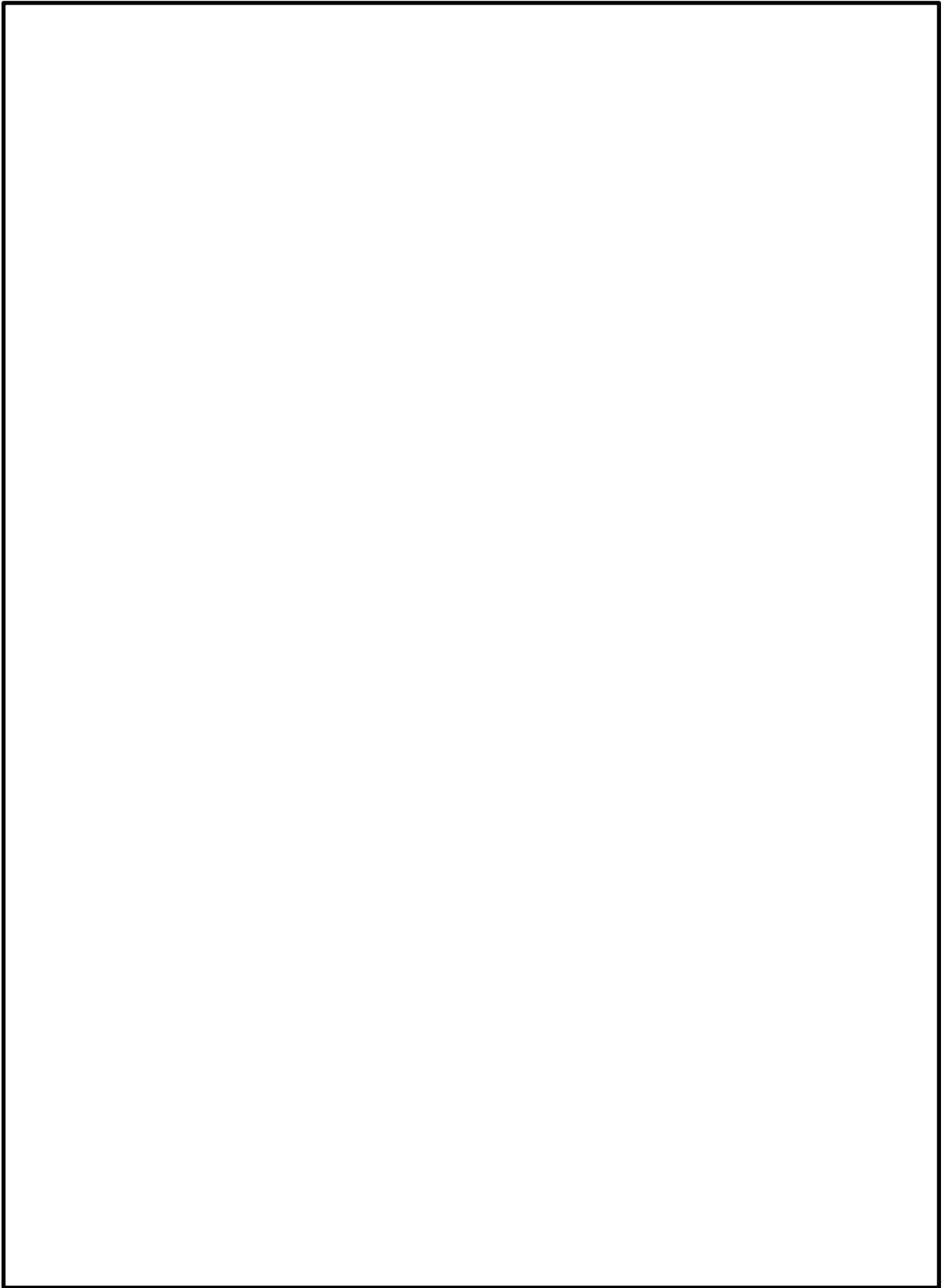


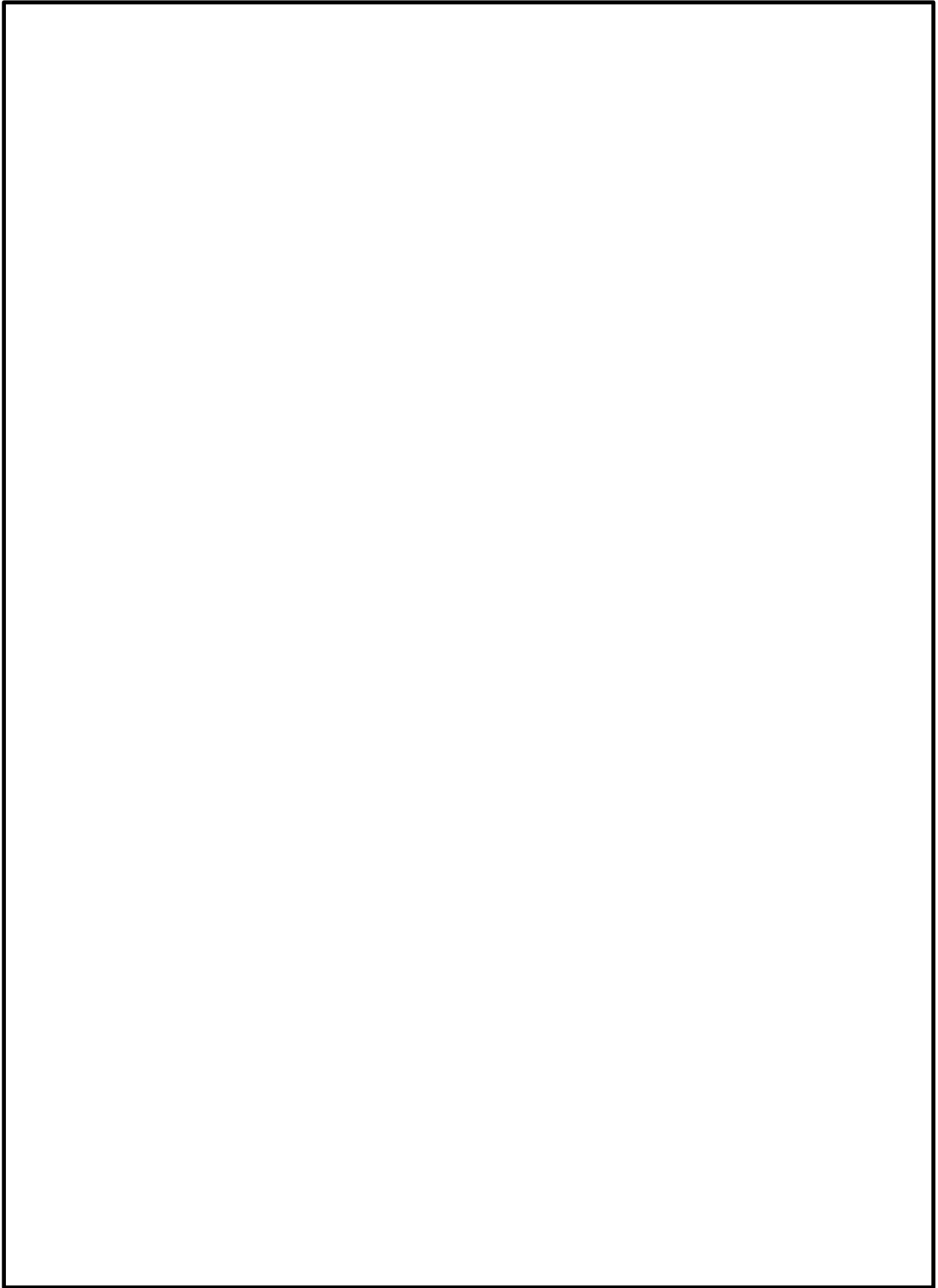




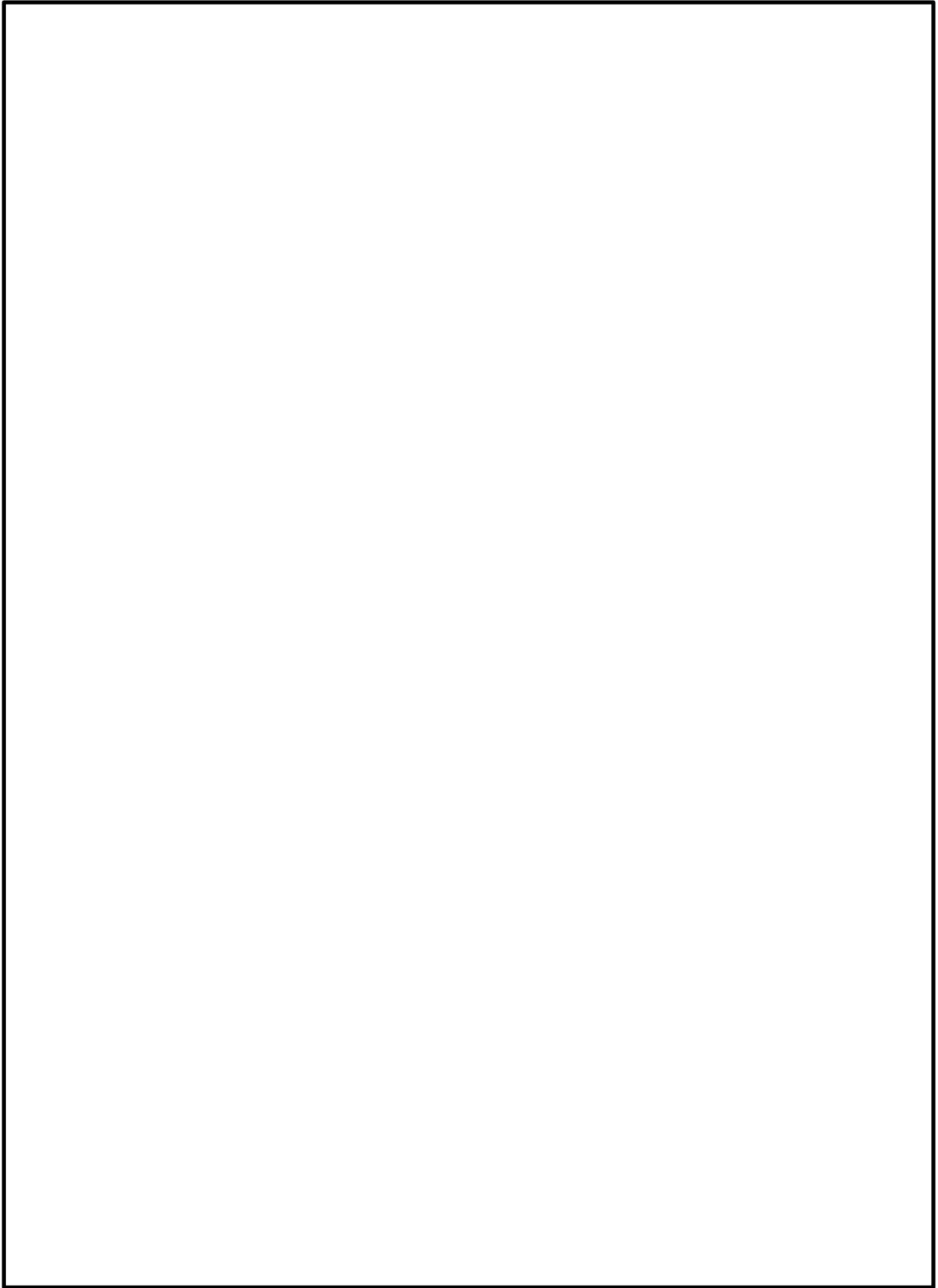




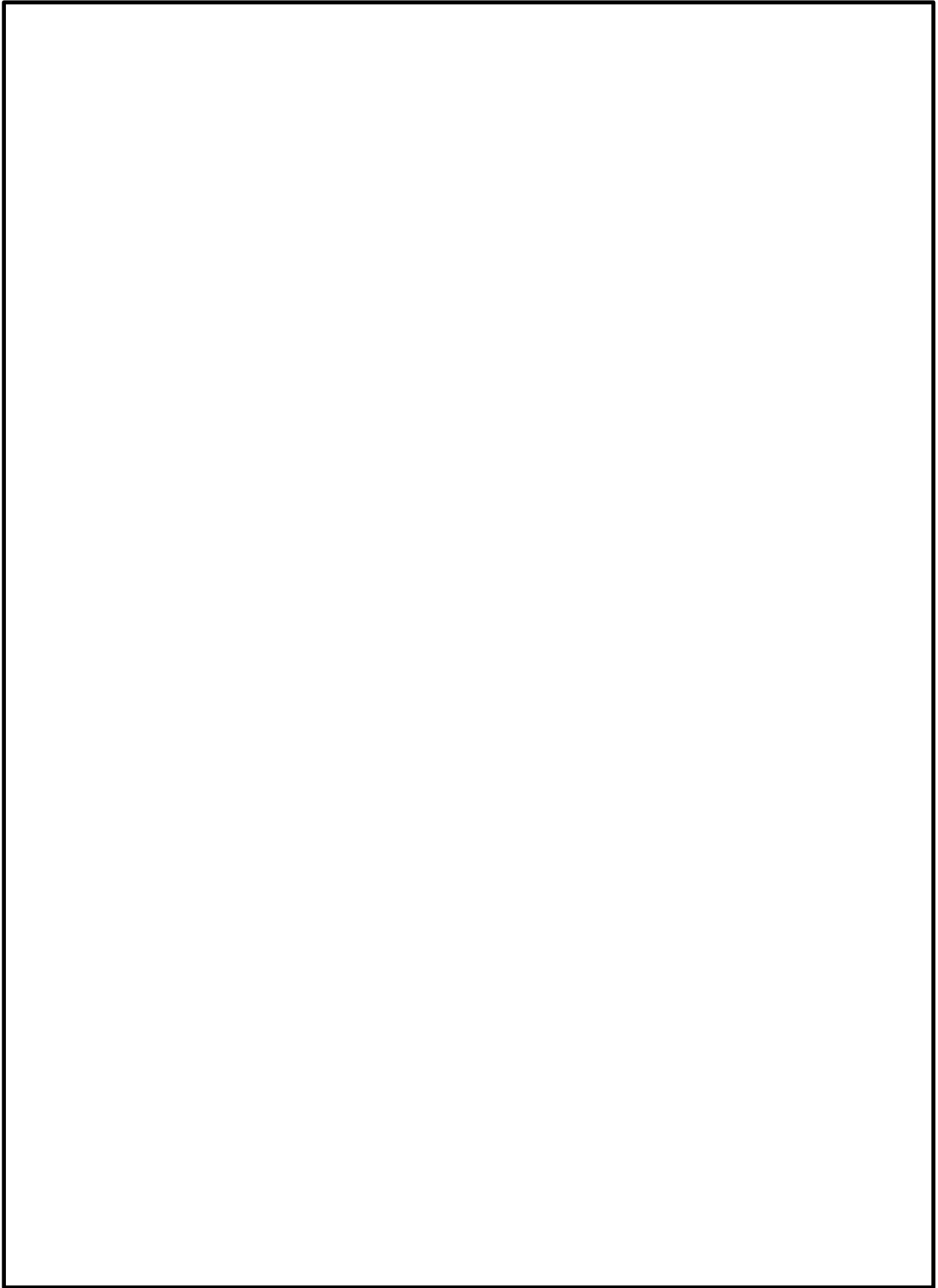


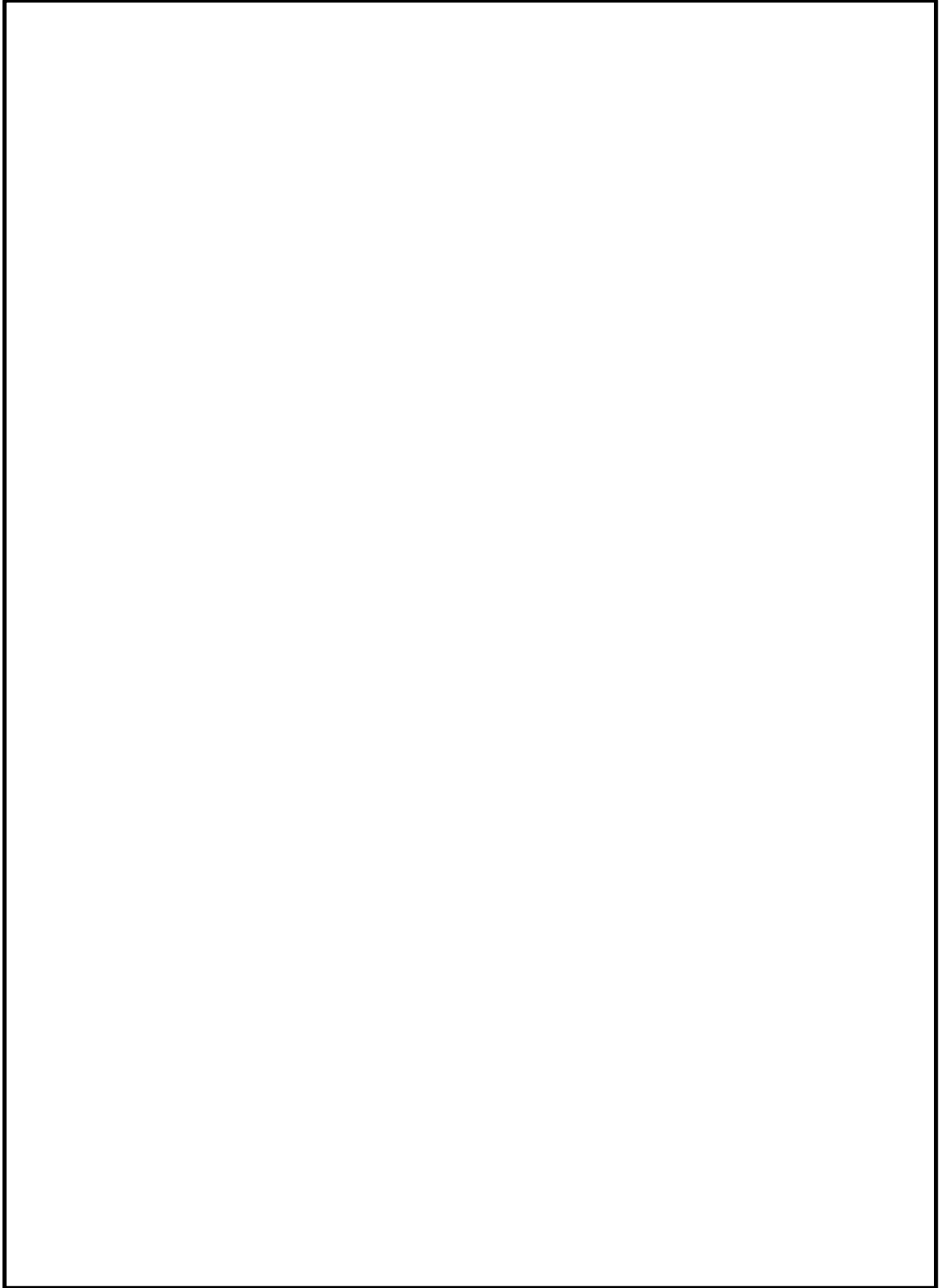


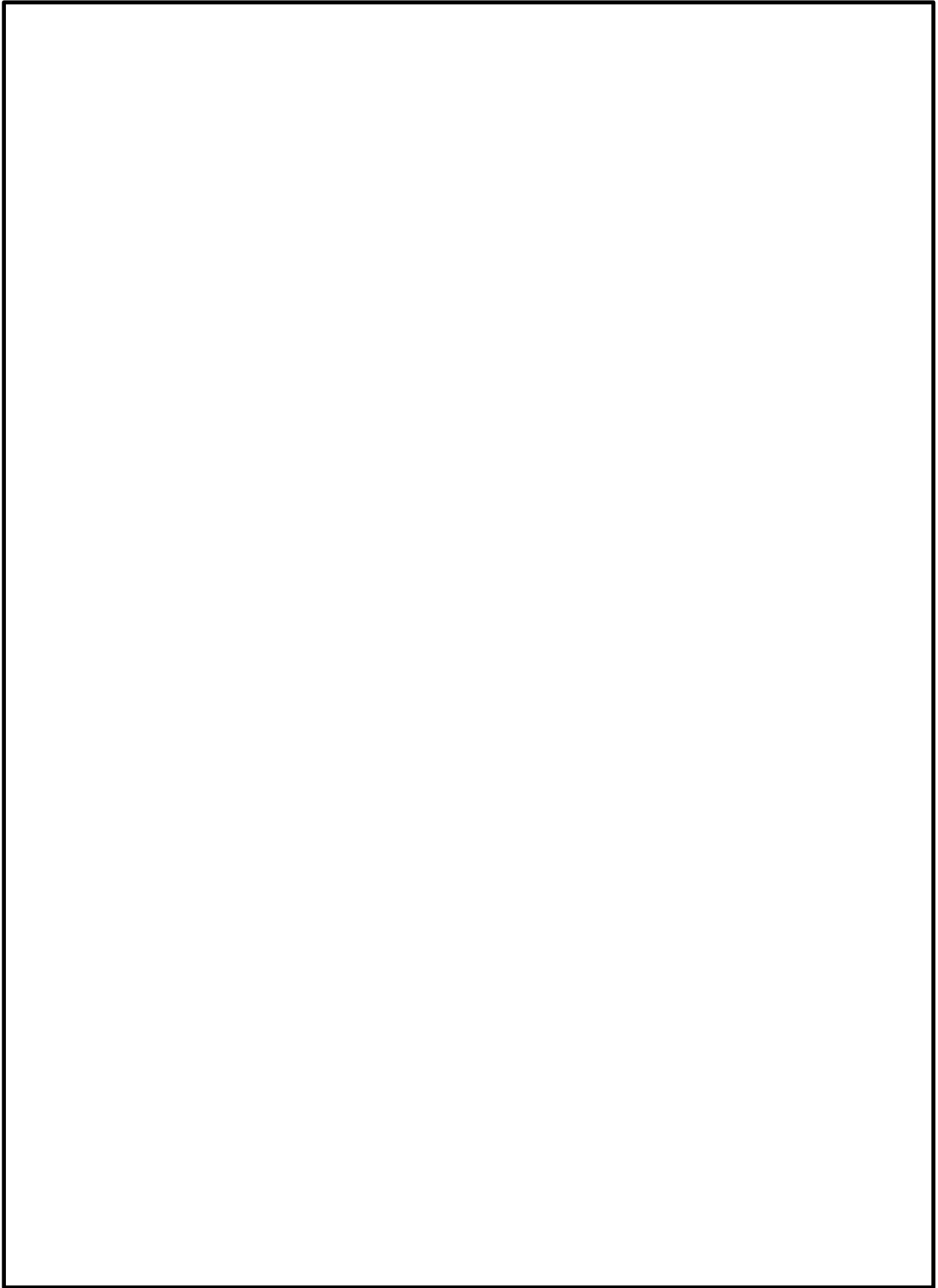


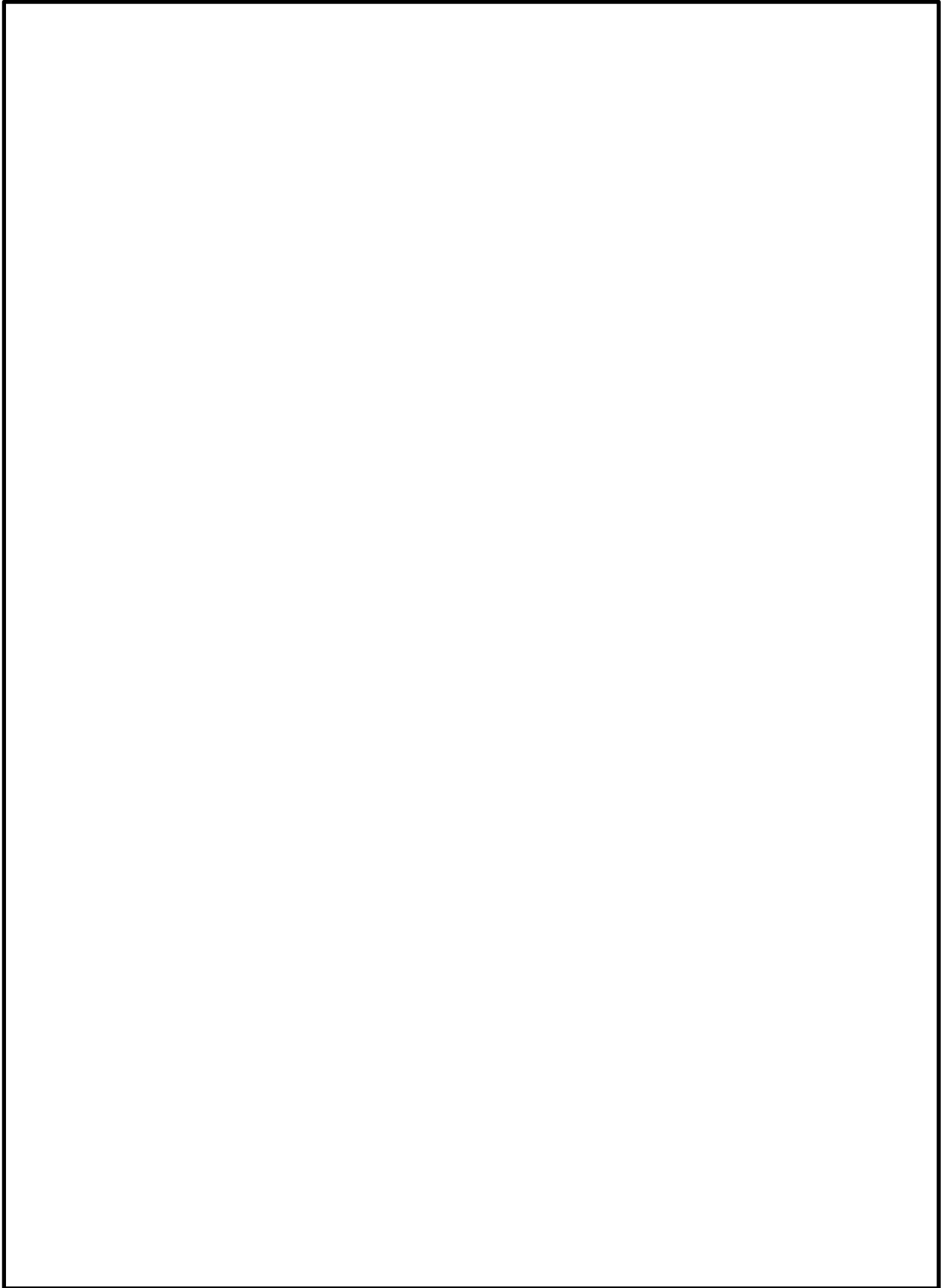


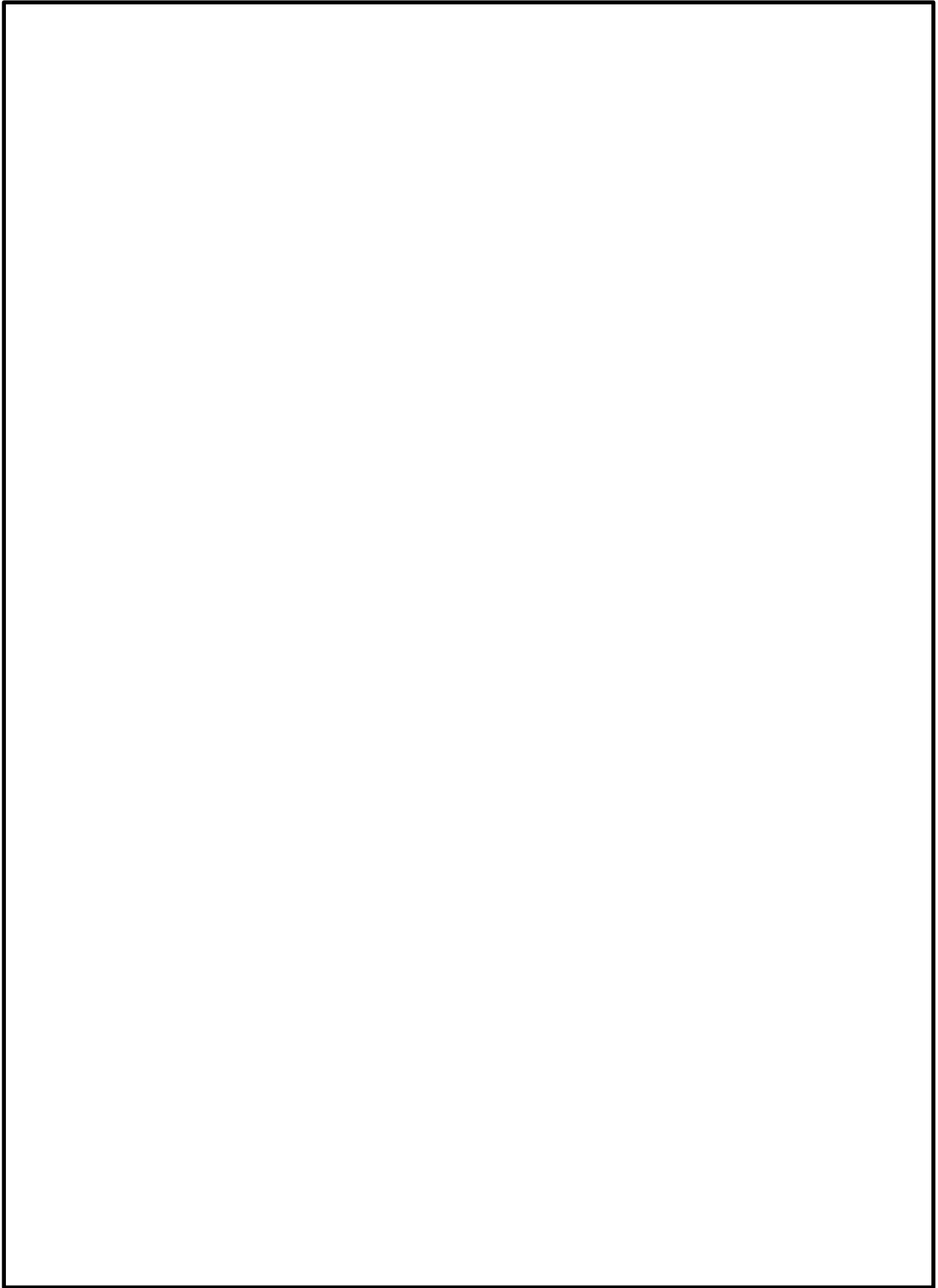


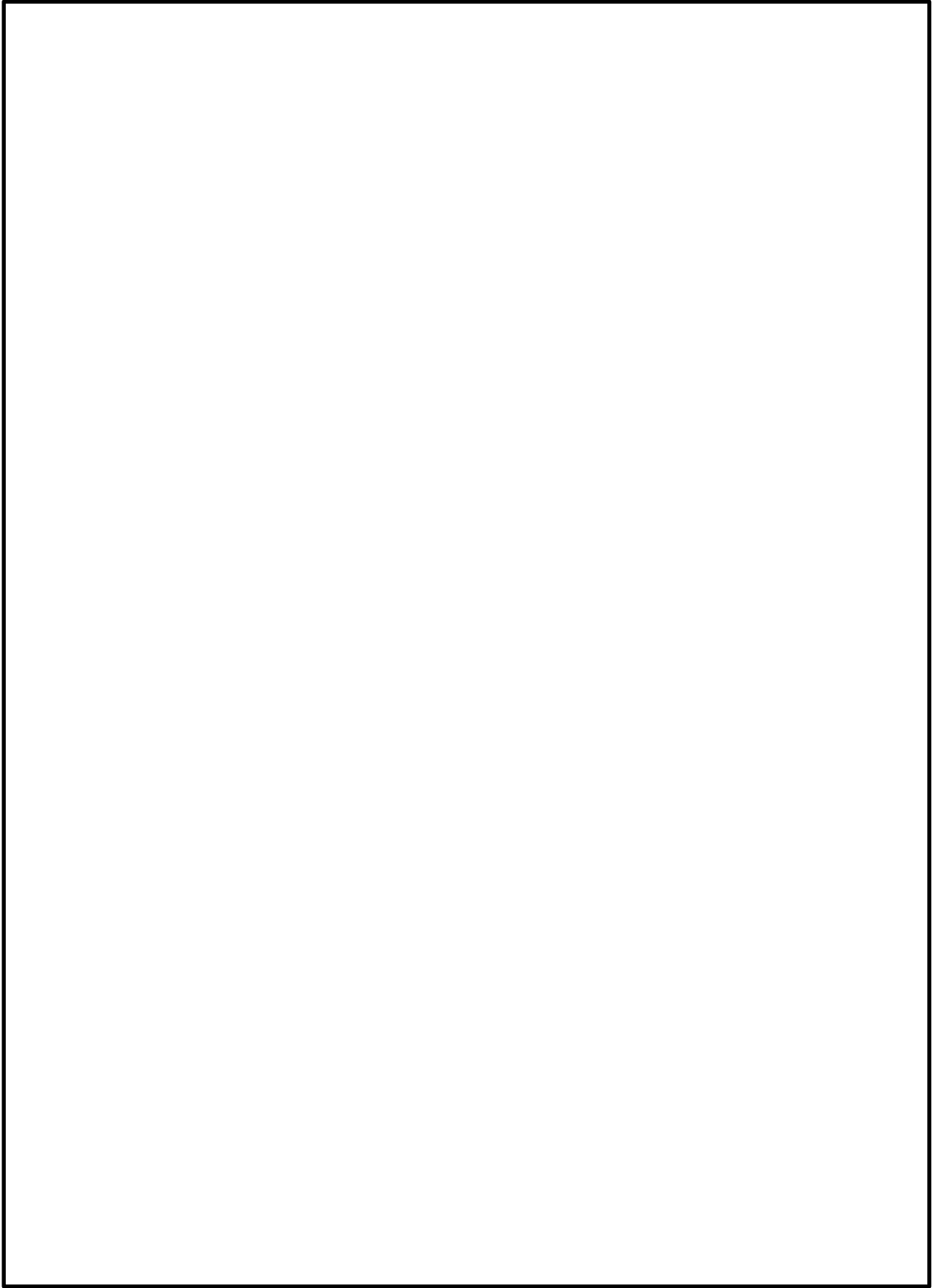




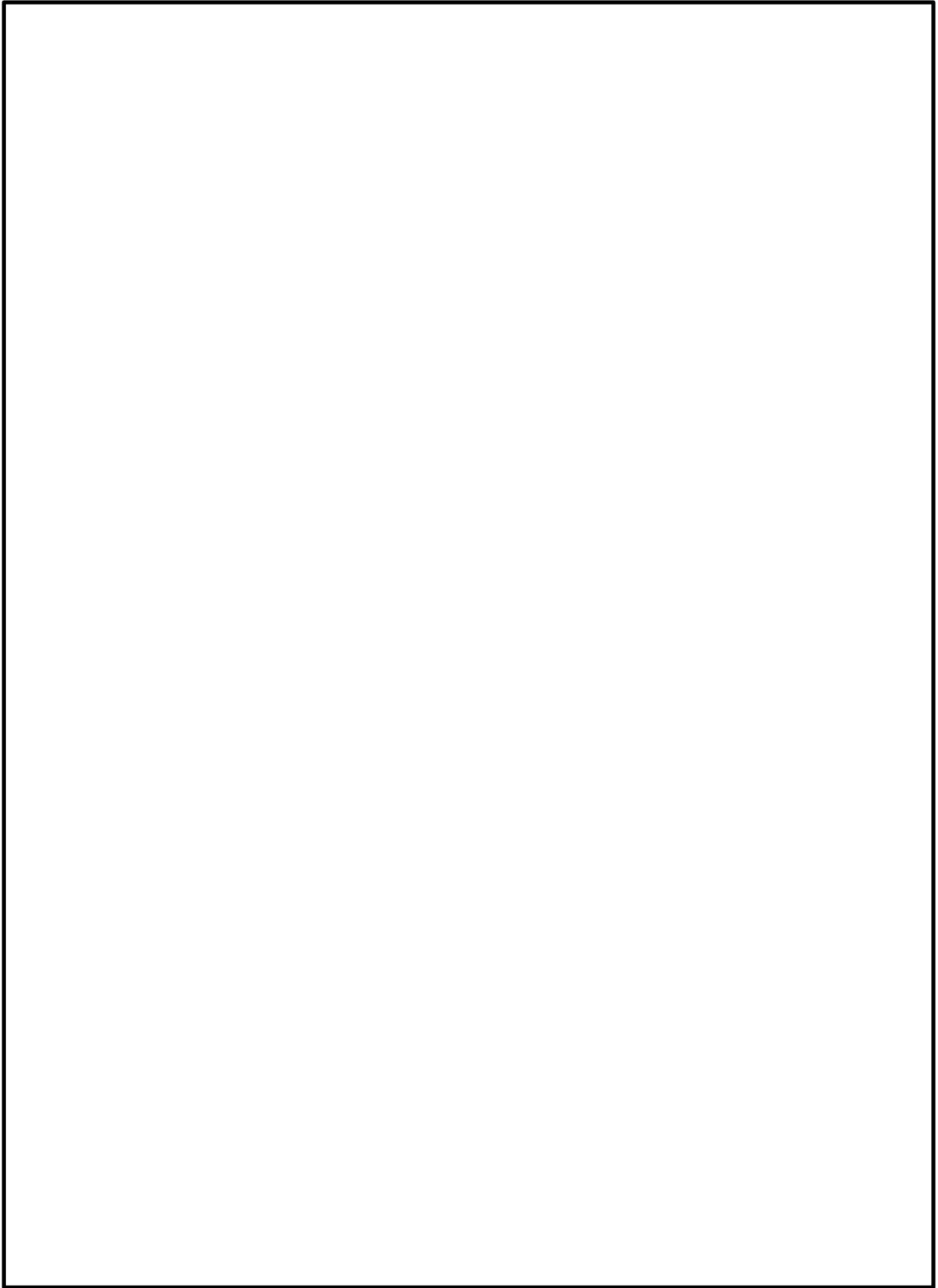




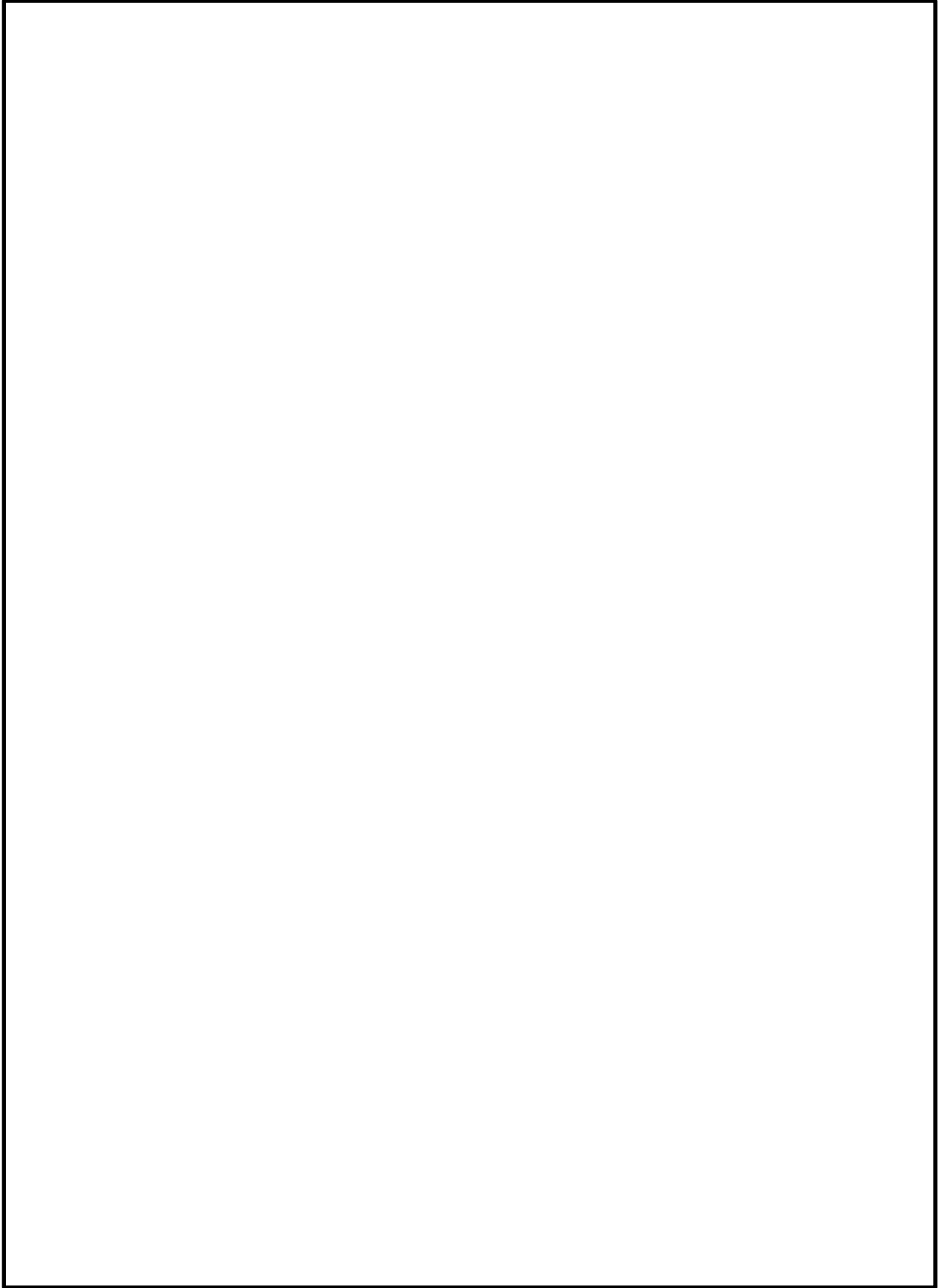




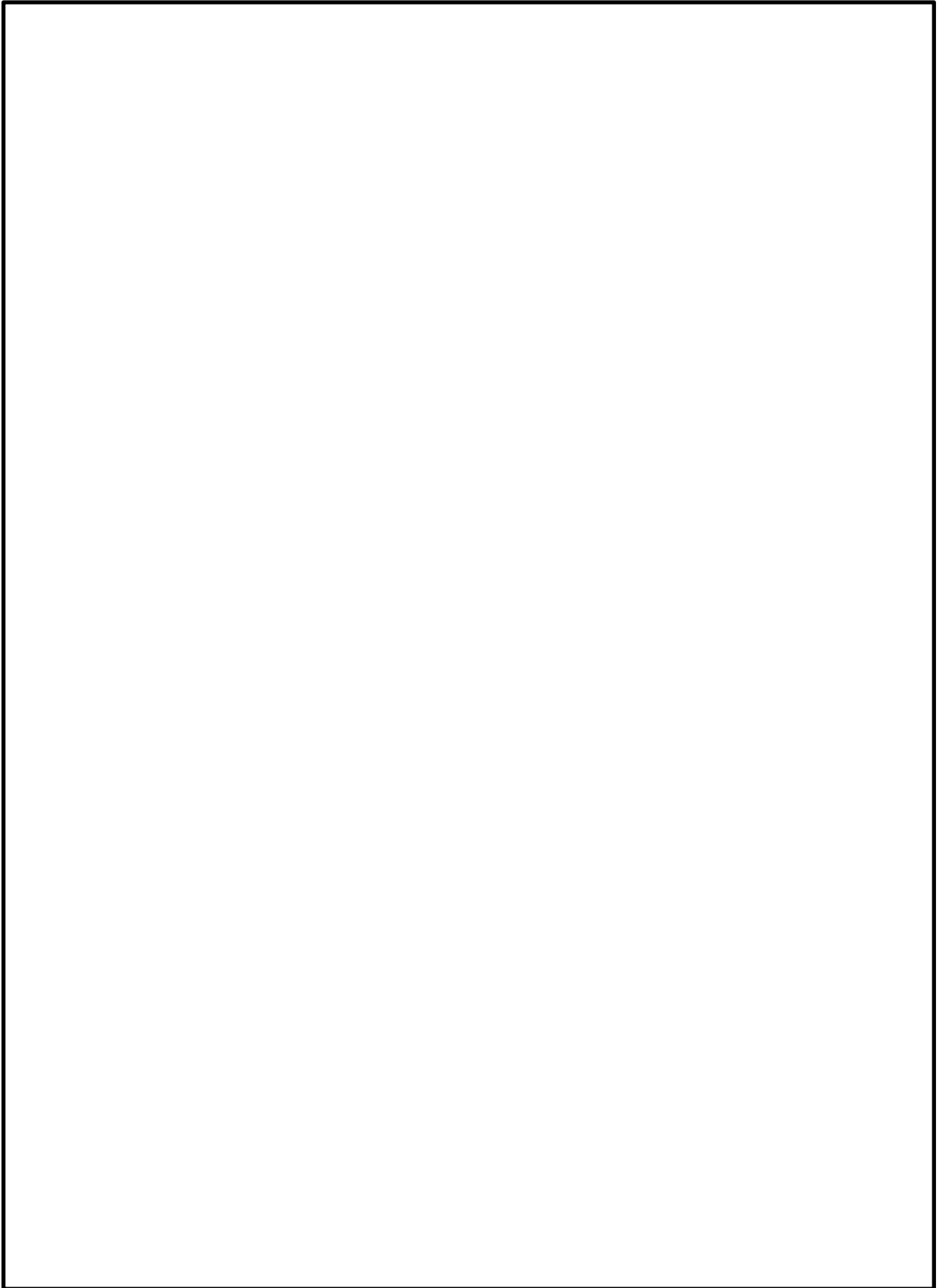


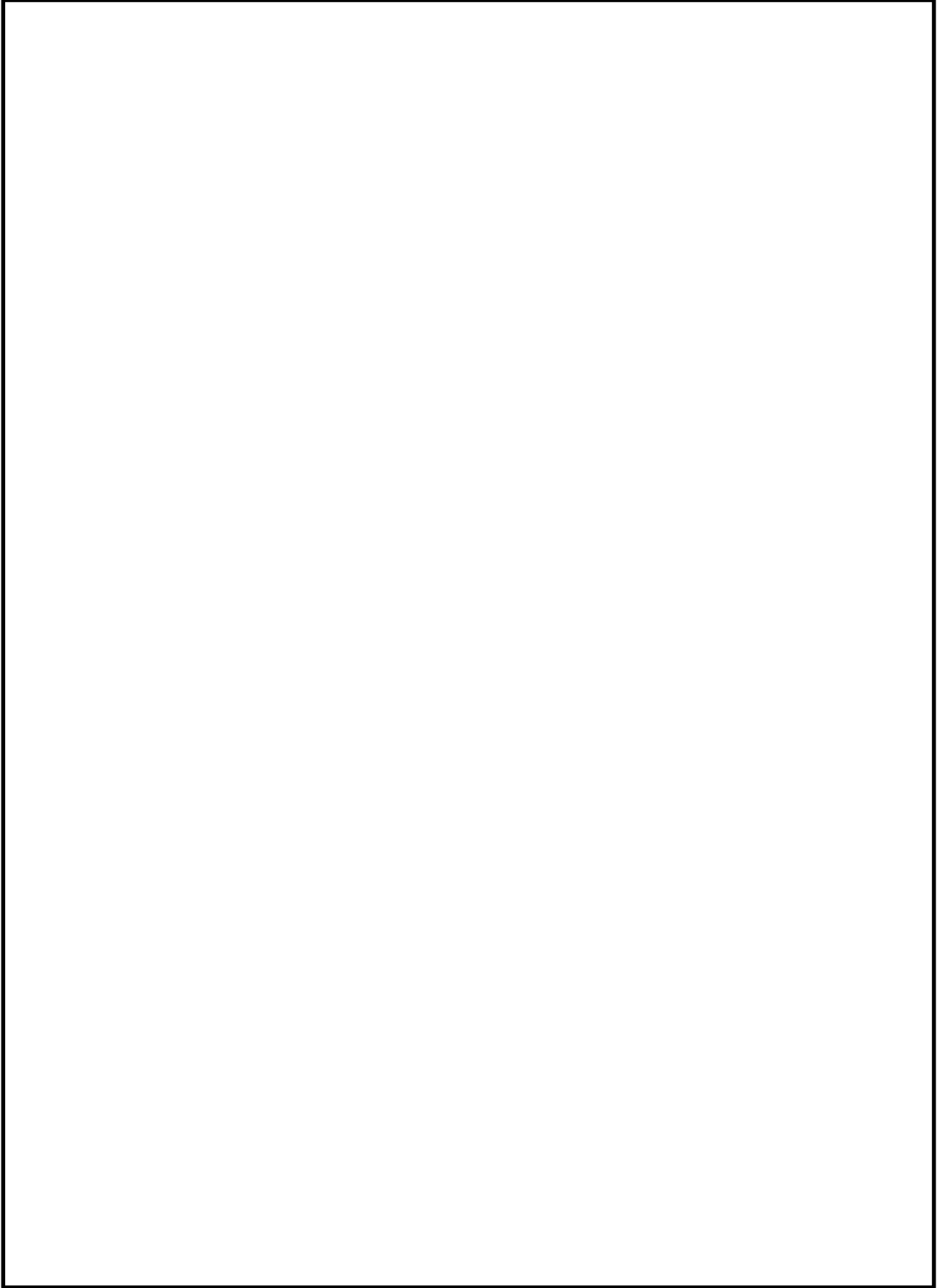


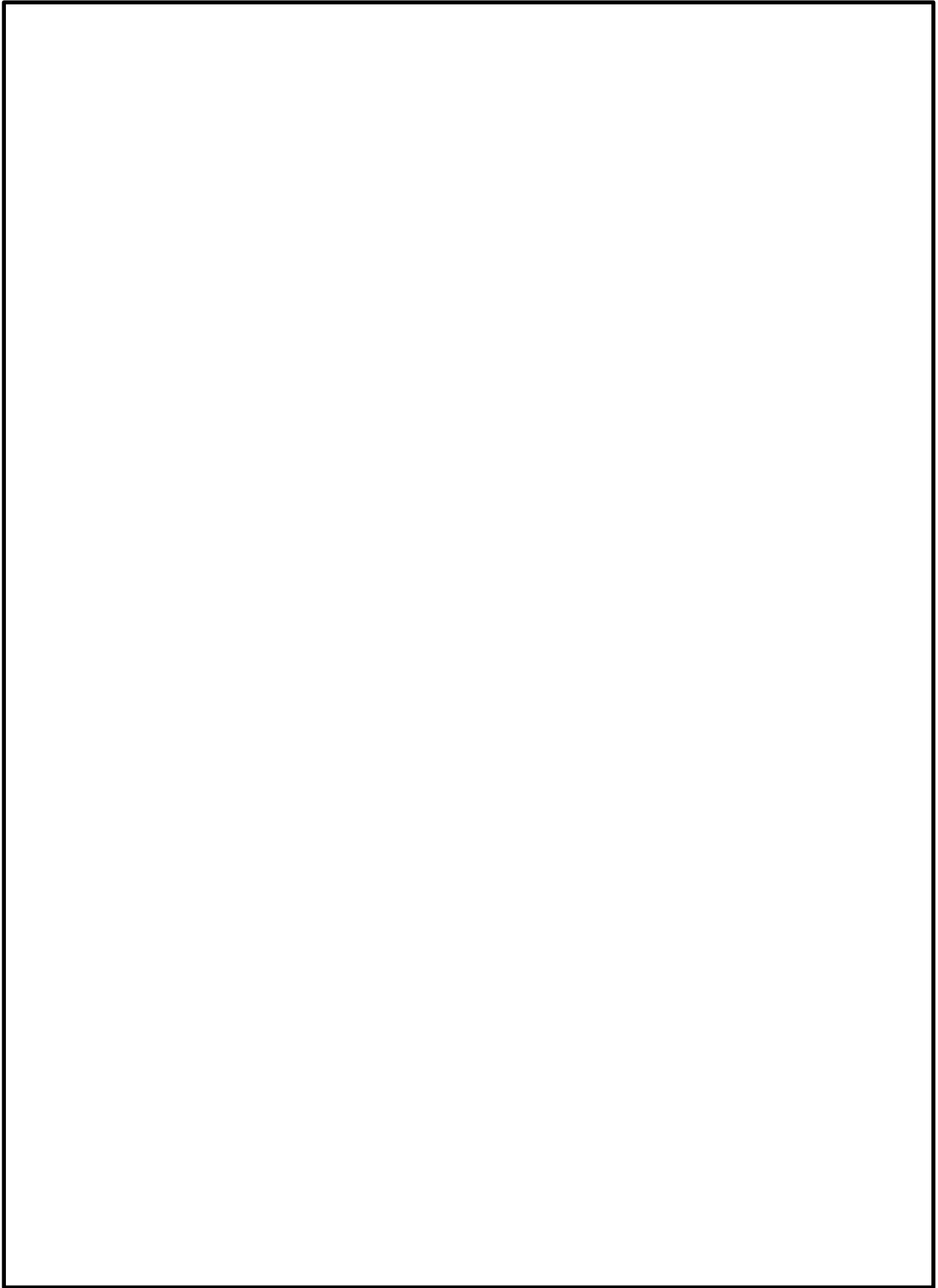


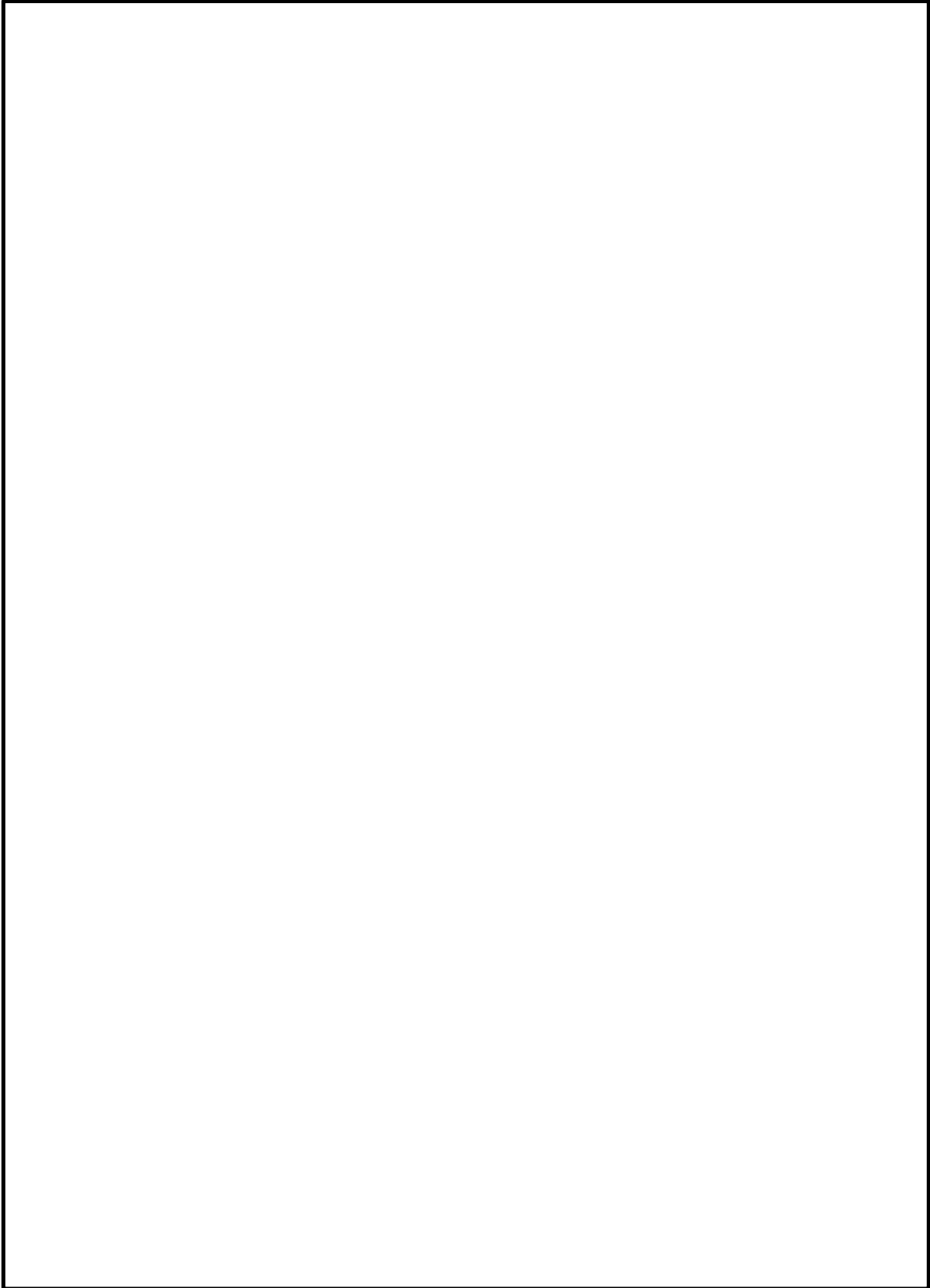




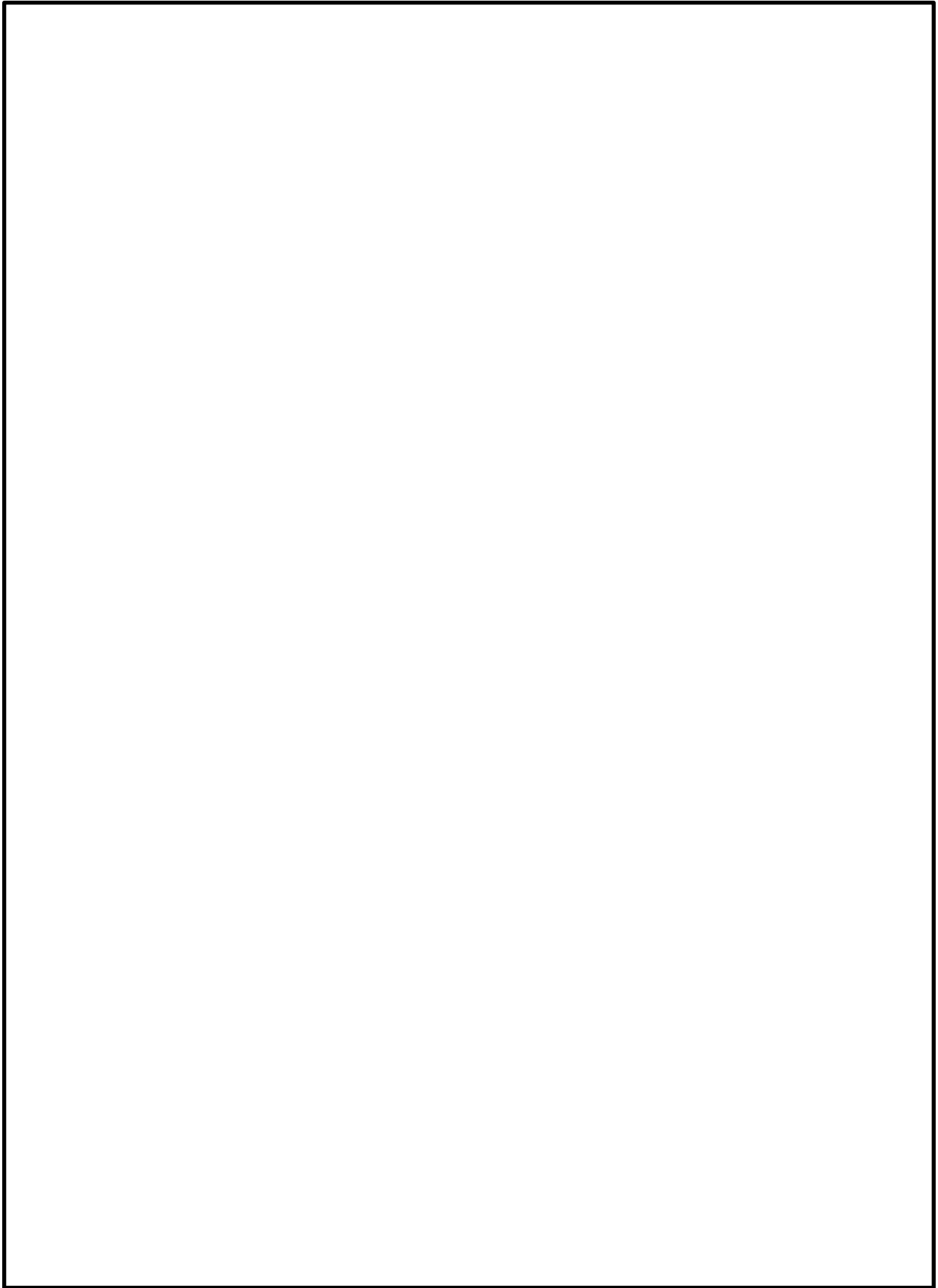


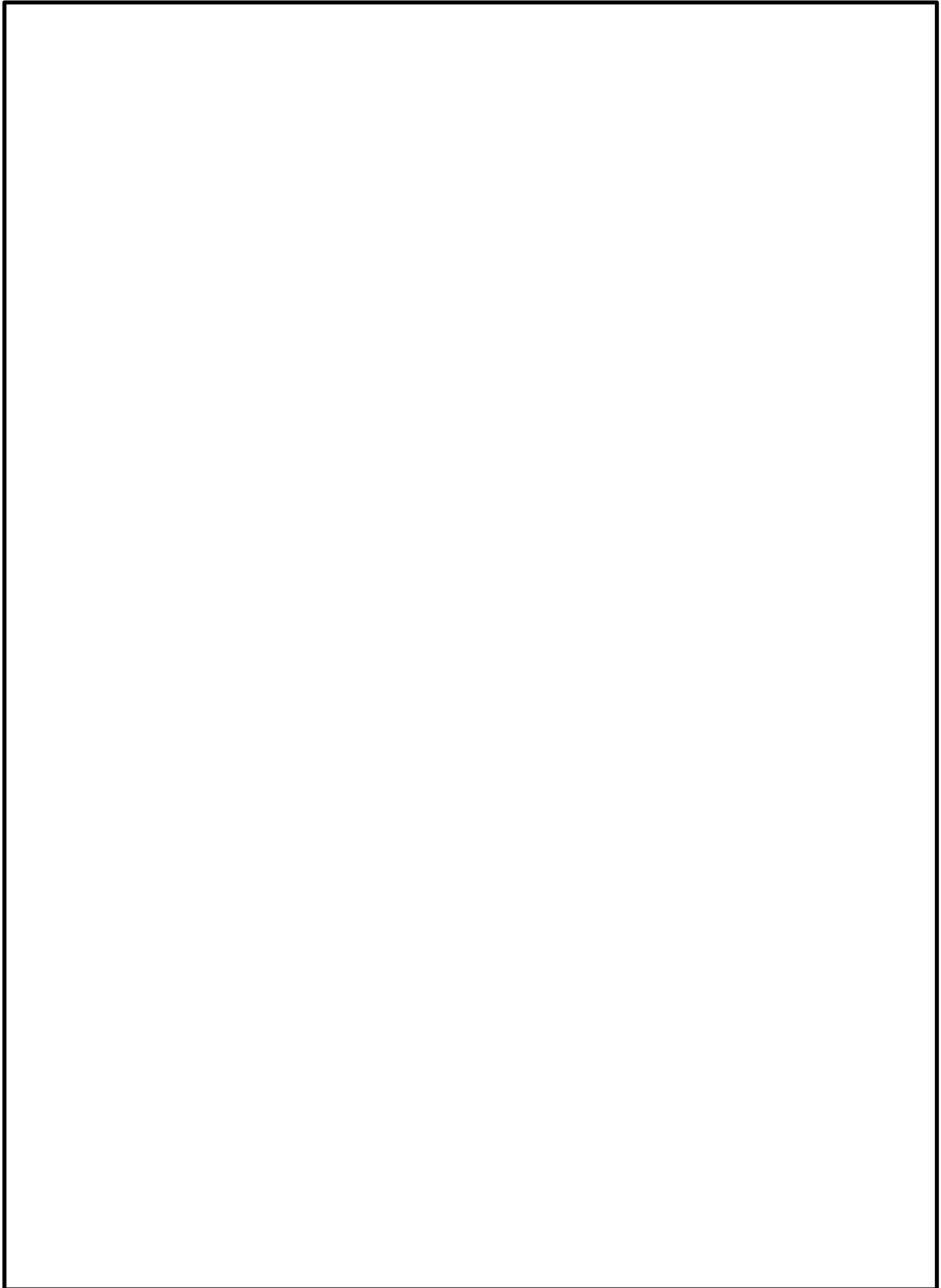


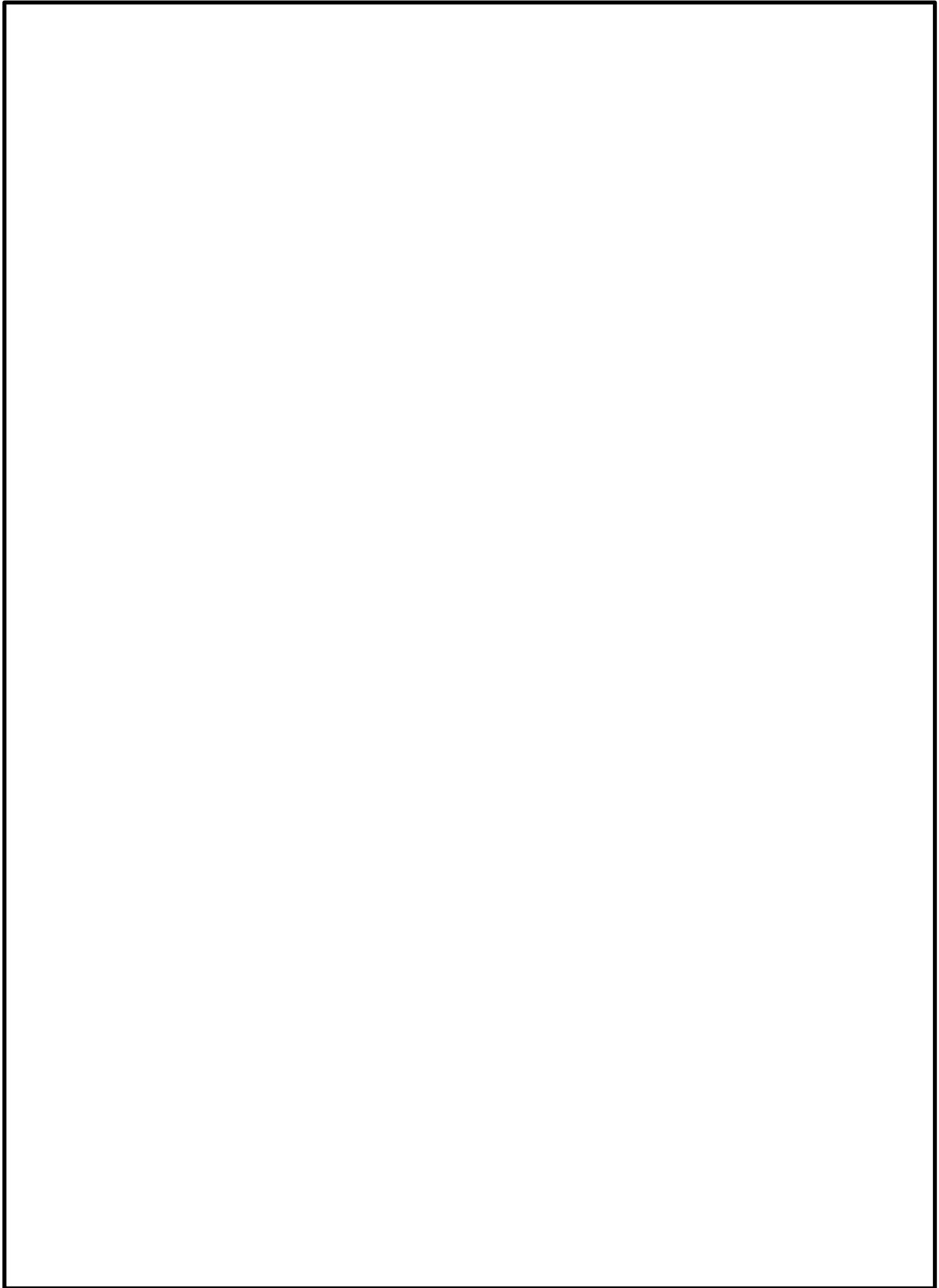


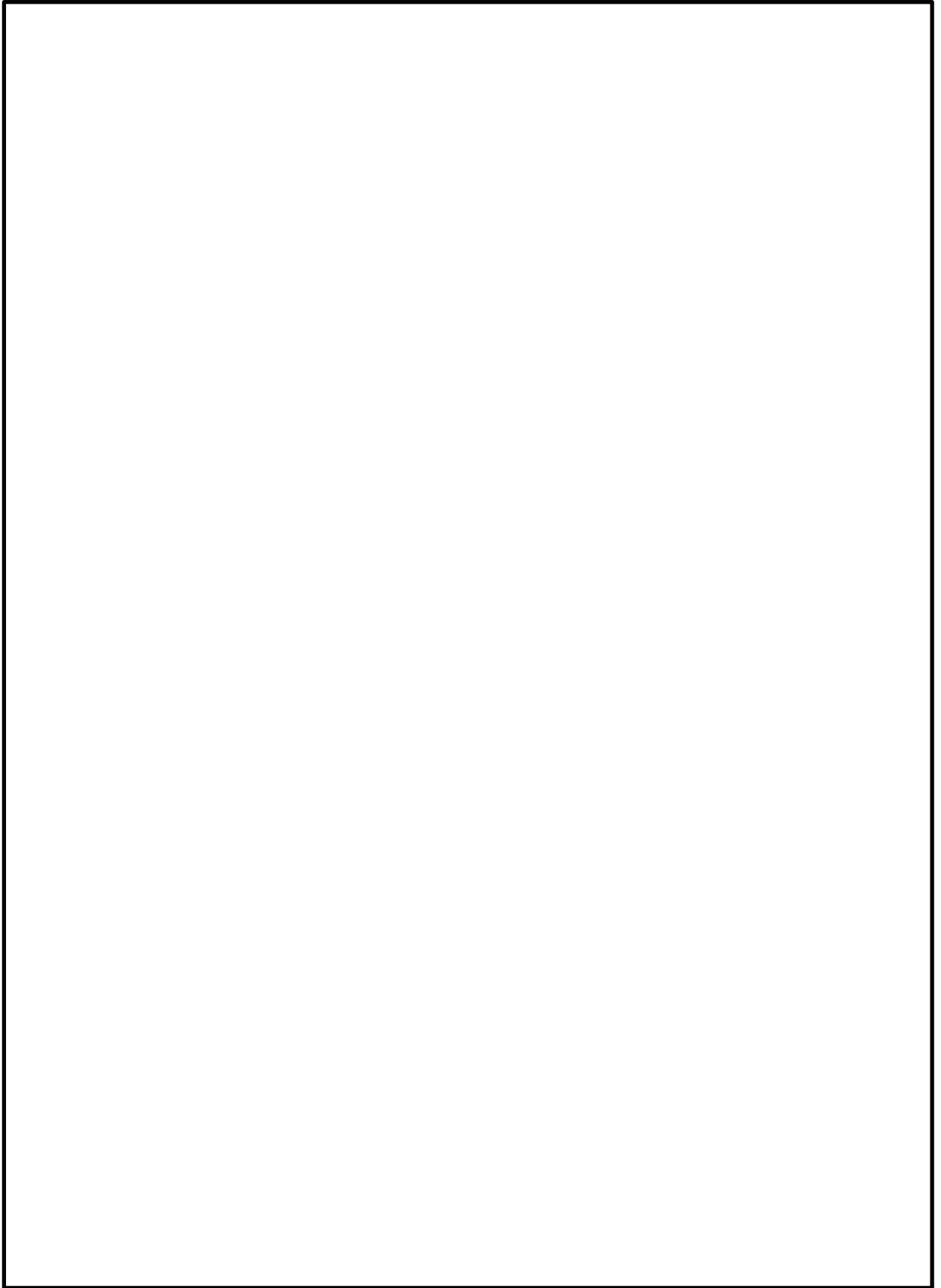


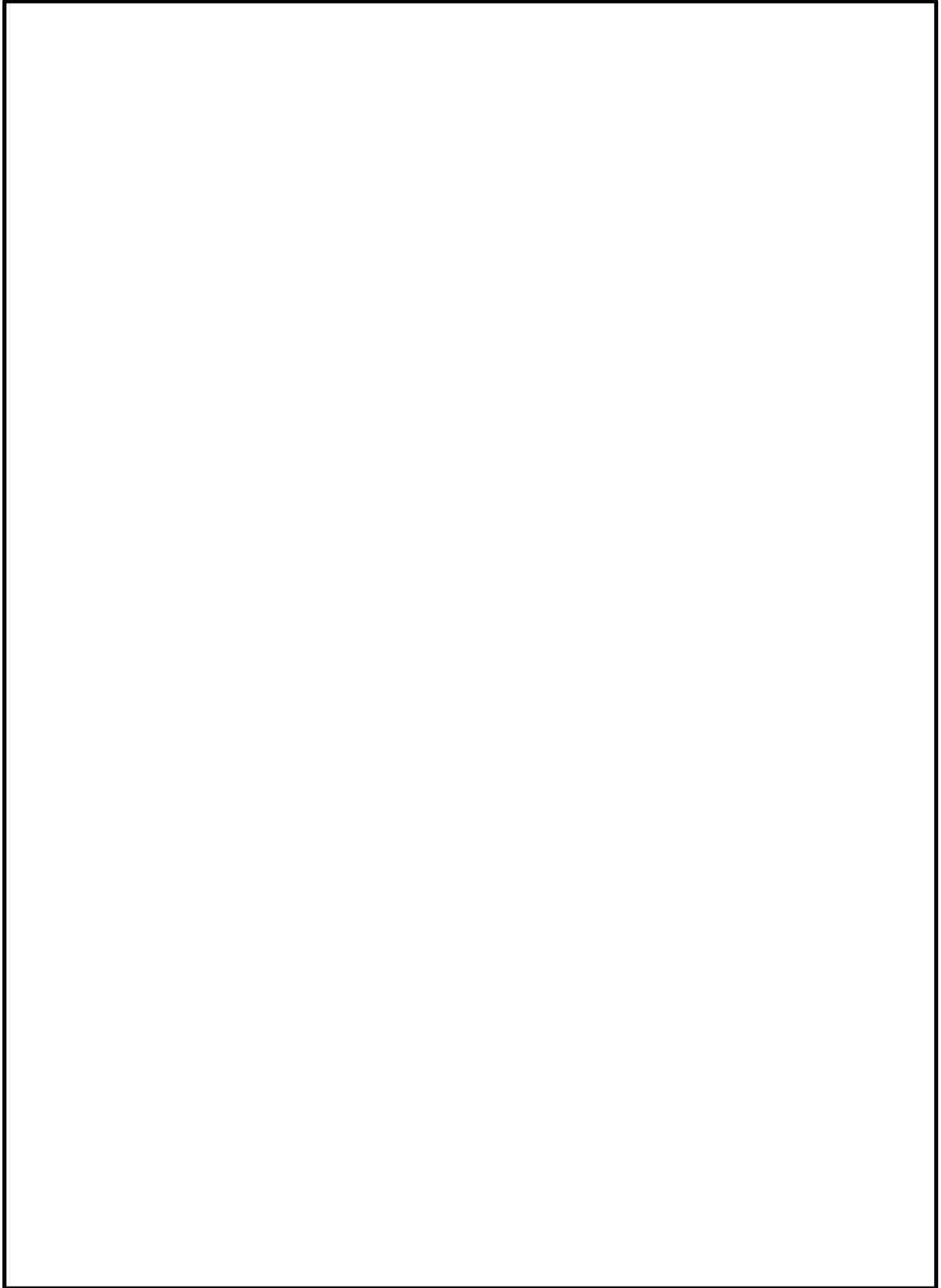


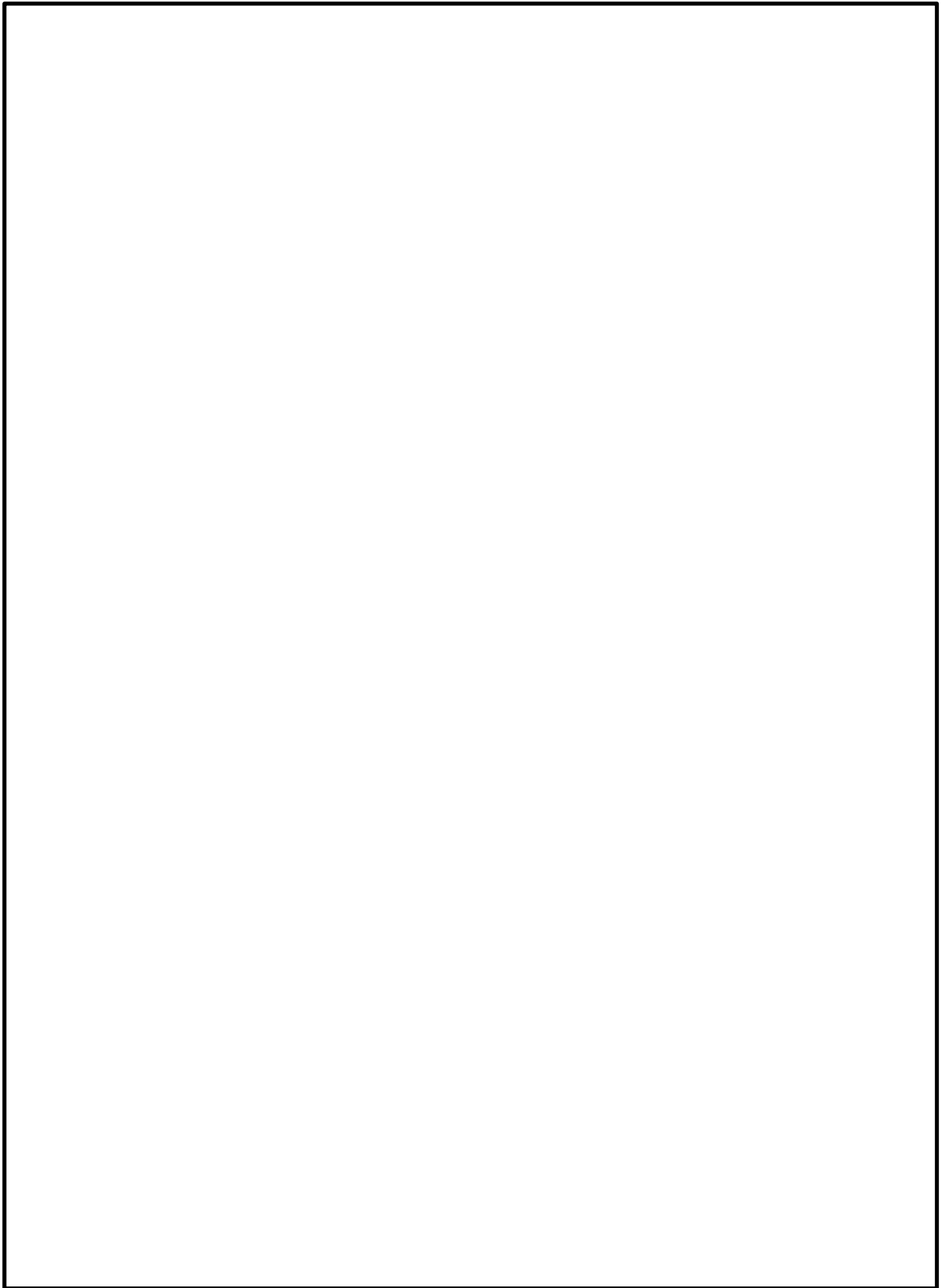




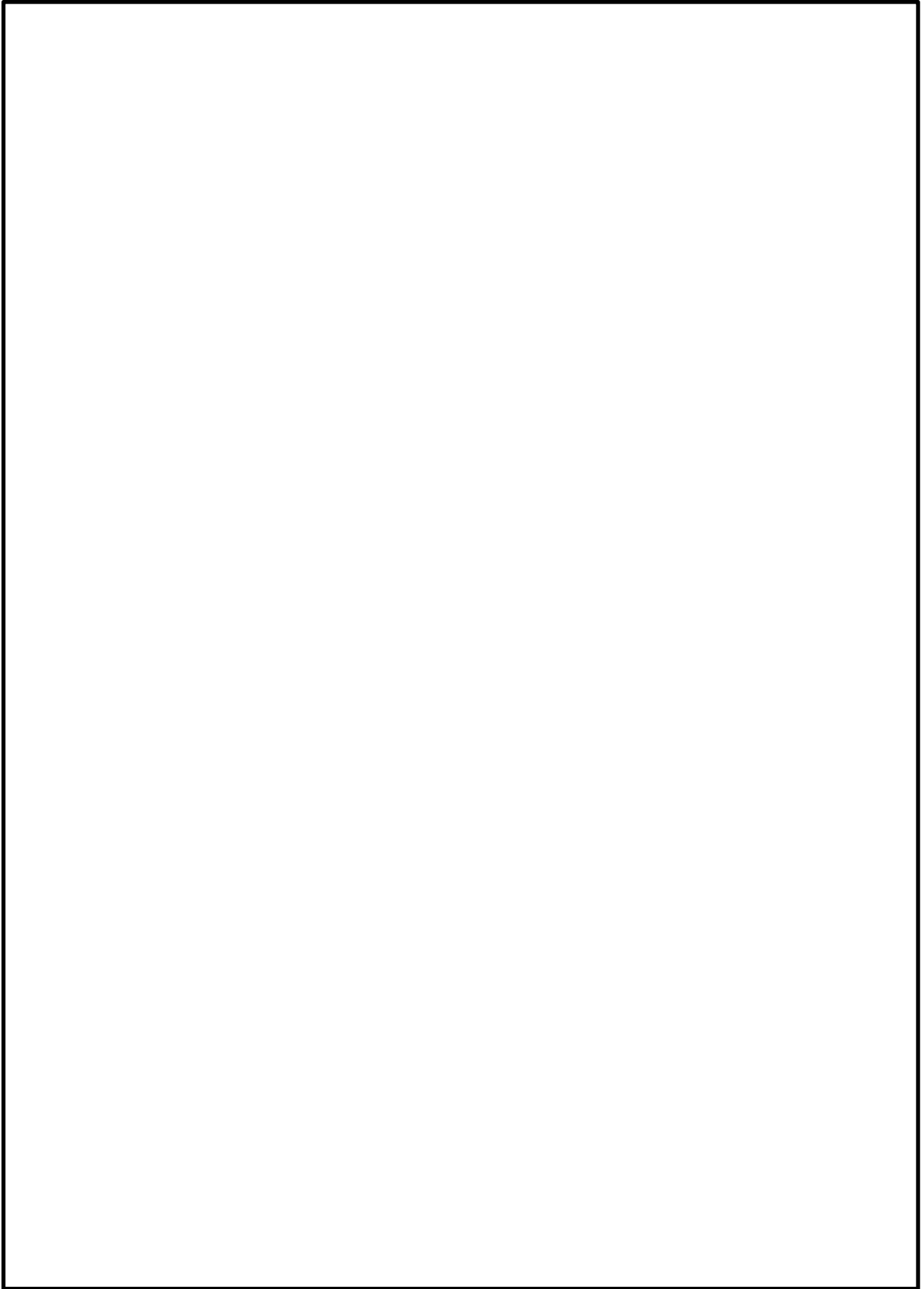




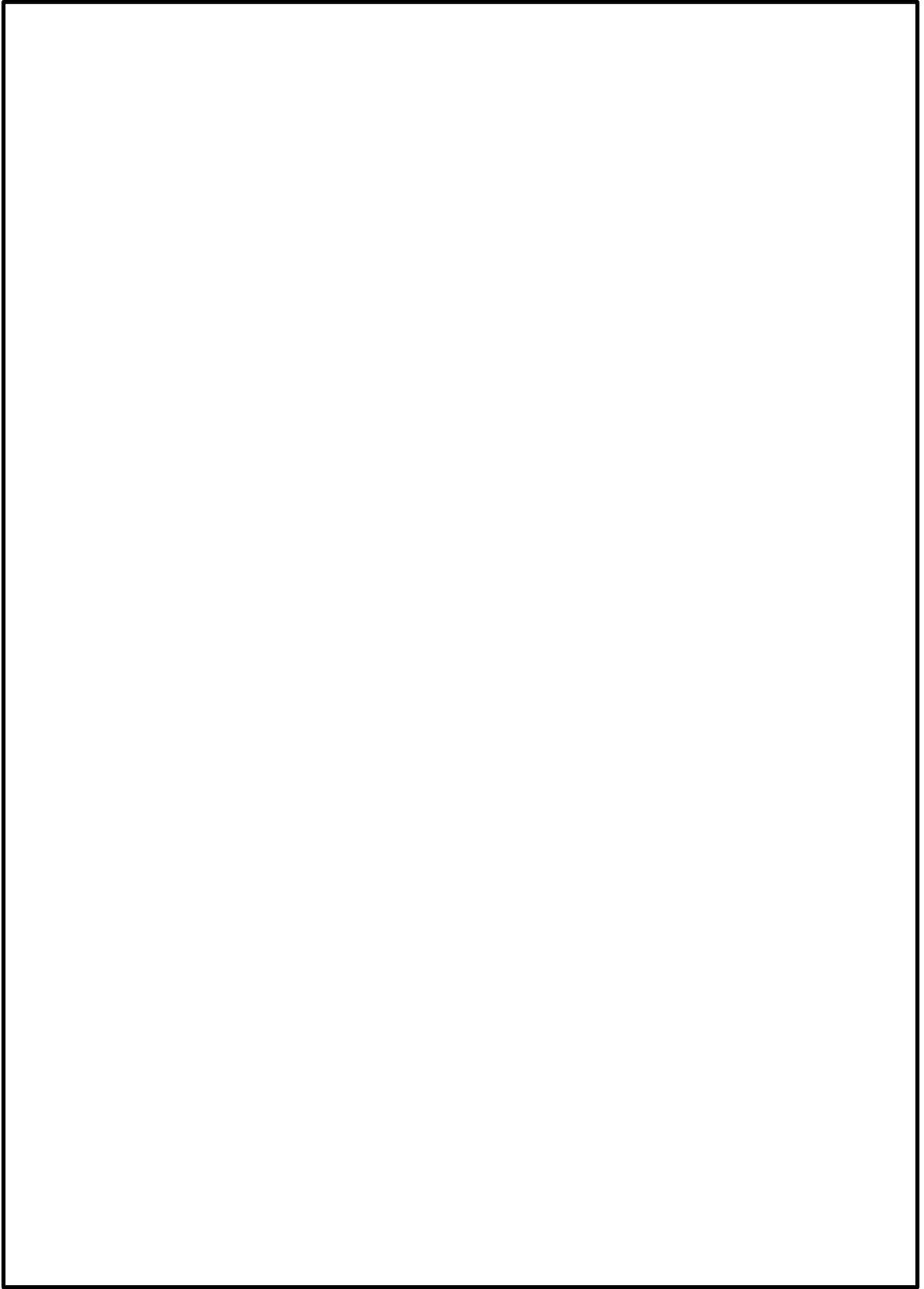


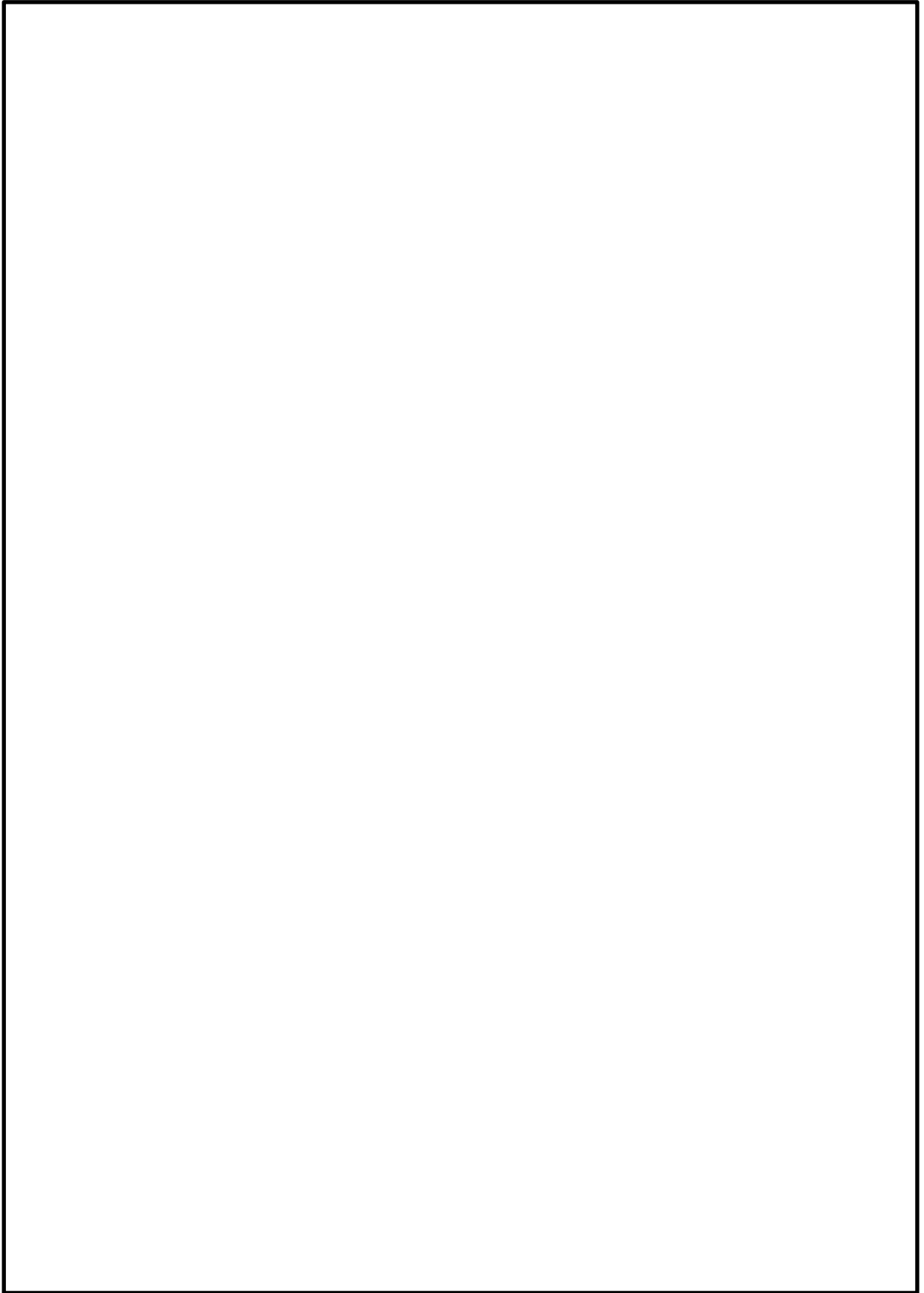


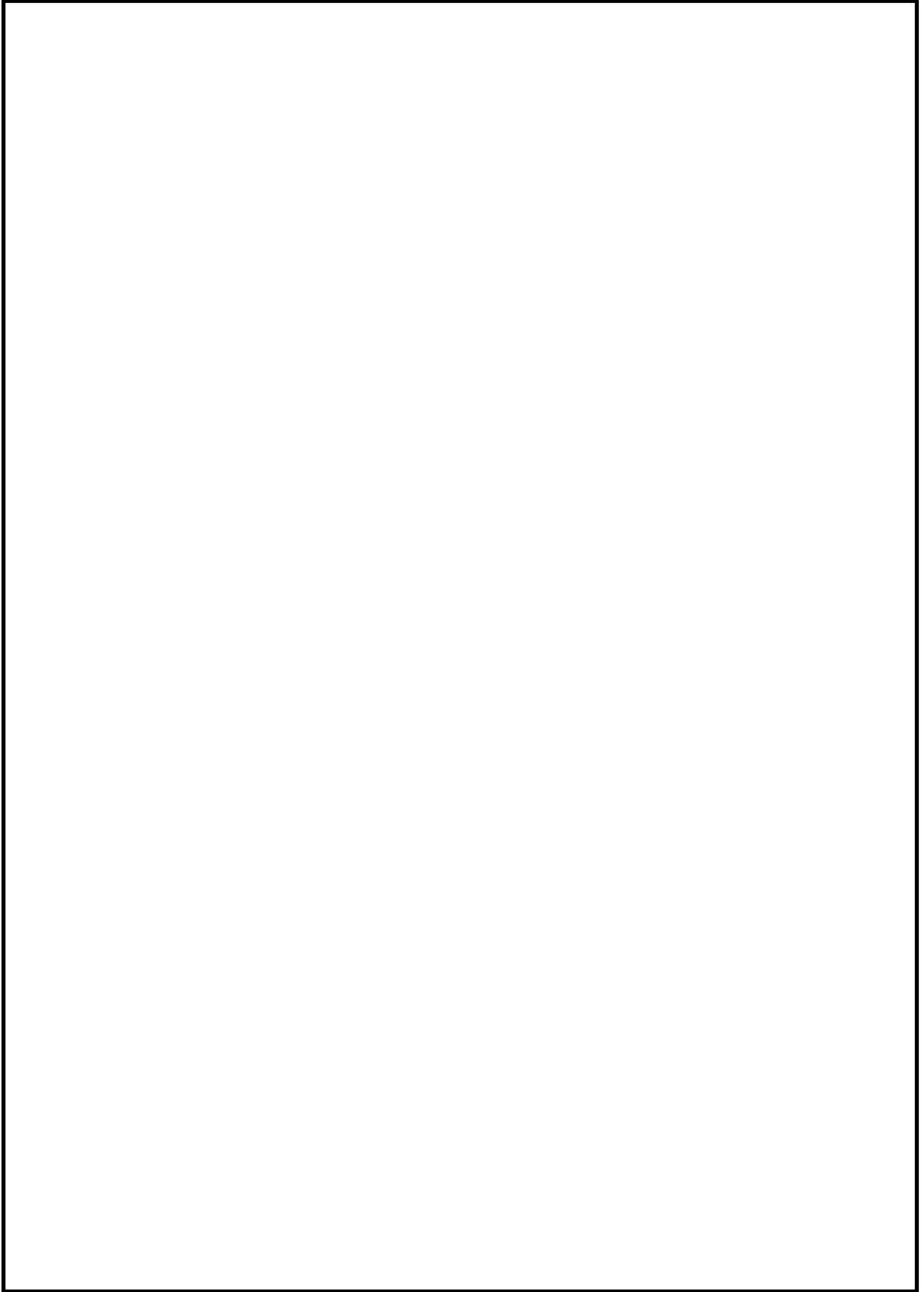












別紙 2  
その他エリアの火災感知器の設置状況について

## 1. 屋外エリア

屋外に設置する屋外仕様の炎感知器及び熱感知カメラは、死角となる場所がないように設置する。屋外仕様の炎感知器及び熱感知カメラの仕様を表1に、設置個数を表2に示す。また、感知器の配置を図1、図2及び図3に示す。

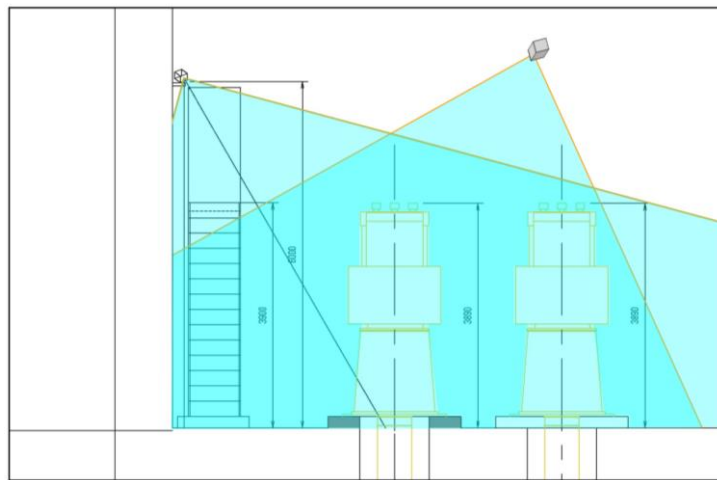
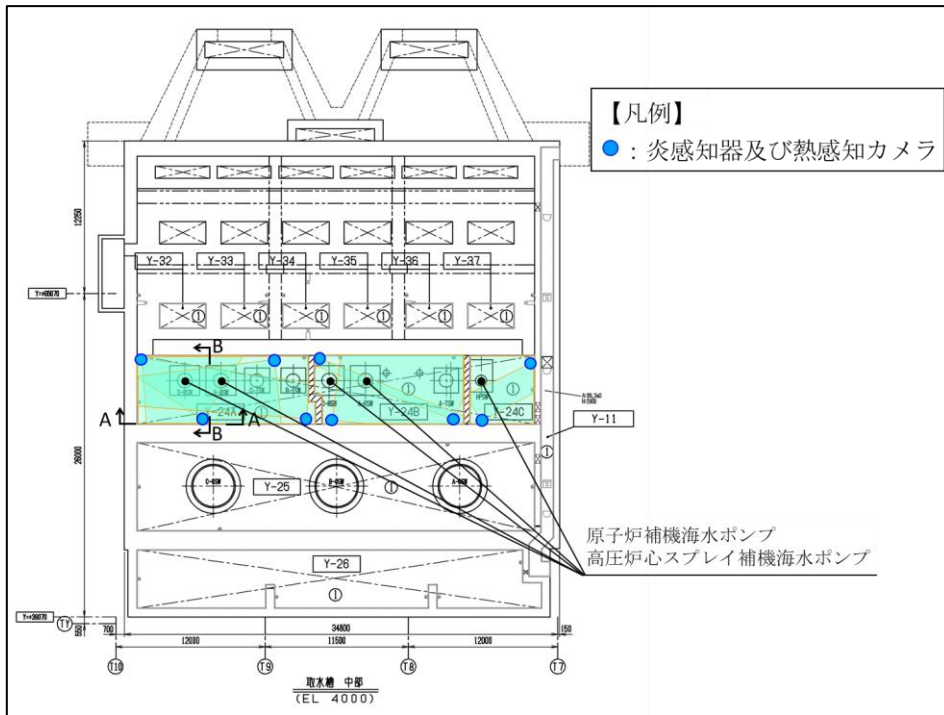
なお、軽油タンクエリアについては、軽油タンクが屋外に配置されており、燃料の気化による引火性又は発火性の雰囲気を形成するおそれがないため、防爆型の火災感知器は選定しない。

表1 屋外仕様の炎感知器及び熱感知カメラの仕様

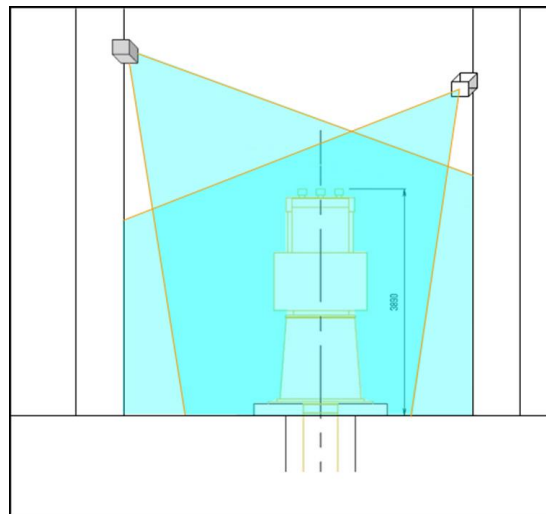
項目	炎感知器	熱感知カメラ
検出方式	赤外線	赤外線
監視範囲	45m 以内	100m 以内
視野角度	100 度	90 度

表2 屋外仕様の炎感知器及び熱感知カメラの設置個数

部屋番号	名称	炎感知器 設置個数 (個)	熱感知カメラ 設置個数 (個)
Y-24A	原子炉補機海水ポンプ室 (取水槽)	4	4
Y-24B	原子炉補機海水ポンプ室 (取水槽)	3	3
Y-24C	原子炉補機海水ポンプ室 (取水槽)	2	2
Y-39	軽油タンクエリア	3	3
—	重大事故等対処設備用ケーブル布設エリア	3	3



A-A断面



B-B断面

図1 海水ポンプエリアの火災感知器配置

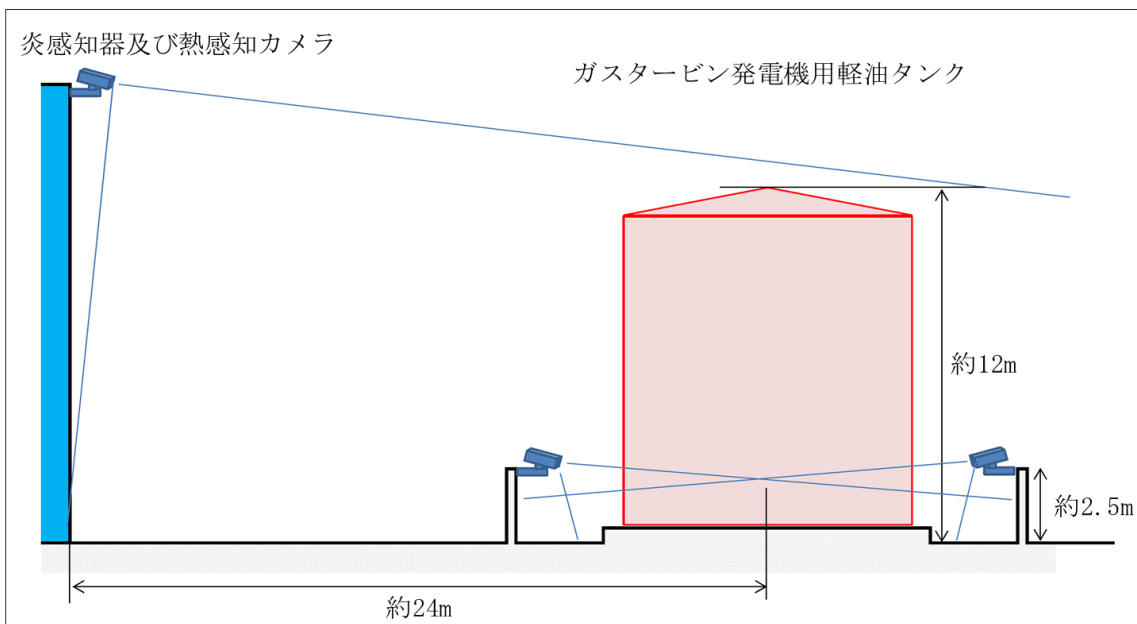
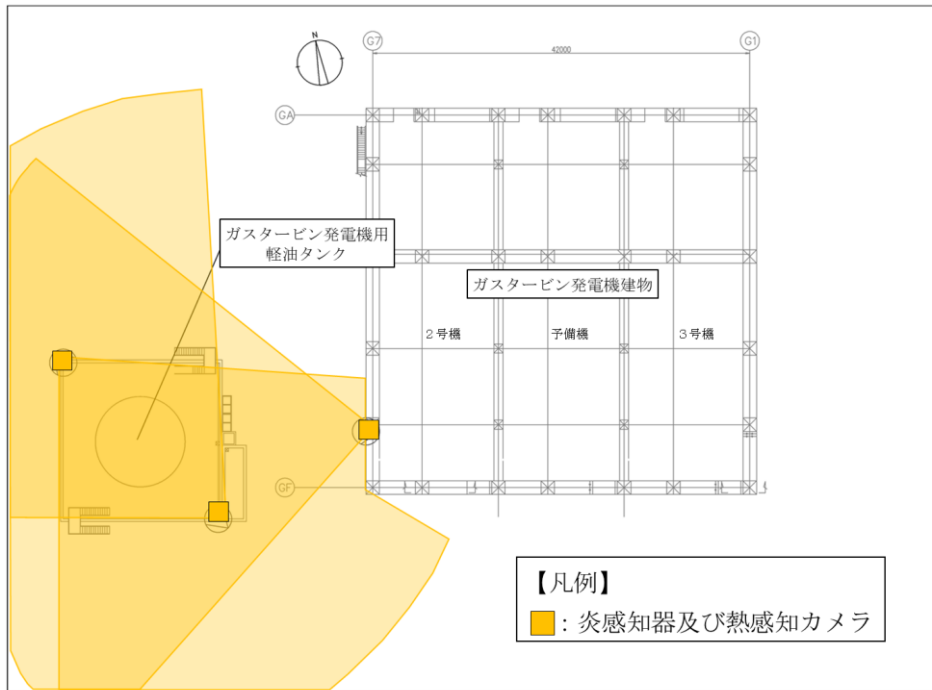


図2 軽油タンクエリアの火災感知器配置

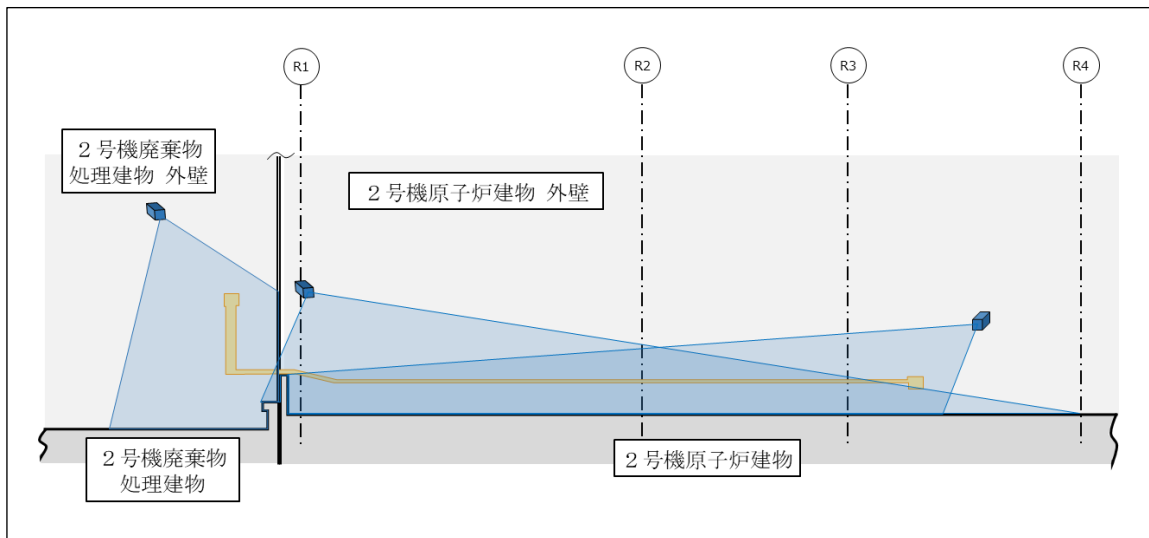
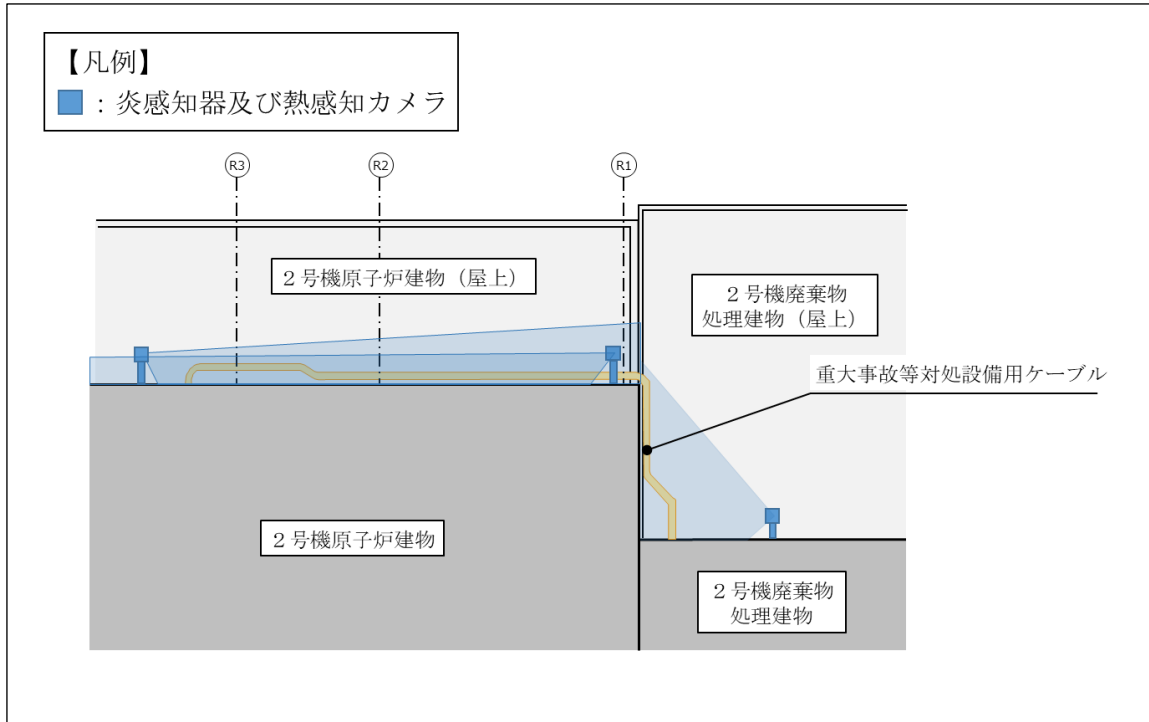


図3 重大事故等対処設備用ケーブル布設エリアの火災感知器配置



## 2. 主蒸気管室

主蒸気管室に設置する煙吸引式検出設備は、設置対象となる主蒸気管室での火災を模擬した試験により光電アナログ式スポット型感知器と同等の感知性能を有していることを確認しており、有効に感知できるよう設置する。

また、異なる感知方式の感知器として、熱感知器（接点式）を消防法施行規則に従い設置する。

煙吸引式検出設備及び熱感知器（接点式）の仕様を表3に、設置個数を表4に示す。また、感知器の配置を図4に示す。

表3 煙吸引式検出設備及び熱感知器（接点式）の仕様

項目	煙吸引式検出設備	熱感知器（接点式）
検出方式	煙感知器	熱感知器
監視範囲	センサ1台あたり100m <sup>2</sup> 以内	定温式感知器に同じ

表4 煙吸引式検出設備及び熱感知器（接点式）の設置個数

部屋番号	名称	煙吸引式検出設備 設置個数（個）	熱感知器（接点式） 設置個数（個）	面積
R-1F-09	主蒸気管室	8	17	330m <sup>2</sup>
R-1F-26	主蒸気隔離弁用 アキュムレータ室	2	3	74.5m <sup>2</sup>

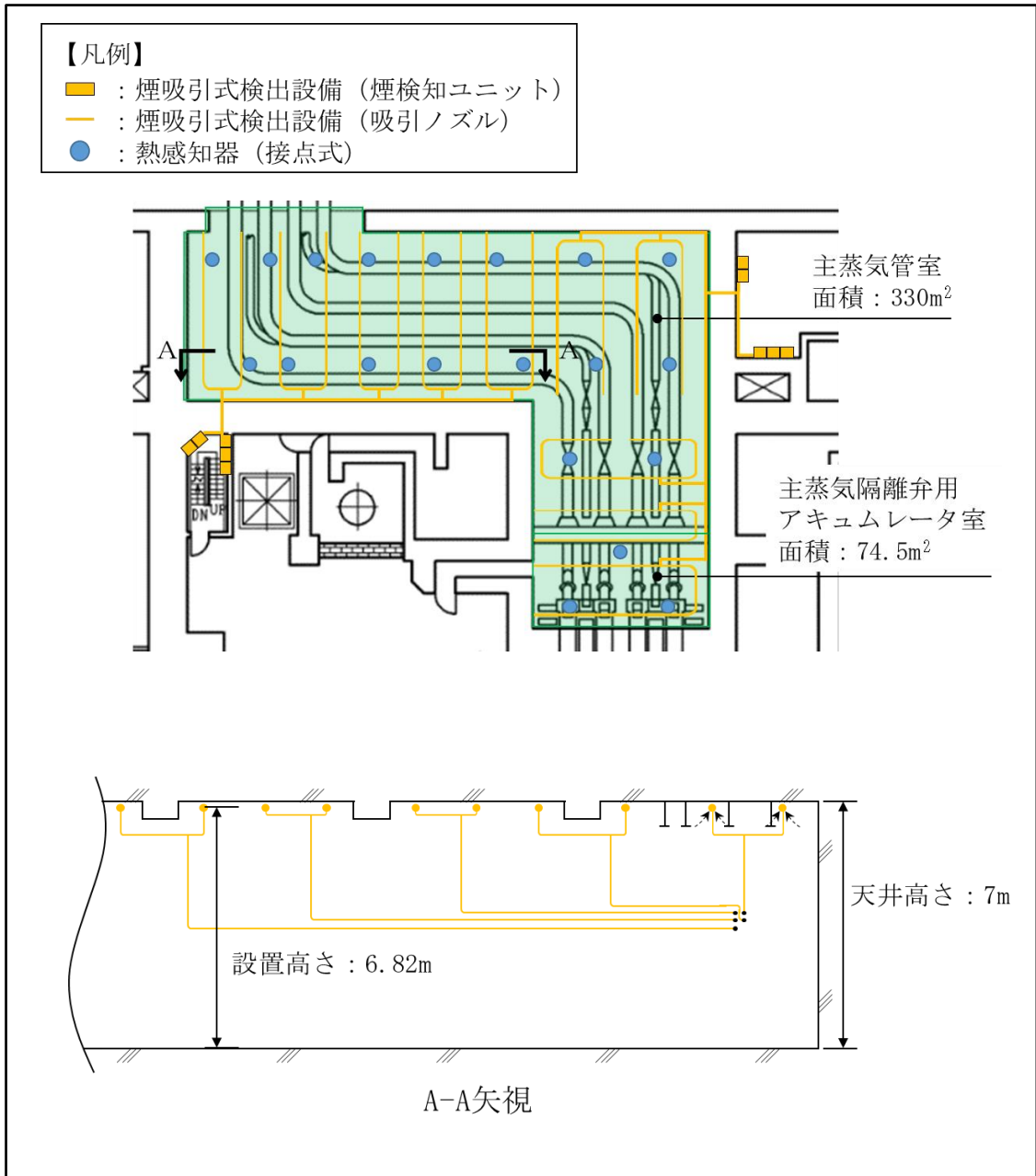


図4 主蒸気管室の火災感知器配置

### 3. 原子炉建物オペレーティングフロア

原子炉建物オペレーティングフロアは、天井等の高さ 20m 以上の場所であり、消防法施行規則第 23 条第 4 項の適用対象外となるが、天井等の高さは 20m と同程度であり大規模な火災においては一定の感知性能が期待されることから、大空間での広く拡散した煙を検知すること並びに平常時の状況(煙の濃度)を監視し、火災現象(急激な煙の濃度上昇)を把握することが可能である光電分離型煙感知器を火災の早期感知の観点から消防法施行規則に準じてエリア全体を網羅的に監視できるように設置する。

なお、大規模な火災においては、火災の熱によって発生する上昇気流により原子炉建物オペレーティングフロア天井部まで煙が到達し確実に火災の感知が可能と考えられるが、小規模な火災においては、火災の熱によって発生する上昇気流が周囲の空気に熱を奪われ、原子炉建物オペレーティングフロア天井部まで上昇する前に上昇力を失い、確実な感知が出来ない可能性がある。しかしながら、小規模な火災においては、原子炉建物オペレーティングフロアの換気空調設備用の吹出口及び吸込口は相対する面に並べて設置されており、空気の流れ方向は一定であることから、火災発生時の煙は、空気流を考慮すると、原子炉建物オペレーティングフロア吸込口近傍に集まると考えられる。そのため、原子炉建物オペレーティングフロア吸込口近傍にも光電分離型煙感知器を設置することで、もれなく確実に火災を検知することができる。

また、異なる感知方式の感知器として、炎感知器を消防法施行規則に従い設置する。

光電分離型煙感知器及び炎感知器の仕様を表 5 に、設置個数を表 6 に示す。また、感知器の配置を図 5 に示す。

表 5 光電分離型煙感知器及び炎感知器の仕様

項目	光電分離型煙感知器	炎感知器
検出方式	煙感知器	赤外線
監視範囲	光軸の水平距離が 14m 以下	45m 以内
視野角度	—	100 度
感知器の種別	1 種	—

表 6 光電分離型煙感知器及び炎感知器の設置個数

部屋番号	名称	光電分離型煙感知器		炎感知器 設置個数 (個)
		設置個数 (個)	設置高さ (天井等の高さ)	
R-1F-09	原子炉建物オペレーティングフロア	6	16.6m (20.5m)	4
		1	約 6m	

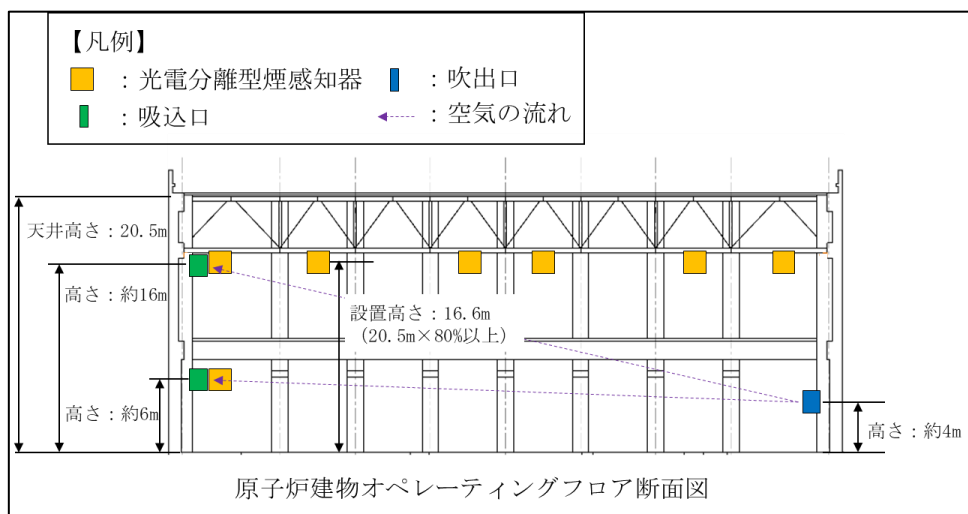
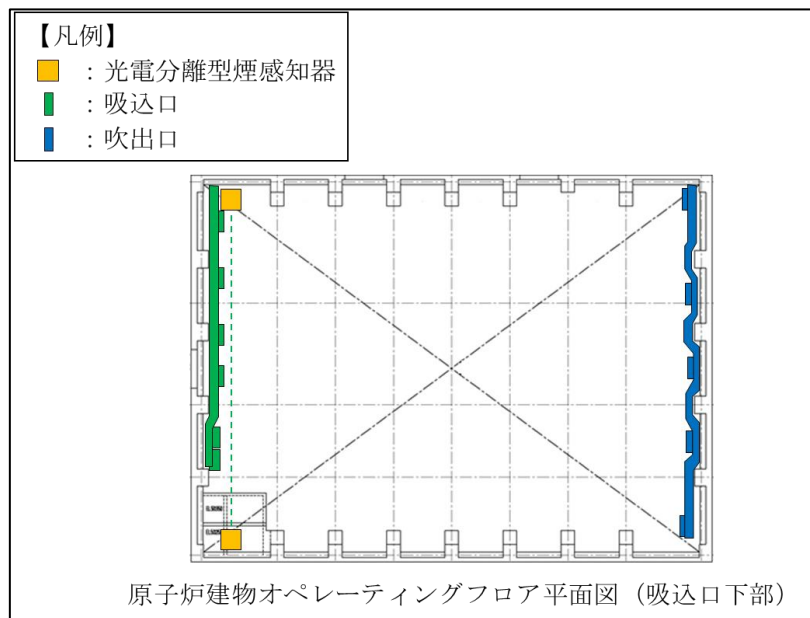
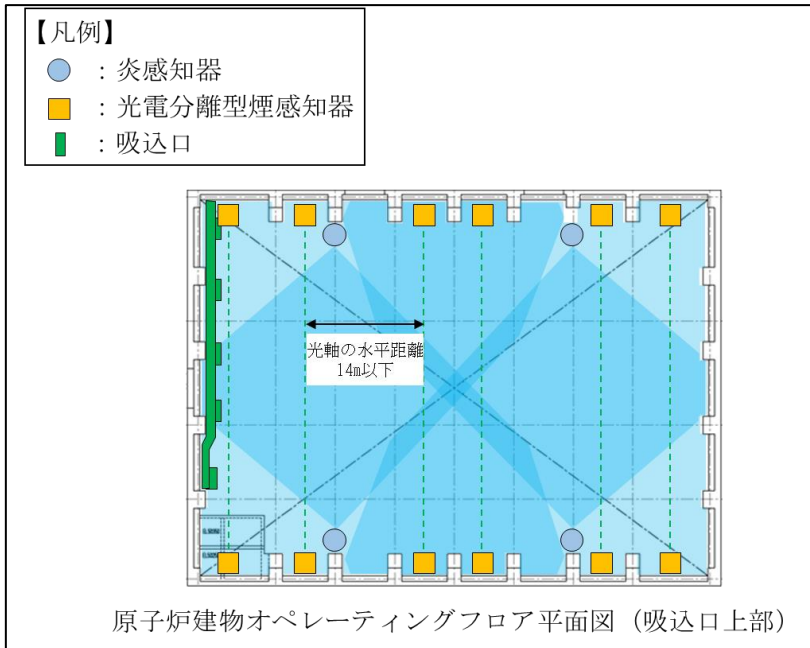


図5 原子炉建物オペレーティングフロアの火災感知器配置

4. ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク設置区域及び緊急時対策所用燃料地下タンク設置区域  
 屋外の区域であるディーゼル発電機燃料貯蔵タンク設置区域及び緊急時対策所用燃料地下タンク設置区域は、火災による煙は周囲に拡散し、煙感知器による火災感知は困難である。加えて、タンク室内の空間部は燃料の気化による引火性又は発火性の雰囲気を形成している。このため、タンク室内の空間部に防爆型熱感知器（屋外仕様）及び防爆型炎検出設備（屋外仕様）を設置する。

防爆型熱感知器（屋外仕様）及び防爆型炎検出設備（屋外仕様）の仕様を表6に、設置個数を表7に示す。また、感知器の配置を図6に示す。

表6 防爆型熱感知器（屋外仕様）及び防爆型炎検出設備（屋外仕様）の仕様

項目	防爆型熱感知器（屋外仕様）	防爆型炎検出設備（屋外仕様）
検出方式	熱感知器	赤外線
監視範囲	—	45m 以内
視野角度	—	90 度
感知器の種別	1 種	—

表7 防爆型熱感知器（屋外仕様）及び防爆型炎検出設備（屋外仕様）の設置個数

部屋番号	名称	防爆型熱感知器 （屋外仕様） 設置個数（個）	防爆型炎検出設備 （屋外仕様） 設置個数（個）
Y-15	A-DEG 燃料貯蔵タンク室	3	3
Y-16	HPCS-DEG 燃料貯蔵タンク室	3	3
Y-17	A-2 DEG 燃料貯蔵タンク室	3	3
Y-38	緊急時対策所用燃料地下タンク室	1	2
Y-70	B-DEG 燃料貯蔵タンク室(1)	3	3
Y-71	B-DEG 燃料貯蔵タンク室(2)	3	3
Y-72	B-DEG 燃料貯蔵タンク室(3)	3	3

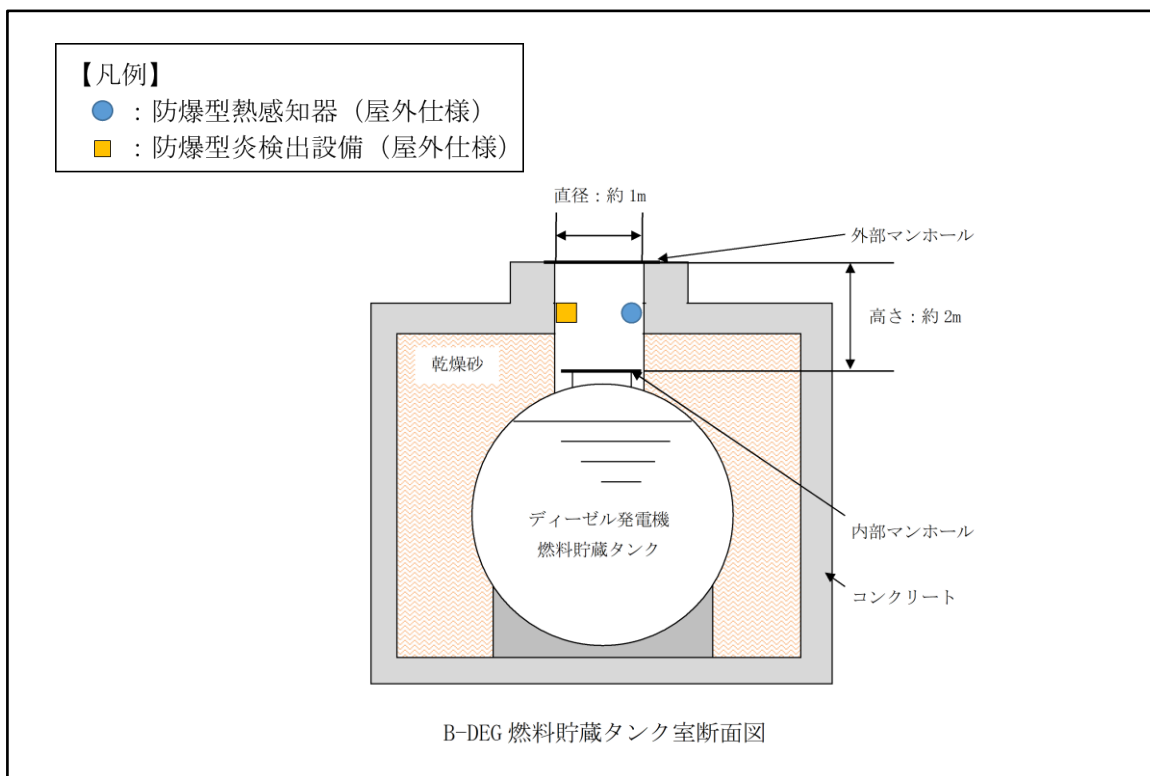
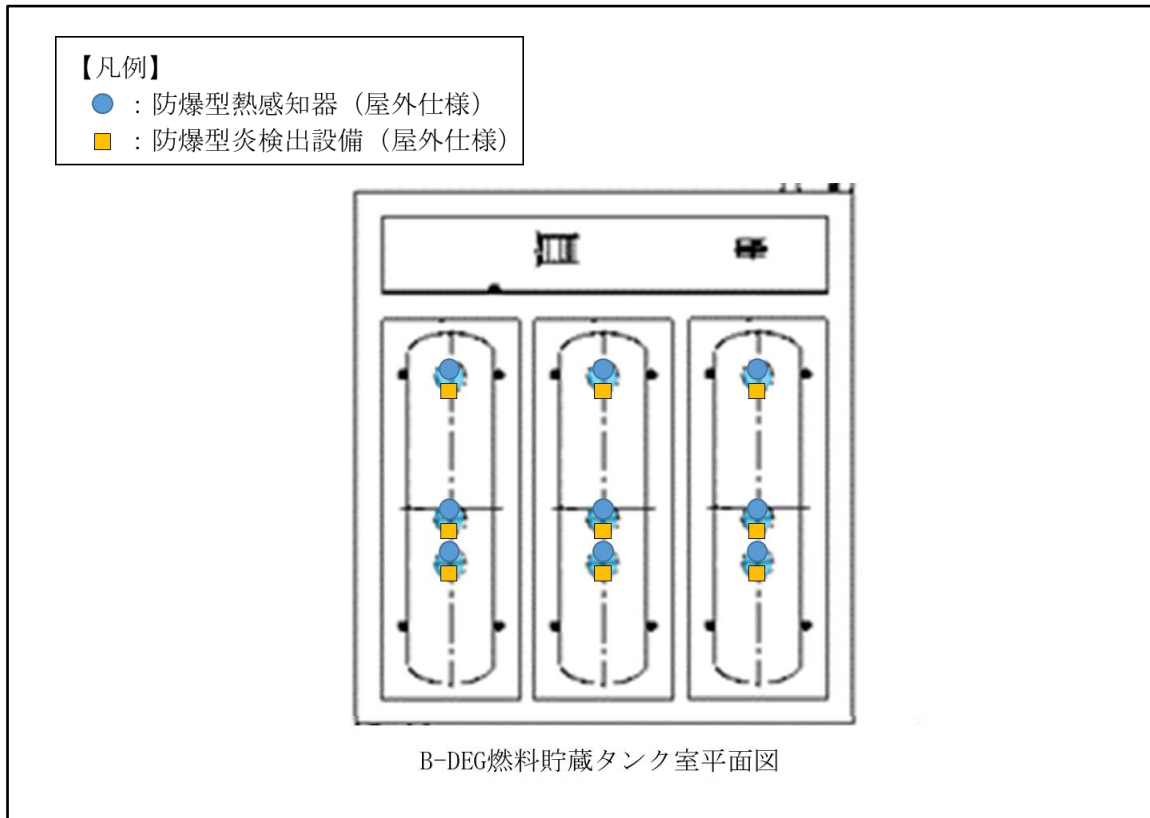


図6 ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク設置区域及び緊急時対策所用燃料地下タンク設置区域の火災感知器配置概要図

## 5. ディーゼル発電機燃料移送ポンプエリア

A-非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプエリア及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプエリアは、屋外であるため、区域全体の火災を感知する必要があるが、ポンプ室上部は鋼板（穴あき）により覆われており、火災による煙が周囲に拡散し煙感知器による火災感知は困難であること、引火性又は発火性の雰囲気を形成するおそれがあること、また、降水等の浸入により火災感知器の故障が想定されることから、A-非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプエリア及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプエリア全体の火災を感知するために、防爆型熱感知器（屋外仕様）及び防爆型炎検出設備（屋外仕様）をそれぞれの監視範囲に火災の検知に影響を及ぼす死角がないように設置する。

防爆型熱感知器（屋外仕様）及び防爆型炎検出設備（屋外仕様）の仕様を表8に、設置個数を表9に示す。また、感知器の配置を図7に示す。

表8 防爆型熱感知器（屋外仕様）及び防爆型炎検出設備（屋外仕様）の仕様

項目	防爆型熱感知器（屋外仕様）	防爆型炎検出設備（屋外仕様）
検出方式	熱感知器	赤外線
監視範囲	—	45m 以内
視野角度	—	90 度
感知器の種別	1 種	—

表9 防爆型熱感知器（屋外仕様）及び防爆型炎検出設備（屋外仕様）の設置個数

部屋番号	名称	防爆型熱感知器 （屋外仕様） 設置個数（個）	防爆型炎検出設備 （屋外仕様） 設置個数（個）
Y-18	A-DEG 燃料移送ポンプ室	1	1
Y-23	HPCS-DEG 燃料移送ポンプ室	1	1

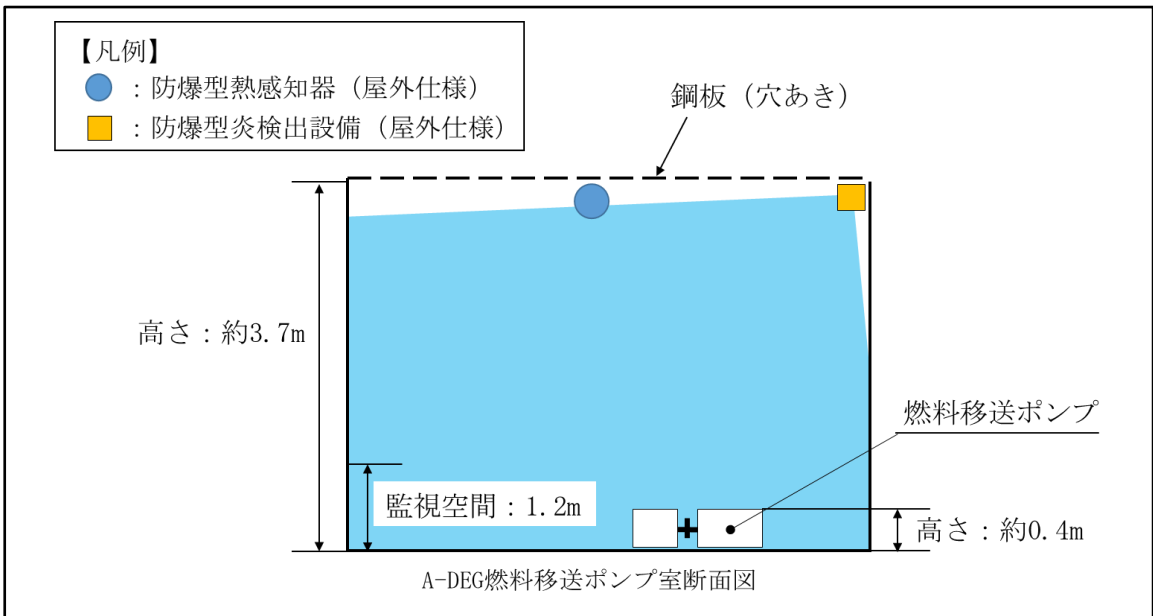
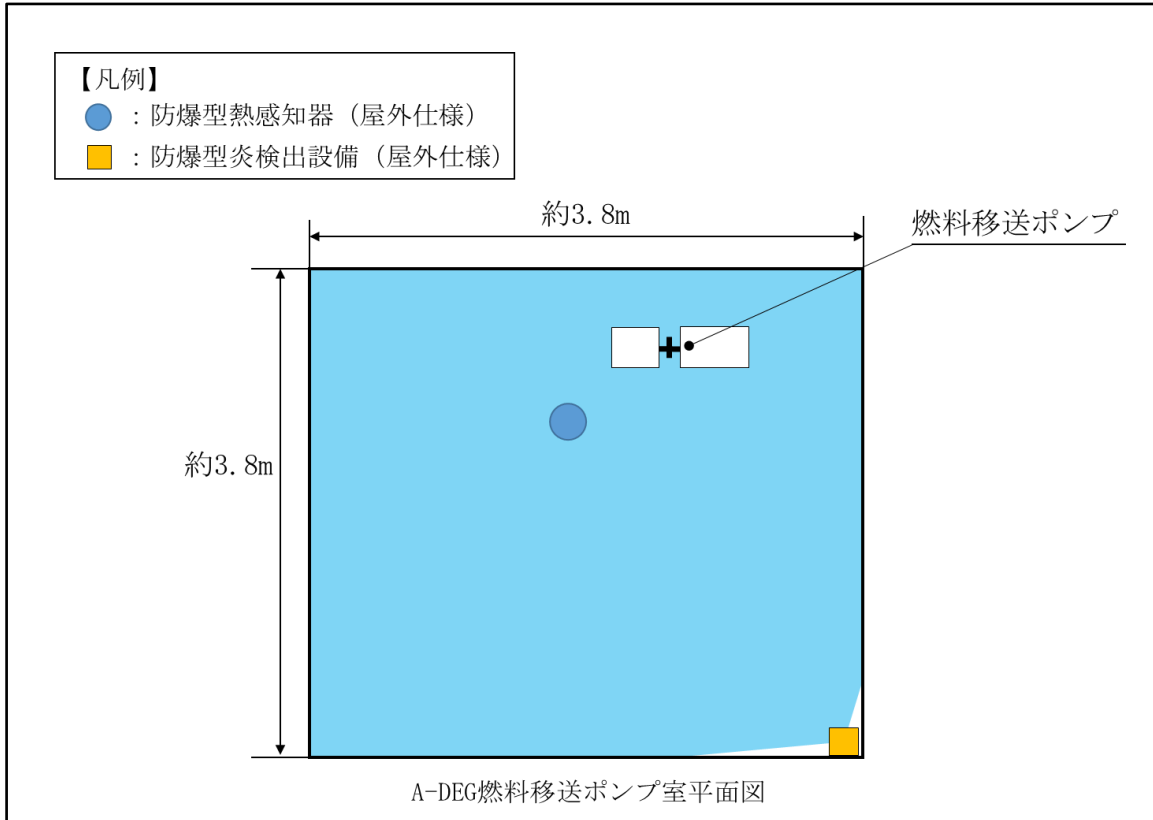


図7 ディーゼル発電機燃料移送ポンプエリアの火災感知器配置概要図



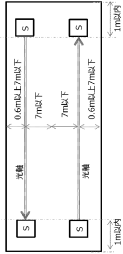
その他エリアの火災感知器の配置を示した一覧表

部署番号	部署名称	熱感知器										煙吸引式検出設備					
		区画	梁高さ 0.4m未満 ※1	取付け高さ※2 4m未満 4m以上 8m未満 8m以上	区画面積 (m <sup>2</sup> )	消防火 設置数	梁高さ 0.4m以上 1m未満	連続※3 <15m <sup>2</sup>	個別適用 隣接※4 段違い※5 6m未満	緩和策 適用数	設置数	合計	区画	設置数	合計	備考	
R-1F-09	主蒸気管室	1	-	-	53.5	2	0	-	-	-	2	-	-	-	1	-	
		2	-	0	18.8	1	0	-	-	-	1	-	-	-	2	-	
		3	-	0	13.4	1	0	-	-	-	1	-	-	-	3	-	
		4	-	0	13.4	1	0	-	-	-	1	-	-	-	4	-	
		5	-	0	17.8	1	0	-	-	-	1	-	-	-	5	-	
		6	-	0	58.2	2	0	-	-	-	2	-	-	-	6	-	
		7	-	0	58.2	2	0	-	-	-	2	-	-	-	7	-	
		8	-	0	22.5	1	0	-	-	-	1	-	-	-	8	-	
		9	-	0	5.8	1	0	-	-	-	1	-	-	-	9	-	
		10	-	0	11.6	1	0	-	-	-	1	-	-	-	10	-	
		11	-	0	11.6	1	0	-	-	-	1	-	-	-	11	-	
		12	-	0	13.4	1	0	-	-	-	1	-	-	-	12	-	
1	-	0	29.5	2	0	-	-	-	2	-	-	-	1	-			
2	-	0	45.0	2	0	-	-	-	2	-	-	-	2	-			
R-1F-26	主蒸気隔離弁用7キログラム窒													1	2	2	

○2.3条第4項 三 差動式スポット型、定温式スポット型又は構内式スポット型その他の複合式スポット型の感知器は、次に定めるところによること。  
 □ 感知器は、感知区域（それぞれ壁又は取付け面が0.4m以上突出した部分等）によって区画された部分をいう。以下同じ。）ごとに、感知器の種類及び取付け面の高さに応じた次の表で定める床面積につき一個以上の個数を、火災を有効に感知するように設けること。  
 ※1 取付け面が0.4m以上突出した梁等により区画  
 床面積  
 70m<sup>2</sup>  
 4m未満  
 4m以上～8m未満  
 35m<sup>2</sup>  
 4m以上～8m未満

【緩和策：全国消防長会中国支部編集 消防用設備等の技術基準】  
 ※3 取付け面が40cm以上1m未満の梁等により小さい感知区域が連続する場合は、15m<sup>2</sup>以内で2つ以上の感知区域を同一感知区域とすることができる。  
 ※4 取付け面が40cm以上1m未満の梁等により区画された5m<sup>2</sup>以下の小区画1つが隣接する場合は、当該小区画も含めて同一感知区域とすることができる。  
 【緩和策：日本火災報知機工業会 自動火災報知設備 工事基準書】  
 ※5 段違い部分を含む居室等の幅が6m未満であれば、当該居室等を同一感知区域とすることができる。  
 【日本火災報知機工業会 自動火災報知設備 工事基準書】  
 細長い居室等の場合  
 感知器を短辺が3m未満の細長い居室等に設ける場合は、歩行距離13mごとに1個以上設けること。  
 上記に記載のない消防法施行規則についても準拠して感知器を設置する。

その他エリアの火災感知器の配置を示した一覧表

部署番号	部署名称	区画	監視範囲 (m)	視野角 (°)	設置数	合計	備考	区画	天井高さ 20m未満	取付け高さ > 天井高さ x 0.8m	設置条件 感知器前と 背部の壁との距離 ≦1.0m	光軸と進行する壁 との距離 0.6~7.0m	光軸間距離 <14m	消防法設置数	設置数	合計	備考	
R-4F-01	原子炉建物ナレーティブフロア	21	45	100	4	4		21	20500	○	○	○	○	5	7	7	吹き口に1台設置	
		<p>夜感知器</p> <p>○2.3条第4項 七の四 夜感知器（通路の用に供される部分に取付けられるものを除く。）は、次に定めることによること。 □ 感知器は、壁によって区画された区域ごとに、当該区域の床面から高さ一・二メートルまでの空間（以下「監視空間」という。）の各部分から当該感知器までの距離が公称監視距離の範囲内となるように設けること。</p>		<p>光電式分離型感知器</p> <p>○2.3条第4項 七の三 光電式分離型感知器は、次に定めることによること。 □ 感知器を設置する区域の天井等（天井の室内に面する部分又は上層の床面又は層間の下面をいう。以下同じ。）の高さが二メートル以上の場所以外の場所に設けること。 ホ 感知器の光軸の高さが天井等の高さの八十分（一センチメートル）以上となるように設けること。 ト 感知器は、壁によって区画された区域ごとに、当該区域の各部分から一の光軸までの水平距離が七メートル以下となるように設けること。</p> 														

その他エリアの火災感知器の配置を示した一覧表

部屋番号	部屋名称	炎感知器					熱感知カメラ						
		区画	監視範囲 (m)	視野角 (°)	設置数	合計	備考	区画	監視範囲 (m)	視野角 (°)	設置数	合計	備考
Y-24A	原子炉補機海水ポンプ室 (取水槽)	1	45	100	4	4		1	100	90	4	4	
Y-24B	原子炉補機海水ポンプ室 (取水槽)	1	45	100	3	3		1	100	90	3	3	
Y-24C	原子炉補機海水ポンプ室 (取水槽)	1	45	100	2	2		1	100	90	2	2	
Y-25	循環水ポンプ室 (取水槽)	1	45	100	4	4		1	100	90	10	10	
Y-26	原子炉補機海水ストレーナ室 (取水槽)	1	45	100	5	5		1	100	90	6	6	
Y-32	0-列リースクリュー設置室(1)	1	45	100	2	2		1	100	90	2	2	
Y-33	0-列リースクリュー設置室(2)	1	45	100	2	2		1	100	90	2	2	
Y-34	0-列リースクリュー設置室(3)	1	45	100	1	1		1	100	90	2	2	
Y-35	0-列リースクリュー設置室(4)	1	45	100	1	1		1	100	90	2	2	
Y-36	0-列リースクリュー設置室(5)	1	45	100	2	2		1	100	90	2	2	
Y-37	0-列リースクリュー設置室(6)	1	45	100	2	2		1	100	90	2	2	

○23条第4項 七の四 炎感知器（道路の用に供される部分に設けられるものを除く。）は、次に定めるところによること。  
 □ 感知器は、壁によつて区画された区域と、当該区域の床面から高さ一・二メートルまでの空間（以下「監視空間」という。）の各部分から当該感知器までの距離が公称監視距離の範囲内となるように設けること。

○熱感知器と同等の機能を有する機器  
 (消防法施行規則第23条第4項対象外)

その他エリアの火災感知器の配置を示した一覧表

部屋番号	部屋名称	火感知器				熱感知カメラ							
		区画	監視範囲(m)	視野角(°)	設置数	合計	備考	区画	監視範囲(m)	視野角(°)	設置数	合計	備考
Y-39	軽油タンクエリア	①	45	100	2	2		①	100	90	2	2	
Y-40	軽油タンク燃料トレンチ	①	45	100	7	7		①	100	90	7	7	

○ 2.3 条第 4 項 七の四 火感知器（道路の用に供せられる部分に設けられるものを除く。）は、次に定める  
 ところによること。  
 □ 感知器は、壁および区画された区域ごとに、当該区域の床面から高さ一・二メートルまでの空間  
 （以下「監視空間」という。）の各部分から当該感知器までの距離が公称監視距離の  
 範囲内なるように設けること。  
 上記に記載のない消法施行規則についても準拠して感知器を設置する。

○ 熱感知器と同等の機能を有する機器  
 （消法施行規則第 2.3 条第 4 項対象外）

その他エリアの火災感知器の配置を示した一覧表

部屋番号	部屋名称	熱感知器					炎感知器					備考	合計	設置数	視野角 (°)	監視範囲 (m)	区画	合計	備考	設置数	視野角 (°)	監視範囲 (m)	区画	合計	
		設置数 ※1	4m未満 4m以上 8m未満	8m以上 8m以上	区画面積 (m <sup>2</sup> )	消防火 設置数	梁高さ 0.4m以上 1m未満	避難距離※3 <15m <sup>2</sup>	避難距離※4 15m <sup>2</sup> 以上 6m未満	緩和策 適用数	設置数														設置数
Y-15	A-DEG燃料貯蔵タンク室	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	3	1	60	1	60	90	3	3	3	
Y-16	HPCS-DEG燃料貯蔵タンク室	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	3	1	60	1	60	90	3	3	3	
Y-17	A-2-DEG燃料貯蔵タンク室	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	3	1	60	1	60	90	3	3	3	
Y-18	A-DEG燃料移送ボンプ室	1	○	-	-	10.1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	60	1	60	90	1	1	1	
Y-23	HPCS-DEG燃料移送ボンプ室	1	○	-	-	17.6	1	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	60	1	60	90	1	1	1	
Y-38	緊急時対策用燃料地下タンク室 (屋外)	1	-	○	-	42.0	1	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	60	1	60	90	2	2	2	
Y-70	B-DEG燃料貯蔵タンク室(1)	1	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	3	3	1	60	1	60	90	3	3	3	
Y-71	B-DEG燃料貯蔵タンク室(2)	1	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	3	3	1	60	1	60	90	3	3	3	
Y-72	B-DEG燃料貯蔵タンク室(3)	1	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	3	3	1	60	1	60	90	3	3	3	

○2.3 条第 4 項 三 差動式ボット型、定温式ボット型又は種積式ボット型その他の除煙合式ボット型の感知器は、次に定めることによること。  
 □ 感知器は、感知区域（それぞれ煙又は取付け面が50.4m<sup>2</sup>以上突出しはり等によって区画された部分を除く。以下同じ。）ごとに、感知器の種別及び取付け面の高さに応じて次の表で定める床面積につき一個以上の個数を、火災を有効に感知するように設けること。  
 ※1 取付け面が50.4m<sup>2</sup>以上突出した梁等により区画  
 床面積  
 4m<sup>2</sup>未満 70m<sup>2</sup>  
 4m以上～8m未満 35m<sup>2</sup>  
 4m以上～8m未満 35m<sup>2</sup>

【緩和策：全国消防長会中国支部編集 消防用設備等の技術基準】  
 ※3 取付け面から40cm以上1m未満の梁等により小さい感知区域が連続する場合は、15m<sup>2</sup>以内で2つ以上の感知区域を同一感知区域とすることができる。  
 ※4 取付け面から40cm以上1m未満の梁等により区画された5m<sup>2</sup>以下の小区画1つが隣接する場合は、当該小区画も含めて同一感知区域とすることができる。  
 【緩和策：日本火災報知機工業会 自動火災報知設備 工事基準書】  
 ※5 段違い部分を含む居室等の幅が6m未満であれば、当該居室等を同一感知区域とすることができる。  
 【日本火災報知機工業会 自動火災報知設備 工事基準書】  
 細長い居室等の場合  
 感知器を短辺が3m未満の細長い居室等に設ける場合は、歩行距離13mごとに1個以上設けること。  
 上記に記載のない消防法施行規則についても準拠して感知器を設置する。

○2.3 条第 4 項 七の四 炎感知器（煙路の用に供せられる部分に設けられるものを除く。）は、次に定めることによること。  
 □ 感知器は、壁によって区画された区域ごとに、当該区域の床面積の高さ一メートルまでの空間（以下「監視空間」という。）の各部分から当該感知器までの距離が公称監視距離の範囲内となるように設けること。

別紙 3  
火災感知器を設置しないエリアについて

## 1. 所員用エアロック

所員用エアロックは、照明設備以外の発火源となる可燃物が設置されておらず、可燃物管理により可燃物を持ち込まない運用とする上、通常時（プラント運転中）は、ハッチにて閉鎖され、所員用エアロック内は窒素ガスが封入され雰囲気の不活性化されていること、また、所員用エアロック内に充電部をなくすよう照明の電源を「切」運用としていることから、火災が発生するおそれはない。

また、ハッチ開放時は隣接する所員用エアロック室の火災感知器にて感知が可能である。したがって、所員用エアロックには火災感知器を設置しない設計とする。所員用エアロックの概要を図1に示す。

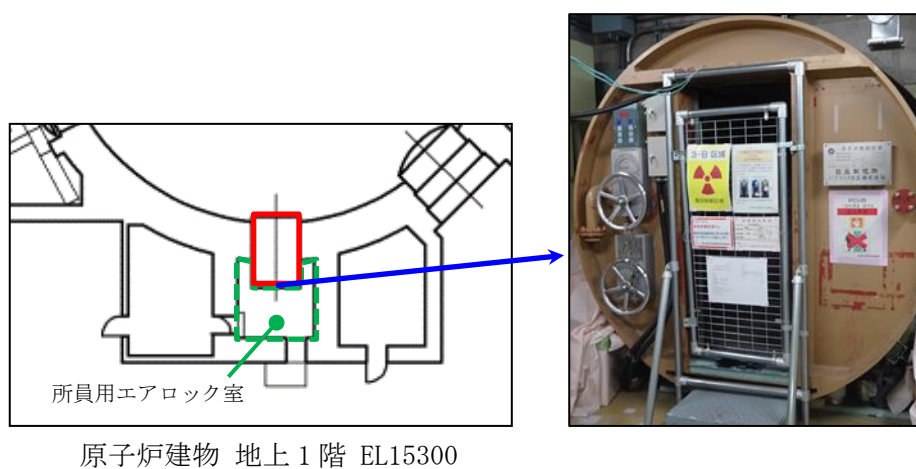


図1 所員用エアロックの概要

## 2. 燃料プール

燃料プールについては内部が水で満たされており、火災が発生するおそれはない。

したがって、燃料プールには火災感知器を設置しない設計とする。

なお、燃料プール上部の原子炉建物オペレーティングフロアには、光電分離型煙感知器及び炎感知器を設置する。

燃料プールの概要を図2に示す。

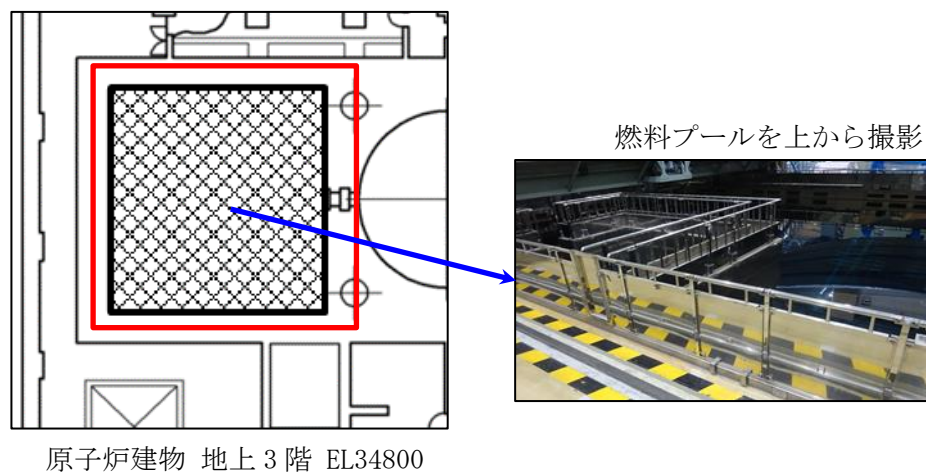


図2 燃料プールの概要



### 3. 機器搬出入用ハッチ室

機器搬出入用ハッチ室は、照明設備以外の発火源となる可燃物が設置されておらず、可燃物管理により可燃物を持ち込まない運用とする上、通常コンクリートハッチにて閉鎖されていること、機器搬出入用ハッチ室内に充電部をなくすよう照明電源を「切」運用としていることから、火災が発生するおそれはない。

また、ハッチ開放時は通路の火災感知器にて感知が可能である。

したがって、機器搬出入用ハッチ室には火災感知器を設置しない設計とする。

#### 3.1. 配管ダクト

配管ダクトは、照明設備以外の発火源となる可燃物が設置されておらず、可燃物管理により可燃物を持ち込まない運用とする上、通常コンクリートハッチ等にて閉鎖されていること、また、配管ダクト内に充電部をなくすよう照明電源を「切」運用としていることから、火災が発生するおそれはない。

したがって、配管ダクトには火災感知器を設置しない設計とする。

配管ダクトの概要を図3に示す。

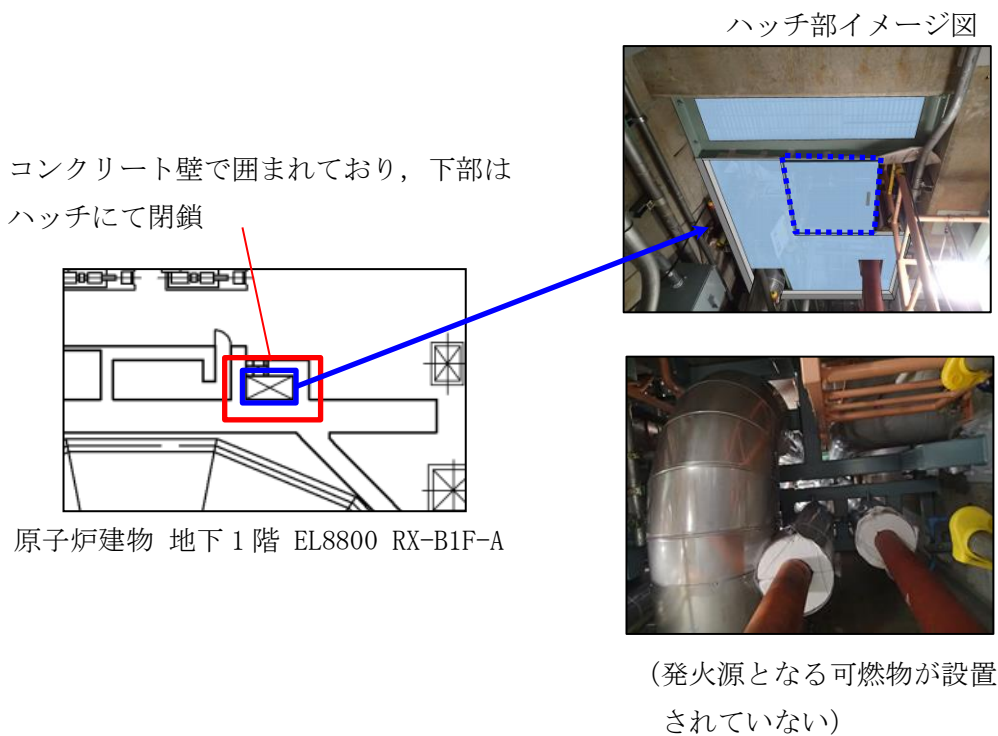


図3 配管ダクトの概要

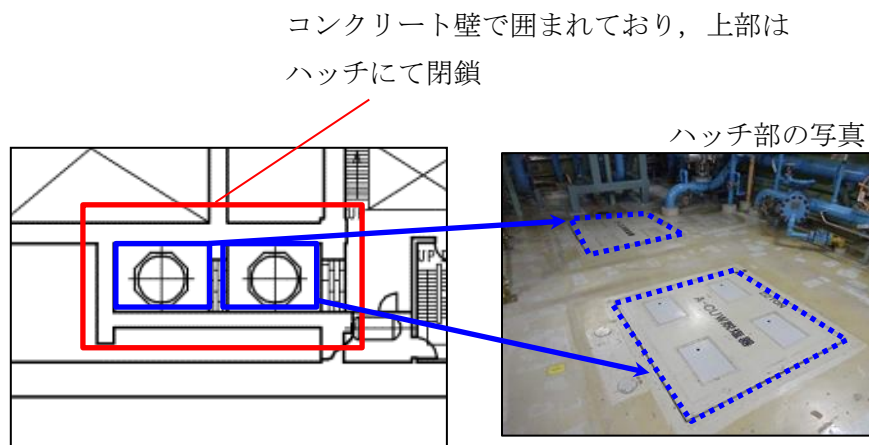
### 3.2. CUW 脱塩器室

CUW 脱塩器室は、照明設備以外の発火源となる可燃物が設置されておらず、可燃物管理により可燃物を持ち込まない運用とする上、通常コンクリートハッチ等にて閉鎖されていること、また、CUW 脱塩器室内に充電部をなくすよう照明電源を「切」運用としていることから、火災が発生するおそれはない。

また、ハッチ開放時は通路の火災感知器にて感知が可能である。

したがって、CUW 脱塩器室には火災感知器を設置しない設計とする。

CUW 脱塩器室の概要を図4に示す。



原子炉建物 地上中2階 EL30500 RX-M2F-A

図4 CUW 脱塩器室の概要

### 3.3. CUW ろ過脱塩器室・FPC ろ過脱塩器室

CUW ろ過脱塩器室・FPC ろ過脱塩器室は、照明設備以外の発火源となる可燃物が設置されておらず、可燃物管理により可燃物を持ち込まない運用とする上、通常コンクリートハッチ等にて閉鎖されていること、また、CUW ろ過脱塩器室・FPC ろ過脱塩器室内に充電部をなくすよう照明電源を「切」運用としていることから、火災が発生するおそれはない。

また、ハッチ開放時は通路の火災感知器にて感知が可能である。

したがって、CUW ろ過脱塩器室・FPC ろ過脱塩器室には火災感知器を設置しない設計とする。

CUW ろ過脱塩器室・FPC ろ過脱塩器室の概要を図5に示す。

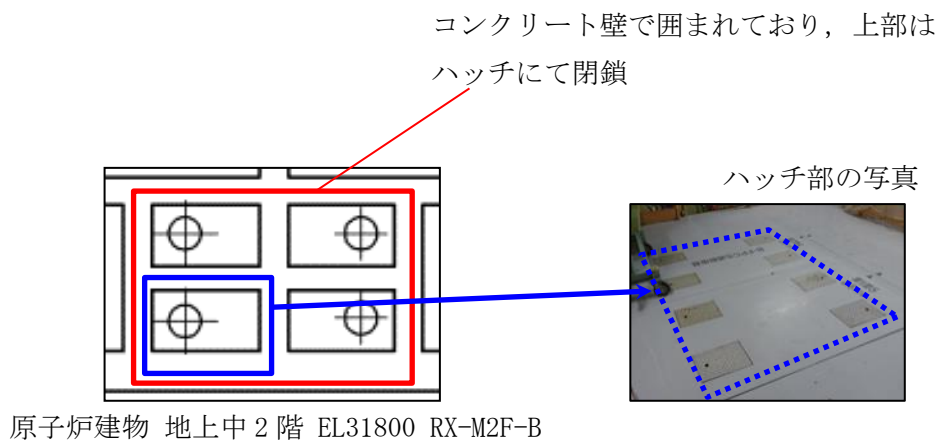


図5 CUW ろ過脱塩器室・FPC ろ過脱塩器室の概要

### 3.4. キャスク除染ピット

キャスク除染ピットは、照明設備以外の発火源となる可燃物が設置されておらず、可燃物管理により可燃物を持ち込まない運用とする上、通常コンクリートハッチ等にて閉鎖されていること、また、キャスク除染ピット内に充電部をなくすよう照明電源を「切」運用としていることから、火災が発生するおそれはない。

また、ハッチ開放時は通路の火災感知器にて感知が可能である。

したがって、キャスク除染ピットには火災感知器を設置しない設計とする。

キャスク除染ピットの概要を図6に示す。

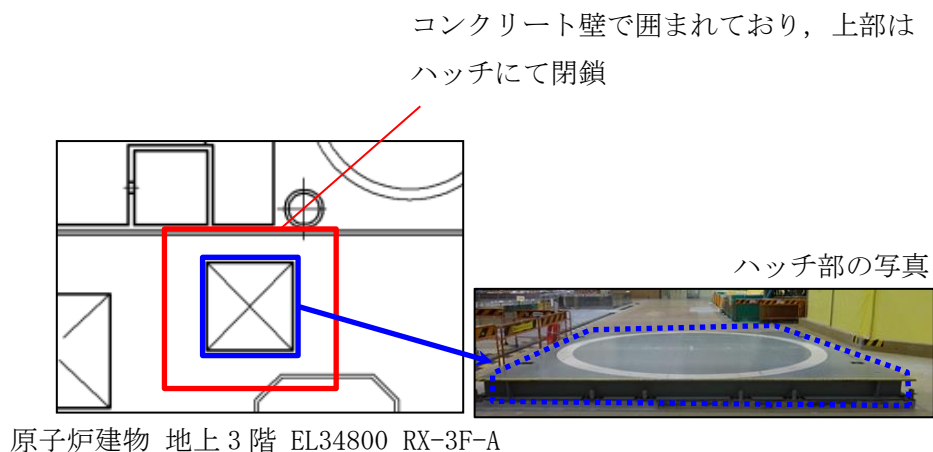


図6 キャスク除染ピットの概要

#### 4. 消防法又は建築基準法に基づく火災感知器を設置する区域のうち火災感知器を設置しない場所

##### 4.1. タンク室等の施錠管理されている場所

タンク室等については、照明設備以外の発火源となる可燃物が設置されておらず、可燃物管理により可燃物を持ち込まない運用とする上、施錠管理すること、また、タンク室等内に充電部をなくすよう照明電源を「切」運用としていることから、火災が発生するおそれはない。

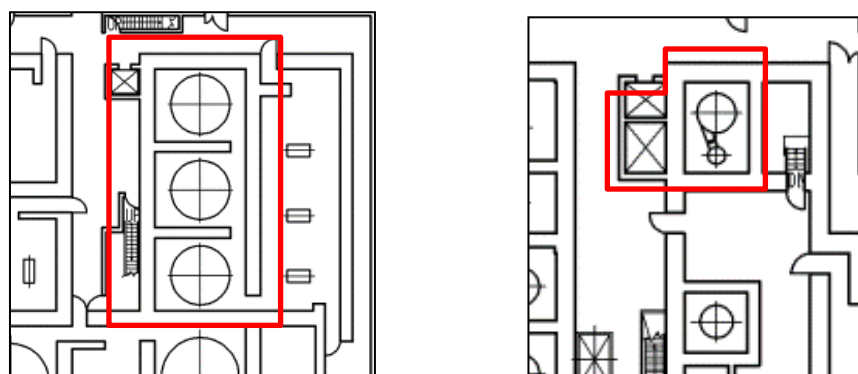
したがって、タンク室等には火災感知器を設置しない設計とする。

##### 4.1.1. 濃縮廃液タンク室・ダクトシャフト・化学廃液濃縮器室

濃縮廃液タンク室・ダクトシャフト・化学廃液濃縮器室は、照明設備以外の発火源となる可燃物が設置されておらず、可燃物管理により可燃物を持ち込まない運用とする上、施錠管理すること、また、濃縮廃液タンク室・ダクトシャフト・化学廃液濃縮器室内に充電部をなくすよう照明電源を「切」運用としていることから、火災が発生するおそれはない。

したがって、濃縮廃液タンク室・ダクトシャフト・化学廃液濃縮器室には火災感知器を設置しない設計とする。

濃縮廃液タンク室・ダクトシャフト・化学廃液濃縮器室の概要を図7に示す。



廃棄物処理建物 地下2階 EL3000 RWB-B2F-A 廃棄物処理建物 地上2階 EL22100 RWB-B2F-A

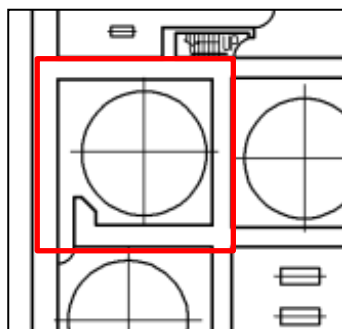
図7 濃縮廃液タンク室・ダクトシャフト・化学廃液濃縮器室の概要

#### 4.1.2. 原子炉浄化スラッジ貯蔵タンク室

原子炉浄化スラッジ貯蔵タンク室は、照明設備以外の発火源となる可燃物が設置されておらず、可燃物管理により可燃物を持ち込まない運用とする上、施錠管理すること、また、原子炉浄化スラッジ貯蔵タンク室内に充電部をなくすよう照明電源を「切」運用としていることから、火災が発生するおそれはない。

したがって、原子炉浄化スラッジ貯蔵タンク室には火災感知器を設置しない設計とする。

原子炉浄化スラッジ貯蔵タンク室の概要を図8に示す。



廃棄物処理建物 地下2階 EL3000 RWB-B2F-B

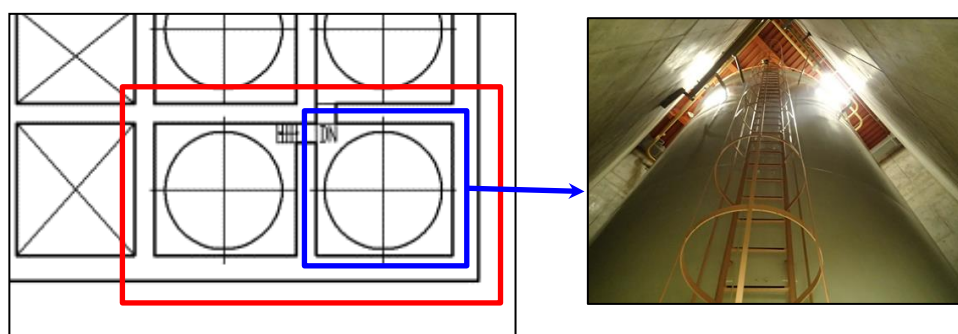
図8 原子炉浄化スラッジ貯蔵タンク室の概要

#### 4.1.3. 原子炉浄化樹脂貯蔵タンク室

原子炉浄化樹脂貯蔵タンク室は、照明設備以外の発火源となる可燃物が設置されておらず、可燃物管理により可燃物を持ち込まない運用とする上、施錠管理すること、また、原子炉浄化樹脂貯蔵タンク室内に充電部をなくすよう照明電源を「切」運用とされていることから、火災が発生するおそれはない。

したがって、原子炉浄化樹脂貯蔵タンク室には火災感知器を設置しない設計とする。

原子炉浄化樹脂貯蔵タンク室の概要を図9に示す。



廃棄物処理建物 地下1階 EL8800 RWB-B1F-A

図9 原子炉浄化樹脂貯蔵タンク室の概要

#### 4.2. 配管室等のコンクリートハッチ等にて閉鎖されている場所

配管室等については、照明設備以外の発火源となる可燃物が設置されておらず、可燃物管理により可燃物を持ち込まない運用とする上、通常コンクリートハッチ等にて閉鎖されていること、また、配管室等内に充電部をなくすよう照明電源を「切」運用としていることから、火災が発生するおそれはない。

また、ハッチ開放時は通路の火災感知器にて感知が可能である。  
したがって、配管室等には火災感知器を設置しない設計とする。

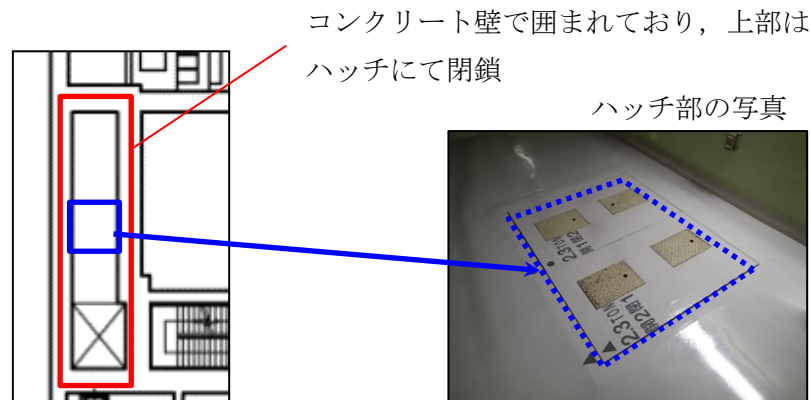
##### 4.2.1. 西側配管室・原子炉建物連絡配管室

西側配管室・原子炉建物連絡配管室は、照明設備以外の発火源となる可燃物が設置されておらず、可燃物管理により可燃物を持ち込まない運用とする上、通常コンクリートハッチ等にて閉鎖されていること、また、西側配管室・原子炉建物連絡配管室内に充電部をなくすよう照明電源を「切」運用としていることから、火災が発生するおそれはない。

また、ハッチ開放時は通路の火災感知器にて感知が可能である。

したがって、西側配管室・原子炉建物連絡配管室には火災感知器を設置しない設計とする。

西側配管室・原子炉建物連絡配管室の概要を図10に示す。



廃棄物処理建物 地上2階 EL22100 RWB-B1F-B

図10 西側配管室・原子炉建物連絡配管室の概要



#### 4.2.2. A-床ドレン濃縮器室及びB-床ドレン濃縮器室

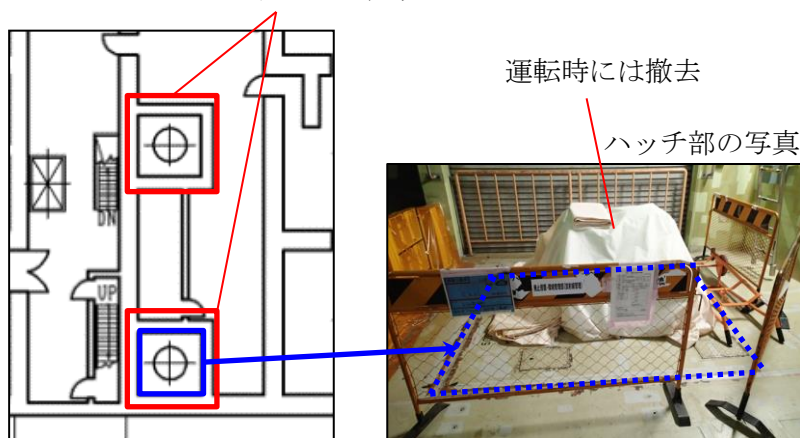
A-床ドレン濃縮器室及びB-床ドレン濃縮器室は、照明設備以外の発火源となる可燃物が設置されておらず、可燃物管理により可燃物を持ち込まない運用とする上、通常コンクリートハッチ等にて閉鎖されていること、また、A-床ドレン濃縮器室及びB-床ドレン濃縮器室内に充電部をなくすよう照明電源を「切」運用としていることから、火災が発生するおそれはない。

また、ハッチ開放時は通路の火災感知器にて感知が可能である。

したがって、A-床ドレン濃縮器室及びB-床ドレン濃縮器室には火災感知器を設置しない設計とする。

A-床ドレン濃縮器室及びB-床ドレン濃縮器室の概要を図11に示す。

コンクリート壁で囲まれており、上部はハッチにて閉鎖



廃棄物処理建物 地上2階 EL22100 RWB-2F-A 及び RWB-2F-B

図11 A-床ドレン濃縮器室及びB-床ドレン濃縮器室の概要

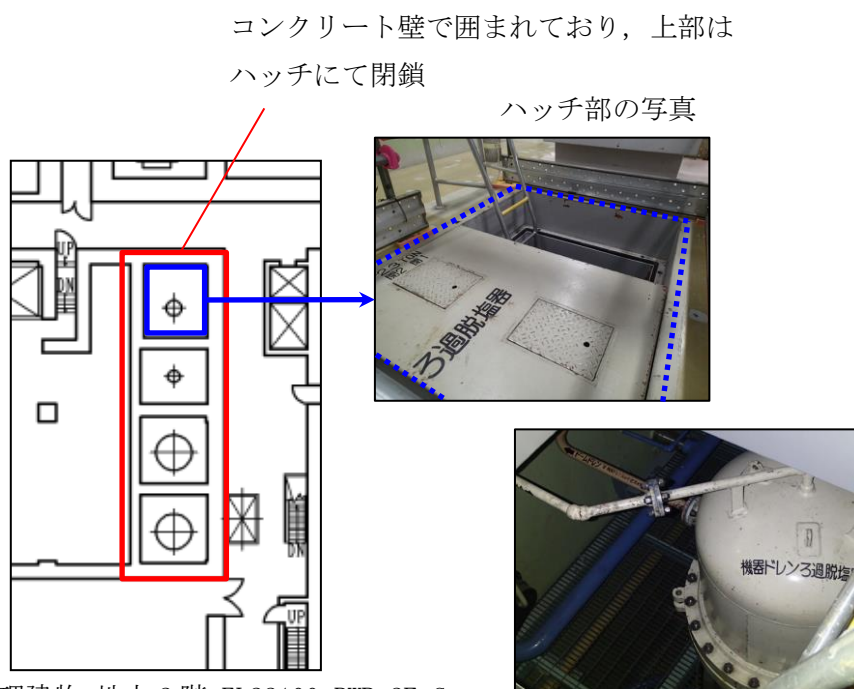
#### 4.2.3. 機器ドレンろ過脱塩器室・凝縮水ろ過脱塩器室・機器ドレン脱塩器室・凝縮水脱塩器室

機器ドレンろ過脱塩器室・凝縮水ろ過脱塩器室・機器ドレン脱塩器室・凝縮水脱塩器室は、照明設備以外の発火源となる可燃物が設置されておらず、可燃物管理により可燃物を持ち込まない運用とする上、通常コンクリートハッチ等にて閉鎖されていること、また、機器ドレンろ過脱塩器室・凝縮水ろ過脱塩器室・機器ドレン脱塩器室・凝縮水脱塩器室内に充電部をなくすよう照明電源を「切」運用としていることから、火災が発生するおそれはない。

また、ハッチ開放時は通路の火災感知器にて感知が可能である。

したがって、機器ドレンろ過脱塩器室・凝縮水ろ過脱塩器室・機器ドレン脱塩器室・凝縮水脱塩器室には火災感知器を設置しない設計とする。

機器ドレンろ過脱塩器室・凝縮水ろ過脱塩器室・機器ドレン脱塩器室・凝縮水脱塩器室の概要を図 12 に示す。



廃棄物処理建物 地上 2 階 EL22100 RWB-2F-C

図 12 機器ドレンろ過脱塩器室・凝縮水ろ過脱塩器室・機器ドレン脱塩器室  
・凝縮水脱塩器室の概要

#### 4.2.4. 復水ろ過脱塩器室

復水ろ過脱塩器室は、照明設備以外の発火源となる可燃物が設置されておらず、可燃物管理により可燃物を持ち込まない運用とする上、通常コンクリートハッチ等にて閉鎖されていること、また、復水ろ過脱塩器室内に充電部をなくすよう照明電源を「切」運用としていることから、火災が発生するおそれはない。

また、ハッチ開放時は通路の火災感知器にて感知が可能である。

したがって、復水ろ過脱塩器室には火災感知器を設置しない設計とする。

復水ろ過脱塩器室の概要を図 13 に示す。

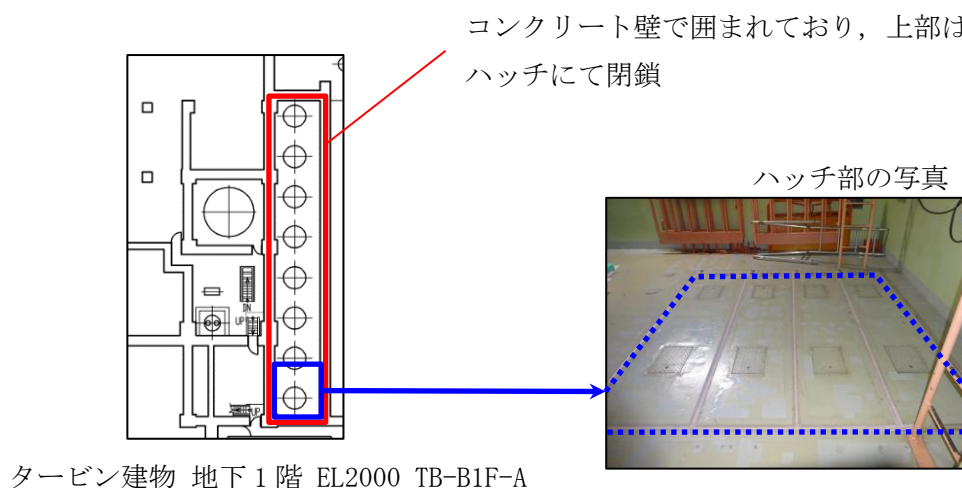


図 13 復水ろ過脱塩器室の概要

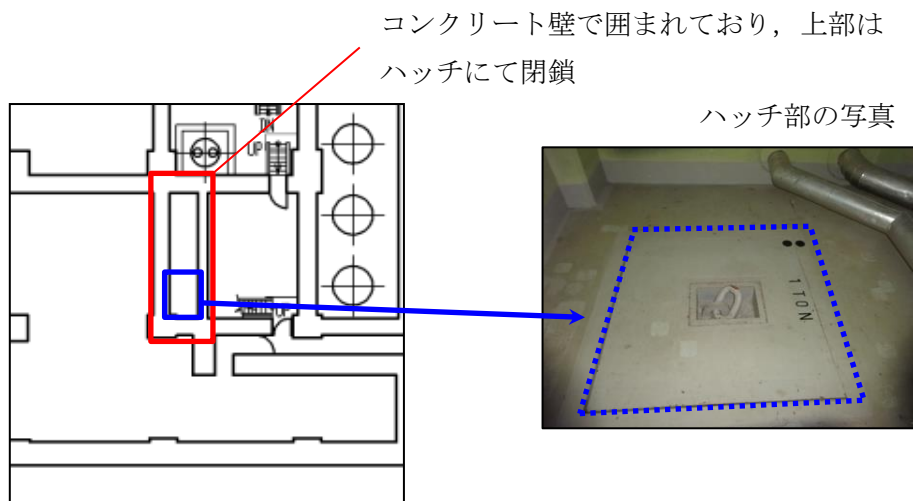
#### 4.2.5. RW 系配管室

RW 系配管室は、照明設備以外の発火源となる可燃物が設置されておらず、可燃物管理により可燃物を持ち込まない運用とする上、通常コンクリートハッチ等にて閉鎖されていること、また、RW 系配管室内に充電部をなくすよう照明電源を「切」運用としていることから、火災が発生するおそれはない。

また、ハッチ開放時は通路の火災感知器にて感知が可能である。

したがって、RW 系配管室には火災感知器を設置しない設計とする。

RW 系配管室の概要を図 14 に示す。



タービン建物 地下 1 階 EL2000 TB-B1F-B

図 14 RW 系配管室の概要

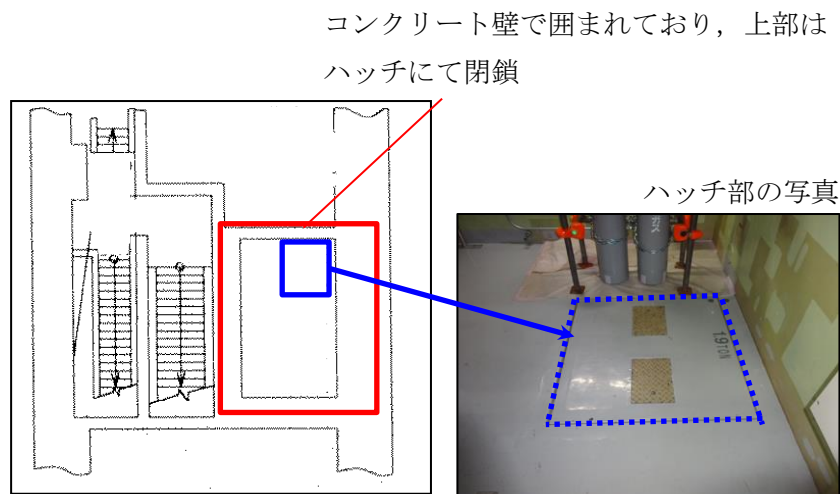
#### 4.2.6. 排ガス処理系配管室

排ガス処理系配管室は、照明設備以外の発火源となる可燃物が設置されておらず、可燃物管理により可燃物を持ち込まない運用とする上、通常コンクリートハッチ等にて閉鎖されていること、また、排ガス処理系配管室内に充電部をなくすよう照明電源を「切」運用としていることから、火災が発生するおそれはない。

また、ハッチ開放時は通路の火災感知器にて感知が可能である。

したがって、排ガス処理系配管室には火災感知器を設置しない設計とする。

排ガス処理系配管室の概要を図 15 に示す。



タービン建物 地上1階 EL5500 TB-1F-A

図 15 排ガス処理系配管室の概要

#### 4.2.7. キャスク除染ピット

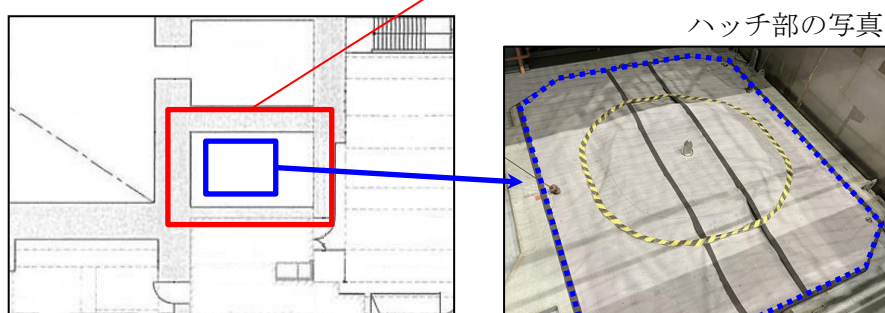
キャスク除染ピットは、照明設備以外の発火源となる可燃物が設置されておらず、可燃物管理により可燃物を持ち込まない運用とする上、通常コンクリートハッチ等にて閉鎖されていること、また、キャスク除染ピット内に充電部をなくすよう照明電源を「切」運用としていることから、火災が発生するおそれはない。

また、ハッチ開放時は通路の火災感知器にて感知が可能である。

したがって、キャスク除染ピットには火災感知器を設置しない設計とする。

キャスク除染ピットの概要を図 16 に示す。

コンクリート壁で囲まれており、上部はハッチにて閉鎖



サイトバンカ建物 地上2階 EL14100 SB-2F-A

図 16 キャスク除染ピットの概要

#### 4.2.8. ろ過脱塩器室

ろ過脱塩器室は、照明設備以外の発火源となる可燃物が設置されておらず、可燃物管理により可燃物を持ち込まない運用とする上、通常コンクリートハッチ等にて閉鎖されていること、また、ろ過脱塩器室内に充電部をなくすよう照明電源を「切」運用としていることから、火災が発生するおそれはない。

また、ハッチ開放時は通路の火災感知器にて感知が可能である。

したがって、ろ過脱塩器室には火災感知器を設置しない設計とする。

ろ過脱塩器室の概要を図 17 に示す。

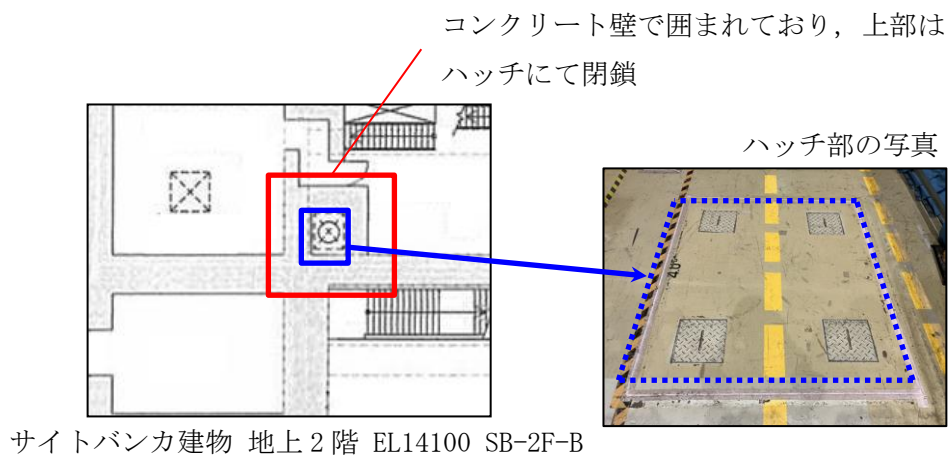


図 17 ろ過脱塩器室の概要

補足説明資料 5-1  
火災防護に関する説明書に記載する火災防護計画書に定め  
管理する事項について



## 1. 目的

本資料は、VI-1-1-8 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書において、火災防護計画書に定め管理する事項を整理するため、補足説明資料として添付するものである。

## 2. 内容

火災防護に関する説明書の1項～7項において、火災防護計画書に定め管理する事項を次頁以降の表に整理するとともに、火災防護に関する説明書の「8. 火災防護計画」の該当項目を整理した。

表1 火災防護に関する説明書における「火災防護計画」にて管理する事項について(1/3)

火災防護に関する説明書の記載頁	「8. 火災防護計画」に記載する事項の詳細内容	「8. 火災防護計画」の該当項
6	また、火災防護上重要な機器等は、火災の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づき、必要な火災防護対策を講じることを「8. 火災防護計画」に定める。	8.2(1)
9	発電用原子炉施設の重大事故等対処施設は、火災の発生防止、火災の早期感知及び消火に必要な火災防護対策を講じることを「8. 火災防護計画」に定める。	8.2(1)
9	また、可搬型重大事故等対処設備に対する火災防護対策についても「8. 火災防護計画」に定める。	8.3
9	屋外の火災区域の設定に当たっては、火災区域外への延焼防止を考慮し、資機材管理、火気作業管理、危険物管理、可燃物管理及び巡視を行う。上記については、火災防護計画に定めて、管理する。	8.2(2)
51	イ. ディーゼル発電機燃料貯蔵タンクは、非常用ディーゼル発電機2台及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機1台を7日間連続運転するために必要な量(約700m <sup>3</sup> )を考慮し、貯蔵量は約822m <sup>3</sup> 以下とする。	8.2(3)
51	ロ. ディーゼル発電機燃料タンクは、非常用ディーゼル発電機を8日間連続運転するために必要な量(約13.0m <sup>3</sup> (高圧炉心スプレイ系は約7.5m <sup>3</sup> ))を考慮し、貯蔵量は約15.6m <sup>3</sup> (高圧炉心スプレイ系は約8.8m <sup>3</sup> )以下とする。	8.2(3)
51	ハ. ガスタービン発電機用軽油タンクは、ガスタービン発電機を7日間連続運転するために必要な量(約423m <sup>3</sup> )を考慮し、貯蔵量は約516m <sup>3</sup> 以下とする。	8.2(3)
51	ニ. ガスタービン発電機用サービスタンクは、ガスタービン発電機を2日間連続運転するために必要な量(約4.2m <sup>3</sup> )を考慮し、貯蔵量は約7.9m <sup>3</sup> 以下とする。	8.2(3)
51	ホ. 緊急時対策所用燃料地下タンクは、緊急時対策所用発電機を7日間連続運転するために必要な量(約3.6m <sup>3</sup> )を考慮し、貯蔵量は約45m <sup>3</sup> 以下とする。	8.2(3)
52	水素ガスボンベは、ボンベ使用時に作業員がボンベ元弁を開とし、通常時は元弁を閉とする運用又は、ボンベ使用時のみ必要量を建物に持ち込む運用について火災防護計画に定め管理することにより、水素ガスの漏えい及び拡大防止対策を講じる。	8.2(4)
52	格納容器雰囲気モニタ校正用水素ガスボンベは、ボンベ使用時に作業員がボンベ元弁を開とし、通常時は元弁を閉とする運用について火災防護計画に定め管理することにより、水素ガスの漏えい及び拡大防止対策を講じる。	8.2(5)
52	排ガス処理系H <sub>2</sub> 分析計校正用水素ガスボンベ及び化学分析用水素ガスボンベは常時、火災区域外に保管し、ボンベ使用時のみ必要量を建物に持ち込む運用について火災防護計画に定め管理することにより、水素ガスの漏えい及び拡大防止対策を講じる。	8.2(6)
54	万一、上記の送風機及び排風機が異常により停止した場合は、中央制御室に警報を発報する設計とし、送風機及び排風機が復帰するまでの間は、蓄電池に充電しない運用とする。	8.2(7)
55	水素ガスを貯蔵する水素ガスボンベは、運転に必要な量に留めるために、必要な本数のみを貯蔵することを火災防護計画に定めて、管理する。	8.2(8)

表 1 火災防護に関する説明書における「火災防護計画」にて管理する事項について (2/3)

火災防護に関する説明書の記載頁	「8. 火災防護計画」に記載する事項の詳細内容	「8. 火災防護計画」の該当項
55	このため、引火点が室内温度及び機器運転時の温度よりも高い潤滑油又は燃料油を使用すること並びに火災区域又は火災区画における有機溶剤を使用する場合の滞留防止対策について、火災防護計画に定めて、管理する。	8. 2 (9)
55	「工場電気設備防爆指針」に記載される可燃性の微粉が発生する設備及び静電気が溜まるおそれがある設備を設置しないことを火災防護計画に定めて、管理する。	8. 2 (10)
57	放射性物質を含んだ使用済イオン交換樹脂及び濃縮廃液は、固体廃棄物として処理を行うまでの間、金属製のタンクで保管する設計とする。	8. 2 (11)
57	放射性物質を含んだチャコールフィルタは、固体廃棄物として処理を行うまでの間、ドラム缶に収納し保管する設計とする。	8. 2 (12)
57	放射性物質を含んだH E P Aフィルタは固体廃棄物として処理を行うまでの間、不燃シートで養生し保管する設計とする。	8. 2 (13)
61	なお、原子炉格納容器内に設置する原子炉の安全停止に必要な機器等及び重大事故等対処施設は、不燃性又は難燃性の材料を使用し周辺には可燃物がないことを火災防護計画に定めて、管理する。	8. 2 (14)
75	そのため、原子炉格納容器内に設置する火災感知器は、起動時の窒素封入後に作動信号を除外する運用とする。	8. 2 (15)
80	(a) 機器搬出入用ハッチ室 機器搬出入用ハッチ室内に充電部をなくすよう照明電源を「切」運用としていないことから、火災が発生するおそれはない。 また、可燃物管理により可燃物を持ち込まない運用とする。	8. 2 (2)
80	(b) 所員用エアロック 所員用エアロック内に充電部をなくすよう照明の電源を「切」運用としていないことから、火災が発生するおそれはない。 また、可燃物管理により可燃物を持ち込まない運用とする。	8. 2 (2)
89	ニ. 気体廃棄物処理設備を設置する火災区域又は火災区画 (排気筒モニタ室を含む。) 加えて、消火活動の妨げとならないよう可燃物管理を行うことで、煙の発生を抑える設計とする。	8. 2 (16)
89	ホ. 液体廃棄物処理設備を設置する火災区域又は火災区画 加えて、消火活動の妨げとならないよう可燃物管理を行うことにより区域内の火災荷重を低く管理することで、煙の発生を抑える設計とする。	8. 2 (16)
89	ヘ. トーラス水受入タンクを設置する火災区域又は火災区画 加えて、消火活動の妨げとならないよう可燃物管理を行うことにより区域内の火災荷重を低く管理することで、煙の発生を抑える設計とする。	8. 2 (16)

表 1 火災防護に関する説明書における「火災防護計画」にて管理する事項について(3/3)

火災防護に関する説明書の記載頁	「8. 火災防護計画」に記載する事項の詳細内容	「8. 火災防護計画」の該当項
89	<p>ト. 新燃料貯蔵庫 加えて、消火活動の妨げとならないよう可燃物管理を行うことにより庫内の火災荷重を低く管理することで、煙の発生を抑える設計とする。</p>	8.2(16)
90	<p>チ. 固体廃棄物貯蔵所 加えて、消火活動の妨げとならないよう可燃物管理を行うことにより建物内の火災荷重を低く管理することで、煙の発生を抑える設計とする。</p>	8.2(16)
90	<p>リ. サイトバンカ建物 加えて、消火活動の妨げとならないよう可燃物管理を行うことにより建物内の火災荷重を低く管理することで、煙の発生を抑える設計とする。</p>	8.2(16)
90	<p>ス. 復水貯蔵タンク及び補助復水貯蔵タンクを設置する火災区域又は火災区画 加えて、消火活動の妨げとならないよう可燃物管理を行うことにより区域内の火災荷重を低く管理することで、煙の発生を抑える設計とする。</p>	8.2(16)
90	<p>ル. 可燃物が少なく、火災が発生しても煙が充満しない火災区域又は火災区画 可燃物が少なく、火災が発生しても煙が充満しない火災区域又は火災区画は、消火活動の妨げとならないよう可燃物管理を行うことにより区内の火災荷重を低く管理することで、煙の発生を抑える設計とする。</p>	8.2(16)
121	<p>火災により中央制御室制御盤 1 面の安全機能が喪失しても、原子炉を安全に停止するために必要な運転操作に必要な手順を管理する。</p>	8.2(17)
123	<p>火災により補助盤室制御盤 1 面の安全機能が喪失しても、原子炉を安全に停止するために必要な運転操作に必要な手順を管理する。</p>	8.2(17)
124	<p>なお、原子炉格納容器内での作業に伴う持込み可燃物については、持込み期間、可燃物量、持込み場所等、運用について火災防護計画に定めて、管理する。</p>	8.2(14)
124	<p>また、原子炉格納容器内の油内包設備、分電盤等については、金属製の管体やケーシングで構成すること、油を内包する点検用機器は通常電源を切る運用とすることによって、火災発生時においても火災防護対象機器等への火災の影響の低減を図る設計とする。</p>	8.2(18)
125	<p>また、上記に示す原子炉格納容器内での消火活動の手順については、火災防護計画に定めて、管理する。</p>	8.2(19)
180	<p>火災影響評価の評価方法及び再評価については、火災防護計画に定めて、管理する。</p>	8.2(20)
181	<p>火災区画(区画)特性表の作成及び更新については、火災防護計画にて定めて、管理する。</p>	8.2(21)